

学位論文

『満洲国』と『白系ロシア人』社会

— 教育政策、技術者育成政策に見る五族協和の実態 — 」

平成 30 年 3 月

ドミートリエヴァ・エレナ

岡山大学大学院

社会文化科学研究科

目次

	頁
序章 研究の課題	5
1. 先行研究の到達点と残された問題点、課題	5
2. 方法	8
3. 用語定義：「満洲国」、「白系ロシア人」、「五族協和」の用法	10
4. 資料問題	12
第1章 満洲国における白系ロシア人の位置付け —東洋人と西洋人の共存共栄・民族協和社会の実態—	14
1-1. 満洲国における白系ロシア人の状況	14
1. 満洲国における白系ロシア人社会の成因	14
2. 満洲国における白系ロシア人社会	15
2.1 分散定住地	16
2.2 白系ロシア人の都市人口	19
2.3 ハルビンの特性：国際化と経済	21
2.4 ハルビンの白系ロシア人の経済状況： 職業・事業・月収・生計・貧民	25
3. 満洲国におけるロシア語の世界	32
1-2. 満洲国行政と白系ロシア人社会との連絡	35
1. 白系露人事務局の存在意義 — 満洲国行政と白系露人事務局行政：二重行政問題—	35
2. 満洲国に対する白系ロシア人の期待	50
第2章 「新学制」導入前の白系ロシア人教育の実態（1933~37年） —満洲国における旧帝政ロシアの教育制度の存続—	53
2-1. ハルビン市内・郊外における白系ロシア人学校の実態： 小・中学校	53
1. 学校数、教員数、学生数	53
2. 補助金	62
3. 学校の種類	67

2-2. ロシア式教育制度	72
1. 学年制度	72
2. 科目	73
3. 教育方針	76
4. ロシア正教と学校：「神学」科	79
4.1. 白系ロシア人生活と一般教育におけるロシア正教の意義	79
4.2 「神学」科	83
5. 教科書	85
2-3. 白系ロシア人職業教育と高等教育の実態：存続・閉鎖問題	90
1. 職業教育、校数と種類、教員数、学生数	90
2. 高等教育、学校数と種類、教育内容	97
2.1 教育大学	97
2.2 法科大学	98
2.3 キリスト教青年会立北満工業大学	99
2.4 聖ウラジーミル学院	100
2.5 鉄道専門学校	103
2.6 白系露人事務局設立商科大学	104
2.7 高等教育学校の校舎の運命	
第3章 「新学制」導入と白系ロシア人教育（1936～45年）	
—満洲国の教育政策の右往左往—	108
3-1. 「新学制」導入準備と問題点（1936～37年）	108
1. 「新学制」について	108
1.1 「新学制」を巡る先行研究	116
2. 白系ロシア人一般学校への「新学制」導入問題	124
2.1 当局による白系ロシア人教育の評価	124
2.2 「新学制」導入の動きと問題点	130
2.3 白系ロシア人中学校校長特別会議の記録書	132
2.4 在プラハ市白系ロシア人教育家委員会宛の密書	134
3. 白系ロシア人の抵抗と満洲国当局側の対応	136
4. 「新学制」と宗教教育：「神学」科の教授問題	
—在満ロシア正教会及び白系ロシア人社会の反発—	143
4.1 道徳教育を巡る反発当初	143
4.2 道徳教育を巡る反発の再燃	147

4.3 日本国民の道德教育の基礎	152
4.4 満洲国の王道主義と国民教育	153
4.5 「神学」科教授の廃除希望の理由	157
3-2. 「新学制」実施の第一段階：一般学校の実態と存続問題 （1938～39年）	161
1. 白系ロシア人学校における教育制度・内容の変化	161
1.1 「国民道德」科	161
1.2 日本語義務的学習	166
1.3 男女別教育制度導入	167
1.4 「新学制」と宗教教育：「神学」科の教授問題	167
2. 地方の現状：ハルビン郊外中学校問題不満：満洲里市	172
3. 高等教育学校の再編問題と白系ロシア人社会の不満	174
3-3. 「新学制」実施の第二段階（1940年代）	178
1. 1942年の満洲国協和会大会と白系ロシア人教育問題	182
1.1 学校の休暇問題：白系ロシア人の特性	182
1.2 国民道德の教科書と教員不足問題	183
第4章 「新学制」実施産物の建国大学における白系ロシア人： —日本語の環境における五族協和の実践場所—	186
4-1. 建国大学への入学	187
1. 建国大学とは	188
2. 入学募集過程と入学試験	190
2.1 志願者募集	190
2.2 第1次試験	193
2.3 第2次試験	196
2.4 合格者たち	199
2.5 合格者たちの志望動機	204
4-2 在学中の共同生活・学習環境	208
1. 第1期生が共同生活と学習環境について	208
2. チェウソフの建国大学：塾生活・日本語学習などの回想	216
2.1 塾の雰囲気と共同生活について	216
2.2 官吏になる天命	221
3. 日本語教授と塾頭が見た白系ロシア人学生：日本語学習	223

3.1 入学直後の日本語能力	223
3.2 白系ロシア人学生と日本語学習	225
3.3 塾における諸民族との生活・塾の日本語使用・塾内行為	230
4-3. 建国大学卒業・大同学院進学・進路	232
1. 卒業論文・建国大学第1回卒業式	232
2. 大同学院と任命	234
3. 進路	235
第5章 「新学制」実施産物の技術者養成教育機関と白系ロシア人： —ロシア語による技術教育—	240
5-1. 満洲国産業開発五ヶ年計画と技術教育の計画	240
5-2. 北満学院	243
1. 設立経緯、教育内容、進路：(商学部、工学部)	243
2. 北満学院に対する白系ロシア人社会の不満	244
5-3. 哈爾濱鉍工技術養成所 —満洲国の技術者教育政策の朝礼暮改—	248
1. 哈爾濱鉍工技術養成所の設立と意義	251
1.1 設立経緯、学科(機械科、電気科、採鉍科)、教育内容	253
1.2 白系ロシア人の対養成所の評判	253
2. 哈爾濱鉍工技術養成所の存続問題：運営問題	255
2.1 問題発生：入所生の減少と解決案	255
2.2 電気科・鉍学科の廃止問題	258
3. 穆稜炭鉍株式会社と満洲国当局、関東軍	260
3.1 穆稜炭鉍株式会社について	260
3.2 スキデルスキーと満洲国当局、関東軍	262
終章 結論と今度の課題	266
参考史料・文献	269
図1 新学制学校体系表	278

序章 研究の課題

1932年に満洲国が建設された後、新しい政権は満洲国の国民形成をはじめ、在満白系ロシア人を国民として扱う方針を決定した。これに対して、満洲国政体を受け止めなかった白系ロシア人の一部は満洲国を出国したり、国外へ追放されたりしたが、6万人以上の白系ロシア人は種々の理由で残ることになった。西洋へ亡命した白系ロシア人の研究者によれば、ソ連政体の強化とともに、白系ロシア人の帝政ロシア復活の希望が薄くなり、1920年代末にソ連体制の崩壊は無駄に近いというような客観的な現状の理解・意識が白系ロシア人の間に広がっていた。同じような意識は満洲国の白系ロシア人の間に広がっていたため、彼らの多くは満洲国建国に伴った新しい事情に順応するという賢明な決断に至った。特に、満州生まれの白系ロシア人青少年は、ロシアではなく、満州本土が故郷になった。満洲の事情しか体験していない彼らは満洲国が提供した教育と就職チャンスを利用し、新国家の社会の中で自己実現を目指していた。そこから、白系ロシア人年長者は満洲国の新政権の条件を受け入れながら、日本語学習に力を注いだ一方、自らのアイデンティティを保持する努力をしていた。当局は「満洲国人」という新しいアイデンティティ、「建国精神」・「国民精神」を国民に養成するために全国の教育機関における「新学制」という教育改革を実施した。その際、白系ロシア人に対してロシア語で彼らが五族の一民族であるという宣伝ブームが始まった。満洲国の五族協和社会は白系ロシア人にとってどのようなものであったのかについて本稿で検討する。まず、先行研究の到達点を確認する。

1. 先行研究の到達点と残された問題点、課題

満洲国期の白系ロシア人教育研究と白系ロシア人学校への「新学制」導入問題

を扱う先行研究は少ないが、ここでは代表的な研究成果を取り上げたい。

まず、白系ロシア人運営の小・中学校研究について説明する。

内山ヴァルーエフ紀子（1999）は、白系ロシア人中学校への「新学制」導入は満洲国当局による対白系ロシア人の教育活動への干渉だったと評価している。または、満洲国政府発行の「白系露人教育要項」の分析に基づき、白系ロシア人が「満洲国民扱い」されていたと結論づけている。しかし、こうした国民扱いはどのようなものであったのかは明らかになっていない。

ポタポワ（2010）は、白系ロシア人学校への「新学制」導入についてロシア語版『学校令及学校規程』を使用し分析している¹。ポタポワは対白系ロシア人学校への「新学制」導入を「国民扱い」として見なしていない。こうした政策は、白系ロシア人青少年が日本の政策の要求に順応させるものであったと評価した。ポタポワによれば、白系ロシア人教育制度や教育内容が『学校令及び学校規程』通りに変化されてしまった。つまり、小・中学校を含めて教育の制度的及び内容的な変化があったとするのがポタポワの立場である。具体的に言えば、制度的な変化として新しい学校編成、新しい学年制度・男女別教育制度の導入を意味している。内容的な変化に関しては、日本語教育の強化、必修科目から選択科目への「神学」科の変更が行われた他、1938年からは白系ロシア人国民高等学校に対して「国民道徳」科と「実業」科が導入された。満洲国における全ての学校は日本式教育と同様にされたと指摘されている。そうすると、在満白系ロシア人教育史論において白系ロシア人教育の存在は1930年代前半がその最終期であったことになるという理解が生まれるが、それは誤ったものである。たしかに、『学校令及学校規程』通りに「新学制」が実施されることになれば、白系ロシア人教育は著しく変更されることになる。しかし、ポタポワは、『規程』以外の資料を

¹ Потapoвa И. В. Русская система образования в Маньчжурии. 1898-1945 гг. Хабаровск, 2010, с.146-149, 160.

使用せず、「新学制」実施過程を実証的に分析していない。

宋恩栄、余子侠（2016）は『盛京時報』紙、『満洲帝国学事統計』に基づき、最新の研究成果を次のように記述している²。宋恩栄、余子侠は、「日本の植民地当局」は白系ロシア人学校への「新学制」導入による白系ロシア人に「自由主義に対する制限」であったと述べている。宋恩栄、余子侠は満洲国当局による白系ロシア人教育政策は「奴隷化教育」であったと強調する。宋恩栄、余子侠の研究成果は不十分であると考ええる。

白系ロシア人向けの職業・高等教育機関の研究を紹介する。

白系ロシア人向けに設立された哈爾濱鉍工技術養成所について原正敏・隈部智雄（1990、1994）が述べている³。白系ロシア人向けに設立された北満学院について明らかにしたのは中嶋毅である（2004、2006）⁴。しかし、満洲国当局による同養成所と北満学院の設立を五族協和・民族協和社会の中でどのように評価すればいいのかはまだ不明である。

また、建国大学の白系ロシア人に関する研究は未だに進展していない状態である。建国大学への白系ロシア人の受け入れは五族協和・民族協和社会の実態をどの側面から見せたのか。

上記の白系ロシア人に関係する教育機関はすべて「新学制」導入と繋がっているが、この「新学制」導入前後の白系ロシア人社会の反応は不明である。筆者は「新学制」導入問題に関する資料を収集してきた結果、先行研究は白系ロシア人学校への「新学制」導入問題に関する理解と結論が誤っていること、新設の教育

² 宋恩栄、余子侠主編『日本の中国侵略植民地教育史 第一巻 一東北編』2016年、397～402頁。

³ 原正敏「戦時下、旧満洲における技術員・技術工養成」（原正敏・槻木瑞生・斉藤利彦編著『調査研究報告書 No.30 総力戦下における「満洲国」の教育、科学・技術政策の研究』、学習院大学東洋文化研究所）、1990年3月、30頁。原正敏・隈部智雄「“満洲国”における技術員・技術工養成（I）—満洲鉍工技術員協会と「鉍工技術者養成令」—」（『千葉大学教育学部研究紀要』第42巻第2部）、1994年2月、208～212頁。

⁴ 中嶋毅「ハルビンのロシア人教育—高等教育を中心」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集、2004、3号、66頁。中嶋毅「満洲国北満学院の歴史 一九三八・一九四五年」『ロシア史研究』Vol. 79 (2006)、42-60頁。

機関の実態には裏面が存在していたことを明らかにすることを課題とする。

本研究の課題は次のである。

- 1) まず、1930年代における白系ロシア人社会の複雑な実態を教育問題に即して明らかにする。具体的には、1937年に満洲国が導入した「新学制」に対する白系ロシア人社会の対応、民族独自の教育制度（小・中・高等教育を含む）が消滅した事実とそれに対する白系ロシア人社会の対応を実証的に明らかにする。
- 2) 白系ロシア人社会が持っていた、文化や宗教あるいは生活を守るための粘り強い運動とその成果を明らかにし、彼らを再評価する。
- 3) 職業・高等教育を通じて満洲国の五族協和政策の実態を検証し、新たな視点から再評価する。

2. 方法

本稿での分析対象は、白系ロシア人小・中学校と、「新学制」の産物である建国大学、北満学院、哈爾濱鉱工技術工養成所とする。

対象時期は「新学制」導入前後、すなわち1930年代半ばから1940年代にかけてとする。

初等から高等までという教育レベルが全く異なる教育施設を把握する理由は白系ロシア人社会が悩んでいた「新学制」実施の際、直接的に、また間接的に関係しているからである。

小・中学校を取り上げるのは、高等教育機関と異なり、「新学制」実施後に生き残ったからである。国民精神作り、また共通語として自由に日本語を使用できる国民作りを満洲国が計画する際、「新学制」導入の効果を長期的に考えた。この長期的な視点というのは、日本語での教授実施には人材・教科書不足のため、白系ロシア人の初等及び中等教育での完全実施の実現には、「新学

制」実施から数年が必要であったことである。

建国大学を取り上げるのは、小・中学校での「新学制」の実施に間接的につながるからである。建国大学は白系ロシア人に将来の希望を与える新星であり、建国大学への白系ロシア人の入学は満洲国社会において白系ロシア人社会全体の位置付けを評価し上昇させるものであった。そしてそのことを通じて「新学制」の導入は国家政策として正当なものであり、間違っていなかったと強くアピールするものであった。すなわち、満洲国は「新学制」の実施目的をエリート養成大学に託し、白系ロシア人の満洲国での拓けた位置づけを展望していた。「新学制」は白系ロシア人をエリート教育に至るまで道を備えており、満洲国における民族としての自己実現が可能であることを内外に表明することによって、白系ロシア人の「新学制」実施に対する反発を宥和しようとした。

哈爾浜鉦工技術工養成所、北満学院を取り上げるのは、新国家の経済建設に人材不足の悩みのある満洲国は「新学制」の短期的な方針としてこの二つの教育機関を作ったからである。作ったきっかけは、「新学制」実施直前に従来の白系ロシア人高等教育制度が廃止され、代わりとなるロシア語での教育機関設立を白系ロシア人社会が要求したことである。ここ数年で中等学校を卒業する日本語能力が著しく低い白系ロシア人の進学・就職のための訓練や教育の必要があった。満洲国は限った教育機関、特に技術教育を中心に哈爾浜鉦工技術工養成所、北満学院においてロシア語での教授を認めたが、それ以外のすべての高等教育は日本語で教授することとなり、白系ロシア人にとって進学を難しくした。それは、白系ロシア人一般学校における日本語教授が充実していない状態を満洲国政府が意識した上で決めた政策であり、これらを通じて満洲国による对白系ロシア人日本語教育政策の早熟性を明らかにする。

論文構成は次のようにする。

第1章では、満洲国における白系ロシア人の位置づけを理解するため、彼らの西洋社会としての特性と状況を明らかにする。また、白系ロシア人社会と満洲国当局との間の仲介機関である白系露人事務局の意義を再評価する。

第2章では、1930年代半ばにおける白系ロシア人の旧帝政ロシアの教育制度について明らかにする。また、「新学制」導入前の職業・高等教育機関の状況を検討し、満洲国当局による学校統制政策の特徴を明らかにする。

第3章では、「新学制」導入前後の白系ロシア人社会による反発を検討し、「新学制」導入政策の右往左往の原因とその結果を明らかにする。

第4章では、建国大学の白系ロシア人に焦点を当てて、彼らが学内で体験した五族協和社会が他の白系ロシア人社会が体験した五族協和とは異なるものであり、ギャップが大きかったことを明らかにする。

第5章では、満洲国の教育政策の中核となった技術者育成教育政策を検討し、北満学院と哈爾濱鉅工技術工養成所の実態を明らかにする。

上記の各章は白系ロシア人社会が満洲国で体験した五族協和の本質を明らかにする。五族協和社会は本当に「協和」の社会であったのか。

3. 用語定義：「満洲国」、「白系ロシア人」、「五族協和」の用法

本稿で扱う「満洲国」及び「満州」の書き方について説明したい。「サンズイ」の付く国名を使用する。その国名は従来の「満州」という地域名と政体・時代的に異なることを指摘するためである。傀儡性を表す「」を削除し、見やすくする形にする。

本稿で扱う「白系ロシア人」という用語は、1917年11月ロシア革命勃発後に生まれた用語であるが、実際にはロシア人以外に少数民族も含めたロシアを出た、また在外中に帝政ロシア国籍をなくした人たちを示す用語である。当時には「エミгранト」＝「亡命者」という用語も使われていた。満洲国では亡命ロシア人を総合的に「白系ロシア人」と日本語で称することが年々増えてい

った。「満洲国の白系ロシア人」は政治観・法的地位などの様々な意味で時代を描く用語であると考え。その雰囲気を伝えるために「白系ロシア人」と使用することにした。見やすくするために以後は「」を削除する。

本稿で扱う「五族協和」という用語は、満洲国で提唱された国家理念の一つである「民族協和」を具体的させたスローガンである。その構成には漢族・満族・蒙族・日本民族・朝鮮族・白系ロシア人も入れられた（漢人と満人を区別せず「満人」にされたこともあった）⁵。満洲国期の五族協和は元々中華民国時代の「五族共和」という理念に由来するものである。ただし、五族共和の構成には漢族・満族・蒙族・回族・蔵族（チベット族）が入っていた⁶。

本稿で扱う「満洲国民政部」と「満洲国民生部」の違いについて説明する。満洲国民政部とは、1932年3月9日に創設された満洲国の統治機関の一つであり、1937年7月の行政機構改革によって改組され、7月1日に「民政部」と「文教部」が合併して「民生部」となったが、1942年に再度「民政部」に改名された⁷。

また、本稿で出てくる満洲国通貨はロシア語の資料では中国語読みで「国幣（ごび **гоби**）」と呼ばれたため、そのまま訳すことにした。その一方、日本語の資料に出てくる「円」は資料のまま引用することにした。

史資料を元に論述を進めたいと思い、原本の正確な意味の把握のためにその中で記された旧漢字をそのまま用いる。ただし、パソコンのソフトに設定されていない旧字体の一部は新字体とする。

「哈爾賓」という名称は、読みやすくするために機関名以外を「ハルビン」にした。

本稿におけるロシア語から日本語への資料の翻訳は筆者による。

⁵ 『二〇世紀満洲歴史辞典』吉川弘文館、2012年、285～286頁。

⁶ 中村久四郎著『支那の五族共和』東亜研究講座、1925年、5頁。

⁷ 山室信一「満洲国統治過程論」『「満洲国」の研究』緑蔭書房、1995年。

4. 資料問題

以下に本稿で扱う代表的な資料のみを紹介する（詳細は脚注を参考）。

一次資料として次の資料を使用する。

・国立国会図書館所蔵 満洲国政府発行の『民政部調査月報』。

・満洲国民政部発行の『學校令及學校規程』

・ロシア語版の『學校令及學校規程』

Законоположения и правила о школах.

・満洲国帝国協和会発行『協和会創立十周年記念全国会員大会並康德九年度全国連合協議会記録及分科委員会記録（日文）』。

・外務省外交資料館 外務省記録『外国学校関係雑件 第一巻』。

・ロシア ハバロフスク州国家文書館（ГАХК）白系露人事務局ファンド。

・ロシア ロシア軍事国家文書館（РГВА）。在満白系ロシア人関係資料。

・ロシア ロシア連邦国家文書館（ГАРФ）。在満白系ロシア人関係資料。

・ハバロフスク州国家文書館 民生部発行 ロシア語版『国民道徳指導教科書

Программа преподавания гражданской морали для русских высших народных школ в Маньчжу-Ди-Го. Харбин.

・ハバロフスク州国家文書館 白系露人事務局発行 ロシア語版『国民学校及び国民優級学校教案』。Учебные программы народных и повышенных народных школ для Российских эмигрантов.

・ロシア語版『神学の教科書』Конспект по Закону Божьему

・満洲鉱工技術員協会発行『満洲鑛工年鑑』、『鑛工満洲』。

・東洋文庫 ロシア語版 建国大学卒業生の回想録 Чеусов В.В. Русские студенты в Кенкоку Дайгаку.

・東京大学大学院人文社会系研究科文学部図書館 建国大学発行『建国大學授業報告 第一號 露人學生に對する日本語教授の報告』。

- ・ロシア語版の資料集 穆稜炭鉱株式会社のスキデルスキーの証言記録。

二次資料として次の資料を使用する。

- ・ハルビンで発行されたロシア語版の新聞

白系ユダヤ人系「ザリヤ（曙）Заря」紙。日刊。満洲国通信社と契約済。

中国人系「ゲン・バオ（公報）Гунбао」紙。日刊。満洲国通信社と契約済。

『ルベージ（国境）Рубеж』誌、週刊。グラフ雑誌。

日系「ハルビンスコエ・ウレーミヤ（ハルビン時報）Харбинское время」紙。

日刊。満洲国通信社と契約済。

第1章 満洲国における白系ロシア人の位置付け

—東洋人と西洋人の共存共栄・民族協和社会の実態—

1-1. 満洲国における白系ロシア人の状況

1. 満洲国における白系ロシア人社会の成因

ここでは、白系ロシア人社会の状況と特異性を検討する。

まず、はじめに満洲国における白系ロシア人社会はいつから成立し始めたのか、その構成員は何だったのかについて簡単にまとめておきたい。

満洲国における中東鉄道敷設（1898～1903）とそれに伴う鉄道附属地のインフラストラクチャの進展は、帝国ロシアから各社会層の移住民をもたらした。その結果、1907年、満洲国における帝政ロシア国籍者数は48,870人に達した⁸。その中には鉄道従業員（18,000人以上⁹）以外、事業家、インテリ、商人などがいた。さらに、1917年11月のロシア革命と内戦勃発後、ロシアから亡命した白衛軍兵士、官僚、インテリが増加した¹⁰。大多数は家族連れであった。白系ロシア人はなぜ満洲国を定住地にしたのか。実は満洲国が気候的・自然的にロシアと似ていたファクターと、ロシア系のインフラストラクチャの存在というファクターの影響が大きかったからである。

1920年1月に臨時全ロシア政府（1918年11月～）が転覆されると、ソビエト政権の形成が始まり、ロシアからまた新しい亡命派を及ぼした。1920年代前半、ロシア人人口は200,000人前後であった（1923年、ハルビンのロシア人人口165,857人）¹¹。この在満ロシア人人口の中に白系ロシア人と呼ばれた者はロ

⁸ アблоバ Н.Е. КВЖД и российская эмиграция в Китае. Международные и политические аспекты в истории (первая половина XX века). Москва, Русская панорама, 2005. С.66.

⁹ Чапыгин И.В. Русские на территории Маньчжурии и в полосе КВЖД (XVII – начало XX века).

«Преподаватель XXI век», 2014, №1, с.324.

¹⁰ Аблова (2005), с.123.

¹¹ Там же. С.126.

シア革命勃発前から満州に住んでいた者と、革命後にロシア領土から亡命した者の両方が入っており、彼らはソ連政権（ボリシェビキ政権）を受け入れなかった。ロシア内戦終了後(1923年7月)、ソ連国籍を取得後にソ連へ帰国し、他の移民は毎年北・南アメリカ・オーストラリアへ移住していた。当時、ロシア人口の流動性が激しかったと言える。

1927年から実施されたソ連の農業共同経営化の結果、シベリアから家畜・農具連れの農家が満州へ密入国で逃亡していた。1930年、満州のロシア人人口は約110,000人の内、白系ロシア人は約60,000人であった¹²。残りはソ連国籍者であった。

この在満ロシア人人口の中に白系ロシア人と呼ばれた者はロシア革命勃発前から満州に住んでいた者と、革命後にロシア領土から亡命した者の両方が入っており、彼らはソ連政権（ボリシェビキ—政権）を受け入れなかった。

1921年12月15日付の全ロシア中央執行委員会・ソビエト連邦人民委員会の法令によって、1917年11月7日までにソ連政権の許可を得ず、ロシア領土を出た者は国籍が剥奪された後、亡命した白系ロシア人は無国籍者になってしまった¹³（Декрет ВЦИК СНК РСФСР от 15 декабря 1921 года О лишении прав гражданства некоторых категорий лиц, находящихся за границей）。白系ロシア人人口の急増はハルビンにおける家賃と食材の物価の高騰につながり、失業問題が悪化した。1924年5月、ソ連と中国の間で国交回復のための協定（北京協定）が調印されると、同年9月に張作霖の東三省政府（奉天軍閥）とソビエト連邦政府の間で中東鉄道に関する協定が締結され、中東鉄道と学校を含む附属事業がソ連経営下になった。中東鉄道附属事業ではソ連国籍者・中華民国国籍者ではない白系ロシア人は解雇された。

¹² Там же. С.127.

¹³ 革命勃発前にロシア外に住んでいた者に関してはソ連国籍の取得が許可された。

そして中東鉄道の附属事業であった学校の教育はソビエト化されてしまった。その結果、白系ロシア人青少年向けに新しい学校の設立の必要性が生じた。1920年代における満州では無神論と共産主義を中心にソビエト人を養成するソビエト教育制度と同時に、帝政ロシア時代の教育制度に基づく白系ロシア人向けの教育が登場した。白系ロシア人教育は旧ロシア皇帝ニコライ二世に対する崇拜を継続し、また、ロシア正教に基づくキリスト教思想の影響が強かった。

このように、満州における様々な社会層や少数民族を含む白系ロシア人社会の成立が始まった。

2. 満洲国における白系ロシア人社会

2.1 分散定住地

満洲国における白系ロシア人人口の分布は一様ではなかった。以下に詳しく紹介する。

満洲国における白系ロシア人社会を分散定住という視点で俯瞰すると、農村¹⁴、林地・ダム¹⁵・炭鉱などの長期滞在で働き暮らす集落と、中東鉄道（北満鉄道）沿線に存在した停車駅集落と都市に大別できる。白系ロシア人が住む各箇所に支部・代表所を設置した白系露人事務局によれば、1930年代後半に満洲国全国における白系ロシア人の定住地が北満を中心に 111 か所にあった（南満鉄道線の方が少なかった）¹⁶。

都市郊外に住む白系ロシア人の中には農村住民が少なくなかった。その農村住民は中東鉄道のある北満地方に集中しており、農業を中心に生活していた。その中には、ソ連国境に近い三河地方（鉄道西線から約 40 km離れた地域）にあっ

¹⁴ 農村には白系ロシア人が満洲国建国前に設置された農村と、白系ロシア人開拓団が満洲国政府からの補助金を得た移民プログラムで開村した農村の数か所があった。

¹⁵ 野島一郎編『満洲電業史』昭和五十一年、584頁。

¹⁶ ГАРК.Ф.830.Он.2.Д.32.Л.18. また、関東州の大連に1ヶ所があった。合計：112ヶ所。

た白系ロシア人の村は 23 ヶ所（ロシア正教会 6 ヶ所）にあり、大体が平時に農業専門にしていた元白衛兵のコサックに設置された¹⁷。三河地方の白系ロシア人だけの総人口は 5,519 人（1933 年末）で数えられる¹⁸。白系ロシア人は農業を生業とし、穀物と肉製品・乳製品を製造していた（畜産業：家庭によって一戸当たり数百頭が飼われていた）。それを停車駅やハルビンで販売する用の余剰生産物（小麦や生乳）を加工業者（中国系・日系事業者を含む）に販売していた。

副業として、狩猟、漁業、養蜂業をしていた。1934 年現在、三河地方の産業は、製粉所 22 ヶ所、畜産業（羊、牛、馬。場合によって一戸当たり数百頭）、レンガ製造工場 5 軒、陶器製造所 2 軒、製革工場 4 軒、乳製品工場 23 軒、かじ場 14 ヶ所、機械製造修理工場 1 ヶ所もあった¹⁹。

ほかに、中東鉄道東線の方にロマノフ村があった。そこに住む古儀式派²⁰の人々は農業と狩猟が生業であり、自給自足の自然経済の主体であった²¹。彼らは他の白系ロシア人社会から隔絶した生活を送っていた²²。

満洲国の全国人口調査は建国後に始められたが、政府が白系ロシア人人口に関する公式な発表を行ったのは 1930 年代半ばであった。『民政部第二次統計年報』によれば、1935 年末に満洲国における白系ロシア人総数人口は 42,335 人であった。それは同年、満洲国総数人口 34,193,708 人に対比すれば、0.13%もなかった²³。10 年後、白系ロシア人人口統計を収集していた白系露人事務局に

¹⁷ シベリアから三河地方へのコサックの移住は 1895 年から始まった。Кармазов В.А. Трёхречье. Вестник Маньчжурии, 1934, №12 (5), с.58, с.63.

¹⁸ Там же. С.63.

¹⁹ Там же. С.68, 71, 76.

²⁰ 古儀式派とは、ロシア正教の主流派教会と 17 世紀に袂を分かって、政府や主流派教会から「分離派」と呼ばれ、迫害を受けていた。一部は 1890~1900 年代に満洲へ移住した。

²¹ 古儀式派生徒に関する研究蓄積がある。坂本秀昭、伊賀上菜穂『旧「満州」ロシア人村の人々』ユーラシア・ブックレット№103、東洋書店、2007 年。伊賀上菜穂「ロシア正教古儀式派教会における本国と亡命者社会の連関」生田美智子編『満洲の中のロシア—境界の流動性と人的ネットワーク』成文社、2012 年、237~266 頁。

²² 農村住民について、坂本秀昭編『満洲におけるロシア人の社会と生活：日本人との接触と交流』ミネルヴァ書房、2013 年。坂本秀昭編『満洲におけるロシア人の社会と生活：日本人との接触と交流』ミネルヴァ書房、2013 年。生田美智子編『満洲の中のロシア—境界の流動性と人的ネットワーク』成文社、2012 年。

²³ 『民政部第二次統計年報』満洲帝国民政部總務司資料科、康德三年十一月、17 頁。白系ロシア人以外に、満洲国人

よれば、1945年1月1日の段階で、白系ロシア人人口は68,877人に上っており、その中の42.4%（少数民族を含む29,186人）はハルビン市に住んでいた²⁴。

1935年末と1945年初の統計数値の差異は、白系ロシア人人口が明らかに増加したことを示す。この背景にはさらに別の事情があったものと考えられる。すなわち白系ロシア人人口の調査は1930年代後半にも続いており（特に交通不便な農村部落の場合）、1935年末には未完成であったため、数値が過少に表れていると思われるのである。

満洲国の建国前後になると、移住先においても白系ロシア人の新しい世代が生まれ、満州・満洲国が白系ロシア人の若い世代にとって故郷となった。このことは以下の資料で確認することができる。

結婚・出生・死亡の登録制度（戸籍簿 *метрическая книга*）を旧帝政ロシア人人口管理の制度として機能していた在満ロシア正教会によれば、1922年～37年にかけての15年間に満州で生まれた子供は25,102人であった（ハルビン生まれ10,116人）²⁵。また1932年～37年にかけての5年間に満洲国に生まれた子供6,759人（ハルビン生まれ2,190人）であった²⁶。

白系ロシア人社会の9割以上はロシア正教生徒であった。また、当時にはロシア正教会生徒は結婚を必ずロシア正教会で行われ、出生後に子供をロシア正教会で洗礼させ、死んだときもロシア正教会で式を行われた。このことから、ロシア正教協会が作成したこの資料は、白系ロシア人社会をかなりの程度、補足し

口の統計を上げる。「満人」33、253、475人；日本内地人126,137人；朝鮮人741,630人；外国人は72,466人。外国人の中にソ連人9,625人；ポーランド人1,280人；イギリス人376人；アメリカ人184人；ドイツ人371人；フランス人213人；イタリア人45人；その他の外国人1,602人。

²⁴ ГАХК.Ф.830.Оп.2.Д.32.Л.19. ハルビン在住白系ロシア人の全人口の内に25,441人は「ロシア人」であったが、残りは、ウクライナ人、タタール人、ユダヤ人、ポーランド人などの少数民族であった。

²⁵ Харбинское время, №280(2113), 17 октября 1937, с.5 結婚：ハルビン内5,925件、ハルビン外：2,759件。合計：8,684件。死亡者：ハルビン内11,866人、ハルビン外：6,942人。合計：18,808。

²⁶ Заря, №284 21 октября 1937. 結婚：ハルビン内1,564件、ハルビン外：918件。合計：2,482件。死亡数に対する出生数は25%高かった。

ていると考えられる。

農村・停車駅部落の白系ロシア人は土地を所有し、農業と狩猟によって家庭の生計を立てていた。この点は、都市に住む白系ロシア人と大きく異なった。都市の白系ロシアの生活は物価の高低と仕事の有無、人口密度の高い都市の場合、経済的中枢の他、現代文化・教育事業が発達していた。最新情報の交換速度、情勢の変化に対する住民や社会の反応の速さ、人の集中度といった点においても、都市と農村の間には大きな格差があった。こうした事情からロシアから亡命した白系ロシア人は、農村よりは都市に住むことを好んでいたと思われる。特に、農業の方法が知らない都市生まれの白系ロシア人はそうであったと考える。

2.2 白系ロシア人の都市人口

次に、満洲国民政部が発表した 1936 年末の白系ロシア人の都市人口を確認する（表 1）。

本稿で取り上げる統計は 1930 年代半ば作成のものが多い。一つの理由は、満洲国建国後の白系ロシア人社会調査が発表された時期に関係する。それらの統計を集計したのは、建国初期に外国人の管理する満洲国各警察署、在ハルビン満洲鉄道事務所で、1935 年からは白系露人事務局も統計を作成した。もう一つの理由は、白系ロシア人人口の流動性に関わっている。白系ロシア人は 1930 年代半ばまで移動が激しかったが、1936 年以降になるとどんどん落ち着いていった。1930 年代末～40 年代半ばには人口が数千の単位で動くというような大きな変化は見られなくなった。

当時の都市の規模とその人口をイメージするために、人口の多い順から少ない順に並べ、都市人口の中の白系ロシア人の割合が分かるように他の民族数を表記した。

表 1. 首都及び各省城総人口（1936 年 12 月末現在）

	総人口	白系 ロシア人	ソ連 国籍者	本国人 「満人」 (満州族、 漢族を含む)	日本人		その他 外国人
					内地人	朝鮮人	
奉天	536,292	925	51	451,375	73,828	9,732	381
ハルビン	464,812	27,992	6,561	388,658	32,472	6,679	2,450
新京	305,578	724	19	239,748	58,407	6,620	60
安東	167,176	22	—	135,891	15,665	15,561	37
吉林	127,501	66	—	115,297	9,971	2,143	24
撫順	100,365	18	—	72,453	23,290	4,597	—
齊齊哈爾	94,676	324	—	86,840	6,924	551	37
錦州	88,468	10	—	80,831	7,001	624	2
佳木斯	39,090	40	—	36,828	1,780	438	4
鞍山	37,556	不明	不明	18,930	17,931	660	不明
承德 (熱河)	33,694	4	—	29,793	3,233	657	7
延吉	29,960	11	—	14,275	1,902	13,741	31
海拉爾	20,111	2,727	261	14,445	2,492	171	15
黒河	12,407	220	11	10,800	1,232	141	3
満洲里	6,882	1,316	409	4,131	912	76	38
合計	2,064,568	34,399	7,312	1,700,295	257,040	62,391	3,089

出所：『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2 卷 5 号、104—105 頁。

この表 1 から、1936 年 12 月末の段階で満洲国の主要都市に住む白系ロシア人人口は、ハルビンのそれが最も多かったことが分かる。

また表 1 によれば、国際都市の彩色が濃厚であったハルビンにあって、西洋人の中でも人数が多かったのは白系ロシア人とソ連国籍者であった。このことは満洲国建国後に関東軍情報部がハルビンに日本特務機関を設置した要因の一つであったと考える。つまり、ソ連人については、満洲国内に共産主義が普及することを防止する目的で、白系ロシア人については、ソ連に呼応するスパイ（通報者）が出てくることを防止し、また日満ソの三ヶ国間の外交関係に影響する反

ソ的な政治活動を行う白系ロシア人団体を管理し、さらには白系ロシア人の思想を管理し、日満当局の政策に対する不満を管理して満洲国の治安を維持するという目的で、監視が続けられたと思われるのである。

次に、全国白系ロシア人人口の約 4 割を占めたハルビンの特性と白系ロシア人の状況を確認したい。

2.3 ハルビンの特性：国際化と経済

ここでは、白系ロシア人人口が集中していたハルビンについて簡単に紹介し、ハルビンのインフラストラクチャや知的空間を確認したい。なぜ、白系ロシア人はハルビンでの居住にこだわっていたのかを理解するためである。

1900～20 年代における中東鉄道附属地の林業と鉱業（東線：扎賚諾爾炭坑、西線：穆稜炭坑）以外、北満地方では全体的に鉱物蓄積の研究が不十分であったため、ほとんど未開発状態であった。そのため、南満洲に比べると、北満州では重鉱業が発展していなかった。その結果、北満地方は農業を中心に経済発展をしている地域として満洲国時代に入った。こうした農業に基づく経済の濃い地域における大都市のハルビンは国内・国際貿易、生産企業のある金融が集まる中枢となった。「東のモスクワ」と呼ばれたハルビンの拡大化に連れて、1910～20 年代にハルビンにロシア系、中国系、日本系、アメリカ系、フランス系、イギリス系などのヒト（移民）とカネ（資金）を引っ張り、ハルビンの経済発展をもたらした。このような国際的ハルビンを満洲国が受け継いだ。

1934 年 12 月現在にハルビンでは外国の総領事館（総領事館・領事館・代表公館を含めて）の 16 ヶ国が働いていた²⁷。外国資金の銀行も営業していた。

²⁷ 防衛省防衛研究所 森川史料 「哈爾濱特別市全図 康德二年一月」（アジア歴史資料センター JACAR C14021108800）。この地図によれば、1935 年現在、ハルビン市内に次の領事館があった。英国総領事館（イギリス）、美国総領事館（アメリカ）、ソ連総領事館（ソ連）、捷克総領事館（チェコ）、德国総領事館（ドイツ）、意国総領事館（イタリア）、法国総領事館（フランス）、白比利时領事館（ベルギー）、丹麥領事館（デンマーク）、葡萄牙領事館（ポルト

ハルビンは陸横断鉄道系統として国際的に重要な意義を持っていた。満洲国建国後に旅行・ビジネス・移住などの目的で満洲国へ入国する外国人が多かった²⁸。

このような外国人の流動性は満洲国建国直後に国内情勢と日満当局政策が国際社会から注目を浴びていた。満洲国を承認していない国々でも満洲国に領事館と外国資金のある会社を持ち、新国家の情勢に関する情報収集を行い、国際社会に新聞や外務省扱いのみの書類などの中で知らせた。この事実は満洲国内外の新国家のイメージ作りに大きく影響をしていたと考える。

日満当局がポスター・新聞・雑誌・旅行案内などの中に日本語・中国語・ロシア語・英語で宣伝していた王道政治・王道楽道・五族協和・民族協和を実現した多民族を含む新国家は国際社会の前だけではなく、開拓団を含む在満日本人や日本国内人民の前に大きな責任を抱いた。つまり、満洲国建国を含めて、東アジアを列挙の勢力から解放する日本の政策は間違えていないことを証明しなければならなかった。

ハルビンは「北満経済の心臓」とも呼ばれていた²⁹。満洲国建国後、1933年にハルビンは北満産業の基幹であった。ハルビン市内に7種類の各工業（紡織工業192、金属工業53、機械器具工業99、窯業147、化学工業88、食料品114、電気業1）があった³⁰。松江河に作られた港は貿易や造船業を進めさせた。他に、

ガル)、和蘭領事館(オランダ)、拉托維亜領事館(ラトビア)、愛斯托ニア代表公館(エストニア)、利陶宛代表公館(リトアニア)、波蘭代表公館(ポーランド)、日本総領事館。

²⁸ 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 人種問題(2-113) 大阪時事新報 1934.6.23(昭和9)「満洲入国外人 一年約一万人」題名。この統計には日本人及び朝鮮人が入っていない。1934年6月末、満洲国外交部は1933年5月～1934年6月の間に1年間で満洲国へ入国した外国人数は7,411名であった。また、国籍別でみると、1934年5月中の入国した外国人(767人)の中に、白系ロシア人(272人)、米人(108人)、イギリス人(103人)、ソ連人(79人)、ドイツ人(68人)、ポーランド人(27人)、フランス人(27人)、オランダ人(13人)、デンマーク人(11人)、スイス人(11人)、ハンガリー人(9人)、リトニア人(8人)、スウェーデン人(7人)、ギリシア人(5人)、ノールヴェイ人(4人)、チェック人(3人)、ブラジル人(2人)、ベルギー人(2人)が入っていた。その中に、満洲国を経由にする者がいれば、ビジネスなどの関係で入出国する者もいた。

²⁹ 『満洲国概覧』國務院總務廳情報處、新京、康德元年十月一日発行、118頁。図書は、「満洲国事情を遍く江湖に紹介する目的を以て編纂したもの」で、図書の中の統計数字などは、政府は國務院統計處による最近のものであると記入。

³⁰ 防衛省防衛研究所 陸軍省 「哈爾濱特別市公署総務処調査股編康德二年一月」(アジア歴史資料センター

事業でサービス業（ホテル、デパート、美容室など）、多数の中国語出版所以外にヨーロッパ語出版所（16）もあった³¹。

ハルビン市公署によれば、1933年に市税を払っている工業・企業・店舗数は1,133に上っていた。内に、中国人経営 682、ロシア人経営（ソ連国籍者と白系ロシア人を含めて）309、日本人経営 83、その他の外国人（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ポーランドなど）59であった³²。

日常用品を販売する店から大きなデパートまで、安いホテルから高級ホテルと日本旅館まで、ヨーロッパと東洋の薬局、病院、各民族の劇場、音楽、ヨーロッパ・中国・日本などの国際料理を味わえるレストラン・飲食店、各民族が持っている出版所、発行する母語の新聞・雑誌、様々な宗教を代表する教会（ロシア正教・カソリック教、ユダヤ教、イスラム教）、神道の神社、仏教の寺、中国人の宗教の寺まで、各民族学校はハルビンにあった。ロシア人街、中国人街、日本人街など西洋文化と東洋文化が出会える空間となった。

こうして異文化空間が満洲国建国前に形成されていた。この異文化の相違が濃い空間では、それぞれの民族が祝う祭りを見ることができた。このように、ハルビンに住む人たちは異文化を観察しながら、自らの文化を大切に保持していた。1920年代のこうした共存の成功の秘密は、それぞれの民族は互いの文化空間への不干渉であったと考える。政治上では中東鉄道の営業権の問題でソ連と中華民国政権の間に1929年のように紛争が起こっていたが、文化的な問題とは違う問題である。特に、白系ロシア人の回想録や新聞紙・雑誌は中国人が彼らのロシア文化界向けに、お正月・宗教的祭りなどに、中国人はそれをビジネスチャ

JACAR C14021108800)。

³¹ Вестник Маньчжурии, 1933, № 11(14-15), с.157-163. 1920年に設立に設立された中東鉄道ハルビン事務局附属経済課(Экономическое бюро КВЖД)は、北南満洲の地方経済などの事情を研究する目的で(『満州通報 Вестник Маньчжурии』)機関誌(月刊)を発行。

³² Там же.

ンスと考え、ロシア人が好むものを西暦正月の祝い後に、中国の新年の祝いを報道する新聞は中国文化を説明しながら、ハルビン住民が皆外で行われる中国人の祭りを観察していた。白系ロシア人の宗教的なイベント・祭り（特に、松江河辺で毎年真冬の1月19日（新暦）に行われた寒水泳を観察する人数万人まで上ることもあり、中国人や日本人も若干いた）。中国人商人は白系ロシア人の祭りや祝いと別、日常においても白系ロシア人が好む食材料を歩きまわる販売方法で、野菜などをそれぞれの家庭へ持っていた。そこで驚くのは、中国人は販売に必要なロシア語を覚えて、中国語ができないロシア人（ソ連国籍者と白系ロシア人と区別しなかったと考える）とロシア語で話をしていて、日本人と隣に住む白系ロシア人もいたし、日本人のお店で働くものもいた。

ロシア系住民についていえばハルビンにおける形成された知的空間とは、豊富な教育機関のものであった。アイデンティティを育つ民族的な一般学校から始め、ロシア語能力のある多民族の就職を保障する専門・高等教育機関の数も多かった。そこで働く教員と教授は分野の各学問別に研究協会設立・機関紙発行・満洲への調査旅行・研究所における北満を中心に学問を進めていた（研究は満洲資源・自然、東洋民族文化・東洋民族諸言語、当時の満洲経済と問題など）。1920年代ロシアから亡命した大学の教授は200名まで登っていた。彼らのイニシアチブがあったからこそ、1920年代頭にハルビンにおける次の高等教育機関が設立されるようになった。

1) 鉄道と附属施設へのロシア語系人材補給、2) ロシア人人口の増加・青少年の増加に必要な教育機関設立。しかし、こうした教育機関は中東鉄道の経営権を握っていたソ連側が1920年代末の政治的な原因がもとで、白系ロシア人青少年の学校への受け入れを拒否することになり、在学中の白系ロシア人だけは卒業できた。白系ロシア人教員が解職される事例もあった。

白系ロシア人を対象としたロシア語で学習できる教育施設は、全国において公立学校（小・中・専門学校）14校、私立学校（小・中・専門・職業・商業学校、学習塾、大学等）約60校であった（少数民族学校は別）³³。

ハルビンで発行された人気のある露文のグラフ雑誌「Рубеж ルベージ」（邦訳名『国境』）は、1938年1月にハルビンにおけるロシア人街生活について「まるでロシア・・・ロシアの亡命社会はロシア革命勃発前の古いロシアの伝統と生活スタイルを保持してきた」と書いた³⁴。

ある意味では、1920年代にハルビンで実現された諸民族の共存・共栄の空間は多民族国家の実現が可能なミニバージョンとしてアピールするようなイメージを作った。日満当局に白系ロシア人を国民として受け入れる思想にも影響を与えたのではないかと考える。

ハルビンにおける総人口の中に白系ロシア人人口の半分は就職が不安定だったにも拘わらず、ハルビンでの居住にこだわった理由が明らかであろう。大都市での仕事のチャンスと文化的・知的空間が白系ロシア人による居住地の選択肢に大きく影響していた。

2.4 ハルビンの白系ロシア人の経済状況：職業・事業・月収・生計・貧民

農村住民と大都市ハルビンにおける白系ロシア人の生活レベルが異なっていた。ここでは白系ロシア人の経済状況を確認したい。

多数の白系ロシア人の家庭は失業・無職、報酬の少ない仕事のため、貧しい生活を送っていた³⁵。生活に必要であった食費、居住費、光熱費、被服費等の生活

³³ 嶋田道彌『満州国教育史』文教社、大連、1935年、819～824頁。

³⁴ Рубеж 1938, №1.

³⁵ 1920年代後半以降に多数の失業者が出た原因は、中東鉄道（当時は東支鉄道）の白系ロシア人従業員大量整理（1924年9月奉ソ協定調印以降）、世界的不況、営業不振、白系ロシア人に対する中国旧政権の不当課税などであったと記されている。「北鐵讓渡後に於ける在哈露人一般動態に関する調査」『民政部調査月報』康德四年、2巻6号、81～90頁。

必需品費の他、授業料の支払いが困難であった。

ここではハルビンにおける白系ロシア人状況を確認していきたい。まず、職業別である。

表 2. ハルビン警察庁各警察別白系ロシア人職業別動態調査表（抜粋）（1936 年）

職業別	男女別	男	女	計
農 業		69	19	88
畜 産		552	245	797
林 業		24	0	24
水 産		29	0	29
鉱 業		4	0	4
工 業		2,657	1,236	3,893
商 業		2,181	1,144	3,325
交 通 業		598	287	885
官 公 吏		78	1	79
官公備員		108	64	172
軍 人		9	0	9
法 務		19	1	20
教 員		254	152	406
宗 教		82	89	171
医 業		130	134	264
文 芸		90	46	136
自 由 業		473	523	996
家 務		1,725	5,395	7,120
差役及工人		1,504	243	1,747
無及失業		2,442	1,796	4,238
学 業		2,206	2,419	4,625
其 他		1,221	3,222	4,443
計		16,455	17,016	33,471

出所：『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2巻6号、90頁。

筆者注）この表の総計人口はハルビン人口の数字と異なる（1月と12月しかない）。1936年中に白系ロシア人が3,000人減少した理由は不明である。

民政部は就職のある白系ロシア人を 3 つに区分した。鉄道授業委員、商工業授業員と各種部門授業員。

表 3. ハルビン白系露人事務局加入申込書による独身者及び世帯別表 (1935 年 12 月末現在)

		独身者	世帯者	不明	計
鉄道従業員	男	71	562	20	673
	女	10	29	0	39
	計	181	591	20	711
商工業従業員	男	347	1,295	5	1,647
	女	144	124	2	321
	計	491	1,419	7	1,968
其他各種部門 従業員	男	1,189	3,795	0	4,984
	女	1,474	1,064	49	2,587
	計	2,663	4,859	49	7,571
就業者計	男	1,627	5,652	25	7,304
	女	1,628	1,268	51	2,947
	計	3,255	6,920	76	10,251
無職及失業者	男	2,067	3,385	0	5,452
	女	3,273	3,536	14	6,823
	計	5,340	6,921	14	12,275
就職者無職者 及失業者総計	男	3,694	9,037	25	12,756
	女	4,901	4,804	65	9,770
	計	8,595	13,841	90	22,526

出所：『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2 卷 6 号、98 頁。

表 4. ハルビン白系露人事務局加入申込書による性別及年齢別表 (1935 年 12 月末現在)

年齢別 男女別	男	女	計
17 歳以下	128	121	249
18 歳乃至 21 歳	817	708	1,525
22 歳乃至 25 歳	936	821	1,752
26 歳乃至 30 歳	935	937	1,869
31 歳乃至 35 歳	1,056	1,132	2,188
36 歳乃至 40 歳	1,753	1,322	3,075

41 歳乃至 45 歳	1,669	1,112	2,781
46 歳乃至 50 歳	1,448	1,048	2,496
51 歳乃至 60 歳	2,300	1,267	3,567
61 歳乃至 65 歳	586	341	927
66 歳乃至 70 歳	304	136	440
71 歳乃至 75 歳	132	86	218
76 歳乃至 80 歳	72	70	142
81 歳以上	20	27	47
不明	600	645	1,245
計	12,756	9,770	22,562

出所：『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2 卷 6 号、99 頁。

筆者注) 女性の合計は 9,710 であるが、資料では 9,770 となっている。

筆者注) 22 歳乃至 25 歳の合計は 1,757 であるが、資料では 1,752 となっている。

筆者注) 26 歳乃至 30 歳の合計は 1,872 であるが、資料では 1,869 となっている。

筆者注) 全体の合計は 22,521 であるが、資料では 22,562 となっている。

表 5. 白系ロシア人職業別に依る月収動態表 (1935 年 12 月末現在、ハルビン白系露人事務局加入申込書による)

	鉄道 従業員 月収 動態表	商工業 従業員 月収 動態表	其他各種部門 従業員 収 入 動 態 表	総 計
20 円以下	47	193	1,398	1,638
21 円乃至 30 円	276	251	1,290	1,817
31 円乃至 40 円	86	247	841	1,174
41 円乃至 50 円	56	194	662	912
51 円乃至 60 円	72	157	428	657
61 円乃至 70 円	40	104	202	346
71 円乃至 80 円	25	124	215	364
81 円乃至 100 円	35	160	247	442
101 円乃至 125 円	17	66	74	157
126 円乃至 150 円	8	74	103	185
151 円乃至 175 円	6	18	19	43
176 円乃至 200 円	6	20	38	64
201 円以上	12	45	72	129
不 明	26	315	1,982	2,323

計	712	1,968	7,571	10,251
収入平均額	24.00 円 ～64.76 円	30.20 円 ～70.54 円	23.72 円 ～ 58.22 円	25.90 円 ～64.81 円

出所：『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2巻6号、100頁。

表 6. 在ハルビン現住白系ロシア人の生計状態（抜粋）（1936年12月末）

生計費の総計								
項目	階級		労働者		事務員		技術者	
	食費	月平均	25.98	月平均	34.53	月平均	48.97	
炊事用燃料費	同	2.00	同	2.80	同	2.80		
家賃	同	6.00	同	8.00	同	20.00		
暖房費	同	4.45	同	4.45	同	6.20		
灯火費	同	1.00	同	2.00	同	3.00		
被服費	同	2.00	同	3.00	同	5.00		
衛生及化粧費	同	0.81	同	2.61	同	8.29		
図書及娯楽費	同	1.00	同	1.00	同	3.60		
其他雑費	同	0.56	同	0.51	同	0.94		
煙草代	同	1.20	同	1.20	同	1.20		
計	同	45.00	同	60.10	同	100.00		

出所：『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2巻6号、97頁。

1930年代半ばにおける「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙（邦訳名『ハルビン時報』）の中に、結婚しない20歳代白系ロシア人女性問題が取り上げられ、白系ロシア人男性と結婚しない理由として、所得問題があった。つまり、困らない程度で大都市に一人暮らしできるには120～150国幣（円）が必要であるという女性の意見が述べられている³⁶。

表7は白系ロシア人の食事文化を紹介する。所得による食生活の差を確認できる。

³⁶ Харбинское время, №83 (1563) 28 марта 1936, с.7.

表7. 在ハルビン現住白系ロシア人の生計状態（1937年前半現在）（夫婦子供2人計4人の世帯を対象）

品名	食 費								
	労働者			事務員			技術者		
	数量	単価	総額	数量	単価	総額	数量	単価	総額
パン	100 フント	6分	6.00 円	100 フント	6分	6.00 円	100 フント	6分	6.00円
メリケンコ	—	—	—	10 フント	10	1.00	10 フント	10	1.00
裸麦	20 フント	8	1.60	20 フント	10	2.00	30 フント	10	3.00
卵子	50個	10個に付 25	1.25	50本	10個に 付25	1.25	100本	10個に 付25	2.50
牛乳	30本	8	2.40	60本	8	4.80	60本	8	4.80
乾酪	—	—	—	—	—	—	2 フント	70	1.40
凝乳	—	—	—	10 フント	5	0.50	10 フント	5	0.50
脂肪	5フント	30	1.50	6 フント	30	1.80	10 フント	30	3.00
豆油	10 フント	20	2.00	10フ ント	20	2.00	10 フント	20	2.00
野菜	60 フント	4	2.40	80 フント	4	3.20	80 フント	4	3.20
牛肉	30 フント	22	6.60	40 フント	22	8.80	40 フント	22	8.80
魚	—	—	—	—	—	—	10 フント	10	1.00
ソーセイヂ	—	—	—	—	—	—	2 フント	32	0.64
果実	—	—	—	—	—	—	10 フント	10	1.00
コーヒ	—	—	—	—	—	—	5 フント	180	0.90
ココア	—	—	—	—	—	—	5	180	0.90

							フント		
砂糖	10 フント	11	1.10	15 フント	11	1.65	30 フント	11	3.30
計	—	—	25.98	—	—	34.53	—	—	48.97

出所：『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2巻6号、92-93頁。

筆者注) 1フントは現在の単位換算で0.4095kgである。食品名は資料からの引用である。

表7は白系ロシア人の食事文化を紹介する一方、所得による食事生活の差を明らかにする。しかし、これは10,251人の場合である、無職・失業者はもっとお金が余ることなく、足りなかったため、白系ロシア人社会と白系露人事務局は慈善イベントを行っていた。お金を集めるため、また、一般学校の学費を減らしたり、削除したりしたので、学校の多くは赤字に陥っていた。その理由で、白系ロシア人慈善事業や学校が満洲国政府に補助金を申請していた。

貧民

ハルビンにおける無職・失業者白系ロシア人が12,000人以上おり、貧困に陥るものも多かったが、貧民と異なっていた。無職・失業者はそれが正規雇用されていない、日雇いがあった。日雇い謝金は一日1.50国幣から運転手は一日2.30国幣でであった。

ハルビン人口の貧民調査を発表した民政部はハルビンの貧民は満人、白系ロシア人、朝鮮人、ソ連国籍者であった。

民政部はこの貧民住民6,407人(1245戸)の内、国籍別では満人96%(中東鉄道敷設・ハルビン建設、工事停止後に苦力・労働者。都市周囲で農業。市場の品物を運送・配達する者)、白系ロシア人2%(約128人)、朝鮮人1%、ソ連国籍者1%であった。この下層階級者白系ロシア人は無職・失業が日雇いなどで生活の維持を何とかできる者と異なり、本当に悲惨な生活を送っており、貧困救済

所で宿泊・食事、服などの救済金の募集で白系ロシア人はイベントを行う、救済金を収集していた³⁷。

1936年、ハルビンにおける白系ロシア人の各種社会事業（救済所、病院、収容所など）が13団体であり、貧民だけではなく、所得が低い白系ロシア人に救済事業を行っていた³⁸。

このようにハルビンに住む白系ロシア人人口の半分は無職や低賃金で、不安定生活を送っており、青少年数は4,000人以上だったから、長年者は青少年の将来の生活を安定化させるために、満洲国政府に救済を請願することになった大きな原因となったことが明らかである。

ハルビンに無職者（学校卒業後就職できないものを含む）が多く、失業が問題であったが、お金があるものは満洲国外へ移住、お金のない者は開拓団、でも大体の人は大都会に残るように頑張っていた。日雇い、アルバイトチャンスは毎日見つける可能性があったからである。

1934年～45年の間から満洲国政府がハルビンに住む無職の白系ロシア人の移民計画を実施しているが、都市から開拓地に移住する希望者は少なかった。

3. 満洲国におけるロシア語の世界

満洲国は多民族国家であり、多言語国家でもあった。多母語の存在する多民族の間に民族協和の実現をするのに一苦勞であったと考える。満洲国建国後に白系ロシア人に中国語ではなく、日本語学習が進められた。しかし、これは時間がかかるものであったため、それまでに満洲国当局はロシア語話者の存在に対する対応をしなければならなかった。その一方、ロシア語は非漢字言語以外の問題

³⁷ 『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德三年、1巻11号、65、69頁。

³⁸ 『民政部調査月報』民政部総務司資料科、康德四年、2巻6号、103-104頁。

はソ連で使用される同じ言語であったことが白系ロシア人に大きな問題を及ぼしたと言える。以下に筆者の考えを紹介する。

ロシア語は白系ロシア人社会の代表的な言語になっていた。

満洲国行政機関・関東軍による対白系ロシア人政策方針に大きく影響していたのはロシア語であった（少数民族を含み、各民族母語の能力もあったが、白系ロシア人社会全体で言うと90%以上の人たちは、ロシア語の読み・書き・聞き・話しができ、母語としていたからである）。その影響は、二つと考える。

一つ目は、満洲国と白系ロシア人社会との間の意思疎通の問題である。これは、東洋語と異なるロシア語の特徴が生んだ困難さであった。翻訳・通訳の緊要重要性の増加、翻訳者不足、公文・教科書の翻訳にかかる時間問題である。次に、行政機関内にロシア語能力のある日系満系官吏の不足問題である。ハルビンにある地方行政機関に働く白系ロシア人公官吏、官公傭員は日本語・中国語能力のあるものであったに違いない。日満系企業で日本語・中国語能力がないと、仕事不可問題が存在していた。解決の方法は次のようなものであった。専門・高等教育機関でロシア語能力がある日本人に運営・管理者を任せ、日満系企業ではロシア人部門を設置し、担当者を白系ロシア人にし、作業中使用言語はロシア語にすることにした。

二つ目は、白系ロシア人とソ連人民が使用する言語が同じロシア語であったことである。日満当局がこの共通語であるロシア語に対して危惧した白系ロシア人社会の中に広まる共産主義の恐れであった。すなわち、満洲国内の治安に悪影響を与える白系ロシア人の活動に対する恐れである（関東軍は白系ロシア人を破壊行為、スパイ活動のためにソ連国内へ派遣された事実もあるが、派遣されていない一般人の場合、満洲国にとって恐れが生じた）。新国家のソ連国が使用したロシア語は、白系ロシア人が使っていた帝政ロシア時代のロシア語と大体

同じものであった（1917年に改正されたロシア語新正字法、ブルジョア的な意味を含む言葉はマイナスイメージが付けられた）。ソ連は満洲国の隣国だっただけでなく、満洲国内にも駐在していた。1935年半ばまで（中東鉄道売却前）にソ連国籍者人口は20,000人を超えていたので、鉄道経営権のある在満ソ連の勢力は大きかった。鉄道売却後、ソ連国籍者人口の9割が帰国したにも拘わらず、ハルビンにソ連外交機関やソ連国籍者人口は全国に子供を含めて6,000人を超えていた。在満ソ連国籍者は関東軍に厳密に管理されていた。

特に、白系ロシア人の対ソ連の動静とそれが建国初期に日満当局とソ連との関係に及ぼしている影響、ソ連側の共産主義思想の普及とその防止、などを関東軍として管理しなければならなかった。国際社会が観察し、証人した巨大帝国ロシアを崩壊させた社会主義・共産主義思想は満洲国で禁止され、1930～45年代における在満駐ソ連の外交官の動静や、ソ連国籍者の動静まで管理されていた。ソ連国籍者一般市民が逮捕・尋問されたケースもあった。

ロシア正教派の白系ロシア人はソ連体制を受け入れず、1920年代からソ連体制と対ロシア皇帝への殺人犯罪と、共産主義を批判し、反共産主義的宣伝を実施、皇帝殺人記念日祝いにデモを実施、一般教育において反共産主義を強化し実施していた。こうした白系ロシア人の思想は日満当局の共産主義普及の防止政策と一致していたが、関東軍は白系ロシア人社会の中のスパイ調べ調査や白系露人事務局の設立後の各白系ロシア人登録アンケートにソ連国籍者との関係を疑われていた。白系ロシア人と結婚した日本人もソ連通報者ではないか疑われた。

関東軍、満鉄社員などが東京やハルビン学院などでロシア語を学習しており、ロシア革命勃発前後にロシアへ留学しにいった日本人もいた。ロシア語を中心に勉強していた。ハルビンにおける白系ロシア人が宗教的な祭り、反共産主義デモ、民族的な会議などのきっかけで数人から数千人以上集合する際、特務機関の

代表者や警察の代表者も観察していた。こうしたイベントを実施するために、警察庁からの許可を取得するのが必須条件であった。こうした態度の目的は国内治安を保持することにあつたと考える。

このような ロシア語の世界が存在する満洲国におけるロシア語読者向けに満鉄資金で日系露文「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙、満洲国国通信社による露文「国通信 Кокуцу」、1935年にハルビンで『露文満洲帝国法令輯覧 第一輯』（Сборник законов и распоряжений Маньчжу-Ди-Го на русском языке. Выпуск первый. Сост.М.Огуси. Харбин 1935）、1937年12月にハルビンでロシア語版民法法典、1938年にロシア語版の『学校令及学校規程』（Законоположения и правила о школах. Министерство Благополучия 5 года Кан-Дэ）などを日満当局資金で発行していた。

白系露人事務局によれば、1930年代後半における日ロ翻訳者が大きく不足していた³⁹。

以上、満洲国における白系ロシア人社会の状況と特異性を確認した。

次は白系ロシア人の利害を代表する白系露人事務局と満洲国当局による白系ロシア人社会とのネットワークを確認し、同事務局の存在意義を考えていきたい。

1-2. 満洲国行政と白系ロシア人社会との連絡

1. 白系露人事務局の存在意義

— 満洲国行政と白系露人事務局行政：二重行政問題 —

満洲国における白系ロシア人社会研究を行う際、白系露人事務局の活動をよけて通ることができない。なぜならば、白系露人事務局は白系ロシア人社会を個

³⁹ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.201.

人・団体・組合などなどのレベルで全体的に把握しており、日満当局（満洲国行政機関と関東軍という意味で）に対する白系ロシア人の利害を代表する仲介機関になったからである。しかし、利害を代表し、保護できたのか、仲介者としての位置づけと役割は何であったか。

ここでは、満洲国の中央・地方行政機関と白系ロシア人社会との間にどのような形で連絡が行われていたか、白系露人事務局はその連絡にどのような位置を示したのか、その連絡から白系ロシア人社会の位置づけをどのように評価できるのかを明らかにしたい。

現在、白系露人事務局は内面的・外面的によく研究されてきた⁴⁰。研究課題として特に注目を浴びていたのは、白系露人事務局の設立過程、内部の組織とその活動、白系ロシア人社会への影響力とその社会との関係の複雑性、関東軍による同事務局の活動の制御とその目的という問題である。その結果、白系露人事務局の存在意義は日満当局と白系ロシア人との相互利用関係の産物であったと評価されてきた。

まず、関東軍にとって白系露人事務局の存在意義は何だったのか。

白系露人事務局と関東軍情報部（駐ハルビン日本特務機関）との密接な関係が明確にされた。関東軍は同事務局を通じて白系ロシア人を対ソ連作戦準備・対ソ情報活動に利用する目的で白系露人事務局を設立し、実行していた。そのために、個人的・団体的・組織的に白系ロシア人社会全体を把握（統制・管理）するための白系露人事務局への義務的な登録制度を実践し、白系ロシア人の日常生活の細部に至るまでその管理下に置こうとした。このように、ハルビン特務機関は同

⁴⁰ Аурилене Е.Е., Погапова И.В. Русские в Маньчжу-Ди-Го: «Эмигрантское правительство», Хабаровск, 2004. Дубаев М.Л. Бюро по делам российских эмигрантов в Маньчжурии. «Восточный архив» 2001, №6-7, с.54-62. 生田美智子「白系露人事務局：ハルビンにおける活動を中心に」『セーヴェル』2011年3月、5～20頁。中嶋「満洲国白系露人事務局—1934～35年」『ロシアと日本』成文社、2010年。藤原克美「白系露人事務局に経済機能と財政」『セーヴェル』誌、第25号、2009年。アウリレネ・エレナ「満洲の政治システムにおける白系露人事務局—1932～1945年」『セーヴェル』誌、25号、2009年。

事務局内部活動だけではなく、全国における白系ロシア人の生活・様々な活動を制御していた。この自治組織は白系ロシア人社会を代表しながら、特務機関に対抗する立場ではなかった。最終決定権は特務機関が握っていた。

次に、白系ロシア人社会にとって白系露人事務局の存在意義は何だったのか。

実際には、白系露人事務局は関東軍に奨励されたこうした反ソ的な活動ばかりよりも他の活動の方が白系ロシア人社会の救済のために緊要であるとの認識を持っていた。そこから白系露人事務局の組織構造は多方面性が生まれた。白系露人事務局は設立当初から白系ロシア人社会の経済的な生活の安定化を図ることを第一の課題にしたと言っても過言ではない。満洲国における白系ロシア人社会は如何に生活を続けていくのか。教育・就職・収入などの問題解決はどうするのか。少数民族として自己権利を守るための活動も、自己アイデンティティを保持する努力も必要と認識していた。また、関東軍に決められた白系ロシア人社会全体を代表機関として、満洲国政府・行政機関と白系ロシア人を結ぶ仲介組織として、白系露人事務局は自らを「行政機関」として公式に発表し、活発的に活動に取り組んだ。白系ロシア人社会の一部は、同事務局による義務的な個人・団体登録や言動の管理に対する不満に加え、彼らの権利擁護や世論の表出に対する同事務局の脆弱さや不信感が上加され、同事務局に対する評価を低く見積もっていた。しかし、その一方で、白系露人事務局の活動は結果として白系ロシア人社会を統合し、公的なレベルで自分たちの利益を代表し、その民族文化的な統一性を保証することができ、加えて白系ロシア人のために活動していた。

しかし、白系露人事務局と満洲国行政機関との連絡とその結果は明確ではない。

先行研究では、1943年後半以降の白系露人事務局の位置づけについて分析されている。それは「自治組織」から満洲国行政機関の「補助組織」への改組問題

についてである。1943年11月、白系露人事務局は自治組織のステータスから満洲国行政機関の「補助組織」のレベルに変更され、関東軍司令部は白系ロシア人に対する指導体制を是正するため同事務局の指導体制を関東軍情報部（特務機関）から満洲国総務庁に移管した。こうした組織改編の結果、白系露人事務局の全組織（合計：112カ所に所在）が白系露人輔導委員会に改名され、中央機関として新しく設立された満洲国総務庁直属賓江省白系露人輔導委員会の指導監督に置かれた。以前の白系露人事務局の職員は皆白系ロシア人であったが（日本特務機関顧問1名）、地方行政機関や大企業会社の日系代表者が白系ロシア人代表者と一緒に白系ロシア人社会を指導することになった。賓江省白系露人輔導委員会の委員長は省次長、委員には協和会賓江省事務長、ハルビン副市长、ハルビン警察副長、省及び市行政・経済各課長、満鉄支社長、満洲電電・電電会社各支社長などが任命された。第1章で述べたように、この行政機関と会社に白系ロシア人が働いていたことから、賓江省白系露人輔導委員会にその組織の日系職員が委員として任命された理由が分かる。満洲国の指導体制を移行させられたにもかかわらず、特務機関長が参与としてこの委員会を必要に応じて指導を続けていた。「自治組織」の時期も満洲国行政機関の「補助組織」の時期も両方は特務機関による参与と最終決定権があって、白系露人事務局は自由な活動に制限があった。白系ロシア人社会にとって、こうした組織改編は白系露人事務局のステータスを格下げたと結論づけた先行研究がある。それは白系ロシア人職員のみを中心に白系ロシア人社会の利害を優先に考慮し、活動していた白系露人事務局は白系露人輔導委員会に変わって、白系ロシア人社会問題に関するアドバイザーと満洲国行政を執行するような機関のステータスに変わったからだと考える。しかし、元特務機関所属者から見ると、この時期から白系ロシア人は

初めて満洲国民として扱われるようになったという意見を述べた⁴¹。

組織改組の時期はアジア太平洋戦争の最中で、日本が負けている時期である。関東軍司令部によるこうした組織改組の必要性を及ぼした理由の一つは、満洲国は如何に白系ロシア人を国民として認め、その権利の拡大に努めているかを内外に表明するため、そして白系ロシア人に国民としての意識をより一層強めさせ、相応の国民の義務を負担させるためであったと考える。

このように、1943年末から満洲国における白系露人事務局（白系露人輔導委員会）の位置づけははっきりさせられたと言える。

しかし、白系露人事務局設立後から「補助組織」になるまで、1935年～43年代間に満洲国におけるこの「行政機関」の位置づけはどう理解すればいいのか。

関東軍や白系ロシア人にとって白系露人事務局の存在意義を確認できるが、満洲国にとって白系露人事務局の存在意義はあったのか。この問題はまだ十分に明確になっていないと考える。このような疑問は満洲国政府と白系露人事務局の政策の不一致から生まれた。本稿の執筆者は満洲国期の白系ロシア人教育問題、特に「新学制」という教育改革が白系ロシア人の教育制度へ与えた影響を研究してきた。「新学制」の最終的な狙いは改革実施4年後に全国における統一教育制度を作り、同じ学校に多民族が共通語の日本語で学習ができ、卒業後の職場で共通語として日本語能力は十分にある国民を作ることにあった。しかし、満洲国中央・地方部行政機関と白系ロシア人との仲介組織だった白系露人事務局は終戦までに白系ロシア人の独自の民族文化、言語・教育を保護する活動に全力を尽くしていた。その一方、満洲国政府は同事務局の課題と異なる白系ロシア人を国民として「満洲国文化作り」に引き込み、「新学制」を通じて、多民族を含む満洲国の独自形成の「新国民」を養成する政策を実施していた。つまり、白系

⁴¹ 西原『全記録ハルビン特務機関』、1980年、211～212頁。

露人事務局の活動は新国家の国民作りという課題ではなかった。白系ロシア人社会に対する救済方策と、反ソ的なイデオロギー宣伝を強化し、闘争の気分作りが白系露人事務局の第一課題であった。しかも、救済方策を様々な計画を立て、促進させようとしたのは同事務局の白系ロシア人職員と、同事務局に登録の義務付けられた白系ロシア人であった。白系露人事務局によるイデオロギー的な宣伝に関しては、それは関東軍が白系ロシア人各政治団体から選択したセミョーノフ派（ロシア領土で自治共和国作る思想）とロシア・ファシスト派の白系ロシア人職員であった。

満洲国による国民思想作り、民族協和のイデオロギー作りを担当していたのは満洲国協和会露人部の仕事であった。関東軍が承認した白系露人事務局は直接的・間接的に満洲国国民思想作りの目的が義務付けられなかったのと、白系ロシア人職員自身も満洲国国民の精神を宣伝する課題を立てなかったことを注意しておきたい。

満洲国政府と白系露人事務局を両方に対する指導権を握っていた関東軍はソ連との将来の戦いに白系ロシア人を利用し、ソ連に侵攻した後に、彼らをロシア領土への帰還する期待を強めさせていた。一方、言語・風俗が全く異なる白系ロシア人が「新学制」実施に引き込む直前に大きな反発をしたにも拘わらず、関東軍は満洲国政府の教育政策を支持したのはなぜであろうか。それは、関東軍は国際情勢の変化を注視し、攻撃の機会を窺っている間、満洲国政府による白系ロシア人を国民扱いする政策に対して黙認していたからと考える。こうした「黙認の時期」は太平洋戦争開始まで続き、満洲国政府は対白系ロシア人政策について関東軍からの干渉を受けることなく、白系ロシア人を多民族国家の国民作りに、そして国家の建設・経済発展に必要な人材として活用していたと考える。

次に満洲国中央・地方行政機関による白系ロシア人政策とそのネットワーク

の中の白系露人事務局の位置付けを確認したい。

白系露人事務局の設立目的の一つは、白系ロシア人を統一するためであった。つまり、白系ロシア人社会は不統一であったということを指している。その不統一とは、白系ロシア人社会における複数の政治・軍事団体の存在と、将来のロシア体制に関する各団体の政治観の相違による政治的な分裂の意味である。しかし、1930年代半ばごろ各政治団体の成員数は数千人単位で数えるものではなく、場合によって数百人しか所属していなかった。政治観を統一しようとした白系露人事務局は自らの組織の設立モチーフが政治的なものであったことが明らかである。関東軍によって同事務局の指導者として選択された白系政治団体は白系ロシア人社会全体を把握することができることによって自らが白系ロシア人のリーダーという立場になることに喜んでいたに間違いはない。白系露人事務局に軍事部とイデオロギー部以外に移民・慈善・鉄道・法律などの部門があった。それは各分野の白系ロシア人を登録手続きの他、白系露人事務局とつなげるためであったと考える。

しかし、関東軍により任命されたセミョーフ派とロシア・ファシスト派の局長と部長を応援する白系ロシア人は限っていたことは白系露人事務局への登録を避けようとした白系ロシア人が多く、設立直後に評判がよくなかったため、義務付けられた。設立直後、白系ロシア人社会にとって白系露人事務局の重要性を指すために、同事務局はまず職業安定所のように就職斡旋者として活動を活発に宣伝していた。1935年中に白系露人事務局への義務付けられた登録が批判されていた。その批判は新聞などの報道機関ではなく、口伝えという形が多かった。批判者がわかれば、逮捕された。場合によって、追放された。

白系露人事務局の設立過程は不思議なものであったと考える。

まず、白系ロシア人社会はこうした機関の設立に必要性を表していたのかど

うか。筆者は、白系ロシア人に必要だったのは異国における生活作りのための相談所と救済方策を行う組織であったと考える。こういう組織はハルビンにあった。1920年代から白系ロシア人により設立され、1945年まで活動していたハルビン難民委員会（Харбинский беженский комитет）のことである。この委員会は白系露人事務局の設立後に立場が下げられ、活動の内容は慈善事業が中心となった。

次に、白系露人事務局の設立予定は白系ロシア人に新聞・ラジオ・会議などで一切通知されていなかった。設立直後にできてしまった事実として特務機関により知らされた。

次に、白系露人事務局は1943年末まで満洲国の行政機関に附属しなかった。満洲国中央・地方行政機関が1933年5月以降から全国で治安が定まった後、白系ロシア人社会を統制・管理する機関と組織を設ける試みは資料上に見当たらなかった。なぜ、満洲国政府はこうした機関を設立しなかったのか。それは、白系ロシア人に関する必要な事項・登録を別のルートで収集していたからだと考える。白系露人事務局は白系ロシア人社会を担当する機関を中央・地方行政機関のどちらかに1935年から位置づけるべきであったと考える。筆者は、白系露人事務局が満洲国行政機関に入れられなかったのは、関東軍の意図であったと考える。しかし、自治組織として公表された白系露人事務局の設立は白系ロシア人が自らの満洲国における位置づけのイメージを歪める影響をもたらした。同事務局の職員や登録しつつあった白系ロシア人は満洲国社会から独立感という幻影を作ることにつながったと考える。しかし、満洲国政府は白系ロシア人を国民に引き込む政策を取った。こうした国民扱い政策は教育政策に現れた。特に、1937年の「新学制」導入準備の際、全国の教育制度を統一することに対して白系ロシア人社会は1年間続いていた不満を表し、自らの独自性を証明しようと

し、満洲国国民への引き込みに対する不同意を表したと考える。

白系露人事務局の特徴は特務機関が任命した局長は皆元白衛軍の将校である。日本の軍人とロシアの軍人の間のネットワークは、軍隊内では使用されるコミュニケーション文化であった。白系露人事務局もそうになっていた。特務機関が異文化の白系ロシア人将校を支配する有利な点は目上と目下に対する命令、規律、議論のないコミュニケーション方法であった。

白系露人事務局直後の1935年1月～1936年12月までに全国における白系ロシア人個別登録が行われていた。

満洲国は事務局設立前に白系ロシア人社会と直接ネットワークでコミュニケーションしていた。まず、白系ロシア人官吏を雇い、ロシア語版の『国通信 *Кокучу*』紙、ロシア語版新聞を使用していた。同事務局設立後、1935年における事務局の白系ロシア人の救済事業のとき役割と活動はまだまだだったため、評判が低い事務局は人気なかった。満洲国と白系ロシア人社会を両側を事務局に引っ張って、事務局を通じてコミュニケーションさせたのは関東軍であったと考える。このように白系露人事務局は仲介機関になったが、満洲国は白系ロシア人との直接ネットワークを続けていた。

満洲国行政機関と白系露人事務局による対白系ロシア人政策はどのように実施していたかを比較していきたい。

このように、満洲国は軍事部以外に白系露人事務局の白系ロシア人職員が把握しようとした事務は白系露人事務局設立前後に満洲国行政機関が直接に白系ロシア人社会と連絡を取り行っていた。民政部は白系露人事務局を承認したのも、もちろん関東軍参謀部の指示の影響もあったと考えるが、同事務局設立の初期に満洲国中央・地方行政機関は白系露人事務局が積極的に登録事務に入り、白系ロシア人が使用するロシア語の関係では、白系ロシア人に関する情報収集は

民政部にとって困難であったことから、せつかく設立される白系露人事務局に任せるのは合理的な方策であったと考える。しかし、白系露人事務局の職員は白系ロシア人社会に対する各分野を把握し全面的に自治制度を作ると満洲国行政機関が推測しなかったと考える。ここでは、一つの事例を取り上げたい。建国後から白系ロシア人社会の慈善事業や白系ロシア人学校の管理権を持っていたハルビン市公署であった。つまり、慈善事業所への補助金提出、市立・公立学校の運営費提出、私立学校を含むすべての白系ロシア人学校の運営許可を下したのは市公署と警察署であった。1937年の「新学制」導入準備のために白系ロシア人学校を整理する際、市公署学部長オオガタは、白系露人事務局教育部部長による同事務局附属白系ロシア人学校校長定例会を設置する予定について次のように答えた⁴²。近い内に市公署学部は白系ロシア人学校校長定例会を設けるつもりで、白系露人事務局に同様な定例会を設けるのは全く無用であり、白系露人事務局の代表者をその定例会に入れることも必要がない旨示唆した。白系露人事務局側からの学校事業に関する願望があったら、オオガタ部長はこの機会に聞く旨を述べた。「学校の行政権は市公署のみの特権」と強調した。つまり、白系露人事務局は学校の運営費や行政をしていないのに、市公署と同様に学校の管理を使用とする動きは地方行政機関は認めなかった。それ以上、こうした動きは「二重行政」と強調され、学校の卒業証明書に白系露人事務局の代表者のサインを削除する指示をし、卒業試験に白系露人事務局の代表者の出席を禁止した。同事務所職員は1936年前半に白系露人事務局長に対して市公署学部は白系露人事務局教育部の事業に対して好ましくない視点を持つ理由を理解しがたいと数回報告した。白系ロシア人学校への国家予算からの補助金の申請問題も同じようであった。日本特務機関は白系ロシア人学校が補助金の申請を白

⁴² ГАХК Ф.830.Оп 2. Д.16.Л.117-117об.

系露人事務局を通じて提出するべきと同事務局教育部長に述べた。しかし、市公署は補助金の申請を直接に民政部宛に提出するように指令を公表した⁴³。この事例は、中央・行政機関は白系露人事務局が満洲国行政機関網に所属していなかったため、白系露人事務局の行政事業を当局に対する「二重行政」のものであると受け入れていたことと、白系露人事務局の位置付けと、白系ロシア人社会の位置づけを明らかにした。しかし、白系露人事務局長は同事務局の事業の妨げになることを日本特務機関に報告することによって、満洲国行政機関はやむを得ず白系露人事務局に統計収集の件以外に連絡を取らざるを得なくなったと考える。これは1936年後半から民政部日系視学官・市公署学部が白系露人事務局学部を訪ねるようになった原因と考える⁴⁴。例えば、1936年6月に白系露人事務局を訪ねる際、次の質問をした。生徒数、彼らの家庭経済状況、学校の制度と学校の要求、教員の質、教科書問題、白系露人事務局の願望まで尋ねられた。

学校事業と同じように満洲国行政機関が管理していた事業と白系露人事務局が管理下に置こうとした事業を比較すると、協和会による宣伝と軍事事業以外に満洲国行政機関が把握しなかった分野はほとんどなかった。

満洲国はどのように白系ロシア人社会を管理していたかという以下の表白系露人事務局と対比する。

表8. 満洲国と白系露人事務局による白系ロシア人社会管理方法

満洲国側	施策・活動・事業	白系露人事務局側
警察署 (1932～45年)	個別登録	1935年～45年
民政部 (1934～45年)	移民	1935年～45年
民政部・ハルビン市公署 (補助金) (1932～45年)	慈善	1935年9月～
協和会露人部 (1932～45年)	情報	1934～45年

⁴³ Там же.

⁴⁴ ГАХК. Ф.830.Оп. 2. Д.18. Л.3.

財政部、各省・各市の所得税、事業税を取った（1932～45年）	財政	民政部・ハルビン市公署による補助金を各部に分別、最終決定権：特務機関
満洲国の交通部・民政部・北満ハルビン鉄道局（1935年4月～）	鉄道	1935年9月～45年登録
	法律	1935年9月～45年
満洲国軍事部・満洲国帝国軍に所属せず（1932～43年末まで）	軍事	1935年9月～45年（1935年後半にようやく白系ロシア人人口の3割ぐらい登録済、中に軍事に経験のある、適用できる区別が明確になり、軍事訓練・宣伝把握範囲、軍事部が開始）、それまでに関東軍に働く将校がいた
民政部・賓江省公署・ハルビン市公署（すべての学校を登録、非私立学校の運営費を出す、新しい学校を設立）（1932～45年）	学校の管理 （設立・運営・閉鎖）	1935～45年（学校関係統計作成、附属学校設立、学校側の利害を特務機関・行政機関の前に代表するアプローチ）
各地の税務署（建国後）	事業家	1934年～登録次第
・満洲国国通社発行の『国通』1932年3月創刊 ・満鉄資金下の日系露文「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙1931年9月創刊	白系ロシア人社会とのネットワーク作り	機関紙設立「Голос эмигрантов」『エミгранトの声』露語新聞 1938年創刊
白系ロシア人系官吏	白系ロシア人社会とネットワーク作り、連絡	同事務局の局長と職員（主幹・幹部など）

筆者注）1937年7月以降、満洲国民政部は文教部と合併し、民生部に改名。

白系露人事務局の局長を含む職員は人気率を上げるために、同事務局は政治的事業を中心に発表すると、人気が集まらないから、社会的事業に手を伸ばした。このように、設立間もない間に1935年に同事務局附属中学校、商科大学、図書館（在庫53,000冊）、外来患者診療室などを設置した。

白系露人事務局は自治組織として白系ロシア人社会全体を把握するように関東軍の指示があった。その一方、登録を義務付けられた各分野の白系ロシア人は

救済・利害保護方策の提案を色々提出し、白系露人事務局の活動範囲を広くした。この提案・計画の元で白系露人事務局局长が日本特務機関に実施許可を請願されたものの中に、不可のものがあれば、許可取得のものもあった。あくまでも、白系露人事務局による対白系ロシア人救済・生活向上の提案は関東軍が計画するものではなく、白系ロシア人のイニシアチブであった。これは、先行研究が結論付けるように、同事務局の活動は白系ロシア人社会内部の活動を中心に積極的に評価されている。しかし、本稿では明らかになるように、白系露人事務局は1937年の「新学制」導入の際、白系ロシア人社会を代表機関として弱い立場であった。白系ロシア人が反対した教育機関の閉鎖と内部改組に同事務局は影響することができなかった。この意味では、満洲国当局や関東軍との間の仲介組織である白系露人事務局は、無力を見せた。

白系露人事務局は自らが自治権を持っているが、日本特務機関の最終決定に従わざるを得ず、白系ロシア人の救済事業・擁護などの日常活動にも制限が加えられた。その結果、特に設立初期における白系露人事務局の存在は白系ロシア人社会だけではなく、満洲国行政機関も困らせたと考える。

満洲国における各白系ロシア人の登録制度は満洲国行政機関（警察署）が実施したものと白系露人事務局の登録制度を比較すると、前者は情報を十分に把握しなかったのかというと、そのようなことはない。外国人として満洲国における居留や活動を許可されるための必要な事項をすべて警察署が把握していることが分かる。以下は新京警察庁発行の外国人名簿（1939年作成）⁴⁵と白系露人事務局登録アンケートの中身を確認する。新京警察庁のものは、白系ロシア人は白系ロシア人が国内において移住する際、現地の警察省などに10日間以内で登録しなければならなかった、これは警察庁の外国人定住者の登録制度であったと

⁴⁵ ГАРК Ф.830.Он.3. Д.22881.

考える。これは居留執照とは別の書類である。1930年代発行の居留執照は定住者の場合、1年間毎に再発給しなければならなかった（1940年代から外国人居留証明書に改名）。警察庁発行の外国人登録カードと白系露人事務局のアンケートの事項は大体同様なものであった（氏名、国籍、民族、現在所、前在所、出生地、居留年月、居留年月日、入国年月日、居留之目的、宗教、職業、資産、居留証明書発給番号及年月日、性質素行、同居の家族（妻・父・母・祖父・祖母など）経歴である。しかし、白系露人事務局の登録アンケート（全30項目）の違いは白系ロシア人の政治的・軍事的歴に関する質問、ソ連国籍取得歴有無、政治的信念を把握するための6つの質問、軍事歴に関する6つの質問があることである。このアンケートは総務部用のアンケートであるが、登録部用の詳細的なアンケート（全77事項）は別であり⁴⁶、ロシア革命勃発から現在までの政治的信念を確認する18項目、軍事歴に関する19項目が入っている。その中に特に目立つのは、ソ連政権に対する見方や万種国における知り合いの調査（エミгранト、日本人、満洲人、ソ連国籍者、外国人の間の知り合い有無）である。このような詳細な情報は関東軍の指示による収集されていた。

平時には、白系露人事務局を満洲国行政機関に所属させず、自治機関として活動を許可しながら、満洲国は白系ロシア人教育に対して自治権を与えない立場を取った。このような政府の立場は、特に新しい教育政策実施の時期に現れてきた。満洲国は、自治機関の白系露人事務局に白系ロシア人社会内部の整理全体を任せただけで、白系ロシア人に提供したこの自治体を表面的に受け入れた。つまり、満洲国政府が对白系ロシア人政策を自治機関に任せるのではなく、新国家が一方的に上から教育政策を押し付ける方針であった。白系露人事務局は自治機関の時期も、満洲国行政機関の補助機関の時期も、白系ロシア人

⁴⁶ ГАХК Ф.830.Оп.3. Д.43047.

教育を保持する代表機関として弱い立場に置かれた。白系ロシア人社会のみを対象にする自治体制を作りながら、満洲国は教育制度への直接介入することによって、自治体制の意義が薄くなっていく。

満洲国行政機関は白系ロシア人社会を白系露人事務局の傘下のまとまった存在としてではなく、満洲国社会から切り離すことなく、五族協和・民族協和社会を築き上げようとした。行政当局は白系ロシア人を国民として認識していたと考える。

満洲国行政機関は必ずしも白系露人事務局を通じて白系ロシア人と意思疎通を図ろうとしたわけではない。これは満洲国社会における白系ロシア人の位置付けと大きく関わる。

関東軍による満洲国行政への干渉や对白系ロシア人政策への介入があったことは事実であるが、満洲国が民族協和社会に成した白系ロシア人の位置付けと、関東軍の企図した反ソ活動としての白系ロシア人の位置付けとが一致していないことが明らかである。つまり、関東軍は満洲国の将来多民族社会の中に白系ロシア人を想定していなかったと考える。しかし、満洲国政府は白系ロシア人を含む多民族社会、共存共栄社会を建設しようとした。その一方、現実にはそれは満洲国が考える多民族社会・共存共栄社会であって、各民族が対等且つ平等な社会ではなかった。

多民族国家満洲国は定住民を把握しながら、国民精神を養成する新しい教育政策を計画し、異民族の白系ロシア人を含めて新国家の国民作りという難しい課題を実現しようとした。この新国家の教育政策は、西洋思想の元で形成された白系ロシア人社会に対して東洋思想に基づく国民教育の実践であった。それ以降、満洲国における肉体労働以上の就職・社会階級を目指す者に対して、日本語能力が必修条件となった。満洲の開発とともに、現地に作られた「満洲の

中のロシア」の世界は文化の高いものであったため、新国家の形成時に白系ロシア人は自己アイデンティティを保持しながら、満洲国の建設に貢献ができると期待を持っていた。しかし、新しい文化を作る満洲国における民族が自己アイデンティティを保持することは難しくなってきた。

2. 満洲国に対する白系ロシア人の期待

1935年3月のソ連による満洲国への中東鉄道売却（後に北満鉄道に改名）は在満白系ロシア人の生活への影響は極めて大きかった⁴⁷。ソ連国籍者（赤系ロシア人）の帰国（21,000人以上⁴⁸）によって、ロシア人人口（白系・赤系を含む）が81,000人から60,000人まで減った。特にハルビンにおけるソ連国籍者経営の事業・店舗⁴⁹の消滅、鉄道沿線全体から解雇、また、彼らは白系ロシア人経営事業・店舗の客としていなくなったため、白系ロシア人は生計状態が鉄道売却前よりさらに深刻化していた。失業・無職、報酬の少ない仕事、日雇い仕事のため、ハルビンにおける乏しい生活を送る家庭が増えた⁵⁰。ある家庭はギャング・麻薬依存⁵¹の発生まで問題が深刻していたため、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙を通じて1936年から救済対策の話題となった。

⁴⁷ 生田美智子「日本統治下ハルビンにおける「二つのロシア」：ソビエトロシアと亡命ロシア」『言語文化研究』35、2009-03。「ソ連人は中東鉄道の高給取りの生活が長くなるとブルジョア的になっていた」、「亡命ロシア人とソ連人との関係は、この頃では貧者と富者の関係であった」、「ロシア人社会の中でも鉄道従業員は裕福な層に属しており、亡命ロシア人のなかで金銭的な余裕のある者」191～192頁。

⁴⁸ 1932年現在、ソ連国籍者：26,000人以上（鉄道従業員は5,500人で、残り人数はその家族と鉄道以外の職業者と家族）。鉄道売却後3カ月以内帰国するべきだった。帰国を拒否した中東鉄道労働者・勤務者はソ連国籍を放棄し、北満鉄道で働き続けることができた。ソ連国籍を取得しない「白系ロシア人」は1924年以降に東清鉄道（中東鉄道）から解雇され、ソ連国籍を取得するものもいた。ソ連運営学校は閉校。1938年に満洲国民政部によってハルビンにあった唯一のソ連系学校は強制的に閉校。

⁴⁹ 生田（2009）、7頁。「ハルビンのロシア系ビジネスも縮小し、1935～36年の1年間に481の商社のうち16%に相当する76社が閉鎖を余儀なくされた」。

⁵⁰ 鉄道沿線、特に三河地方で農業で稼いでいた白系ロシア人もいた。

⁵¹ 1937年に全国の学校の事情を調査した満洲国民政部は白系ロシア人青年の状況を次のように評価した。白系ロシア人の「子弟達が各種の學校を卒業しても言語及風俗習慣を異にしてゐる關係上職場なく無爲徒食中モルヒネ中毒者に落ち或は退廢的享樂に親しむ等の傾向相當濃厚」。「北鐵讓渡後に於ける在哈露人一般動態に關する調査」『民政部調査月報』民政部総務司資料科 第2巻第6号 康德四年、111頁。

「一定の職業のない浮浪人も多い、此等浮浪人中には警戒の際に乗じてギャンブルを働くものも多く、彼等に職業を与えることは秩序維持の上からも必要なことである」と『満州日報』が報道した⁵²。

その一方、鉄道売却後に白系ロシア人が北満鉄道に就職の期待を抱いた⁵³。同年4月に北満鉄道に白系ロシア人の採用を開始し、同年は250名も採用した⁵⁴。

日本特務機関により1934年12月末設立された白系露人事務局はロシア語で自らを満洲国の管理機関として公表し、1935年2月から「満洲国の鉱業の上昇と経済繁盛」のために白系ロシア人の専攻別の登録を開始した。同事務局は満洲国が鉱山業の発達に力を入れるので、鉱山技師・技術工に需要が高まることを1936年に宣伝した。白系ロシア人鉱山技師は「満洲国白系露人技師会」を設置。

白系露人事務局や「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙は1935年から日本語学習のメリットを宣伝し始めた。一般学校に日本語授業を導入したり、大人向けに日本語コースをハルビンに設置したりした。全面的に日本語学習の必要性を呼びかけていた。白系ロシア人は日本語の勉強に力を入れた。

『満州日報』紙は「北鉄接收後白系露人の日本語研究はすばらしい勢いで流行している」と報道し、白系ロシア人の一有力者にインタビューした⁵⁵。彼は、「今は日本語を研究するものが激増した、それは就職ということは勿論第一の理由だが、科学文明の発達した日本人は古い伝統を守っている満人よりも接し易い

⁵² 『満州日報』1935.3.25-1935.3.31。「接收後に来るもの」という記事題名。

⁵³ それを証明するのは、白系露人事務局作成の資料、白系ロシア人の回想録、当時の日本人の証言（文学作品、新聞記事。その他に、「故郷を失った白系ロシア人の満洲国に対する期待」と述べた。韓玲玲「北村謙次郎文学における白系ロシア人イメージ－「苦杯」を中心に－」『総研大文化科学研究』（11）、2015-03、89頁。

⁵⁴ ГАРК.Ф.Р830. Оп.1. Д.1.

⁵⁵ 『満洲日報』とは、明治40(1907)年10月、星野錫により「満州日日新聞」として大連に創刊された紙である。満鉄の機関紙的存在であった。昭和2(1927)年11月「遼東新報」を合併して「満州日報」と改題したが、昭和10(1935)年8月「満州日日新聞」に復題した。昭和13(1938)年に奉天に本社を移転、奉天・大連の同時発行で大連版は「大連日日新聞」となった。昭和19(1944)年5月、「満州新聞」と合併して「満州日報」となる。出所：神戸大学附属図書館新聞記事文庫 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/directory/sinbun/snlist/5501.html>。

し、互に理解も早いから日本語を通じて満洲国の仲間入りをしようという気持ちだ」と答えた⁵⁶ ⁵⁷。

満洲国は白系ロシア人を受け入れたことで感謝と忠誠を要求し、生活の安定化と就職の話を進めていた。

⁵⁶ 『満州日報』、1935.3.25-1935.3.31。「接收後に来るもの」という記事題名。

⁵⁷ 満洲国側、関東軍側の指示でなされたロシア語マスメディアによる対白系ロシア人社会へのイデオロギー的宣伝は、日本語の資料では用いられない表現や言葉を使用していた。例えば、国籍法がなかったにもかかわらず、白系ロシア人は「満洲国国籍 подданство Маньчжу-Го」になったという言い回しが何回も新聞に掲載された。

第2章 「新学制」導入前の白系ロシア人教育の実態（1933~37年）

—満洲国における旧帝政ロシアの教育制度の存続—

本章の課題は、満洲国初期に生き残っていた「ロシア式」（以降に「」を略す）教育制度の実態を明らかにするものである⁵⁸。このロシア式教育は、帝政ロシア時代から満州に形成され（中東鉄道敷設以来）、1920~30年代半ばに白系ロシア人に継続されていた。満洲国に集中していた数多くの白系ロシア人小・中学校及び職業学校・高等教育学校のような例は在外ロシアにおいて他にどこもなかった。1930年代半ばにおける特殊なロシア式教育と呼ばれる教育方針はどのようなものだったのかを検討する。次に、白系ロシア人の職業教育と高等教育の状況を検討する。そのために先行研究を参考にしながら、先行研究で使用されていない資料（満洲国民政部総務司資料科、白系露人事務局ファンド所属資料、在ハルビン市日本総領事館警察署作成資料、ロシア語新聞）を踏まえて検討していきたい⁵⁹。

2-1. ハルビン市内・郊外における白系ロシア人学校の実態：小・中学校

1. 学校数、教員数、学生数

在ハルビン白系ロシア人普通学校とそこで行われた教育方針について先行研究の蓄積があるが、それは1930年代よりも1920年代を中心にするものが圧倒的である⁶⁰。1930年代期に焦点を当てたのは、嶋田道彌（1935）、内山ヴァルー

⁵⁸ 「ロシア式」教育とは、旧帝政ロシア国内または満洲において実行されていた教育制度・内容のことを言う。「ロシアの伝統的教育」と呼ばれ、帝政時代のロシア文化・伝統・宗教・歴史観を保持し、ロシア人として自己認識（アイデンティティ）を持たせる教育内容であった。

⁵⁹ ロシアのハバロフスク州国立文書館所属白系露人事務局ファンドには、白系ロシア人の学校事業に関する資料の大多数は1930年代末から1940年代前半に作成したものである。それは、白系露人事務局の設立と事業開始の時期に理由があるからである。つまり、1935年に営業を開始した当事務局は、白系ロシア人社会全体を把握するために、統計を収集する準備を始めたばかりであった。

⁶⁰ Печерица В. Ф. Духовная культура русской эмиграции в Китае. ДВГУ. Владивосток, 1999. С. 223-263.

エフ（1999）とポタポワ（2005、2010）のみである⁶¹。

嶋田は満洲国全国の各民族学校を把握し、巨大な作業を行った。満洲・満洲国・関東州における日本人・中国人・モンゴル人・朝鮮人・ロシア人の教育制度や教育施設、資金の流れ等を詳細に分析している。満洲国現在の教育についても、その時代の中で最新の現況を満洲国国務院統計処、文教部学務司、各省教育庁の調査資料の元で研究しており、この意味で非常に貴重な研究である。嶋田は1933～34年間の白系ロシア人小・中等学校、職業教育（高等教育学校を除く）に関する統計、運営費・補助金問題を中心に取上げた。その他、カリキュラムと精神教育を確認した。

しかし、「新学制」導入前後の白系ロシア人教育の変化を理解するため、先行研究の成果は不十分である。

ここでは1933年～37年間の在満白系ロシア人教育制度と教育機関を把握し検討する。

先行研究では、1920～30年代の在満白系ロシア人学校数、教員数、学生数などに関する統計が、当時のロシア語の史料の誤差のため、その叙述が異なっている。本稿では嶋田が使用した資料と別のものを使用する。1930年代半ば在ハルビン市日本総領事館警察署が行った調査を参考にし、当時の資料に記された統計を論述の根拠にする。

Потапова И. В. Российская эмиграция в Маньчжу-Ди-Го: военно-патриотическое воспитание молодежи.//Дальний Восток: наука, образование. XXI век. IV Крушановские чтения. КнАГПУ. Комсомольск-на-Амуре, 2005. С. 318-323. Косинова О. А. Национальная идея в содержании образования и воспитания российского зарубежья в Китае первой половины XX века.//Знание. Понимание. Умение. №1. 2008 С. 98-105. Говердовская Л. Ф. Образовательная и научная деятельность русской эмиграции в Китае 20-40-е гг.//Россия и АТР. №3. 2006. С.150-160. Еропкина О. Русские и китайские школы на КВЖД. 20-е гг.//Проблемы Дальнего Востока. №3. 2001. С. 132-138. Мелихов Г.В.Российская эмиграция в международных отношениях на Дальнем Востоке. 1925-1932. М., 2007. 内山ヴァルナーエフ紀子「哈爾濱のロシア人学校—初等・中等教育編—」『セーヴェル』第9号、1999年、1-30頁。

⁶¹ 嶋田道彌『満洲国教育史』文教社、大連、1935年12月。内山ヴァルナーエフ紀子「哈爾濱のロシア人学校—初等・中等教育編—」『セーヴェル』第9号、1999年、1-30頁。Потапова И. В. Русская система образования в Маньчжурии. 1898-1945 гг. Хабаровск, 2010.

在ハルビン日本総領事館警察署が 1934 年に行った在ハルビンロシア系教育機関状況に関する調査と、満洲国民政部総務司資料科が 1935 年に行った在ハルビン白系ロシア人社会動態の調査を参考にし、市内の白系ロシア人の小学校と中学校の状況（校数、教員数、学生数）を確認しよう。

1934 年 1 月、在ハルビン日本総領事館警察署が「在哈赤白教育機関状況」の調査を行い、その目的は 1930 年代半ばにおける満洲国全域で開校していたソビエト系学校と白系ロシア人普通学校の状況を調べることにあった⁶²。この調査によれば、当時の白系ロシア人普通学校は、中東鉄道沿線およびハルビン市にあり、小学校と中学校の校数は総計で 45 校である。そのうち 37 校がハルビン市で開校していた。ハルビン市内の学校では 1920～30 年代に設立されたものが少なかった。

中東鉄道沿線に住んでいた白系ロシア人住民は学校を設立したが、それはほとんどの場合に小学校であった。進学を目指す学生はハルビン市にあった白系ロシア人向けの中等・専門・高等教育機関へ入ることにしたのである。1934 年現在、在ハルビン日本総領事館警察署の調査によると、中東鉄道沿線地に営業していた白系ロシア人の学校は 8 ヶ所にあった。その学校は次の駅で営業していた。満洲里 1 校、海拉爾 1 校、牙克石 1 校、博克図 1 校、一面坡 1 校、石頭河子 1 校、横道河子 1 校、ポグラニーチナヤ（綏芬河）1 校。

警察署の調査では、白系ロシア人学校は公立学校と私立学校に区分されていた。1934 年 1 月現在、ハルビン市内にあった 37 校のうち、13 校は公立小学校（初等小学校・高等小学校を含む）、16 校は公立中学校で、8 校は私立学校（主に小学校）であった。

⁶² 外務省外交資料館 外務省記録「在哈赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二十九日（1934 年）「16. 満洲国（7）在哈赤白教育機関状況」『外国学校関係雑件 第一巻』（アジア歴史資料センター JACAR B04012196300）。

警察署の調査統計の中に他の 9 校が入っているが、それはタタール人向けの小学校 (4 校)、ユダヤ人向けの小学校 (2 校)、ドイツ人の学校 (1 校)、ポーランド人の学校 (2 校) という民族学校である。中東鉄道沿線地に営業していた 4 校はユダヤ人向けの学校、タタール人向けの学校であった。警察署はその学校を白系ロシア人学校として区分したが、ユダヤ人を対象にした学校、タタール人を対象にした学校はそれぞれロシア式教育方針と異なる教育を実施していたことに注意しておきたい。つまり、学校の運営スタイル、教育方針が基づいていた教義が異なっていた。タタール人はイスラム教を教え、イスラム教会へ通っていた。イスラム教の教えに従って生活をしていた。ユダヤ人はユダヤ教を学習し、ユダヤ教教会へ通い、ユダヤ教に基づく生活スタイルを送っていた。またそれぞれの民族学校では歴史の授業は旧帝政ロシア歴史ではなく、民族的な観点から母国史が教えられ、授業が行われた言語は母語 (タタール人はタタール語で、ユダヤ人はヘブライ語) であった。この意味では、その民族学校はロシア式教育を実行していた大多数の白系ロシア人学校との差異が大きい。

前述の調査によれば、満洲国全域の白系ロシア人学校の教員数は 648 人であり、そのうち 569 人がハルビン市の学校で働いていた。白系ロシア人の学生数の大多数はハルビン市の普通学校に通っていた。つまり、満洲国の白系ロシア人の学生総数 6,335 人のうち 5,572 人がハルビン市の学生であったことが、在ハルビン日本総領事館警察署の調査から明らかになる⁶³。

次に、満洲国民政部総務司資料科が 2 年後の 1935 年 12 月に行った調査を取り上げる。この調査は同年 3 月に中東鉄道がソ連側から満洲国側へ譲渡された後、在ハルビン市白系ロシア人とソ連人 (ソ連国籍者) の一般動態についてのものであった。そこでは、1934 年 1 月現在の日本総領事館警察署の調査結果と異

⁶³ 同上。

なり、在ハルビン市の白系ロシア人の学校数、教員数、学生数が減少していたことが明らかになった。つまり、小学校と中学校数は 29 校まで減り、教員数は 381 人、学生数は 4,601 人（男 2,393 人、女 2,208 人）まで減ったことが明らかになった⁶⁴。

このことから、白系ロシア人の保護者は 9,000 人から 13,000 人以上の範囲（保護者が一人の場合も、一戸に学校通学子供が二人の場合も含む）だったと考えられる。このように教員数、生徒数、保護者数を計算すると、10,000 人から 14,000 人の範囲であったと考えられる。

日本総領事館警察署の調査報告書に、当時の白系ロシア人学校は公立学校と市立学校であったと記されたが、満洲国民政部は、白系ロシア人学校の経営を官立・市立・私立・個人・教会経営に区分している⁶⁵。しかし、それぞれの学校の管理について言えば、官立・市立経営の場合は、ハルビン市公署の管理下に置かれたが、私立経営の学校の場合も、白系露人事務局所蔵文書が示すように、1935 年 7 月 1 日からはハルビン市公署の管理下に置かれることになった⁶⁶。ただし、これ以前にも学校の運営許可や法人事業税等の徴収のため当局は白系ロシア人学校について大まかには把握をしていたこと補足しておきたい。

さらに個人経営の学校に関しては、1936 年 2 月にハルビン市公署が白系露人事務局へ民政部による訓令を通報し、それによると、個人経営学校は同年 2 月末までに正式に行政機関に登録しなければ、警察力により学校を強制閉鎖することになっていた⁶⁷。つまり、1936 年以降、在ハルビン市白系ロシア人学校はすべて満洲国当局が管理することになったことが明らかになった。

⁶⁴ 「北鐵讓渡後に於ける在哈露人一般動態に関する調査」『民政部調査月報』康德四年（1937 年）2 卷 6 号、106-108 頁。

⁶⁵ 同上。

⁶⁶ ГАРК Ф.830 Оп.2 Д.11 Л.102.

⁶⁷ ГАРК Ф.830 Оп.2 Д.11 Л.97.

上記の在ハルビン日本総領事館警察署による調査と、満洲国民政部とその総務司資料科による調査を比較すると、1930年代半ばにおける白系ロシア人学校の状況が変化していたことが明らかになる。

ポタポワによれば、1930年代半ばにおける白系ロシア人学校での教育が帝政ロシア時代教育のままであったため、学校の卒業後は就職などが困難であり、その一方、在ハルビン市外国人経営学校を卒業した者は就職しやすかったのも、資金のある白系ロシア人は外国人経営学校（英米式学校）で子供を教育させる方が望ましかった。その一方、この状況が成り立った別の理由を説明するのは内山ヴァルーエフである。1920年代のハルビンに英語の語学教室が増加し、不安定な亡命生活をしてきた白系ロシア人の多くが英語圏の国々への移住を希望していたと述べている⁶⁸。つまり、英語学習に力を入れたのは、近い将来に満洲国を立ち去る予定を立てていた白系ロシア人家庭と青年がいたと結論できる。

しかし、金銭的に海外へ移住できない、満洲国接近のロシアから離れたくない、移住希望のない白系ロシア人も多く、白系ロシア人学校へ通い続けていた。

さらに、学校数の減少について、白系露人事務局の主催で学校の間競争を下げるために中学校の合併が行われたとポタポワが述べている⁶⁹。

そのほかに、当時は白系ロシア人の家庭も上海へ移る傾向があったので、ハルビン市内に教員数と学生数が減少していた原因の一つであったと考えられる⁷⁰。上述の先行研究が学校数、教員数、学生数の減少の原因について述べているが、白系露人事務局所蔵文書を調べると、他の原因もあったことが明らかになる。

学校数の減少の原因に関しては、それは多くの場合に資金調達問題と、この間

⁶⁸ Погапова (2010), с.136. 内山ヴァルーエフ(1999), 19頁、Мелихов (2007), с.103。ハルビン生まれのメリホフによれば、1920年代後半～1930年代初頭、ハルビン市に三校の外国人経営学校が活動していたと（ドイツ人経営中学校1校、イギリス人経営中学校2校）。

⁶⁹ Погапова (2010), с.137.

⁷⁰ Печерица (1999), с.262. ロシアのペチェリツァによれば、日本による1931年の満洲の占領後、ハルビン市の白系ロシア人教員の多数が上海へ移住した。

題に関連していた学校間の競争問題であった。

貧困な家庭は授業料支払いの延長、また授業料の値引きおよび免除を請願することが多かった。また地方行政による補助金は各学校の需要を満たすことができなかった。こうした状況の中で学校は赤字状態に陥ることがあった。当時の学校の運営資金の例を上げると、白系露人事務局附属中学校の 1936～1937 年度の見積もりによれば、1 年の支出は 23,428 円（公共料金、教員報酬、設備、教材など）であったが、授業料として入った総金額は 19,045 円であった⁷¹。つまり、この学校は赤字状態に陥っていたことが分かる。

運営資金不足問題に中学校間の競争問題が関連している⁷²。競争の原因は各中学校の授業料の差にあった。内山ヴァルーエフは、1933 年現在にハルビン市中学校の間に授業料値引きの競争が起こっており、親は授業料の安い学校へ子供を転校させる傾向、転校する学校での学生増加に従った学習環境の悪化および教師の給与の値下げ問題が起ったことについて叙述している⁷³。

その一方、学生が減少していた学校はどうなったか。こうした競争の結果、転校のために学生が減少した中学校には閉校・売却・合併の傾向が表れたが、これは学校数が減少をした原因の一つであったと考えられる。白系露人事務局所蔵資料によれば、1936 年前半にドストエフスキー中学校（フロロフ校長 Фролов）が閉校した⁷⁴。ドリズリ（Дризуль）が経営する中学校（中国語：哈爾濱俄僑私立中學校）は売却することになった⁷⁵。プシキン中学校（ノスコフ校長 Носков）

⁷¹ 同中学校 335 人の学生のうちに授業料無料は 21 名、全額支払いは 118 名、値引きは 118 名。ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.15. 在ハルビン市白系ロシア人学校での授業料の値引き、授業料の免除を請願した貧困な家庭の学生に関する白系露人事務局所蔵文書が残っている（1936 年 8 月現在）。ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.8-13.

⁷² 在ハルビン市中学校は専門中学校（実科中学校 училище）と中学校（ギムナジウム гимназия）の 2 つの種類があった。

⁷³ 内山ヴァルーエフ(1999)、20-21 頁。

⁷⁴ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.104.1936 年 8 月現在に校長と教員は無職になり、他の中学校へ就職請願を提出した。

⁷⁵ 同上。

は売却か他の中学校との合併かを模索していた⁷⁶。(各学校は表 1 に指示)。すなわち、生徒が減少した中学校にとって運営資金問題が生じたため、1930 年半ばにハルビン市白系ロシア人中学校の一部は運営存続か否かの選択をしなければならなかった。これも、学校数の減少の原因の一つであったと考えられる。

教員数の減少に関しては、1935 年に満洲国文教部学務司が白系ロシア人の教員整理を行い、一部の教員に公務員資格を与え、他の一部を退職させたことについて白系露人事務局学務部部長ポドルスキ(Подольский)による報告書に示されている⁷⁷。さらに、教員を任命すること、退職させることは、ハルビン市公署の権限であったことが白系露人事務局所蔵文書から明らかになった⁷⁸。

学生数の減少に関しては、その原因は白系ロシア人家庭の多くが貧困連鎖に陥っていたことにあった。当時の貧困問題の激化を確証する資料が在残している。それは白系露人事務局学務部部長兼在満ロシア教員協会会長のポドリスキから同事務局局長宛への「官立・市立及び私立・個人経営学校の貧困な子供の助けの件」報告書(1935 年 11 月付)である⁷⁹。これによれば、同年春に教員協会の主催で「貧困な子供への緊急な助け」という名で資金調達の目的で「ロシアの子供の日」というイベントが行われた。ポドリスキは貧困な家庭の子供への実際的な助けを行わなければならないと主張した。

子供は皆教育を受けなければなりません。彼らはほとんど皆貧困な子供である。お金のある家庭は実業中学校へ子供を入れるが、そこで勉強することはある程度贅沢なものである。これにしたがって、子供への援助は家庭状況

⁷⁶ 同上。メリホフによれば、プシキン中学校が合同俄僑中学校(オンポフ校長)と合併したのは 1935 年であるが(Мелихов 2007:96.)、白系露人事務局所蔵資料によれば、1936 年 7-8 月現在当該学校はまだ他の学校と合併せず、5~6 千円で売却する同意を示していた(ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.131.)。

⁷⁷ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.11.

⁷⁸ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.172.

⁷⁹ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.11. Л.23-24.

にしたがって行うべきである。

とポドリスキが書いた。

ただし、子供の教育費の負担（授業料、教材、衣類の購入）が大きかった場合、貧困な家庭の子供は学校を辞める他はなかったと考えられる。

1936年8月付の白系ロシア人の8校の私立中学校校長らからハルビン市公署教育科科長に宛てた報告書に「多数の保護者に財産がないことを考慮に入れば、学費の支払いは月別に分割払いで支払うことになっている」と記されている⁸⁰。この報告書によれば、授業料が24ヶ月の分割払いになっていた。

さらに、在ハルビン市学校教員の報酬について調べると、それも非常に少なかったことが分かる。満洲国民政部による在ハルビン市白系ロシア人動態の調査によれば、1935年12月現在、市内の市立中学校の教員は月57円余（校長は70円余）、市郊外の市立小学校の教員は月38円余（校長は51円余）を受けていた⁸¹。

斯くの如く彼等の物質的に餘裕なき生活に照し今哈爾濱市内の官立、市立、私立及個人經營の小、中、専門學校の總數を見ると三五校に在學兒童及學生數は男二、七二六人女二、四三四人計五千百六〇人に對し四八五人の教師があるが其の中市立學校の教師の俸給額を見れば校長七拾圓四角平教員五七圓六角にして尚市郊外の市立小學校教員の俸給は校長五十一圓貳角、平教員三十八圓四角を受けてゐるが、これが私立或は個人經營の學校になると、實に僅少の報酬を受けてゐる次第である。

⁸⁰ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.150-151.

⁸¹ 『民政部調査月報』康德四年（1937年）2卷6号、111頁。

と記されている。

次に、満洲国側による学校への補助金について説明しておきたい。

2. 補助金

区立・市立白系ロシア人学校の運営資金は一般的に授業料および満洲国民政部及び地方行政機関からの補助金からなっていた。

白系ロシア人学校は 1920 年代前半頃当局から補助金を受領し始めた。満州行政当局による教育権回収の結果、1926 年にハルビン市に教育局が設立された。白系ロシア人学校は市に教育費を収めていた関係上、教育局に移管されたが、教育費の受領は毎年相当困っていたと嶋田が述べている⁸²。市内の私立白系ロシア人学校の場合、補助金を受領していなかった。特に、1929 年の中ソ紛争及び世界的不景気などの影響によって教育経費として支出される予算が減少した。

嶋田によれば、1933 年に満洲国の秩序が回復した後、現地行政による白系ロシア人学校に対する教育経費支給の停滞はなかった。1932 年に北満特別区教育庁はハルビンと鉄道沿線の白系ロシア人学校 20 校（小・中含）に教育経費として補助金（年 168,514 国幣）を支給した⁸³。その補助金に人件費（教職員の俸給）と物件費（家賃・暖房・電気等）が入っていた。ハルビンのみを見ると、1933 年度（1933 年 7 月 1 日～1934 年 6 月 30 日）市内学校予算に白系ロシア市立・区立人小・中学校（計 12 校）への補助金は同額予算された⁸⁴。同年のこの 12 校の教職員数は 167 人、生徒数は 2,886 人であった。教育庁が支給している補助金

⁸² 嶋田(1935)、804 頁。

⁸³ 同上、814～816 頁。

⁸⁴ 同上、817～818 頁。この補助金の金額をイメージするための 2 例を挙げる。一つ目は、1936 年にハルビン市公署が支出した総延長 6 km に及ぶ上下水道敷設費は 1,000,000 国幣であった。Харбинское время, 3 марта 1936, №71(1551), с.4. 二つ目に 1938 年度のハルビン市公署の予算を取り上げると、予算総額 9,026,000 国幣であった。Заря, 21 октября 1937, №284.

から生徒一人当たり経費は小学校（10校）約 59 国幣、中学校（2校）約 60 国幣であった⁸⁵（嶋田によれば、1932 年度補助金総額はハルビン市内学校のみで 1933 年度の金額と同じぐらいだった）。

筆者は、白系ロシア人一般学校に対する補助金の話を取り上げる意義があると考え。満洲国地方行政の予算の負担であった白系ロシア人学校はロシア式教育を実施していたが、卒業後の就職が困難であったため、補助金でこうした白系ロシア人教育制度を維持する意味がないと当局が判断した。この判断は「新学制」導入の決定に関係している。

嶋田はハルビンに集中していた白系ロシア人私立学校及び職業学校の学校経営は一つの企業であり、高い授業料を徴集していたため、補助金が支給されていなかったと述べている⁸⁶。白系ロシア人向けの区立と私立学校の授業料の差を理解するために、嶋田が取り上げる中学校での学費（1932～33 年現在）を紹介する⁸⁷。区立中学校での学費（年）は 80 円（1 級）～120 円（3 級）であった⁸⁸。私立中学校での学費は学校によって多少異なるが、予備級を除けば、1 級は 100 円～130 円で、7 級 140～200 円であった。学習年数 4 年の私立実業学校の学費は 100 円～231 円であった⁸⁹。

在ハルビン市白系ロシア人教育機関は 1935 年 7 月 1 日までに、ハルビン市公署（当時は哈爾濱特別市公署）へ補助金を申請し、補助金を受けていた⁹⁰。

⁸⁵ 同上、816 頁。補助金 168,514 国幣を生徒数 2,886 人で割ると生徒一人当たり約 58 国幣になる。

⁸⁶ 同上、807 頁。その一方、鉄道沿線にある私立中学校（7 校：横道河子、一面坡、博克図、海拉爾、牙克石、綏芬河、滿洲里）に教育庁が毎年補助金を支給していた。814～816 頁。

⁸⁷ 初等小学校の多くは区立学校で、1 級から 3 級までの学修年限 3 年であった。卒業後、区立高等小学校（学習年限 4 年）か、中学校に進学する。私立学校の学習年限は 7 年で、私立実業学校 3～4 年であった。私立中学校によって予備級（1 年）も設けられ、学習年限は合計 8 年になった。つまり、次の修学課程が考えられる。①区立初等小学校（3 年）→私立中学校（7 年）。②区立初等小学校（3 年）→区立高等小学校（4 年）→1）区立中学校（3 年）、2）私立実業学校（3～4 年）。

⁸⁸ 区立初等小学校での学費は 15 円で、高等小学校では 10 円であった。級によって変わらなかった。

⁸⁹ 嶋田(1935)、808～813 頁。

⁹⁰ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.11. Л.102.

各種講習會等も相當數に達するも右に關する資料がないからこゝに省略し私立俄僑各學校が舊北滿特區より康德元年七月一日より翌康德二年六月三十日に至る一箇年間に於て受けたる補助額を示せば次の如し。

第一哈爾濱俄僑實科中學校	国幣	九〇〇圓
第一哈爾濱俄僑商業學校	同	三〇〇圓
俄房教養院	同	一、二〇〇圓
哈爾濱徒弟講習會	同	六〇〇圓
俄僑聾啞學校	同	七二〇圓
正陽河俄僑小學校	同	四五圓
計六校	同	三、七六五圓

民政部による調査によれば、ハルビン市による白系ロシア人市立小学校（高等小学校を含む）9校への補助金を年54,000円（1934年度：1934年7月1日～35年6月30日）（月4,500円）であった⁹¹。

さらに、旧北滿特區による白系ロシア人私立学校6校への補助金は年3,765円（1934年度）であったと調査報告で示されている。

嶋田は1933年度の補助金を取り上げるが、それ以降のデータを扱っていない。しかし、本研究は1934年度以降の補助金に関する民政部作成資料と白系露人事務局作成資料を扱い、新たな視点を設けた。それは、1933年度に対する1934年度のハルビン市内白系ロシア人学校への補助金支給額が大きく削減されたこと、並びに1935年度以降の補助金支給そのものが不安定化したことを明らかにした。上記のように、1933年度の支給額は196,585国幣であったが、1934年

⁹¹ 『民政部調査月報』康德四年、2巻6号、111頁。

度には 54,000 国幣へと 72%強も減額された。

白系ロシア人学校は補助金に依存していたため、運営が厳しくなったと考える。

1935 年 7 月 1 日以降に政府からの補助金支給がさらに変化し、申請した学校が補助金を受けるか否かは白系露人事務局による推薦によりハルビン市公署が決定することになった、と同事務局学務部部長ポドリスキが 1936 年 2 月 19 日に情報課課長ロザエフスキ宛の報告書で示した⁹²。その他、ポドリスキ部長は、「民政部による補助金の承認、補助金の支給とその受け取りは内密なものであり、学校にとって定期的なもの、つまり法律で規定されていたものではない」と注意をもって報告した。

それ以降、白系露人事務局は政府からの補助金の分配をどのように行っていたかについて一つの例を上げる。

1936 年 11 月下旬に政府からの補助金の分配を担当していた第 4 課(財政課)の課長は第 2 課(情報課)課長と共に局長に「80,000 円の補助金の分配計画」を提出した。この補助金の金額が 1 年分のものであり、そのうちに白系ロシア人社会での文化・啓蒙発展の用として 45,000 円、慈善事業用として 35,000 円が計画された⁹³。この計画書によれば、文化・啓蒙発展とは、白系ロシア人学校、スポーツ事業の発展、教材出版、訪日旅行のことであった⁹⁴。

特に、白系ロシア人青少年の訪日旅行を実施する必要性について次のように記されていた。

ロシアの青少年は最強大なる日本帝国についての概念は非常に表面的で

⁹² ГАРК. Ф.830. Оп.2. Д.11. Л.102.

⁹³ ГАРК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.157-160.

⁹⁴ 計画書に同事務局所属学校へ 10,000 円、市郊外の学校へ 3,000 円、青少年のスポーツ発展へ 1,200 円、教材出版のため 600 円、訪日旅行のため 1,800 円と計画されていた。

ある。この国に関するロシア語の文献が乏しい。あってもいくらでもよく書かれた本があっても、自分が体験したことが印象で一番伝わる。今年、訪日旅行をした白系ロシア人の教員は日本諸島でみた全部のことに関して狂喜して批評している。だから、ロシアの青少年の大多数にも日本を訪ねることが必要であろう。

こうして、第2課課長ロザエフスキ（Родзаевский）は、「最強大なる日本帝国」を実際に見学すれば、日本に対する印象が残ると考慮していた。

しかし、1930年代半ばの白系ロシア人学生の訪日旅行に関する資料は白系露人事務局所蔵文書のうちにまだ見当たらなかった。その一つの理由として、旅行を計画し、費用全額を出した側（当局及び日系企業）が旅行に関する書類を作成したからだと考える。例えば、日本の陸軍大日記、外務省記録、国立文書館を調べると、1939年と1940年に4回訪日旅行が行われたが、この旅行は日本で行われた「紀元二千六百年記念行事」と関連していたと考えられる⁹⁵。それまでに、1936～37年に白系ロシア人を対象に実施されていた日本への旅行について「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙と「ザリヤ」紙が報道していた。

上記の計画書では、在ハルビン市白系ロシア人学校のうちに白系露人事務局附属中学校を中心に据え、在ハルビン白系ロシア人社会の中で当中学校に対する評価を上げ、模範的な学校とするため、この学校に10,000円を与える計画がなされていた。学校の順番では、次にハルビン市内の学校ではなく、郊外にある

⁹⁵ 防衛省防衛研究所 陸軍省大日記「満洲国協和会主催白系露人三河カザツク協和青年団訪日視察ニ関スル件」昭和十四年十月十九日（1939年）（アジ歴資料センターJACAR C01003529800）。防衛省防衛研究所 陸軍省大日記「北支極東学院白系露人学生団見学ニ関スル件」昭和十五年四月（1940年）（アジ歴資料センターJACAR C01004838800）。外務省外交史料館 外務省記録「哈爾濱基督教青年会学校部日本見学団引率者ニ対スル視察手当補給ニ関スル高裁案」昭和十五年七月（1940年）『7. 哈爾濱キリスト教育青年学校生徒』（アジ歴資料センターJACAR B05015775400）。国立公文書館「満洲国建国大学日本訓練旅行団一向ニ対シ便宜供与方依頼ノ件」昭和十五年十一月（1940年）『公文雑纂・昭和十五年・第四十三巻・宮内省・宮内省、枢密院・枢密院、外務省一・外務省一』（アジ歴資料センターJACAR A04018562500）。

貧困連鎖に陥っていた学校であり、この学校へ 3,000 円の補助金を与えるが計画書に記されていた。

3. 学校の種類

最後に、1930 年代半ばにハルビン市に開校していた白系ロシア人学校を確かめるために、満洲国民政部総務資料科が 1935 年 12 月末の調査で作成した表を取り上げたい。総務資料科は、「露西亞に於ける西曆一九一七年の革命に依つて國籍を喪失した彼等の文化、經濟の中心地であつた哈爾濱には今尚相當な數に上つてゐるが其の中の半數以上は各種團體に屬したり或は個人經營に屬するものである」と報告し、ハルビン市に開校していた白系ロシア人学校、各校の校長・教員数・生徒数・授業料（免除、値引き）などを表に作成した⁹⁶。この表では校名が中国語で記されている。本稿では、一次資料に記入されている正式な校名のままで表を取り上げる。

表 1 を見ると、1930 年代前半にハルビン市で開校していた白系ロシア人学校には多くの種類があった。つまり、初等教育機関として予備小学校、初等小学校、高等小学校があり、中等教育機関としてギムナジウム、実業中学校、商業学校があった。こうした学校の種類は帝政ロシア時代に広まっており、1920 年代に満洲へロシアから亡命した人たち、また以前から満洲に居住していた人たちは旧帝政ロシア時代の学校の伝統を保持し続けており、学校の種類を多いものにした。

表 1. 在ハルビン市白系ロシア人小学校・中学校（1935 年 12 月末現在）

校名	経営主体	教員数	生徒数			月謝	現校長名	備考
			男	女	計			
第一市立俄僑小学校	市立	15	211	191	402	無料	エヌ、アキチヤセフ	

⁹⁶ 「北鐵讓渡後に於ける在哈露人一般動態に関する調査」『民政部調査月報』康德四年、2 卷 6 号、106-108 頁。

第二市立俄僑小學校	同	18	216	191	495	同	ア、ペ、ミチウリン	
第三市立俄僑小學校	同	11	116	119	235	同	ペ、テ、スコヴオ ロトニコフ	
新安埠市立俄僑小學校	同	5	81	78	159	同	ヴェ、ペチエレパ ノフ	
香坊市立俄僑小學校	同	5	39	44	83	同	イ、エム、ガモフ	
香坊市立俄僑小學校	同	5	80	90	170	同	ペ、ア、マトロソフ	
懶漢屯市立俄僑小學校	同	5	59	66	125	同	ヴェ、エヌ、ボン サレンベルグ	
面包街市立俄僑小學校	同	18	256	301	557	同	エヌ、ヴェ、ケドロフ	
平民船場市立俄僑小學校	同	1	48	38	86	同	ルーキン	
平民船場公立高等小學校	市立	6	13	11	24	年額 18 圓	ルーキン	兩校の校長はルーキン一人を以て任す
俄房教養院	同	9	100	1	100	月額自 5 圓乃至 15 圓	ケ、イ、ホトリス キ	現收容人員の中五〇%は孤兒に付き全額月謝を免す
沙屯私立俄僑小學校	同	8	30	38	68	月額 3 圓乃至 5 圓	ケ、エヌ、スワヤ キンチエフ	
西八雜市私立俄僑小學校	教會	6	46	32	78	月額 5 角乃至 1 圓	祭司長ペテリン	
莫斯科兵營私立俄僑小學校	同	3	26	26	52	月額 2 圓	祭司長リュスト リツキー	
正陽河私立俄僑私立小學校	同	3	32	39	61	年額 10 圓	祭司長トホルコフ	
道裡私立俄僑小學校	個人	4	27	27	54	年額 80 圓乃至 135 圓	經營者ア、テ、トロポワ女史	本校は幼稚園をも經營す
新市街私立俄僑小學校	同	4	23	19	42	年額 56 圓乃至 100 圓	經營者ケ、ペチエ スノコワ女史	生徒中四名無料一 二名半額
第一私立俄僑中學校	市立	9	73	84	157	年額 40 圓	ペ、イ、グリバノ フスキ	中四名月謝を免せ らる
露人事務局附屬中學校	私立	19	103	124	227	年 20 圓乃至 120 圓	エス、イツヴェト コフ	舊師範學校
第一哈爾濱俄僑實科中學校	私立	29	142	66	208	年額 35 圓乃至 135 圓	ヴェ、ト、ベリヤ エフ	月謝全免 六名 半額 一一四名
馬家溝私立俄僑實科中學校	私立	25	68	38	106	年額 30 圓乃至 120 圓	ケ、イ、スチエル バコフ	月謝免除一五名 半額 三七名
第一俄僑市立商業學校	同	25	129	94	219	年額 90 圓乃至 220 圓	フ、ケ、ムハチエ ーフ	免除 一三名 半額 七七名

俄僑女學校同實科中學校	個人	48	143	68	211	年額 50 圓 乃至 180 圓	ヴェ、エム、アナ スタシエフ	免除 半額	三六名 一一五名
中等夜學部						年額 80 圓 乃至 120 圓			
トストエフスキ 中學校	私立	33	137	143	280	年額 60 圓 乃至 160 圓	ヴェ、エス、フロ ロフ	免除 半額	二七名 三五名
哈爾濱俄僑私立 中學校	個人	20	59	45	109	年額 50 圓 乃至 140 圓	ヤ、ア、トリスリ	免除 半額	七名 六六名
合同俄僑中學校	個人	19	43	91	134	年額 50 圓 乃至 170 圓	ベ、ヴェオシホフ	免除 半額	五名 七八名
プシキン中學校	個人	23	66	54	120	年額 20 圓 乃至 140 圓	ゲ、ア、ノスコフ	免除 半額	一二名 七二名
俄僑徒弟小學校	個人	4	21	1	21	月額 16 圓	ヴェ、エム、サル ツコフ		
俄僑聾啞學校	私立	2	6	3	9	月謝なく寄 附及補助を 以て經營す	ヴェ、エム、サル ツコフ		
計	29 校	381	2, 393	2, 208	4, 601				

各学校の区別が分かりやすくするため、20 世紀初頭における帝政ロシアに開校していた普通教育機関事業について研究を行っていたウリヤノワによる学校の区別を取り上げたい。

ウリヤノワによれば、1910 年以降に帝政ロシアにおいて次の学校の種類が設立された。これは小学校（＝初等小学校 начальная школа）、高等小学校（начальная повышенная школа）、中学校（＝ギムナジウム гимназия）、実科中學校（реальное училище）であった⁹⁷。

ウリヤノワによれば、小学校と高等小学校の相違は、修業年限と義務的科目数にあった。小学校は経営者によって 2～4 年制であり、高等小学校は 5～6 年制であった。後者は職業者、事務員、町人階層の子供向けであったので、小学校で教授されていない科目が多かった。

在ハルビン日本総領事館警察署が 1934 年 1 月に実施した在満ロシア人系学校の調査によれば、在ハルビン市白系ロシア人小等学校と高等小学校では修業

⁹⁷ Ульянова Г.Н. Образование и просвещение. Печать. Монография. М., 2002. С.580-595.

年限が大体4年制であった⁹⁸。ただし、表1に示されているように、在ハルビン市小等学校には授業料が1935年に無料になったが、高等小学校の場合は有料であった。それは貧困な家庭の子供が初等教育を受けられるために小学校の場合に、授業料が免除されていたと考えられる。

さらに、中等教育機関であった中学校(=ギムナジウム)と実科中学校(=実業中学校)の相違については、修業年限がそれぞれ7~8年制と7年制であった。帝政ロシア時代のギムナジウムは基本的に男女別教育制度であり、教育の特徴は外国語の教授に焦点が当てられており、ギムナジウム卒業後に高等教育機関(人文科学のみ)へ進学することが可能であったとウリヤノワが叙述している⁹⁹。工業専攻を高等教育として目指す学生は実科中学校を卒業しなければならなかった。

上記の在ハルビン日本総領事館警察署の調査によれば、ハルビン市の中等教育機関は全部7年制であった¹⁰⁰。白系露人事務所蔵資料を調べると、同事務局附属学校(ギムナジウム)は1936年現在に7年制であったことが分かる¹⁰¹。在ハルビン白系ロシア人学校は進学しやすくするために、ハルビン市の学校での修業年限が一元化されていたことが考えられる。すなわち、修業年限は基本的に初等教育機関が4年制であり、中等教育機関が7年であった(図1を参考)。

ハルビン市の中学校での授業料金額は学校によって異なっていたが、授業料の値引きまた免除が可能であったことを表1で確認できる。これは家庭事情に因るものであったと考えられる。

以上、1930年代半ばにおける在ハルビン市白系ロシア人学校の状況を明確に

⁹⁸ 外務省外交資料館 外務省記録「在ハ赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二十九日(1934年)(アジ歴資料センター JACAR B04012196300)。

⁹⁹ Ульянова(2002), 591-592. 義務的外国語科目にはラテン語、フランス語、ドイツ語、教会スラブ語であった。

¹⁰⁰ 「在ハ赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二十九日。

¹⁰¹ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.15.

した。

次に、こうした状況で学校の学年制度と科目の状況、また白系ロシア人は如何なる学校教育方針を実施していたことについて検討する。

2-2. ロシア式教育制度

1. 学年制度

1930年代半ばにおける白系ロシア人学校での学年制度と教授科目を確かめるために、嶋田による先行研究を参考にし、白系露人事務局所蔵資料を使う。

まず、学年制度の特徴について言及しなければならない。嶋田氏によれば、1935年現在に白系ロシア人学校での新学年が8月9日から始まり、翌年の6月21日に終了した。全年の授業日は約175日間であり、休暇日は合計で161日間であった。夏休暇は50日間続き、冬休暇は20日間（12月31日～1月20日）であった。残りの91日の休暇日の内訳をみると、52日間は日曜日で、39日間はロシア正教の祭日であった。さらに、残りの休日のうち、2日は満洲国の法定休日、5日は中国の歴史的な人物の記念日であった¹⁰²。各休暇の名称と日期は嶋田氏が作成した表に記入されている（表2）。

¹⁰² 嶋田（1935）、834～835頁。

表 2. 白系ロシア人学校の 1 年間の休暇日 (1935 年現在)

日 期	假 期 別	日 数	備 考
8 月 19 日	主易聖容節	1 日	
28 日	聖母安息日	1 日	
9 月 11 日	約翰致命日	1 日	
12 日	亞力山大紀念日	1 日	
21 日	聖母誕生日	1 日	
27 日	聖母舉容日	1 日	
10 月 9 日	約翰日	1 日	
14 日	聖母佳節	1 日	
11 月 4 日	聖母奇蹟節	1 日	
12 月 4 日	聖母進堂節	1 日	
9 日	因諾堅吉節	1 日	
11 月 31 日～ 1 月 20 日	寒假	20 日	内有繼名節 1 日、 僑舊歷年 1 日、 藉耶降生節 2 日、 領喜節 2 日
2 月 25 日	聖燭節	1 日	
4 月 7 日	聖母得孕節	1 日	
24 日	救世主進堂節	1 日	
4 月 25 日～ 5 月 9 日	巴斯哈節	14 日	作為春節
5 月 22 日	尼克來祭日	1 日	
6 月 9 日	升天節	1 日	
19 日	三神節	1 日	
20 日	神聖節	1 日	
6 月 21 日～ 8 月 9 日	暑假	50 日	暑假 56 日茲擬減去 6 日俾 合寒暑假 70 日之規定
陰曆正月 13 日	執政萬壽	1 日	
3 月 1 日	建國日	1 日	
春秋上丁日	祀孔	2 日	
春秋上戊日	祀關岳	2 日	
陰曆 8 月 27 日	孔誕	1 日	
	星期日	52 日	

こうした学年制度に特に注目されるのは、ロシア正教の祭日に関連する休暇

日数である。1920年代～1932年までのハルビン市白系ロシア人学校事業について叙述しているメリホフによれば、多くの学校はロシア正教の聖人のうち一人を選択し、この聖人を学校の保護者（守護聖人）として崇拝していたと述べている¹⁰³。すなわち、1920年代～30年代前半にロシア正教は在ハルビン市白系ロシア人の日常生活だけでなく、白系ロシア人学校でも徳性育成（精神教育）として普及しており、ロシア正教の祭日も学校事業に入り込んでいたことが言える。

上記のように、白系ロシア人普通学校の休暇日の中に39日間の宗教的な祭日が入っていた。

2. 科目

小学校と中学校で教授されていた科目と授業時間数は表3に示されている。

表3. 初等小学校・高等小学校・中学校の科目と週授業時間数¹⁰⁴

初等小学校		高等小学校		中学校	
科目	週時間数	科目	週時間数	科目	週時間数
「神学」	2時間	「神学」	2時間	「神学」	2時間
「ロシア語」	12～10時間	「ロシア語」	6時間	「ロシア語」	4～5時間
「数学」	6時間	「数学」	1～3時間	「幾何」	2～3時間
			2～3時間	「代数」	1～2時間
「歴史」	1～2時間	「歴史」	2時間	「三角」	3時間
「地理」	1～2時間	「地理」	2時間	「歴史」	1～2時間
「自然」	1～3時間	「自然」	2時間	「地理」	2時間
「図画」	1時間	「自然学」	1時間	「自然学」	1時間
「唱歌」	1時間	「図画」	1時間	「図画」	
「体操」	2時間	「音楽」	1時間		
「手工」	2時間	「体育」	1時間		
		「手工」	3～4時間		2～3時間
		「満語」 ¹⁰⁵	3時間	「満語」	5～6時間

¹⁰³ Мелихов (2007), с.109.

¹⁰⁴ 学級によって週授業時間数が異なった。

¹⁰⁵ 嶋田 (1935)、828～829頁。嶋田によれば、「満洲国文」になっている。

		「英語」 「代数」 「幾何」 「物理」 「幾何画」	2 時間 2 時間 2～3 時間 1 時間	「英語」	
				「物理」 「解析幾何」 「化学」 「微積分」 「幾何画」 「東方地理」 「経済地理」 「政治経済」 「天文学」 「ラテン語」 「哲学」 「法学」 合計：週 23 科目	2～3 時間 2 時間 2 時間 1～2 時間 1 時間 2～1 時間 2 時間 1 時間 1 時間 4 時間 1～2 時間 2 時間 合計：週 36～42 時間
合計：週 10 科目	合計：週 23～29 時間	合計：週 16 科目	合計：週 32～36 時間		

嶋田が示した科目とその教授の确实性を確かめる資料が白系露人事務局所蔵文書に残っている。これは同事務局附属中学校の状況に関する報告書とドストエフスキー中学校成績証明書である。

同事務局附属中学校の状況（教員名簿、学生数、学校の収支）に関する報告書は、1936年9月4日に事務局第2部長から局長に宛てたものである。この中に当該中学校の科目、その教師の学歴が記されている（表5）¹⁰⁶。

¹⁰⁶ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.20-21.

表 5. 白系露人事務局所属中学校の科目（1936年9月現在）

科目	教師の学歴
「歴史」	ロシア人教師：参謀本部アカデミー卒業
「体操」	業
「物理学」および「化学」	ロシア人教師：ニコライ軍事学校卒業
「満語」 ¹⁰⁷	ロシア人教師：師道学校
「唱歌」	ロシア人教師：東洋学部卒業
「図画」	ロシア人教師：神学校卒業
「神学」	ロシア人教師：芸術学校卒業
「手工」	ロシア人教師：神学校卒業
「英語」	ロシア人教師：手工科修了
「三角」	ロシア人教師：軍事学校卒業
「算数」	ロシア人教師：総合技術大学卒業
「ロシア文学」	ロシア人教師：師道学校卒業
「満語」および「日本語」	ロシア人教師：師道学校卒業
「ロシア語」	中国人教師：北京師道学校卒業
	ロシア人教師：中学校卒業
合計：16科目	

表 5 で明らかになるように、この中学校の教師は大体ロシア人であり、ロシア語で教授を行っていた。また、この教師はロシアから亡命する前、帝政ロシア時代に学校を卒業した者あるいはハルビン教育機関を卒業した者であった。

次に、ドストエフスキー中学校成績証明書に記入されている科目を取り上げたい。メリホフによれば、この学校は 1930 年代前半にハルビン中学校のうちに人気のある学校の一つであった¹⁰⁸。本稿で取り上げるドストエフスキー中学校成績証明書は 1933 年 6 月 19 日付に北満特別区公署教育処長染禹襄名で発行されたものである。表 6 にその科目を文学系と精密科学系などの 2 つに区分した¹⁰⁹。

¹⁰⁷ この資料に「満語」はロシア語で маньчжурский язык として記されている。中国語のことを指す。

¹⁰⁸ Мелихов (2007), с.107-108.

¹⁰⁹ ГАХК Ф.830 Оп.1 Д.27 Л.70.この証明書の 1942 年 4 月 10 日付のコピーが ГАХК に在残している。北満特別区は 1936 年 1 月 1 日に廃止された。

表 6. ドストエフスキー中学校 (1933 年現在)

「ロシア語」	「算術」
「神学」	「代数」
「歴史」	「幾何」
「地理」	「三角関数」
「東洋学」	「無理数」
「英語」	「解析幾何」
「満語」	「物理」
「論理学」	「天文学」
「法学・政治学」	「植物学」
	「動物学」
	「鉱物学」
	「生理学・解剖学」
	「化学」
	「衛生学」
	「図画」
	「製図」

合計で 25 科目であった。白系露人事務局附属中学校とドストエフスキー中学校で教授されていた科目数が明らかに異なっているが、2つの学校とも、嶋田が示しているように、教授されていた科目の中では、学生の知能と能力を発達させる精密科学系科目の他、人文科学系科目が義務的科目として入っていた。

3. 教育方針

ロシア式教育方針を明らかにするために、特にロシア正教、ロシア語、ロシア語文学と歴史（「神学」、「ロシア語」、「ロシア文学」、「歴史」）を中心にしていた文学系科目に注意をしておきたい。

嶋田は白系ロシア人学校の教育方針を紹介するためにドストエフスキー中学校の生徒により作成された学習日記の一文を日本語にし、論文に叙述している。

その内容を本稿で取り上げたい¹¹⁰。

私は滿洲國に住んでゐる。がそれと共に、私はロシヤの中學校に學んでゐる。學校では信仰と神への奉仕を學び、故郷の善良なる習慣と祭日を遵守し、固き戒を守つて之を行ふ。なほ母國の言葉、文學、美術、及び私の祖國ロシヤの歴史、地理を學ぶ。

私は、常に、滿洲國に對して感謝と友愛の感情を持つべきである。私はロシヤ人であり、私の祖國はロシヤである。ロシヤは世界に於ける最大の國家の一つであり、我等祖先の勳功と辛勞によつて成れるものである。ロシヤは東西一萬露里、南北二千—四千露里以上を占めてゐる。

わが祖國の天産は無盡藏である。繁茂せる有用林。豊富なる鑛産、貴金屬及寶玉を抱藏する山々、大小の支流を有する大河、美しくき牧場及び平野、あらゆる野獸、鳥類、魚類も多い。

ロシヤには種々な種族が住んでゐるが、中でも主たる者—ロシヤの主人—はロシヤ人である。

ロシヤ人は最大なる國家—ロシヤ、を創造せるのみならず、その中に最も複雑せる多種族を包含した。これは、ロシヤ人があらゆる人々と共に平和に同居する事が出来、他を壓迫したりしないからである。ロシヤは正教の土地である。九百年以上もロシヤ人は正教の信仰によつて教育された。その權威の上にロシヤ人の性格は形づくられ、その習慣は形成され、輝けるロシヤの藝術、文學、文化其物が發達したのである。

(省略)

ロシヤ國民中の寵兒たる、我々の偉大なる作家達の創作によつて、我國語

¹¹⁰ 嶋田 (1935)、830-833 頁。

は驚くべき美と洗練に達し、我等が心の永遠不滅の寶となり、ロシヤ精神の眞剣にして、且つより高く聖なる探求のあかしとなつたのである。語と文とを問はず、母國語の破壊を志すのは、母國文化に對する罪惡である
(省略)

上述の作文を読むと、白系ロシア人の学校ではロシア歴史の人物、ロシア文学の作家と詩人、ロシア正教の歴史、信仰を教育することによって、「私はロシア出身である」という自己認識を育成し、ロシア文化に対する誇りを持たせる教育方針であったことが言える。

当時の白系ロシア人学校を実際に視察していた嶋田は、区立学校であろうと私立学校であろうと、どこでも同じような教育が根本方針として実施され、「強度の民族主義を教育しつつある」と結論づけた¹¹¹。

嶋田が取り上げた学習日記で記述されていることをメリホフの研究論文で確認できる。メリホフは、ドストエフスキー中学校の教育に対して高い評価をしており、この学校では、学生をロシア正教の精神で育成することを重視しており、毎朝授業の前に学生全員で祈祷を行ったり、学生の管理を行うために学校内の課外活動（演劇部、吹奏学部、運動部）を行ったりしたと述べている¹¹²。ドストエフスキー中学校のフロロフ校長は、ロシア文学通であり、人気のある教育家であったと述べられている。毎朝、学生が祈りを終えた後、校長がロシア史、特に歴史的に偉大なロシア人の才能と英雄的精神について学生に話したとメリホフは叙述している。

こうして、ドストエフスキー学校での教育方針についてまとめてみると、1935

¹¹¹ 同上、833頁。

¹¹² Мелихов (2007), с.107-109.

年に嶋田が紹介した学習日記の内容と、現代のロシアの研究者メリホフによる叙述が非常に近似しているので、嶋田が取り上げた学生による文書は信頼性の高い資料であると言える。

次に、在ハルビン白系ロシア人小学校・中学校で義務的に教授されていた「神学」という科目について言及しなければならない。

4. ロシア正教と学校：「神学」科

4.1. 白系ロシア人生活と一般教育におけるロシア正教の意義

白系ロシア人の生活と教育におけるロシア正教の意義を説明しなければならない。

在外ロシア正教会の研究者の近藤喜重（2010）はロシアの帝権と教権の間の密接な関係について述べている。10世紀末にロシアがキリスト教を受容して以来、ロシアの支配者は、ロシアのキリスト教会（ロシア正教会）の庇護者の任を担うことになった。また1453年のビザンツ帝国の滅亡によりロシアの支配者は正教世界唯一の庇護者となった。その後、ロシア正教会とロシア国家の結びつきが一層強くなり、緊密な関係を維持することとなった¹¹³。

近藤は20世紀初頭のロシアにおける正教会の影響力について次のように述べた。「ロシア正教会は、その成立時からロシアの国教会であった。しかし、1917年の革命により国家が教会から分離され、公教育におけるキリスト教教育は禁止された」（1918年憲法第9条）。「そして、その後の迫害に伴い、神学校と神学大学は、次々と閉鎖に追い込まれていった」。「このような情勢をふまえて、・・・ロシア人ディアスポラによるロシア正教会の維持を、在外ロシア正教会の課題

¹¹³ 近藤喜重『在外ロシア正教会の成立—移民のための教会から亡命教会へ』成文社、2010年、20頁。近藤は満洲における正教会と神学教育に触れていない。

として訴えたのである。つまり、教育問題はこの課題を実現するための、その一環として意味を与えられた」¹¹⁴。

ロシア正教側は、ロシアの支配者層とともにロシア民衆を大幅に把握することとなった。ロシアに他の宗教もあったが、ロシア正教がロシア人の宗教思想を独占しており、帝政ロシア時代に国民アイデンティティーの養成に欠かせなくなった。1917年11月（新ロシア歴）のボリシェヴィキによるロシア革命はロシア人の精神生活への影響、すなわち宗教の根絶をも目的としていたため、白系ロシア人は自分たちの信仰生活を維持するために在外ロシアの教会を設立した¹¹⁵。

満洲国における白系ロシア人人口の大多数はロシア正教徒であった。ロシア民衆は中東鉄道敷設以来満洲におけるハルビンなどの鉄道沿線にロシア正教会を設立していた。その結果、満洲国建設時に全国におけるロシア正教会の数は40件を超えていた。

満洲事情案内所発行（1942年）の『三河事情』の作成者は当時の白系ロシア人の宗教感を正にとらえたと言える¹¹⁶。

ロシアに於ける程政治と宗教とが完全に一體となつてゐた國は無からう。その長い傳統によつて宗教はロシア人の生活の血肉まで食ひ込んで行つたのである。而してロシアがずっと以降近代科學の洗體を受けてからもその中世的な宗教的感情はロシア人の生活感情を充分支配してゐたのである。

上記のロシア人の生活感情と宗教について説明する。ロシア正教の年中イベントカレンダーには行事や祭日などが厳密に決まっていた。また、一般家庭用の

¹¹⁴ 近藤（2010）、223頁。

¹¹⁵ 近藤（2010）、16頁。

¹¹⁶ 『三河事情』、新京、満洲事情案内所、康德八年七月（1942年）、123頁。三河地方のコサック部落について論じているが、都会の白系ロシア人の宗教感は同じであった。

ロシア正教に基づいた日常カレンダーも販売されていた。そして、ロシア正教の重要な祝日（1月7日のクリスマス、春のイースターなど）を厳かに祝っていた。特に、白系ロシア人人口の多いハルビンでは、その祝日にはロシア人街や松江河（1月19日キリスト洗礼日）は賑やかであった。ロシア正教会内外で祝い、場合によってはロシア正教会の司祭の指導下で数千人が参列していた。ロシア正教会の主教は社会的に有力であったと言える。

在満白系ロシア人の場合、信仰生活を維持するために家庭内のみならず、帝政ロシア時代と同様に学校においても宗教教育を実施することにした。その一方、満洲国における白系ロシア人の中に少数民族もおり、それぞれはロシア正教と異なる宗教の信仰を持ち、教会を設立し、礼拝を行ったが、ロシア正教会の数が圧倒的に多く、ロシア正教の信徒数も圧倒的に多かった。

非キリスト教の家庭から子弟は、もし白系ロシア人学校へ通っていた場合、そこで教えられた必修科目「神学」科を受けることを拒否したこともあった。その代わりに、その子弟のために特別に、彼らだけのためにその宗教科目が「神学」科の教授時間帯に教えられた。しかし、こういう子弟は多くはなかった。なぜならば、白系ロシア人社会の少数民族は異文化の関係で自らの普通学校を設立していたからである。ということは、白系ロシア人普通学校における例外として、異民族のための宗教教育授業が特別に設置されたが、「ロシア人」と自称する人たちはロシア正教の「神学」科を受けており、そのためこの「神学」科を普通学校から切り離すことができなかった。

在外ロシア正教会の課題の一つは、白系ロシア人の児童に如何にして宗教教育を提供するかであった。礼拝そのもの、説教が持っている教育的な機能があったこと、また親が子供に宗教的な教育を行うことも一つの方法であったが、在満白系ロシア人一般学校における神学教育は帝政ロシア時代と同じ形で学校カリ

キュラムに組み込まれて実施されており、しかもその教授は宗教教育の資格ある司祭に任されたのも事実である。

このように、ロシア正教会は学校を通じて宗教教育を行っていた。

学校では、新学年式・終了式に教職員・生徒皆で司祭の指導の下全員の前で祈祷を行った。毎日授業開始前に祈る。各学校には学校固有の守護聖人が決まっております、通路の壁にその学校の守護聖人を描いたイコンが飾っており、その守護聖人の記念日にも司祭が学校において全員の前で祈祷を行った。祭日に司祭が学校から生徒を教会へ連れていく。「神学」科におけるロシア正教会の歴史、礼拝の流れ・内容と意味、聖書などを習う。さらには、ロシア正教の大祭の前の断食の期間には、生徒はグループごとに教師と一緒に教会での聖体礼儀に参拝し、聖体を領聖した¹¹⁷。

また、家庭の子供は親と一緒に教会へ行ったが、親は宗教教育を学校に一任していた。

このように、「神学」科は学校のカリキュラムとして生徒皆が同じ内容の授業を受け、同じ知識を養っていた。

以上から言えるのは、学校における宗教教育の方がしっかりなされていた。学校における宗教教育は白系ロシア人子弟に価値観を養成する道德教育であった。白系ロシア人年長者は自分らが帝政ロシア時代の普通学校卒業者であったため、白系ロシア人普通学校で「神学」科教育の必修科目としての教授は当然のことと考えていた。これは白系ロシア人のアイデンティティーの一面を成すものであったことに注意しておきたい。

¹¹⁷ Харбинское время, №342(1822) 19 декабря 1936, с.5. Гунбао, №3319 1 марта 1937, с.6. Гунбао, №3323 6 марта 1937, с.5. Харбинское время, №79(2265) 25 марта 1938, с.4.

4.2 「神学」科

この科目は帝政ロシア時代に初等・中等教育機関において各学級で教えられていた科目であった¹¹⁸。「神学」、いわゆる「神法」科（ロシア語直訳：Закон Божий）とは、ロシア正教のことを学ばせるための科目だけではなく、聖書の内容を勉強しながら、その分析を行い、さらに生徒の信仰心を育て、それを強化し、ロシア正教のキリスト教徒を育成するための科目であった。在満白系ロシア人教育史の先行研究ではこの科目の教授について叙述があるが、白系ロシア人普通学校で教えられた「神学」科の内容について具体的な叙述がない。

「神学」科とはどのような科目であったのか。

「神学」の定義および科目としての学習内容を詳細に説明しているのは、19世紀末にロシア帝国で発行された『ブロックハウス・エフロン百科事典 Энциклопедический словарь Брокгауза и Ефрона』である¹¹⁹。それによれば、

神学とは、広義では、信徒に対して生活および活動の上で遵守すべき道徳的規範を教えるあらゆるキリスト教派の教義のことである。特別の意味では、宗教教義に基づく宗教的真理、道徳的規範、そして礼拝の方式、宗教の歴史・組織、規則を教えることを目的とした小・中等学校における最重要な科目を指す

である。

ロシアでは学校における「神学」科の教授はピョートル 1 世時代から開始された。神学の教授は司祭だけしかできないという規則は、第 6 回の第 3 コンスタンティノポリス公会議（680 年～681 年）での決定により規定されたものであ

¹¹⁸ Ульянова (2002), с.580-595.

¹¹⁹ Энциклопедический словарь Брокгауза Ф.А. и Ефрона И.А., С.-Пб. Т. 12. 1894 года издания. Статья Барсова Н.

る。司祭の資格を有していない場合には、少なくとも神学校卒業者でなければならなかった。亡命ロシア正教徒の学校ではその規則は在ハルビンロシア正教管区の監督下で守られていた。

1900年代の中東鉄道建設以降に満洲に移住したロシア臣民、特にロシア正教徒は開校されたロシア人学校において「神学」科を帝政ロシア本土の学校と同様に必修科目として学習していた。1917年のロシア革命による帝政ロシア崩壊後も、ソ連国籍を取得しなかった在満ロシア人、つまり白系ロシア人の学校の各学級で「神学」科の教授は帝政ロシア時代の貴重な遺産として残された¹²⁰。その学習内容はいかなる規制もなく自由に教えられたのである。その教師は在ハルビンロシア正教管区によって任命された司祭であった。

当時の「神学」の補足教科書を使い、その科目の内容を紹介する。

1936年にハルビン市において修道院長フィラレット編の『神学補足教科書』が出版された¹²¹。その補足教科書は、白系ロシア人の中等教育機関と実業学校で教育を受ける6学年の学生向けのものであった。この『神学補足教科書』は全30章から形成されおり、「神学」というロシア正教の基礎的教本を解説し、歴史的な例及び当時の実例を取り上げ、学生にキリスト教の教義について考えるものである。この補足教科書を調べると、帝政ロシア時代の普通学校と、在満白系ロシア人の学校で教えられた「神学」は内容的に多少異なっていたことが明らかになる。つまり、1936年版の『神学補足教科書』において「キリスト教と共産主義。共産主義の考える正義は真の正義に反すること。キリスト教と共産主義のイデオロギー」という章（第25章）が含まれており、すなわちロシア革命前に帝政ロシアに教授されていなかった事項が「神学」に入っている。この章では、

¹²⁰ 帝政ロシア時代の教育制度について Ульянова Г.Н. Образование и Просвещение. Печать. Россия в начале XX века. М. 2002 ; 帝政ロシア時代の教会経営学校について Гизей Ю.Ю. Законодательное регулирование деятельности церковных школ в России в 1884-1917 гг. // Право и образование, 1/2006, С. 165-178; 1920~40年代の満洲での教会と学校との関係について Потапова И.В. Церковь и русская школа в Маньчжурии в 20-40-е гг. XX в. Актуальные проблемы исследования истории КВЖД и российской эмиграции в Китае. -Хабаровск ДВГУ, 2008. С. 129-135.

¹²¹ Игумен Филарет. Конспект по Закону Божьему. Изд-е Обители Милосердия. Харбин. 1936.

キリスト教と共産主義の相違点を取り上げ、当時のソ連における共産主義政権に対して厳しく批判していた。換言すれば、白系ロシア人中等学校では「神学」科ではキリスト教の教義を学ばせることのほか、反共産主義的な教育を行ったことが明らかになる。

上述のように、1930年代半ばにおけるハルビン市白系ロシア人学校で行われていたロシア式教育の内容についてまとめると、「ロシア語」「ロシア文学」、ロシアの「歴史」、「神学」といった科目は各白系ロシア人学校に欠かせない科目であったことが明らかになった。その一方、白系ロシア人学校では現地の言語（中国語、満語）、満洲の事情を教授する科目があっても、その授業時間数が少なかったこと、第2義的な科目の位置に置かれたことが言える。

5. 教科書

最後に、在ハルビン白系ロシア人学校で使われていた教科書について見ていきたい。

白系露人事務局所蔵文書を調べると、同事務局局長による日本特務機関宛の「ロシアの亡命者の子供向けの教科書の件」という1940年5月4日付請願書が残っている。局長はこの請願書で教科書問題を取り上げ、新しい教科書の編成の必要性を示した¹²²。

ハルビン特務公署行政処教育科長は学校の調査を行い、学校において教科書が不足していること、今使われている教科書の内容が非常に古いことに気が付いた。

確かにロシア文学史の教科書は1919年発行であり、代数学の教科書は

¹²² ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.70. Л.126.

1896年の発行、化学の教科書は1920年の発行、ロシア史の教科書は1920年発行、世界古代・中世・近代歴史教科書は1919年発行である。

新しい教科書の発行は絶対に必要である。

この請願書が1940年に作成されたことから、1930年代半ばに学校で使われていた教科書の一部は内容的に時代遅れであったことが示されている。

嶋田によれば、1930年代半ばにおける白系ロシア人学校で行われている教育とその形式は、帝政ロシア時代の小学校・中学校とまったく同じものであった。教授法の基本は、それが「つま込み式」「貴族式」「暗記式」であったと叙述している。中学校の科目のうち、「神学」、「天文学」、「ラテン語」などのあまりに非実用的な古い科目がまだ残っており、小学校の教育の内容についてもこの10年間一切進歩していなかったと嶋田氏は述べている¹²³。

しかし、在満白系ロシア人教育史のロシア研究者は、1930年代の白系ロシア人学校の事業と教育方針が愛国主義的な教育であり（патриотическое）、ロシア民族的な教育（национальное）であり、またロシア伝統的教育（русское традиционное образование）であったと述べており、こうしたロシア式教育方針を高く評価している¹²⁴。その理由は、白系ロシア人がロシア文化・伝統・宗教を保持し、これを若い世代へ伝えており、若い世代にロシア出身としての自己認識を持たせることができたとして述べられている。

内山ヴァルーエフは1920～1930年代前半における白系ロシア人教育について、

¹²³ 嶋田（1935）、825頁。

¹²⁴ Потапова（2005）、Косинова（2008）、内山ヴァルーエフ（1999）。

ロシア本国で暮らした経験の少ない、あるいは経験の全くない若い世代に祖国の文化を伝えていくことは、亡命系子弟を預かった新旧のロシア人学校にとっての重要な使命であった。祖国を喪失した教育者たちは一丸なり、祖国について自分たちが知りうる全てのことを子供たちに教え込み、小さな頭一つ一つにそれらを根づかせるよう努力した。

亡命系学校にとって、子供たちに祖国の文化に対する理解を深めさせ、愛国心を倍わせる教育は何よりも重要であった。

と述べている¹²⁵。

換言すれば、帝政ロシア時代の教育・文化・歴史の存続に対する大部分の白系ロシア人の努力は、ロシア式教育の保持に現れていたと言える。

白系ロシア人普通学校における日本語教育について一言加える。学校における日本語学習の導入は満洲国期に開始された。初期は学校によって日本語学習が導入されたりされなかったりした。1930年代半ばまでに日本語学習をカリキュラムに導入した学校は、中国語か日本語かどちらかの自由選択科目であった。しかし、クラス全員が選択した外国語を同じ時間帯に学習することが多かった。その一方、嶋田が取り上げている代表的な白系ロシア人小・中学校のカリキュラム（1933～34学年度）によれば、日本語が学習科目に入っていない¹²⁶。

例えば、北満特区区立白系ロシア人小学校（初等学校）のカリキュラムにロシア語以外の言語科目がなかった（週 10～12 時間）。区立白系ロシア人高等小学校はロシア語（週 6 時間）、中国語として「満洲国文」（週 3～4 時間）、英語（週 3 時間）が教授されていた。区立白系ロシア人中学校はロシア語（週 4～5 時間）、

¹²⁵ 内山ヴァルレーエフ（1999）、17-18 頁。

¹²⁶ 嶋田（1935）、827～830 頁。

「満洲国文」(週 2～3 時間)、英語 (5～6 時間) が教えられた。白系ロシア人中学校への日本語学習の導入ブームは 1935 年ごろから始まった。どのような教科書が使用されたのかを確認できる。

1937 年 10 月 12 日付「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙の記者は「新学制」導入に伴う白系ロシア人普通学校への必修科目の日本語導入と、近い将来に他の科目が日本語での教授が導入されるという問題を巡る大騒ぎの最中に次の調査を行った。白系ロシア人普通学校及び大人向けの日本語学習講座、ハルビン市公署教育科の白系ロシア人視学官に日本語教材について尋ねた。その記事の題名は「ロシア青年は日本語が話せるようになるのか」であった。その結果、1930 年代半ばにおけるハルビンで発行されたロシア語話者向けの日本語教科書は 2 つしかなかったことが明らかになった (小串著者。ロシアのトロイツキー著者 «Первый шаг» (訳『第一步』))。二つとも大人向けのもので、普通学校に使用できるものではないと言われた。ハルビン市公署視学官ミチューリンは 1936 学年度から白系ロシア人小学校に使用される教科書が中国人小・中学校用『日本語教科書』であり、ロシア語版ではないと記者に説明した¹²⁷。また、白系ロシア人市立小学校では 1 年生からロシア語とともに日本語学習が導入された。インタビューの時点では、ミチューリンは小学生が学校、家庭、家族というテーマについて日本語で話せるようになったと述べた。

濱江省立中学校の校長によれば、中学校では中国人向けの教科書を使用しており、必要であれば、先生が内容を適当に変えると述べた。白系露人事務局附属中学校は 5～7 年生の場合、卒業するまでに日本語能力を身に着ける時間が少ないため、彼ら向けに日本語夜間講座を校長のイニシアチブで設置したと述べた。すなわち、白系ロシア人普通学校における日本語教授は方針が定まっていない、

¹²⁷ Харбинское время, №275(2108) 12 октября 1937, с.2.

教科書がない、指導方法がばらばらという状態であった。

結論として、1933～37年代前半における白系ロシア人学校の実態を検討した結果、学校関連データ、カリキュラム、ロシア式教育の特徴、白系ロシア人の精神教育を実証的に明らかにした。これは、満洲国人というアイデンティティを養成する目的とした「新学制」下の教育と、ロシア人アイデンティティを養成する教育の違いを理解するためである。

ポタポワは白系ロシア人教育の存続が教職員の努力の結果であったと指摘しているが、それはあくまでも教育内容に関する結論である¹²⁸。運営費問題という視点から考えれば、ハルビン市内の区立（後に省立）・市立学校、鉄道沿線の私立学校の場合、ロシア式教育の存続は当局による補助金のおかげで可能であったという印象が残る。市内の白系ロシア人私立中学校の場合、運営者側にとって、その学校の運営が有利である限り学校の存続ができた¹²⁸と考える。

しかし、満洲国当局による支給金額が年々削減されていったことである。それはその過程は1934年から始まり、一年目は前年に比べると、4分の1に削減され、次年から補助金支給はより不安定な状態に陥った。これは白系ロシア人学校の運営、教職員・保護者の生計に大きく影響したと考える。1930年代半ばに貧困問題も悪化したと考えられる。ということは、満洲国当局による対白系ロシア人普通学校政策は1934年から財政的な統制から始まったと結論できる。

また、1930年代半ばの学校の教員数、生徒数、保護者数を概算することができ、「新学制」導入の際、白系ロシア人社会の中で起こった反発の規模をイメージできるようになった。

次に、「新学制」導入前の白系ロシア人職業教育と高等教育の実態を確認したい。

¹²⁸ Погапова (2010), с.179.

2-3. 白系ロシア人職業教育と高等教育の実態：存続・閉鎖問題

満洲国における白系ロシア人教育問題について論述するならば、初等・中等教育以外に実行されていた職業学校・高等教育学校の状況の検討を避けることができない。その学校の設立目的は、定住地とした満洲国において白系ロシア人社会が形成してきたインフラがロシア語での就職を可能にしていたためである。

白系ロシア人が小・中等教育制度の継続に自信を持っていたのは、白系ロシア人人口が多かったからだけではない。普通学校を卒業した後に、ハルビンに多数存在していた職業学校・高等教育学校にロシア語をもって進学できたという理由もあると考える。

ここでは、1930年代半ばに焦点を当てて、「新学制」導入前に白系ロシア人普通学校卒業生の進学先として選択肢（職業学校及び高等教育学校）の実態を確認する。

1. 職業学校、校数と種類、教員数、学生数

1933年末における満洲国当局の調査によれば、ハルビンにあった白系ロシア人職業学校は次の通りであった¹²⁹。

表.7 白系ロシア人職業学校・職業伝習所（1933年末現在）

名称	修業年限	学級数	設立年	生徒数	職員数	昼夜	授業料（哈洋）
第一齒科学校	2年半	3	1928	120人	10人	昼夜	年300元
第二齒科学校	2年半	5	1928	132人	9人	昼夜	年300元
哈爾浜第一音楽学校	7年	6	1921	68人	13人	夜	年180元
哈爾浜商業学校	不定	12	1930	155	15人	昼	年36元～

¹²⁹ 嶋田（1935）、820～824頁。

				人		夜	120 元
暨陽華文打字伝習所	3 ヶ月	1	1929	28 人	2 人	昼夜	年 15 元～ 25 元
哈爾浜複式簿記伝習所	不定	1	1933	7 人	2 人	昼夜	月 20 元
文尉華文打字伝習所	3 ヶ月	1	1932	26 人	2 人	昼夜	月 15 元～ 25 元
外国語伝習所	不定	2	1932	72 人	7 人	昼夜	月 5 元～10 元
俄僑滿洲會計伝習所	不定	3	1932	293 人	8 人	昼夜	月 15 元～ 20 元
商業伝習所	不定	3	1932	70 人	5 人	昼夜	月 15 元～ 25 元
石也夫工程絵図伝習所	不定	1	1932	8 人	3 人	昼夜	月 20 元～ 25 元
私立列文商業簿記伝習所	不定	1	1932	5 人	2 人	夜	月 20 元～ 30 元
哈爾浜別雷衣跳舞伝習所	不定	1	1930	33 人	2 人	夜	月 10 元～ 20 元
関達基私立外国語伝習所	不定	6	1932	21 人	5 人	昼夜	月 11 元～ 20 元
哈爾浜薬剤師伝習所	不定	7	1926	60 人	7 人	夜	月 20 元～ 30 元
哈站私立簿記伝習所	不定	5	1921	145 人	4 人	昼夜	月 20 元～ 30 元
各各瓦茲私立簿記伝習所	不定	2	1905	25 人	3 人	昼夜	月 20 元～ 30 元
苗立爾私立縫紉伝習所	不定	2	1920	51 人	2 人	昼	月 10 元～ 20 元
布達也瓦私立女子手工伝習所	不定	3	1929	31 人	2 人	昼	月 8 元～12 元
克魯尼那私立女子手工伝習所	不定	2	1926	24 人	1 人	昼	月 8 元～12 元
紫月列夫私立職業伝習所	不定	6	1920	65 人	5 人	昼	月 8 元～12 元

第一音楽伝習所	不定	4	1927	73人	4人	昼夜	月6元～10元
楚尼興私立按摩整容伝習所	不定	1	1926	24人	3人	昼	月8元～10元
各徳次卡牙私立按摩伝習所	不定	3	1931	20人	5人	昼夜	月8元～10元
巴拉諾瓦波波瓦私立音楽伝習所	不定	4	1927	60人	4人	昼夜	月6元～10元
ト普拉天司基私立英文伝習所	不定	3	1928	72人	7人	昼	月8元～12元
愛力鉄果夫私立会計伝習所	不定	3	1932	85人	5人	昼	月10元～15元
万国汽車農具伝習所	不定	3	1928	200人	4人	昼	月10元～15元
霽虹打字伝習所	3ヶ月	2	1933	28人	3人	昼夜	月15元～25元
芸興女子刺繍伝習所	不定	1	1933	10人	2人	昼夜	月15元～25元
東方文言商業専門学校	4年	4	1925	140人	10人	夜	年180元
青年会英文専門学校	3年	2	1929	57人	10人	夜	年220元
第一俄僑商務学校	7年	10	1921	300人	30人	昼	年93元7角5分～231元2角5分
拉衣特私立英文学校	不定	5	1919	24人	10人	昼夜	年96元～180元
牙羅次基打字学校	不定	4	1931	62人	6人	昼夜	年36元～120元
合計：35校	—	—	—	2,594	212人	—	—

上記の表は民政部が中国語で作成したものである。この表から次の結論が言える。35校の内に、13校は満洲国期に設立された（1932～33年）。中学校卒業

後に進学ができる専門学校（職業学校）より職業伝習所（講座）の方が非常に多かった。伝習所の受講生は中学校卒の青年に限らず大人でも受講していたが、伝習所の多くは短期講座（数ヶ月）のものに過ぎなかったため、職業学校で取得する資格と教育レベルが異なっていた。1938年に「新学制」実施後も伝習所の一部は存在し続けていたが、満洲国の企業などには就職が困難であったと考える。学校の種類で言うと、職業学校及び職業伝習所は以下区分できる。また、職業学校は種類別、人気率は生徒数で分けると、当時に就職可能な分野が明らかになる。

表 8. 職業別学校（1933 年末現在）

地位	種類	学校数	総生徒数	教育費（月・哈洋）
1 位	商業：	4 校	665 人	15 元
2 位	簿記・会計	6 校	560 人	10～30 元
3 位	医歯薬	3 校	312 人	20～37 元
4 位	外国語	5 校	246 人	5～12 元
5 位	音楽	4 校	234 人	6～10 元
6 位	タイピング・ 職業訓練	5 校	209 人	15～20 元
7 位	工業	2 校	206 人	20～25 元
8 位	被服・家事	4 校	116 人	8～25 元
9 位	療術	2 校	44 人	8～10 元

上記の表から明らかになったように一番人気のある職業学校では（第 1 位～第 3 位）授業料が一番高かった。その他、教育費の高かったのは、第 6 位タイピング・職業訓練、第 7 位工業（技工）であった。職業学校の種類から考えられるのは、女性専用・男性専用の教育であった。

すべての学校は私立であり、教授言語はロシア語であった（外国語学校の場合、当然外国語使用頻度が高かったと考える）。民政部が「伝習所」としてまとめた職業学校はロシア語での用語は統一されていなかった。「スタジオ Студия」（バ

レー舞踊の場合)、「実科学校 реальное училище」・「職業学校 Профессиональная школа」「講座 Курсы」と名付けられていた。

また、音楽学校は3校、舞踊伝習所(バレエ)1校の存在は、大都会ハルビンに数多く存在する娯楽施設(ホテル・レストランなど)で、音楽家またダンサーとしてお金を稼ぐという理由であった。例を挙げよう。1936年2月に上海から出稼ぎにハルビンに来た女性ダンサー(ジプシー系白系ロシア人、33歳)1人は、「アストリア」ホテルにあるレストラン・キャバレ「ファンタジア」と2週間契約し、報酬は135国幣であった¹³⁰。エクゾチックなダンスを演じるプロダンサーの彼女の報酬は在ハルビン白系ロシア人技術者の月謝より高かった。

生徒数でみると、1933年末現在、合計で2,594人であった。性別また、年齢別に各伝習所の資料は手元にないため、確認することが難しい。

他に、白系ロシア人の特殊学校が1校あった。それは私立学校で、男子のみを対象にしたロシア水産学校(Харбинское речное училище)(1932年設立)であった。1936年度の教員数17人、生徒数55人¹³¹。

上記に述べた36校の職業学校・伝習所が提供していた教育は在満白系ロシア人教育制度において「職業教育」として定義できると考える。各学校への募集方法の一つは、満洲国における一番人気率・発行部数の多い新聞や雑誌での報告の掲載という形であった。このような募集方法は白系ロシア人私立中学校の校長会で使用されていた¹³²。

「新学制」実施後、民生部は上記伝習所の卒業資格を認めなかった。しかし、多くの伝習所の存続は、白系ロシア人社会内部での人材需要は満たしたため

¹³⁰ ダンサーの名前は Воробьева-Червоная В.は1931年にハルビンから上海へ移住し、現地のレストランでダンサーとして活躍、1936年にハルビンに戻り、数カ月、レストランダンサーとして活躍し、上海へ帰った。来満外国人は国内で活動する場合、まず、警察署による60日間の居住証明書の発給。ハルビンに滞在している間に彼女は白系露人事務局に登録させられた。

¹³¹ 『民政部調査月報』康德四年、2巻6号、109頁。

¹³² ГАРФ.Ф.5851.Оп.1.Д.6.Л.1

ある。ロシア語で職業教育を受けた白系ロシア人であっても、日本語や中国語ができなければ日系・中国系の企業での就職は困難であった¹³³。

嶋田は、1933年末の調査を元で白系ロシア人教育状況を次のように結論づけた。「中区立学校に比して、私立学校一主として職業学校又は職業伝習所一の数が非常に多いのは、一つにはロシア人の向学心が困窮の中にありながら相当旺盛である事及び知識技能の習得によって、何等かの生きて行くべき道を発見しようとする努力の表れであり、今一つには、革命後国を追はれたインテリゲンチヤとしては、相当の授業料を徴集し、身についた知識の切売によって生計を立てるのが近道である—といふより、外に生きる方法を知らない—ために、いはば「学校商売」が斯くも盛大に行はれてぬるのだ...とも云へる」¹³⁴。

ここで取り上げた職業教育を行う学校は白系ロシア人中学校とは別組織であったことが明らかになった。また、白系ロシア人中学校の多くは職業教育を実施しなかった。(実科中学校3校を除く)。なぜならば、白系ロシア人中学校の目的は、ハルビンにある大学など高等教育機関へ進学するための教育を提供していたからである。

1936年夏にヨーロッパからハルビンに帰ってきた現地の古老であるロシア商人・お金持ちクラエフ(Кулаев И.В.、生没年 1857~1941年)が巨大な慈善事業で自分の人生を記念することを決めた。彼は以前からヨーロッパや満州における慈善事業を行った。

同年、白系ロシア人向けの技工学校(Ремеслянное училище)の建設をハルビ

¹³³ 満洲国当局は白系ロシア人運転手や薬剤師に国家試験を行っていた。白系ロシア人の運転手の場合、1936年から民政部による運転免許再確認のために国家試験(ロシア語)を受けなければならなくなった。民政部による試験を受けることによって、免許を再確認できた。白系ロシア人の薬剤師の場合も同様であった。ハルビンにあった薬局の白系ロシア人薬剤師(1936年現在、薬剤師192人 Заря, №328 4 декабря 1937, с.5.)は民政部により実施された薬剤師試験を(ロシア語)を受け、薬剤師資格を再度確認して、経営を続けられた。ГАХК.Ф830.Оп.1.Д.34Л.201.

¹³⁴ 嶋田(1935)、818頁。

ンに設立する計画を立てた¹³⁵。クラエフは建設許可を得るために地方行政機関へ請願し、学校（校舎）の所有権を放棄する旨を請願書で述べた。通訳の手伝いはハルビンで有名な中国語・モンゴル語通の白系ロシア人でハルビン学院教授ヒオーニン(Хионин А.П.)であった。その計画は3階建て校舎の建設のために300,000円を提供し、最新の設備を含む学校の運営費すべてを彼が生きている限り出すこと、自分の死去後の運営費別途200,000円を学校の口座へ入れる旨請願書に記述した。また、技工学校は彼の所有ではなく、ただ「クラエフ商人の記念学校」と名付けることを条件とした。しかし、地方行政機関からは建設許可が下りなかった。そこで商人クラエフは建設許可を得るために代理人を新京まで送ったが、そこでもうまく行かなかった。最終的な手段として、商人クラエフは代理人を東京まで送ったが、結局、白系ロシア人向けの技工学校の建設は実現しなかった。当局がこの技工学校の建設予定をロシア語の新聞で報道することを禁止したのが当局の顕著な行動であったと筆者は考える¹³⁶。この技工学校の建設予定を知る白系ロシア人関係者がこの一連の経緯を在ハルビンポーランド総領事館関係者に対し、満洲国当局の対白系ロシア人教育政策に対する不満を話した。「最近新聞で報道される満洲国当局の日本人官僚による発言、エミグランドに対して常に配慮した政策を取っているということに対し、〔筆者：当局による技工学校の建設不可に関する〕こうしたやりかたはとても目に余るものである」、「ロシア人は莫大な寄付を逸失した」と失望を表した¹³⁷。結局、クラエフは資金が白系ロシア人学事事業に使用できなかったため、満洲国当局に不信を抱き、間もなくアメリカ合衆国へ移住した。

このように、白系ロシア人社会は新しい技工学校の建設チャンスを満洲国当

¹³⁵ РГВА.Ф308к.Оп.19.Д.47.Л.111-112.

¹³⁶ 同上。

¹³⁷ 同上。

局に奪われたと言える。

2. 高等教育、学校数と種類、教育内容

ここでは、1938年から「新学制」の導入前、すなわち1937年までにハルビンで運営していた白系ロシア人向けの高等教育学校を検討する。そのために、先行研究を参考にし、白系露人事務局fond保管資料、満洲国民政部作成資料、ロシア語新聞を使用する。

満洲国建国後、白系ロシア人高等教育機関は合計6校であり、すべてがハルビンにあった。その内、2校は1920年代、残り4校は1930年代に設立された。教育大学(Педагогический институт)、法科大学(Юридический факультет)、キリスト教青年会立北満工業大学(Северо-Маньчжурский политехнический институт ХСМЛ)、聖ウラジーミル学院(Институт Св.Владимира)、鉄道専門学校(Харбинский железнодорожный институт)、白系露人事務局設立商科大学(Коммерческий институт БРЭМ)であった。以下に各高等教育学校の運命を紹介する。筆者は学校の開校・閉校過程と運営費・補助金問題にこだわっており、先行研究で見落とされた事実を発見した。その事実に基づいて満洲国当局による教育政策の特徴の一つを明確にできたと考える。

2.1 教育大学

教育大学は1925年に「私立大学」として設立された。「文学・歴史学科」、「物理・数学科」、「地理・経済学科」があった。4年制大学であった¹³⁸。校舎の中に在学生の實習のために附属中学校(7年制)が設置された¹³⁹。東省特別区教育庁

¹³⁸ 中嶋毅「ハルビンのロシア人教育—高等教育を中心」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集、2004、3号、66頁。

¹³⁹ ГАРФ.Ф.9145.Оп.1.Д.270.Л.6.

から補助金を年 27,715 元受けていた¹⁴⁰（内に 3,000 元は附属中学校用）。1929 年以降に区教育庁の管理に置かれ、「官立」となった。1934 年に満洲国当局はこの教育大学を「国立」として承認した。1936 年現在、白系ロシア人系教職員数 12 名（設立時点では 34 名）、在 student 数 71 名であった。1937 年に資金不足で白系ロシア人を対象にする教育機関として閉校した。附属中学校も閉校になった。こうして、白系ロシア人は高等教育学校と中学校を失ってしまった。

2.2 法科大学

法科大学は 1922 年に満州における在満白系ロシア人唯一の「最高学府」として設立（1920 年設立元高等経済法科学学校）。1929 年 1 月まで「私立大学」であった。「法律学科」（3 年制）、「経済学科」（経済・商業・鉄道科）（3 年制）、「東洋学科」（1926 年設置、4 年制）の 3 科があった¹⁴¹。ハルビン市（市会、商業クラブ）及び中東鉄道管理局より補助金を受けていた¹⁴²。1929 年から東省特別区教育庁により「官立」とされた。同大学では中国系経営者・教授・学生が入り、中国語での教授が開始された。ロシア語話者向けの講義はロシア語で続いていた。教案は統一されていなかった。法科大学の教授らと学生の国籍でいうと、ソ連国籍者と中華民国籍者白系ロシア人と、無国籍者白系ロシア人がいた¹⁴³。ポタポワによれば、1929 年以降にロシア語話者学生が 4 分の 1 に減少し、したがって授業料から成る運営費額が急減した結果、ロシア人系教授の報酬が減った¹⁴⁴。それは区教育庁が中国人系学生も同じ校舎を使用するというので、校舎の運営費負担を持っていたと考える。ポタポワによれば、1934 年から補助金が停止

¹⁴⁰ Там же.

¹⁴¹ 中嶋毅（2004）、65 頁。

¹⁴² 『民政部調査月報』康德四年、2 卷 6 号、110 頁。

¹⁴³ Потапова（2010）、с.140.

¹⁴⁴ Потапова（2010）、с.103.

された。また、1935年の中東鉄道売却後に鉄道管理局からの教育費支出がなくなった結果、運営費が困難となったと述べられている¹⁴⁵。鉄道売却後のソ連国籍者の教授ら（7人以上）の帰国後による新しい教授らの不足のため法科大学は存続問題が激化した。1935年12月から東洋学科に限らず全科が日本語学習を開始した。教育大学と法科大学は1936年3月10日に「経費の関係上」に合併し、「一つの校舎に於いてそれぞれ従来通りの講義を行っている」と報告した。その同一の校舎を使用して、両大学の学生に対して共通の授業が行われた（日本語講座を含む）¹⁴⁶。こうした合併は賓江省省長の指令下に行われた¹⁴⁷。1936年現在、教職員数24名（設立時点では50名）、在学生数130名であった。1937年に7月1日に資金不足で白系ロシア人を対象にする教育機関として閉校した。

2.3 キリスト教青年会立北満工業大学

キリスト教青年会立北満工業大学は1932年に設立。「電気・機械学部」、「技術・建築学部」の2学部から構成されていた¹⁴⁸。4～5年制。ポタポワによれば、キリスト教青年会立北満工業学院の設立理由は次の通りであった。ソ連側運営のハルビン工業大学における授業料が高かったことと、政治的な要因も働いていた¹⁴⁹。それは、ソ連国籍者管理者により対白系ロシア人学生の授業料を高くしたことと、白系ロシア人学生が1931年から入学できなくなったことを意味していると考えられる。キリスト教青年会率北満工業学院の教授カリキュラムはハルビン工業大学と全く同様であった。ポタポワによれば、キリスト教青年会立北満

¹⁴⁵ Потапова (2010), с.139-140.

¹⁴⁶ 中嶋毅「ハルビン法科大学小史（1920～1937）（上）—中国在住ロシア人の知的空間」『思想』第952号（2003年8月）、159頁。

¹⁴⁷ Харбинское время, №63(1543) 8 марта 1936, с.11.

¹⁴⁸ 中嶋毅（2004）、69頁。

¹⁴⁹ Потапова (2010), с.141-142.

工業学院はアメリカ合衆国資金で運営されていた¹⁵⁰。授業料（1934年現在）は分割払い可能で、年 250 国幣（1年目）～265 国幣（2～3年目）であった¹⁵¹。しかし、満洲国当局により政治的要因の下でキリスト教青年会立北満工業大学の活動は 1935 年夏に閉鎖された（在学中学生 100 名は別の学校へ移転した）¹⁵²。ポタポワによれば、それは日本の対アメリカ合衆国戦争準備のためであった¹⁵³。

2.4 聖ウラジーミル学院

聖ウラジーミル学院は 1934 年秋に設立された。4 年制であった。ハルビン司教区の主教メレーティが学院長となった。この高等教育機関は設立から日系顧問ナカムラがつけられた。民政部の管理下に置かれた。「神学部」、「工学部」、「東洋学部」が設置された。「工学部」は「鉱山・化学科」があった。1936 年 6 月から「鉱山・化学科」に「化学工業化」（3 年制）が設置された¹⁵⁴。中嶋によれば、この大学はキリスト教青年会立北満工業学院に対抗する意味で、ロシア正教会ハルビン司教区の主教の指導下で設立された¹⁵⁵。しかし、その後元キリスト教青年会立北満工業大学の在學生の中から 66 名は聖ウラジーミル学院工学部に移転した。ポタポワによれば、聖ウラジーミル学院の設立理由はハルビン工業大学に白系ロシア人が入学不可のため、同学院の工学部が総合技術高等教育を提供する目的であった¹⁵⁶。聖ウラジーミル学院は通学教育と通信教育の両方を行っていた。ポタポワは聖ウラジーミル学院の重要な課題としてロシア正教会の神

¹⁵⁰ 同様。

¹⁵¹ Рубеж, 1934, № 31.

¹⁵² ГАХК.Ф.830.Оп.2.Д.11.Л.77.

¹⁵³ Потапова (2010), с.142.

¹⁵⁴ Харбинское время, №144(1624) 2 июня 1936, с.5.

¹⁵⁵ 中嶋毅 (2004)、70 頁。

¹⁵⁶ Потапова (2010), с.141-142.

学の哲学の思想の普及であったと述べた¹⁵⁷。維持方法は、月謝及び寄附金であった。聖ウラジーミル学院は「国立」資格がなく白系露人事務局の指導を受けた一方、民政部の直接管理に置かれた。満洲国当局は聖ウラジーミル学院の設立許可を出したが、ロシア語での教授を行う白系ロシア人高等教育機関を援助しないことにした。この時期は、満洲国は白系ロシア人が五族の一民族であるという宣伝のブームの時期に重なった一方、国家からの補助金がなく、聖ウラジーミル学院は校舎さえなかった。それ以上、設立初期から工学部用の実習設備もまったくなかった。そのため、聖ウラジーミル学院工学部は評判が陥ることに繋がった。その結果、1936年1月から聖ウラジーミル学院工学部在學生（66名）はハルビン工業大学への移転するために、直接にハルビン工業大学日系顧問フルサワと交渉し始めた。1935年後半から同大学にロシア語話者在學生は臨時的設置のロシア語講義を受けることができたが、卒業後ロシア語での教授が廃止される予定であった。これについて聖ウラジーミル学院院長は「ロシア語は国語ではないため、ハルビン工業大学から徐々に追放されていく」と白系露人事務局に述べた¹⁵⁸。筆者はこうした学院長の残念に思う気持ちは中華民国時代にはロシア語での教授に対し一切制約がなかったにも関わらず、満洲国になってから目に見える形でロシア語での教授に対する制約が加速度的に課されることになったからであると考ええる。

1936年からハルビン工業大学の必修条件は日本語での教授であったにも関わらず、実習室があり、授業料は聖ウラジーミル学院工学部より安かった（年200国幣）ため、学生が移転希望を表した¹⁵⁹。ハルビン工業大学は1936年3月から1年生以上の白系ロシア人を受け入れる報告を「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」

¹⁵⁷ Потапова (2010), с.143.

¹⁵⁸ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.143-144.

¹⁵⁹ Харбинское время, №77(1557) 22 марта 1936, с.13.

紙に掲載したが、聖ウラジーミル学院委員会は白系露人事務局にハルビン工業大学への白系ロシア人学生の受け入れを中止するように頼んだ¹⁶⁰。同事務局は特務機関長宛に「日本語能力不十分であるため卒業困難とみられる」と大学への受け入れ中止と相成った。聖ウラジーミル学院委員会の全員（20人以上）は同学院の工学部在学学生全員がハルビン工業大学へ移籍してしまえば、同学院の存続が危機的状況に陥ることを危惧していた。それは学生の移籍により学生から徴収していた授業料年 10,000 国幣が入らなくなり、同学院の運営ができなくなるからである¹⁶¹。

1936年2月末に聖ウラジーミル学院は閉鎖されたキリスト教青年会立北満工業学院の実習用の設備を購入した（分割払いで、一回目 3,000 国幣¹⁶²）。初期はキリスト教青年会の建物にあったその実習設備の実習室を賃貸することになった¹⁶³。その設備の一部は最新のドイツ製のもので、一部はハルビンの工場での特殊注文で白系ロシア人技術者により作られたもので、キリスト教青年会立北満工業学院が閉鎖される前に購入したものであった。1935～1936年現在に聖ウラジーミル学院工学部は校舎がなく、場所を借りたりしていた。聖ウラジーミル学院の東洋学部は元々法科大学に所属していたものであった。法科大学の運営困難後に、聖ウラジーミル学院に移転した。東洋学部の授業は夜間であった。1937年から日本語学習とともに、日本史・満洲史、両国の文化・国家体制を教授しており、東洋学者の養成をしていた。日本語通訳者を満洲国の行政機関や企業へ提供していた¹⁶⁴。1936年現在、教職員数 22 名、在学生数 125 名であった。

¹⁶⁰ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.143-144.

¹⁶¹ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.222.

¹⁶² ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.221об.

¹⁶³ Харбинское время, №47(1527) 20 февраля1936, с.5.

¹⁶⁴ Харбинское время, №1(2787) 1 января 1938, с.7.

2.5 鉄道専門学校

1935年3月の中東鉄道売却後、北滿鉄道などへの白系ロシア人の雇用し始まった。新しい人材を養成する鉄道専門学校（Харбинский железнодорожный институт）が1936年に設立された（校長セキ）。満洲国当局は国立鉄道のための人材を育成する目的であった。その学校は白系ロシア人も学習可能となった。交通部は3年制（定員50名）で、技術部は4年制（定員40名）で、日本語部1年制（定員60名）であった¹⁶⁵。日系教員10名、白系ロシア人教員5名。全寮制で、教材・制服が無料提供され、奨学金もあった。1936～41年年間の白系ロシア人卒業生500名まで達した。

2.6 白系露人事務局設立商科大学

白系露人事務局設立商科大学は1937年に設立された。3年制であった。学長は清水三三であった。在ハルビン白系ロシア人中学校校長特別会は、1937年5月14日付けで在プラハ市白系ロシア人教育家委員会宛に送った報告書は商科大学について次のように述べた¹⁶⁶。「当局によりロシア青年のために開校された商科大学は公式的に白系露人事務局に附属されているが、実際には当事務局へのまったく無関係である」。維持方法は国家支出であったが、「国立」ではなかった。「商業科」授業時間帯は夜間（午後5時）であった。定員は150名であった。「グン・バオ」紙によれば、初期、商科大学と白系露人事務局附属学校を元満鉄運営学校の建物、すなわち同じ校舎に設置する予定であったが、改装のために、白系ロシア人区立中学校の校舎を夜間に使用することになった¹⁶⁷。白系露人事務局の計算によれば、商科大学用の建物の建築のために60,000国幣が必要

¹⁶⁵ Потапова (2010), с.144.

¹⁶⁶ ГАРФ. Ф.5851. оп.1. Д.6 Л.17об. 在ハルビン白系ロシア人中学校校長特別会について第3章を参考。

¹⁶⁷ Гун-бао, №3300, 10 февраля 1937, с.5.

であった（賃借料は年 12～15,000 国幣かかるため建てた方が安かった）¹⁶⁸。
1937 年に商科大学のなかに「医学科」を設置する予定が立てたが、この予定も建物の建築予定も実現しなかった。白系露人事務局設立商科大学の寿命が 1 年余りであった。筆者は、上記の元満鉄運営学校の建物は 1939 年 9 月から白系ロシア人向けの哈爾賓技術工養成所用の校舎として使用されたと推測している。

上記に述べた白系ロシア人高等教育機関の特徴をまとめる。ハルビンにあったロシア語話者を対象にする高等教育学校において法科、経済、商業、工業、化学、鉄道、鉱山、東洋学、教育学などの専攻を取得することができた状況であった。修学年限は専攻によって 3～5 年であった。授業時間帯は夜間にされた理由は午前中に教職員や学生が仕事をしていたからである。聖ウラジーミル学院の工学部はヨーロッパ・アメリカ合衆国に在住するロシア語話者青年の間に特に話題になり、海外から聖ウラジーミル学院への入学希望者の声が多かったと工学部委員会が白系露人事務局に 1936 年 4 月に報告した¹⁶⁹。

上記の高等教育学校はロシア語で教授を行っていた。教育制度・内容に関して、普通学校と同様に旧帝政ロシア時代から受け継いだものであったが、現地の需要に応じて東洋学・日本語・中国語の学習、満洲国事情が導入されていた。教職員は圧倒的多数で白系ロシア人であった。在学生の民族構成について言えば、ロシア語話者の少数民族や「満人 маньчжуры」などがいた。

2.7 高等教育学校の校舎の運命

ここでは、白系ロシア人学校の校舎問題を説明したい。

1937 年 10 月、満洲国当局は白系ロシア人小・中学校の校舎問題を次のよう

¹⁶⁸ Харбинское время, №122(1602) 10 мая 1936, с.9.

¹⁶⁹ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.222.

に説明していた¹⁷⁰。当局は白系ロシア人学校の運営費問題を解決する目的を持って、1937年の『学校令及び学校規程』の指定に合わせて、国民学校の校舎の収容人数として700人前後を考えていた。つまり、一校につき、クラス数は最大16クラスで、一クラスにつき最大50～60人と計画されていた。そのためにはより大きな教室を有する校舎の建設が必要になった。白系ロシア人小・中学校の一部は校舎と教室も小さく、一教室に50名が収容できなかったため、「新学制」実施後に白系ロシア人学校を国民学校・国民高等学校へ再編するのが問題になった。その一方、白系ロシア人学校の教職員にとって校舎の合併は失業に繋がるため、1937年後半に「新学制」導入に対する反発のきっかけになったことは不思議ではない。

ハルビン市公署は白系ロシア人学校の新しい校舎を建設する予定、私有の建物を購入する予定について新聞を通じて報道していたが、新しい校舎の建築予定はなかなか進まない状況であったと言える。元教育大学の校舎は1938年から白系露人事務局附属国民高等学校の校舎となった。商科大学の校舎も同じような運命であった。1938年5月に商科大学の校舎の所有権は賓江省公署から無償でハルビン市公署に移転した¹⁷¹。白系ロシア人市立小学校の校舎（筆者の調査では4校）は私有の建物であり、市公署は賃貸借契約という形で借り上げていた。ハルビン市公署は賃借料を「負担なる経費 *обременительные расходы*」と判定し、上記の白系ロシア人市立小学校を合併して、元商科大学の校舎を利用するから「ロシア小学校の建物の建築必要性がなくなった」と発表した¹⁷²。しかし、1年半前の1936年10月3日付の新聞報道によれば、市公署は白系ロシア人小学校の新しい建物を建築する予定を発表し、そのために200,000国幣も予

¹⁷⁰ Заря, №129 18 мая 1938, с.5.

¹⁷¹ Там же.

¹⁷² Заря, №129 18 мая 1938, с.5.

算に入れていた¹⁷³。すなわち、ハルビン市公署は白系ロシア人小学校の建築費を節約ができたと考える。ハルビン市公署は1938年中に元商科大学商業科（北満学院へ移転）の校舎の建築を予定しており、そのために250,000円（筆者：新聞で報道された通貨表示のまま）を予算に入れたが、1939年後半でも新しい校舎の建築はまだ実現されていない状態であった¹⁷⁴。

この教育大学と商科大学の校舎の運命は満洲国当局による対白系ロシア人教育政策の一面を明らかにしたと考える。満洲国当局は閉校によって、白系ロシア人高等教育学校への維持費（補助金）を節約することに成功した。新しい校舎の建設費も節約ができた。五族の一民族の白系ロシア人に対する教育政策について言えば、満洲国当局はできる限り費用がかからない道を選択した印象が残る。しかし、1930年代後半はまだ平時であり、ハルビン市内では建築ブーム（道路工事を含む）の時期である。太平洋戦争開始後、白系ロシア人学校の校舎の建築の話は戦時のため一切なされていなかった。

以上、1930年代半ばの白系ロシア人教育の状況を検討した。

1920年代、中華民国政権の現地当局は白系ロシア人学校の運営を承認し、地代家賃や税金さえ支払っておれば、学校の運営や教育内容に介入しなかった。満洲国建設後も当初は当局による介入なく、学校の運営、ロシア式教育を継続できた白系ロシア人は、満洲国が1930年代半ばから白系ロシア人学校を含めて全国の学校における教育改革を実施するという表明は白系ロシア人社会に大きな衝撃を与えた。まず、普通学校への「新学制」実施することによって、言語系・文学系の科目（帝政時代のロシア語、帝政ロシア史、ロシア文学など）が育てる価値観・世界観など、いわゆる白系ロシア人年長者が持っており、子供に伝えようとしていた帝政ロシアのアイデンティティを伝えることができなくなる恐れ

¹⁷³ Харбинское время, №267(1747) 3 октября 1936, с.5.

¹⁷⁴ Заря, №129 18 мая 1938, с.5.

が生じた。次に、専門・高等教育機関の場合、「新学制」実施準備の際、白系ロシア人の専門・高等教育制度の廃止が決定された。さらには「新学制」実施後の学習言語が日本語と中国語に限定される旨表明されたため、白系ロシア人普通学校で日本語・中国語教授は大学への入学・学習が可能なレベルには至っておらず、現状のままでは白系ロシア人の子弟は「新学制」実施後に大学へは進学が著しく困難となる恐れが生じた。

1937～38年から白系ロシア人学校は「新学制」導入準備の影響を受けることになった。これについて第3章で述べたい。

第3章 「新学制」導入と白系ロシア人教育（1936～45年）

—満洲国の教育政策の右往左往—

第3章では、「新学制」導入前後の白系ロシア人教育の状況を確認する。この章は満洲国当局による対白系ロシア人教育政策の方針は右往左往の状態であったことを明らかにする。

まず、「新学制」について説明し、白系ロシア人一般教育への「新学制」導入の準備と問題点を検討する。その際、学年制度と道德教育問題を巡る白系ロシア人社会による反発を明らかにする。その反発の規模（ハルビンを中心）と根気強さは「新学制」実施過程にどのように影響したのかを検討する。次に、「新学制」導入後の白系ロシア人一般教育の変化と実態を明確にする。その他、「新学制」導入前後の白系ロシア人向けの職業学校・高等教育機関の実態を確認する。最後に、「新学制」実施の第二段階の特徴を検討する。

3-1. 「新学制」導入準備と問題点（1936～37年）

1. 「新学制」について

まず、「新学制」の内容と先行研究の成果を確認する。

「新学制」とは、満洲国政府により実施された教育改革のことを指す。

新国家の満洲国における新しい教育制度の導入の必要性は次の要因であったと考える。1) 多民族の共存空間において教育制度、教育内容の異なる民族学校が多数存在し、民族学校ごとに精神教育方針が異なっていたためであった。本稿で検討する白系ロシア人の場合、西洋思想を基底としているためそれが顕著であった。2) 満洲国の公用語・国語として日本語を位置づけるためであった。3) 民族協和を教育分野での実践し、満洲国が考えた「国民学校」においてすべての

民族を一堂に会し日本語で教育を受けさせるためであった。4)「建国精神」に基づく新しいイデオロギーで新国家としての国民精神を涵養し、全民族を精神的にも強固に結び付け、意思疎通を図りやすくするためであった。

すなわち、新国家に相応しい新国民作りのためであった。

以下に、もっと詳しく説明する。

満洲国における従来の学制の変化、いわゆる「新学制」実施の決定を指示した法令は 1937 年 5 月 2 日に公表された勅令であった。これは、満洲国國務総理・文教部・蒙政部・民政部各大臣が公布した「學事通則」（勅令第六十八號）、「國民學校令」（勅令第六十九號）、その他の学校教育に関する諸法令（9 法令）のものである¹⁷⁵。この段階では、精神教育方針の解説は同年 10 月までに公表されていなかった。

「學事通則」では、1938 年 1 月 1 日から満洲国の各地、つまり当時の行政制度によれば、各省・特別市・縣・旗・市・街村における教育事務に関する職務は民政部大臣及び文教部大臣が行うことと、各地に「国民学校」（以降、「」を略す）を設置することが制定されたのである。そして、教育学校に関する法令では、国民学校の学年制、入学可能年齢、授業料、私立・公立国民学校の設置及び廃止に関する規則が制定されたのである。さらに、学校及びその他の教育機関を設置する目的は下記のように制定された。以下に、法令を引用する。

國民學校令（勅令第六十九號）

¹⁷⁵ 1937 年 5 月 2 日に公布された諸法令は全部で 11 法令であった（勅令第七十號「國民學舍及國民義塾ニ關スル件」、勅令第七十一號「國民優級學校令」、勅令七十二號「國民高等學校令」、勅令七十三號「女子國民高等學校令」、勅令七十四號「大學令」、勅令七十五號「師道教育令」、勅令七十六號「職業學校令」、勅令七十七號「私立學校令」、勅令七十八號「特別教育施設ニ關スル件」）。その内容は、『學校令及學校規程』民生部教育司、康德四年十一月にて掲載。『學校令及學校規程』という史料は漢語・日本語版だけでなく、ロシア語版も 1938 年 7 月に出版され、前者は日本の図書館、後者はロシアのハバロフスク州国家文書館に残在している。ロシア語版の名称は、Законоположения и правила о школах. - Харбин: Министерство Народного Благополучия, 1938.

國民學校ハ學生ノ心身ノ發達ニ留意シテ國民道德ノ基礎及國民ノ日常生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ勞作ノ習慣ヲ養ヒ以テ忠良ナル國民タルノ性格ヲ育成スルヲ其ノ目的トス（第一條）

國民學舎及國民義塾ニ關スル件（勅令第七十號）

國民學舎及國民義塾ハ國民學校ノ設置困難ナル地域又ハ適當ナラザル地域ニ於テ簡易ナル國民教育ヲ施スヲ以テ其ノ目的トス（第一條）

新しい法令によれば、国民学校と国民学舎及び国民義塾では、入学年齢は満7年以上の者とされる。修業年限は4年とされる。

国民学校、国民学舎、国民義塾をどちらかを卒業した場合、国民優級学校へ進学することができる。国民優級学校では入学年齢は満年11年以上の者とされた。修業年限は1年～2年とされる。

國民優級學校令（勅令第七十一號）

國民優級學校ハ學生ノ心身ノ發達ニ留意シテ國民道德ヲ涵養シ主トシテ實務ニ關スル普通ノ知識技能ヲ授ケ勞作ノ習慣ヲ養ヒ以テ忠良ナル國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ其ノ目的トス（第一條）

国民優級学校から国民高等学校と女子国民高等学校へ進学する。換言すれば、高等学校では男女別教育制度が導入される。両方の学校では入学年齢は満年13年以上の者とされる。修業年限は4年とされる。

國民高等學校令（勅令第七十二號）

國民高等學校ハ國民道德ヲ涵養シテ國民精神ヲ修練シ身體ヲ鍛鍊シ實業教育ヲ基調トシテ國民必須ノ知識技能ヲ授ケ勞作ノ習慣ヲ養ヒ以テ國民ノ中堅タルベキ男子ヲ養成スルヲ其ノ目的トス（第一條）

女子國民高等學校令（勅令第七十三號）

女子國民高等學校ハ國民道德特ニ婦德ノ涵養ニ努メテ國民精神ヲ修練シ身體ヲ鍛鍊シ女子ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ勞作ノ習慣ヲ養ヒ以テ良妻賢母タルベ者ヲ養成スルヲ其ノ目的トス（第一條）

國民高等学校（女子含む）を卒業した者は、大学へ進学することができる。大学（設備、学科目、程度）によって修業年限は異なっていた。

大學令（勅令第七十四號）

大學ハ鞏固ナル國民精神ヲ修練シ國家ニ須要ナル高等ノ學術ノ理論及實際ヲ修得セシメ以テ國家樞要ノ人材ヲ養成スルヲ其ノ目的トス（第一條）

師範教育は、師道学校、または、師道高等学校で実施される。入学可能者は（女子）国民高等学校を卒業した者とされ、修業年限は異なっている。師道学校は2年、師道高等学校は3年とされる。

師道教育令（勅令第七十五號）

師道教育ハ實踐躬行ニ留意シテ鞏固ナル國民精神ノ涵養、知識技能ノ修得、身體ヲ鍛鍊ニ努メシメ以テ人格ヲ陶冶シ教師タルベキ者ヲ養成スルヲ其ノ

目的トス（第一條）

職業教育を職業学校で実施される。入学年齢は満年 13 年以上の者とされる。修業年限は編制、設備、学科目、程度によって異なっていた。

職業學校令（勅令第七十六號）

職業學校ハ國民道德ノ涵養ニ努メ職業ニ關スル知識、技能ヲ授クルヲ以テ其ノ目的トス（第一條）

上記の諸法令に基づく新しい教育制度の設置は「學事通則」と同様に 1938 年 1 月 1 日から施行することが定められた。

この諸法令によれば、満洲国國務總理・文教部・蒙政部大臣は、全国における学校の設置と廃止の権利を、特別市、旗、市、街村、教育組合、また私人に与え、学校の設置を認可する者としては各省・特別市・県・旗・市・街村の行政官署（学校種によって、省長、特別市長、県旗市長、主管部大臣）にした。

小・中学校に「国民」を付けることによって、国民として意識を養成する目的であった。

満洲国政府はこの諸法令で知識と技能を教育するだけでなく、「国民道德」の涵養、「国民精神」の育成、「忠良な国民」の育成を教育の目的としたことが上記の事項から読み取れる（以降「」を略す）。

すなわち、国民学校では 7 歳から普通の知識技能を教育しながら、国民道德の基礎と忠良な国民の性格を育成する。国民優級学校では、11 歳から 13 歳までに、普通の知識技能を教育しながら、国民道德を涵養、忠良な国民の資質を向上する。国民高等学校では、13 歳以上は男女別教育制度を制定する。男子の場合

は、知識技能を授け、国民道徳を涵養、国民精神を修練、国民の中堅なるべき男子を養成する。女子の場合、国民道徳特に婦徳を涵養、国民精神を修練、良妻賢母なるべき女子を養成する。そして、高等教育機関では、鞏固な国民精神を修練し国家に必要な高等學術の理論や實際を修得させることにより国家枢要の人材を養成する。

1937年10月に入ると、満洲国政府は「新学制」導入を次の段階に進めた。それは、民生部大臣孫其昌による「學校要綱」、各学校規程、「新學制實施ニ關スル件」（訓令第四六號）などの諸法令の公布であった¹⁷⁶。

この段階では、民生部が国民道徳、国民精神、忠良な国民ということばはどのような意味を含むかを詳細に記した。

「學校要綱」が規定した教育方針は、

建國精神及訪日宣詔ノ趣旨ニ基キ

日滿一徳一心不可分ノ關係及民族協和ノ精神ヲ體認セシメ東方道徳特ニ忠孝ノ大義ヲ明ニシテ旺盛ナル國民精神ヲ涵養シ徳性ヲ陶冶スルト共ニ國民生活ノ安定ニ必要ナル實學ヲ基調トシテ知識技能ヲ授ケ身體健康ノ保護増進ヲ圖リ以テ忠良ナル國民ヲ養成スルヲ教育ノ方針トス

ことになった¹⁷⁷。

¹⁷⁶ 『學校令及學校規程』にて「國民學校規程」（民生部令第十三號）、「國民學舍及國民義塾規程」（民生部令第十四號）、「國民優級學校規程」（民生部令第十五號）、「國民高等學校規程」（民生部令第十六號）、「女子國民高等學校規程」（民生部令第十七號）、「師道教育規程」（民生部令第十八號）、「職業學校規程」（民生部令第十九號）、「私立學校規程」（民生部令第二十號）、「特別教育施設規程」（民生部令第二十一號）、「國民高等學校ノ國語教授ニ關スル件」（民生部令第二十四號）と、「初等教育ニ於ケル國民科ノ教授ニ關スル件」（民生部令第二十六號）などの法令が掲載。

¹⁷⁷ 学校教育の要綱では、国民教育に重点が置かれ、特に精神教育、労作教育、実業教育または実務教育が重視された。さらに、「學校ト社會トノ聯絡ヲ緊密ナラシメ學校ヲシテ社會教化ノ中心タラシメンコト」、「教育ノ機會均等ヲ重ンジ」ること、「學問遊民ノ輩出を防止ス」ることなどが教育の要綱とされた。詳細は、『學校令及學校規程』にて掲載。

「學校要綱」の重要な要点は、「日本語ハ日滿一徳一心ノ精神ニ基キ國語ノ一トシテ重視ス」ことにあった。

各学校規程について言えば、それは1937年5月に公布された学校令の元になされたものであり、つまり、各学校の運営に関する詳細な事項が規定されたものであった¹⁷⁸。ただし、学校規程は、「新学制」の導入の際に学校教育の第1位に国民道徳科と国語からなっていた「国民科」という科目を置き、今まで以上に、日本語の義務的な教授を規定したことになった¹⁷⁹。すなわち、満洲国の公用語として機能を果たす日本語はその学習が学校において第一課題とされた。

同年10月に公布された諸法令と共に、満洲国國務総理大臣、民生部大臣、文教部大臣のそれぞれ、「新学制」実施の際に国民に対する希望、「新学制」の制定の理由、その趣旨と根本的な意義、などについて発表をした^{180 181}。

満洲国國務総理大臣張景恵は、「新學制ノ公布ニ當リ國民ニ望ム」の中では「新学制」の実施の際に次のような希望を発表した。

今次ノ新學制タルヤ周密ナル精査ト懇到ナル深慮ニ由リテ成リ、最モ我國精

¹⁷⁸ただし、同年10月の民生部訓令は、5月に満洲国政府が制定した諸法令の内容と比較すると、前者では教育の目的、すなわち国民道徳の涵養及び忠良な国民の性格・資質などを学生に教育することについて教則にまとめ、学校教育の方針・内容・方法が詳細に規程されたものであったと注意しておきたい。各学校の規程は、次のような章を含んでいた。第一章：教則；第二章：學科目及其ノ程度；第三章：教科書；第四章：設置及廢止；第五章：學年、學期、教授日數、休業日及式日；第六章：編成；第七章：設備；第八章：入學、轉學、退學、卒業及懲戒；第九章：授業料；第十章：監督。

¹⁷⁹「国民科」は、「国民道徳」と「日語、滿語、蒙古語」を含んだ国語からなっていた。公用語として「日本語」が制定され、太平洋戦争勃發後に「建国精神科」が加えられた。「国民科」は、学校で進級するに連れてその内容が深化していった。たとえば、「國民學校規程」は「國民科」を次のように説明した。「國民科ハ國民道徳ノ基礎ヲ授ケルト共ニ國語ヲ習得セシメ國史、地理及自然ニ關スル知識ノ初歩ヲ得シメ以テ知徳ヲ啓培スルヲ其ノ要旨トス」ること（第三條）。「國民高等學校規程」の場合、「國民科」に入った「國民道徳科」について、「建國ノ本義ニ基キ道徳ノ意義ヲ授ケ作法ヲ課シ人格修養ニ關係アル事項ヨリ進ミテ齊家ノ徳、社會ニ對スル責務ニ及ボシ更ニ國家奉公ノ念及民族協和日滿一徳一心ニ關スル確固不動ノ信念ヲ涵養セシムベシ」と規程した（第三條）。

¹⁸⁰ 1937年10月付けの諸法令の内容について叙述した。

¹⁸¹ その他、「新学制」施行、学校規程の公布などについて、民生部教育司長による「新學制施行ニ伴フ諸規程ノ公布ニ際シテ」が『學校令及學校規程』にて掲載。だが、この『學校令及學校規程』は、一般人向けのものとして出版されたものではなく、満洲国の教育者、つまり教育事業に関係のある者と各省長・新京特別市長のために出版されたものであることに注意しておきたい。また、本稿の研究対象である白系ロシア人の場合、「新学制」実施の理由とその意味について国策新聞を通じてロシア語で発表された。

ニ適スルモノト謂フベク國家ノ爲メ同慶ニ堪ヘザルナリ、乃國民タル者須ラク我國教育ノ本義ヲ體シテ益々國本ヲ鞏固ニシ殊ニ教育ノ聖業ニ在ルモノハ克ク新學制ノ精神ニ則リテ、自奮自勵國家百年ノ計ヲ確立スルニ努メ以テ舉國一致建國理想ノ顯現ニ邁進センコトヲ望ム。

民生部大臣は、「新學制實施ニ關スル件」の民生部訓令では、「新学制」の根本的な趣旨と根本義を次のように説明した。

新學制ハ最モ我國精ニ適シ我國學校教育ノ健全ナル發達ヲ企圖スルニ於テ極メテ剴切ナルヲ信ズ而シテ其ノ根本方針タルヤ鞏固ナル國民精神ヲ磨勵シ強健ナル身體ヲ鍛鍊シ實學ヲ基調トシタル知識技能ヲ授ケ以テ忠良ナル國民ヲ養成スルニ存ス則チ建國精神ヲ基調トシテ人格ノ陶冶徳性ノ涵養ニ努メ國民ノ實生活ニ最モ關係深キ實業的陶冶又ハ實務的訓練ヲ加フルト共ニ他方ニ體育ヲ振興シ保健衛生ニ留意シテ國民體位ノ向上ヲ企圖スルノ要アリ斯クテ勞作ニ依ル教育ヲ施シ之ニ依テ學生ノ知識技能ヲ實際化スルト共ニ勤勞愛好ノ精神ト勤勉力行ノ良習トヲ涵養セントスルナリ。

文教科大臣阮振鐸による「新學制ノ公布ニ際シテ」は「新学制」制定の理由について、

我國現行ノ學校制度ハ其ノ大分部ガ舊東北政權時代ノモノヲ踏襲セルモノデアリマシテ我國精ニ副ハザルノミナラズ時代ノ趨勢ニ合セザル事ハ今更ラ申ス迄モナイ所デアリマス。故ニ文教當局ト致シマシテハ既ニ建國ノ間當初ニ於テ黨義及三民主義ニ據ル教育ヲ嚴禁シ新國家ノ理想ニ基イテ教育内

容ヲ改善シ教科書ヲ編纂シ教師ノ實力養成ト素質向上トニ努ムル等一意國民教育ノ建設振興ニ努力シテ來タル次第デアリマスガ、何分ニモ其ノ根幹ガ中華民國ノ學制ニ基ク舊東北政權時代ノモノニ屬スルノデ國家教育ノ爲甚ダ寒心ニ堪ヘザルモノガアツタノデアリマス。

こうして、國務總理大臣によれば、「新学制」実施の意味は、教育の本質が「聖業」であるから、教育者は国家体制の存続を図るために、「建国」の理想を実現できるように鋭意努力しなければならない、と読み取れる。

民生部大臣は、「新学制」の根本的な趣旨（すなわち根本義）は、満洲国の国民に強固な国民精神を養うことによって忠良な国民を育成すること、強健な身体を養い実務に役立つ知識技能を修得させること、勤労を尊び良い習慣とする国民を養うことである、と読み取れる。

さらに、文教部大臣は、「新学制」制定の理由について、従来旧東北政權時代の教育制度が当時の実情に合わなかったため、それを変更することにした、と読み取れる。

以上、ここでは、「新学制」の目的、その制定する理由、満洲国政府が発表した「新学制」実施の意味について検討してみた。

次に、「新学制」実施を巡る代表的な先行研究を把握し、それぞれの研究者らによる「新学制」に対する歴史的認識を確かめることにしたい。

1.1 「新学制」を巡る先行研究

本稿では、主に日本・中国・欧米側の「新学制」に関連する先行研究の成果を概略し、「新学制」に対する歴史的認識を見ていきたい。次に白系ロシア人学校への「新学制」導入の先行研究を紹介する。

「新学制」実行を分析する研究者らによって問題意識と分析の視角が当然に異なっており、先行研究の傾向も時代とともに変わっていたのである。「新学制」実施の意義とその歴史的認識を分析していた先行研究を見ていきたい。

「新学制」の研究を展開したのは、鈴木健一（1981）であった¹⁸²。鈴木氏は、満洲国政府が「新学制」実施を通じ独自の学制を確立したが、それは実に日本の影響下で行われていた教育政策であったと述べる。または、満洲国政府による民衆把握は財政的に脆弱な面があり、満洲国自体が短命のため、民衆教化・把握という行政の効果は確立し得なかったと結論づけた。その他、鈴木氏は、「學校令及學校規程」を分析し、満洲国政府による教育政策の特色について次のことを明らかにした。第1、満洲国における日本語を「国語」の一つとして教育することは、日本の傀儡的な性格を指示し、台湾と朝鮮における植民地政策がそのままの形で満洲国へ移り、つまり同化政策を指向したものであった。その上、満洲国の教育政策が日本同化政策であったことは、「日満一徳一心」という標語だけでなく、満洲国で学校行事として制定された祝祭日（その中に日本の祝祭日があるまで並列）、日本国歌の合唱、日本の皇居遙拝が意図されていた。第2、民衆把握統制上大きな役割を持つ初等教育の思想としては、「忠良なる国民を育成」という標榜が打ち出され、このために学校の名称が「国民学校・国民優級学校」に改称されたのである。第3、「満洲国民」を育成する「国民科」という科目は学校教育上最も力点を置かれ、その内容は国民道徳・国史・地理に対する深い理解を知識のもとで、愛国の心情育成が目的とされた。

¹⁸² 鈴木健一（1981）「満洲国における教育政策の展開」『中嶋敏先生古稀記念論集下』汲古書院、803～830頁。その他、豊田国夫（1964）「満洲国の国語政策」『民族と言語の問題 —言語政策の課題とその考察—』錦正社、317～330頁。豊田氏は、日本語を「国民学校」において国語にされたことと、「国民科」の科目の内容が論じられたが、それは時期的な区分が行われず、「新学制」に関する述べていない。豊田氏は、「新学制」実施の分析が行われず、満洲国の民族政策は民族協和と満洲国民への編成を目指し、それ以上民族の繁栄を目指していたと言われている。著者によれば、複合民族国家というものが、異民族を全体的に統一しようとする時、国民としての意義が要請されるのは当然なことであるから、満洲国の民族政策はそのことにおいて当時注目されたと結論づけた。

前述のように、鈴木氏は、満洲国における教育政策の展開は学校教育を通じて満洲国の民衆を同化する政策であったと明らかにした¹⁸³。

野村（1986）によれば、「新学制」が実施される前、満洲国における文教政策は当時の民政部文教司が日本の関東軍参謀本部による「内面指導」下で間接的に行われ、皇民化教育の方針として、「王道楽土」・「民族協和」・「日満不可分」・「道義世界建設」の4つが「建国精神」とされた¹⁸⁴。しかし、1937年に入ると、関東軍内部での一定の変化があり、日本の天皇制ファシズムが急激に展開し始め、日本国内も植民地・占領地も神がかり教育が推進され始めた¹⁸⁵。こうして、日本国内における教育勅語体制が設置され、満洲国では「新学制」実施以後に傀儡皇帝溥儀の権威が利用されるようになった¹⁸⁶。野村氏はこうした天皇制ファシズム教育を厳しく批判し、当時に日本側は他民族に強要した教育は犯罪的な侵略行為というべきであろうと述べた¹⁸⁷。さらに、1993年の論文の中では、野村氏は満洲国における「新学制」実施について研究を深化し、始めて満洲国の教育の時期区分を1937年前後にした。つまり、「新学制」の初期（1937

¹⁸³ 佐藤広美（2002）『『植民地教育支配と天皇制』について—指定討論者として発言から—』『「文明化」による植民地支配植民地教育史研究年報 2002年』皓星社。佐藤広美氏は日本による植民地に対する「同化政策」・「同化＝皇民化」・「同化教育」の思想に対する意識問題について考察し、欧米と日本の「同化」政策の思想の違いを取り上げた。佐藤氏によれば、欧米の「同化」政策の理念は、「人類と文化の違い」＝「文化的異質性」であったことに対して、日本の「同化」政策は、むしろ「文化的人類的近親性」が強調された。こうして、「同文同種論」が現れ、中国人の場合、日本人とともに漢字、宗教、人類的が同じであり、朝鮮人の場合に日本人との祖先が同じであった（同祖同系論）と強調されたといわれた。佐藤氏は、こうした「同化政策」論では、日本人と植民地住民の「平等化」は考えられておらず、同種、同系、同祖からなる「同質化」＝「同化」論が生じたと指摘している。ただし、日本と欧米の共通点は、「同化」政策は「文明化の使命」を果たしたことにあった。

¹⁸⁴ 野村章（1994）『『満洲・満洲国』教育史研究序説』エムティ出版。野村氏は、日本帝国主義の植民地・占領地における教育政策は、天皇制教育の対外版であり、現地民族から民族的精神を奪い、天皇制の歴史観や「皇国文化」を強権的に注入する政策であったと言われている。そして、皇民化教育の特徴について、それは植民地政策の時期区分によって変化しており、（第1期：1931年9月満洲事変～1937年7月中戦争勃発；第2期：1937年7月～1941年12月太平洋戦争勃発；1941年12月～1945年8月敗戦）、第1期の特徴は天皇制イデオロギーの注入とし、第2期は神社、勅語の直接的な強制、第3期は徴兵、強制徴用などの根こそぎ動員の教育と民族的抵抗の加速という特徴があったと述べた。その他、皇民化教育の基礎には国内教育の天皇制ファシズム化があったと言われている。

¹⁸⁵ 関東軍内部における教育政策などに対立について、野村氏による叙述を参考。

¹⁸⁶ ここでは、野村氏（1994）が叙述されたように「傀儡皇帝」という名称を利用。1935年5月2日に、皇帝溥儀は訪日し、帰国した後「回鑾訓民詔書」を出し、その中で日本の天皇に忠誠を誓った。

¹⁸⁷ 野村氏（1994）は、日本国内に日本人に強制された教育政策も同じような批判。

～41年)と、後期(1941～45年)にした。さらに、後期の中では、第1期(「新学制」前期)と第2期(新学制後期)という区分が必要であると言われた¹⁸⁸。

野村氏によれば、初期と後期は次のような特徴を持っていた。初期における満洲国での「新学制」実施は、日本が対ソ戦略基地として、また中国侵攻の拠点として東北一帯を完全な支配下に置かなければならず、東北人民を日本化するために、学校教育・社会教育は重い使命をになうこととなった¹⁸⁹。こうして、日本語は最重要な「国語」とされ、日本語教育が強化され、対日留学制度まで拡充されたこととされたと言われた¹⁹⁰。

以上、野村氏の研究が明らかにしたのは、満洲国の学制は中国東北人民を日本天皇制ファシズムの元に統合させる役割を担っていたことと、日本政府が関東軍の代わりに満洲国教育政策を直接に指導するために「新学制」を実施し、皇民化教育の体制を設立したことである。

1990年代初期における満洲国教育史の研究では、「新学制」実施に対する歴史的認識がただ単に事実上の叙述に限らず、「新学制」の分析が進化され、その導入に重大な影響を与えた当時の国際状況まで把握されるようになり、さらに日本帝国による強制的な教育政策に対する批判的な面が出たと言える。

1990年代には、日本における満洲国教育史研究会の活動が開始されることによって、満洲国における教育政策に関する資料集が発行されるようになり、「新

¹⁸⁸ 野村氏によれば、1934年～37年に満洲国における教育制度は「旧学制」とは言えない。それは、当時に張政権時代の学校体系がそのまま利用されたが、教育の内容は全く別であったからと述べた。すなわち、「新学制」実施前の教育は「暫定措置」、「暫定学期」であった(反満抗日運動の展開のためそれを抑制する時間がかかった)。そして、野村氏の1993年の論文によれば、中国東北におけるそれまでの教育状況に関する日本側の研究は不十分であり、東北の教育の特徴を解明しなければ、満洲国教育に実相は明らかにならないと言われた。著者は、満洲国教育以前の教育状況を把握することと、「新学制」前後の教育状況を明らかにすることを研究課題にした。

¹⁸⁹ 野村氏(1994)は、論文の中では満洲国在住諸民族を「東北人民」と呼び、個々の民族に対する教育政策を検討していない。

¹⁹⁰ 後期における対米英開戦は満洲国の教育に大きな変化をもたらした。1941年11月から学校儀式の内容を定め、皇帝の写真への拝礼、日本の国歌斉唱、東京の宮城に対する遙拝、日本の戦争に奉仕させる体制(勤労奉仕)などとりいれたと述べた。その他、皇帝溥儀による1942年の訪日の後、日本天皇家の神であった天照大神を満洲国の元神としたことであった。そして、「満洲国」政府は1943年に学制内容に改編を加え、初等学校での「国民科」という科目に「建国精神」科を新設した。

学制」実施問題の研究も進展し続けた¹⁹¹。この時期から日本・中国・韓国・モンゴルの研究者は、新しい研究課題を立て、満洲国の教育政策の全体的な特徴だけでなく、満洲国に在住していた諸民族（漢族、蒙古族、満州族、朝鮮族、日本人、白系ロシア人）のそれぞれの民族に対する「新学制」実施前後の教育政策の特徴の分析が行われることになった¹⁹²。それ以上に、共同研究の傾向が表れ、その研究者らは調査のために現場（旧満洲国及び中国本土）へ行き、当時の満洲国の教育を受けた体験者にインタビューを取り、その記録に基づき教育政策の分析を行う傾向が見えてきたのである。こうしたインタビューの調査（聞き取り調査）のおかげで、当時の現地民族、少なくともその一部が、満洲国の教育に対して如何なる認識を持ち、いかなる感想が残っていたかを確かめることができたと言える¹⁹³。中国側の研究者らも、満洲国教育史に関する諸問題の研究を日本国内で展開した¹⁹⁴。

1990年代における「新学制」実施について研究では、満洲国政府が公布した諸法令の内容の検討するものが多く、教育政策について言えば、それは日本語の普及のために行われたものであったという結論が少なくない。

姜念東、伊文成、解学詩、呂元明、張輔麟（1991）は、1979年に中華人民共

¹⁹¹ 『満洲国』教育史研究会」とは、1991年から設立されたものである。本研究会の編集下では1993年に「満洲・満洲国」教育資料集成（エムティ出版）というシリーズが出版され、全23巻になっている。その他、日本植民地教育史研究会は1997年に発足し、1998年から2008年にかけて『植民地教育史研究年報』全11号巻を出版し、その中で「満洲国」教育政策の研究が入っている。

¹⁹² 満洲国教育史、また在満諸民族に対する教育政策の研究：『「大東亜戦争」期における日本植民地・占領地教育の総合的研究』平成10・11・12年度科学研究費補助金研究成果報告書（平成13年3月）。「新学制」実施以降の蒙古人に対する日本語教育政策の研究展開したのは：于逢春（2001）『満洲国』の蒙古族に対する日本語教育に関する考察』『広島大学大学院教育学研究科紀要・第三部、教育人間科学関連領域』第3部第50号（2001年）、197～204頁。

¹⁹³ 大森直樹・金美花・張亜東（1994）「中国人が語る『満洲国』教育の実態—元吉林師道大学学生：王野平氏へのインタビュー記録—」『東京学芸大学 教育科学』第1部第45号（1994年3月）、47～61頁。張華峰、駒込武（1999年）『満洲国』統治下における中国東北地域の教育—本溪県におけるインタビュー調査を中心に—』『お茶の水女子大学 人間発達研究』第22号（1999年）、43～65頁。斉紅深編・竹中憲一訳（2004年）『満洲』オーラルヒストリー（奴隸化教育）に抗して』皓星社。

¹⁹⁴ 大森直樹氏（2000）と竹中憲一氏（2000）が示したように、1990年代初期から中国の大連と北京で日本側の研究者らが参加した満洲国教育史に関する国際シンポジウムが定期的に開き始め、そのおかげで双方の研究者らは満洲国教育史の問題意識と、研究の傾向が変わった。

和国の成立 30 周年記念祭の準備の一環として、1970 年代末から共同研究が開始され、その結果、1980 年に姜念東著編の『偽満洲国史』が出版されることになった¹⁹⁵。著者らによれば、日本植民地主義者が 1931 年から開始した「奴化教育」政策は、1937 年から第 2 段階に進み、それは「新学制」の実施であったと述べた¹⁹⁶。著者らによれば、「新学制」の根本的な特徴は、「殖民奴役性」であった。つまり、民生部が「新学制」の趣旨として発表した忠良な国民の育成、建国精神の基調、及び人格の陶冶徳性の涵養といったものは、実際に日本植民地主義者が任意に駆使する「忠良亡国奴」化であったと言われている。それ以上に、「新学制」下の中国人に対する初等・中等学校での教育は「国民科」、「国民道徳」¹⁹⁷といった新しい科目の導入は中国人に対する訓練（「訓服中国人」）に過ぎなかったというふうにこの研究から読み取れる。さらに、「新学制」下の教育は中国の学生の文化水準に大降下を及ぼしたと述べている¹⁹⁸。

石剛（1993）は満洲国における日本語普及政策の研究の中では、満洲国における「国語」問題と「新学制」問題の分析を行った¹⁹⁹。石によれば、満洲国には憲法がなかったため、「新学制」の実施は国語政策（日本語の普及）に法的根拠を与える唯一なものであった教育関係の法規であったと述べた。さらに、「新学制」の実施は満洲国の「国体」を「日本化」へ転換することであったと結論づけ

¹⁹⁵ 姜念東、伊文成、解学詩、呂元明、張輔麟『偽満洲国史』[長春]: 吉林人民出版社、1980 年、449～456 頁。同諸著『偽満洲国史』大連: 大連出版社、1991。

¹⁹⁶ この研究について言えば、その内容は「偽」満洲国の歴史の記述とされた。その著者らは、「偽満洲国」における日本植民地主義者の支配下での教育政策を 2 つの段階に分けた。第 1 段階、1931 から 1937 年まで続いた。その特徴は植民地主義的な教育思想に基づいた教育として分析された。その時、日本側による中国の従来の教育制度（その内容と教材）は排除され、その代わり、日本式の教育が設置された。著者らによれば、1937 年現在に中国伝統的な民族教育は殆んど残在しなくなった。第 2 段階: 1937—45 年、「新学制」下の教育であったとされた。「新学制」が制定した「国民学校」という学校の名称は中国本土の研究者らは、「〴〵」を付け、「国民学校」と記述する。つまり、「国民」

¹⁹⁷ 『偽満洲国史』（1980）によれば、「国民道徳」は 1942 年から「建国精神」という科目に変更。

¹⁹⁸ 『偽満洲国史』（1980）によれば、中国本土での「新学制」下の教育制度は、日本国内の学制度と同様なものになったが、中国の場合、学年数は日本より 5 年短縮された。つまり、日本国内での 18 年の学年制に対して中国本土では 13 年まで短縮された。

¹⁹⁹ 石剛（1993）『植民地支配と日本語』三元社。石氏は中国生まれ、河北大学卒業。1990 年に一橋大学社会学研究科へ入学、1993 年に東京経済大学非常勤講師。

た。石（2005）は「新学制」導入の考察を深化し、「満洲国」の「新学制」実施に関連したのは、満洲国での治外法権の撤廃と、日本の植民地（朝鮮など）で行った政策転換といった2つのものであったと述べた。

解学詩（1995、2008）は、「新学制」実施の研究対象として中国人を中心にした。解氏によれば、当時の「偽満洲国」での教育の基本方針は、中国人が民族意識をなくすことにあったと強調する²⁰⁰。1937年の「新学制」下の教育政策について、その主なる方針は「労作教育」、「実業教育」、「精神訓練」と「体育訓練」が中心になったと述べている。著者によれば、こうした教育政策では、中国人に学問的な知識を与えず、労働に関する知識を中心にして教えることになったと述べている。そして、傀儡政権に「忠良な国民」（“忠良国民”）を育成することを目的とした「新学制」は、実に植民地奴才にすることであったと述べている。

「国民学校」教育の目的は、著者のことばでは「新国民」を育成することであり、具体的に、労働する自覚を持ち、知識のレベルは日常生活ができるようなものとどまるということであったと述べている。解は、中国本土における「新学制」に対する歴史的認識では、日本帝国主義は1937年から中国の従来の教育体制を破壊し、中国人の民族意識をなくすようなものであり、つまり植民地奴隷化の教育であったと結論づけた。

小沢有作（2001）は、日本の植民地教育認識の再考察を行い、「偽満皇帝と日本天皇」という二重性を見せていた満洲国の教育史に関して、「文化的融和」、「同化教育」、「奴化教育」といったいくつかの論説があると述べたが、小沢氏自身は、教育政策は日本帝国への同化の強制であり、奴隷化する政策であったと述べた

²⁰⁰ 解学詩（1995）『偽満洲国史新編』北京：人民出版社 1995年。解学詩（2008）『偽満洲国史新編（修订本）』第2版 北京：人民出版社（「新学制」について叙述の内容は同様である）。著者によれば、1934年から日本帝国主義が開始した教育政策は「治安第一主義」のスローガンであったため、教育問題は副次的なものであったから、中国人の従来の教育体制は、その半分を受け継がれたが、その半分以上を破壊された。そして、1940年に満洲国の皇帝の日本訪問2回目のきっかけで、中国人に対する教育政策に新しい思想が導入された。著者は、それは「偽満洲国」の「国民」の「祖先」は「日本天照大神」であったという思想であったと述べている。

201。

その他、「新学制」実施問題に触れる先行研究について言えば、それは満洲国に居住した各民族に対する教育の特徴を考察することにとどまっている。つまり、「新学制」実施前後の民族教育制度、その内容の分析を行ったものが多い²⁰²。

多仁（2006）は、「新学制」の教育方針を、徳育・知育・体育といった3大方針にはっきりまとめ、その目標を次のような要点で述べた²⁰³。徳育について、それは「建国精神」の顕揚実践にあり、複合民族国家である満洲国では、各民族の歴史・風習・言語が異なったため、国家的伝統もなかった。そのため、「国民精神」を作興しなければならなかったと述べている。知育の目標については、それは実生活に知識技能を修得することであり、「国民」をして安居楽業せしめることにあったと述べられた。さらに、体育については、その目標は奨励によって体力の増進を図ること、健康な生活により各自の幸福を図ること、国の生産力増強に資することにあったと述べた²⁰⁴。その他、日本語の普及状況の考察を行ったが、「新学制」実施について分析はこれ以上深化しなかった。

上記の研究は白系ロシア人学校問題を取り上げていなかったが、「新学制」の意義と本質を明確にした先行研究を紹介した。満洲国在住白系ロシア人教育の場合、上記の先行研究が強調する「新学制」の影響は同様なものであったのか。

²⁰¹ 小沢有作（2001）「植民地教育認識再考—日本教育問題としての植民地教育問題」『「大東亜戦争」期における日本植民地・占領地教育の総合的研究』平成10・11・12年度科学研究費補助金研究成果報告書（平成13年3月）、83～113頁。

²⁰² 渡部宗助・竹内憲一編『教育における民族的相克—日本植民地教育史論I』東方書店 2000年。于逢春（2001）『満洲国』の蒙古族に対する日本語教育に関する考察』『広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部、教育人間科学関連領域』第3部第50号（2001年）、197～204頁。

²⁰³ 多仁安代（2006）『日本語教育と近代日本』岩田書院。

²⁰⁴ 入江克己氏（1995）は、植民地体育政策の研究で満洲国における帝政下学制の教育理念と「新学制」実施問題を考察した。

本稿では、白系ロシア人学校に焦点を検討する。

筆者が発見した資料によれば、「新学制」導入の準備が1936年の後半から開始されたにもかかわらず、1938年の年初から『学校令及学校規程』通りに一度に完全導入されたわけではないことを実証的に証明する。

『満洲国史 各論』白系ロシア人学校への「新学制」導入問題を取り上げるが、元満洲国の官吏の立場から記述している²⁰⁵。

2. 白系ロシア人一般学校への「新学制」導入問題

2.1 当局による白系ロシア人教育の評価

満洲国教育政策と白系ロシア人社会問題を取り上げる場合、白系ロシア人教育の実態だけでなく、満洲国政府はロシア式教育をどのように評価していたかを明らかにする必要がある。ここでは、先行研究では紹介されていない満洲国民政部と日本特務機関による白系ロシア人教育の評価を、在ハルビン日本総領事館警察署と民政部によるそれぞれの調査、当時の国策新聞、白系露人事務局所蔵資料を使用し、検討する。この評価は、「新学制」導入の必要性を白系ロシア人社会への説明の基盤として使われていた。

1934年1月、在ハルビン日本総領事館警察署は満洲国各地で開校していた白系ロシア人とソ連国籍ロシア人の学校の調査を行った²⁰⁶。この調査はロシア系学校に関するデータをただ単に収集することだけに限らず、それぞれの学校では如何なるイデオロギー的な概念の下で学生を教育しているかを確認するためであった。この調査は、ソ連人学校を主要な対象にしたが、白系ロシア人の学校に関するデータも収集した。その結果は在ハルビン日本総領事森島守人による

²⁰⁵ 『満洲国 総論』、1970、588頁。『満洲国史 各論』、1971、1245～1247頁。

²⁰⁶ 外務省外交史料館「在ハ赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二九日。(アジ歴資料センター JACAR B04012196300)

日本外務大臣廣田弘毅とその他の在滿総領事、関東軍首脳などへ通知された²⁰⁷。この報告書の中では、ロシア系学校、つまりロシア民族を中心にした学校はソ連国籍者向けと無国籍の白系ロシア人向けの学校に区分され、それぞれの学校での教育内容・教育概念について下記のように記されている。その相違を明らかにするために、資料の一部を引用しよう。

白系ロシア人の教育については、次のように報告された²⁰⁸。

更ニ在留露人ノ大多数ヲ占ムル白系露人經營ニ係ル公私立教育機關多数アリ常ニ反蘇教育行ハレ居ル反面此等白系學校内ニ赤色教師潜在シ居リ秘カニ反日滿赤化ヲ策謀シツヽアリタルカ滿洲國官憲ノ爲メ最近積極的彈壓ヲ加ヘラレ漸次肅正ノ域ニ進ミツヽアル現況ナリ。

すなわち、白系ロシア人の学校の教育内容は反ソ連教育であったが、この白系ロシア人の学校にソ連国籍の教師が入り込み、反日反滿洲の赤化運動を策謀していることと、これに対して滿洲国当局は弾圧を行い、肅正を実行していることが記されている。換言すれば、滿洲国当局は白系ロシア人学校における共産主義的な教育の実施に対して反対し、それを防止しようとしたことが上記の資料から明らかになる。

白系ロシア人学校では反ソ連的・イデオロギー的な教育が実施されていたことはこの調査報告書だけではなく、前述の『神学補足教科書』に掲載されている事項からも確証できる。

1935年12月末に滿洲国民政部総務司資料科が在ハルビン市白系ロシア人の

²⁰⁷ その他、在新京、濟々哈爾、海拉爾、滿州里各総領事、関東軍參謀長、関東軍憲兵隊司令官、在哈爾賓特務機関長、哈爾賓憲兵隊長、軍政部顧問処多田少将などへ送られた。

²⁰⁸ 外務省外交史料館「在哈赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二九日。(アジ歴資料センター JACAR B04012196300)

動態に関する調査を行い、白系ロシア人教育を次のように評価をした²⁰⁹。

在哈白系露人は其の重苦しい中にも年に子弟教育費として百萬圓以上の教育費を支出してゐるものの其の子弟達が各種の學校を卒業しても言語及風俗習慣を異にしてゐる關係上職場なく無爲徒食中モルヒネ中毒者に落ち或は退廢的享樂に親しむ等の傾向相當濃厚であつたが最近當局の指示に従ひ各學校に於ける授業科目に對しても在來彼等の政治的見解に於てソヴェート政權の覆滅と帝政乃至立憲共和のロシヤ復興建設とを目的にした教育方針に變更あり日本語及滿語等を正課として教授し或は職業補導教育に對しても一意専心するが如きことは情勢の推移に餘儀なくされたとは謂へ彼等の二世の生活安定を目指しての教育方針の改組は當然なことと思料する。

換言すれば、民政部によれば、白系ロシア人が行っていた教育方針はただ単に反ソ連的な教育だけではなく、ロシア領土へ帰国する期待を維持続けている教育方針であつたと示されている。こうした教育方針は滿洲国の実情に合わないとして評価されている。ロシア語やロシア人特有の風俗習慣のために、経済的に厳しい中で高額な教育費をかけても、白系ロシア人学生の多くは学校卒業後も就職できず、モルヒネ中毒や退廢的享樂に陥ることとなつた。その一つの大きな原因は、日本語と中国語能力の欠如にあつたと言える。民政部はこの問題を解決する方法として白系ロシア人の二世に日本語と中国語を習得させると同時に職業訓練を施すことを提案した。こうして、白系ロシア人の二世の生活を安定させることを目的として 1935 年 12 月に教育方針を改組することは當然のことと民政部

²⁰⁹ 同上。

は考えていたことが明らかになった。

2年後、1937年12月7日に満洲国側は翌年1月から「新学制」を実施する前にハルビン特別市公署で白系ロシア人学校の校長らと白系露人事務局局長を中心に会議を開催した²¹⁰。満洲国側から日本特務機関長、濱江省督学官（日本人）、ハルビン特別市公署市長、左記市長の助手（日本人）、濱江省教育庁長、左記庁長の助手（日本人）がこの会議に出席した。翌日にこの会議に関する記事が国策新聞「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙に掲載された。この記事によれば、濱江省督学官は「新学制」実施の目的を次のように述べた²¹¹。

ロシア人の一部は教育改革に対する不満を持ち、密かにその実施に抵抗しようとしている。その理由は、彼らの古い伝統を持ち続けているために、「新学制」の概念を理解できないからである。「新学制」の主な目的は、わが国の諸民族を区分せずに皆に等しく学校教育を通じて建国精神を涵養することにある。

今までに何度も発表しているように、ロシア人は満洲国の一民族として政府は認めている。つまり、あなたたちロシア人に対して満洲国国民としての権利を与えようとしているのである。したがって、あなたがたは就職が可能となる。

次に、日本特務機関長は「新学制」実施の必要性について説明した。ここでは、白系ロシア人の教育方針に対する日本特務機関長の意見を取り上げたい²¹²。

古い既存の教育制度が完全にすばらしいものとは認められない。ロシア人

²¹⁰ РГВА. Ф.308. Оп.3. Д.456. Харбинское время, № 330 (2163), 7 декабря 1937.

²¹¹ Там же.

²¹² Там же.

の若者のうち麻薬中毒の者が少なくないし、社会道徳の退廃が無視できない。もし既存のロシア式教育制度が完璧なものであるならば何故ロシア革命の際にロシア人は敗れたのか。私たちの意見ではロシア式教育制度には欠陥があるからである。

つまり、民政部が 1935 年 12 月に示した白系ロシア人青年の問題（就職、麻薬中毒、社会道徳の退廃）は、日本特務機関長が示したように 1937 年 12 月現在も続いていたことが明らかになる。この問題の原因は、白系ロシア人教育にあったと満洲国側が主張していた。

白系露人事務局所蔵資料を調べると、白系ロシア人青年の中で麻薬中毒および社会道徳の退廃の問題があったことが確認できる資料が残っている。

1936 年 11 月 19 日に同事務局局長は第 2 課課長が提案した「皆で麻薬中毒と戦おう」というイベントの実施を承認した。この資料によれば、イベントの目的は麻薬中毒の悪い効果について医者による報告が行われ、麻薬中毒者の青年を見せると同時に健康で明るい青年を見せることにあったと示されている²¹³。

同年 11 月 28 日に白系露人事務局学務部部長と学校の校長らとの間で会議が行われ、その結果ハルビン市内のダンスクラブおよびビリヤードクラブへの 18～20 歳の白系ロシア人に入場禁止を制定するように行政機関へ請願することが決定された。校長らは、ダンスクラブおよびビリヤードクラブに出入りするが、これは麻薬中毒を導くことになると主張し、退廃から青年を守る措置を考えていたことが明らかになる²¹⁴。ただし、学校側や白系露人事務局側が麻薬中毒問題と社会道徳の退廃問題の原因がロシア式教育にあると考えているとはこの資

²¹³ ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.187.

²¹⁴ Там же. С. 200～202.

料には示されていない。

上述をまとめると、1930年代半ばにおける白系ロシア人学校はロシア式教育方針を変えようとしなかった。しかし、時間を追うごとに、ロシア式教育方針は満洲国の実状と大きく乖離していったことになった。ロシア式教育方針は帝政ロシア時代の教育とほとんど変わらず、豊富な知識を育成しながら、ロシア出身であるという自己認識の育成が中心であった。しかし、こうした高尚な理念・目的を持っていても、学校卒業者が学習内容を満洲国での就業に活用しようとしても現実には困難であり、1930年代半ばにおいて就職ができない状況が見られた。

以上をまとめると、1935年12月、満洲国民政部は在ハルビン市白系ロシア人社会の動態に関する調査を行い、白系ロシア人学校の状況を調べた結果、2世代は学校の卒業後も現地の言語および風俗習慣が異なるため就職ができず、無職になり、モルヒネ中毒や退廃的享楽に陥る傾向が強かったことについて報告した²¹⁵。その原因は白系ロシア人学校の教育方針にあったと調査報告書に示され、白系ロシア人教育方針を改組することについて民政部が思いはかることにした²¹⁶。

こうして、1930年代半ばの白系ロシア人によるロシア式教育に欠陥ありと考えた満洲国政府は、1936年から教育改革の準備に着手し、国策新聞「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙を通じて1937年12月末に白系ロシア人社会に「新学制」実施の必要性を告知していくこととなった。

新国家の満洲国にとって白系ロシア人教育の保続の必要性はなかった。その

²¹⁵ ハルビン市は、1932年8月17日から「特別市」に布かれ、「哈爾濱特別市」と名称がつけられた。「満洲国」の市制によれば、特別市は公法人として直接国の監督を受け、省の行政範囲外にあった。『満洲國現勢 康德四年』（1937年）、38頁。

²¹⁶ 「北鐵讓渡後に於ける在哈露人一般動態に関する調査」『民政部調査月報』康德四年（1937年）2巻6号、111頁。

ところか、教育政策を通じて、白系ロシア人に対して満洲国の諸民族の中の一民族として認識させ、新しい教育を受けさせ、国家に役に立つ人材の育成を目指していた。

2.2 「新学制」導入の動きと問題点

ここでは、白系ロシア人の小・中学校に焦点を当てて、1936～37年の間におけるその学校への「新学制」導入経過を検討する。そのために、白系ロシア人中学校校長特別会議の記録書、在プラハロシア教育家事務局宛の密書、学校関係の白系露人事務局作成文書、新聞を使用し、ロシア語版『学校令及学校規定』、白系ロシア人学校を管理していた滨江省民生庁文教科後藤春吉科長の回顧録、白系ロシア人学校用の国定教科書編纂を担当していた滨江省公署内編審官福山夏次の回想を参照する。

露文紙の記事によれば、学年制度の変更問題は1936年の年初から同年年末までに白系ロシア人学校校長たちとハルビン市公署教育科科长の間で議論されていた。露文紙の記事以外に、学年制度が実際に変更されたのを証明する一次資料が残っている。それは白系ロシア人中学校校長特別会議の記録書と、在プラハ白系ロシア人教育家委員会宛の密書である。

満洲国民生部は1938年1月1日から「新学制」を実施することによって、在住諸民族の学校（外国人経営学校以外）における修業年限、学年制度、カリキュラムの統一をはかろうとした。

『学校令及学校規定』によれば、1937年11月5日に満洲国民生部訓令第68号「学事通則」の追加「亡命者の教育施設における学校教育制度に関する定義」が規定された²¹⁷。ここでは、『学校令及学校規程』の「学校要項」と「亡命者の

²¹⁷ Законоположения и правила о школах, 1938, с.316-318.

教育施設における学校教育制度に関する定義」を検討し、「新学制」導入により一九三八年の年初から白系ロシア人学校に対してどのようなイノベーションが規定され、以前の白系ロシア人教育は如何に変更されるはずであったかを確認する。

『学校令及学校規程』に盛り込まれている原則は以下の5点であった。

1. 「中等・高等教育機関での男女共学は原則的に認めないことにする。例外は適当な行政機関による認可を得る。」と制定された。満洲国国民を育成するために「国民学校 Народная школа」、「国民優級学校 Повышенная народная школа」、男女別教育を実施する「国民高等学校 Высшая народная школа」と「女子国民高等学校 Женская высшая народная школа」を設定する。従って、白系ロシア人の市立・私立学校の名称を「公立国民学校」・「私立国民学校」に変更する。また、修業年限を変更する。初等学校（国民学校、国民優級学校）は市立、中等学校（国民高等学校、女子国民高等学校）は省立、大学は国立という制度に変わった。

2. 以前の白系ロシア人学校における学年制度を変更する。つまり、学年開始を8月上旬ではなく、1月1日にする。学年終了は六月半ばではなく、12月31日に変更する。従って、夏休み及び冬休み、祭日のスケジュールを変更する²¹⁸。

3. 「忠良な国民精神を養成することは道徳養育の基本である」。「初等教育施設での教授は原則的にロシア語で行うが、中・高等教育施設では、できれば国語（日本語）にする」。国民精神を育成するために「国語 Государственный язык」と「国民道徳 Гражданская мораль」科から成る「国民科 Народные знания」を各「国民学校」へ導入する。

²¹⁸ 休暇について言えば、15日間の夏休みと20日間の冬休みは夏冬休み合わせて60日間、つまり10日間短くなった。その他、日曜日の休暇を除けば、『学校令及学校規程』が制定した祭日の中では、満洲国の「節祀日」、法定休日、開校記念日、卒業日、入学日は合計で22日間になったが、既存の39日間のロシア正教の祭日は『学校令及学校規程』では一言も記されていない。つまり、白系ロシア人の学年制度にあった合計で161日間の休暇は134日間にまで削減された。

「国語」として日本語とロシア語を制定し、「国民優級学校」以下で週授業時間数を同様にする²¹⁹。だが、日本語を第一位にするだけでなく、日本語の教授を義務とし、授業時間数を変更不可とする²²⁰。その他、中学校以上の科目を日本語で教えることを要望する。

「国民道徳」を各「国民学校」で週 2 時間制定する。その内容は、満洲国史・地理、日本・東亜の歴史・地理を中心にする。

4. 「国民高等学校」にて農業・工業・商業・水産・商船を中心に学習する「実業」科を制定する。

5. 「神学」科の教授、宗教的な講話及び礼拝、その時間と教案は適当な行政機関により認定されなければならない、「神学科、宗教的な講話及び礼拝は授業時間帯以外の別途制定される時間に希望のある学生のために行うことを認可する」。以前から道徳教育を行った宗教的な科目の「神学」科が必修科目の授業時間表から廃除され、選択科目にされる。また、学内では宗教的な講話及び礼拝は自由に行うことが出来ないと記録されている。

上記は『学校令及学校規程』の内容に基づく規程であり、実際に実施されたかどうか見ていきたい。

2.3 白系ロシア人中学校校長特別会議の記録書

1936年8月初旬から9月下旬までに会議で集まった白系ロシア人中学校校長たちはハルビン市公署教育科科长へ連絡を取り、新しい学年制度への移行問題を解決しようとした。ハルビン市公署教育科科长宛に「ロシア系教育施設への新しい学年制度への移行問題に関する報告書」を作成し、白系露人事務局を通じて

²¹⁹ その他、「国語」として満語（中国語）及びモンゴル語が制定された。

²²⁰ 「国民学校」における「国語」授業時間数の割合は次のように制定された。「国民学校」にて日本語：週 6～8 時間、ロシア語：週 7～9 時間。「国民優級学校」にて日本語とロシア語はそれぞれ 8 時間。「国民高等学校」及び「女子国民高等学校」にて日本語：週 6 時間、ロシア語：週 3 時間。

連絡を取ったではなく、自らのイニチアチブを持って、市公署教育科へ請願を出した²²¹。

「満洲国当局に対して完全に忠実である必要性和、当局の指示に厳格に服従する必要性」を受け入れながら、「歴史的、文化・生活的、教育・養育的、財政的な条件で全白系ロシア人学校において従来の学年期間を残すことが望ましい」（つまり学年開始を 8 月から学年終了を六月半ばまでに）、「学校はそれぞれの民族の不可分の天性からなるものである。ここでは、全ての要素が影響を与える：気候条件、民族の身体の型、歴史的な過去、日常生活及び経済的な条件、その他に民族の理想である。この指示された全ての条件はロシアの学校の編成へ影響を与えるのである。現代ロシアの学校の形態になるまでに数百年の経過が必要であった」と述べ、新しい学年制度への移行問題を 8 つの問題点にまとめた。

しかし、次の校長会議の記録書によれば、校長たちは「新学制」に従って 1938 年 1 月 1 日から新しい学年制度を開始するために学年移行案を決めている。

白系ロシア人校長たちは、白系ロシア人中学校校長を中心に中学校校長特別会議を設置し、「新学制」導入によって発生する学事問題を解決することを決定した²²²。

1936 年 10 月から 12 月末にかけて、白系ロシア人学校中学校校長特別会議は

²²¹ 記録書によれば会議に出席したのは、アナスタシエフ校長とオクサコフスキ（ロシア人女子学校及び同実科中学校、Объединённая гимназия им. М.А.Оксаковской）、ベリャエフ校長とポノマリョフ（第一ハルビンロシア人実科中学校、1-е Русское реальное училище）、ムハチョフ校長（第一ロシア人公共商業学校、Общественное коммерческое училище）、ツベトコフ校長（白系露人事務局附属公共学校及男子実業学校、Общественная гимназия БРЭМ и Мужское реальное училище）、ドリズリ校長とラヴォシニコフ（ハルビンロシア人私立中学校、Гимназия им. Я.А.Дризуля）、ノスコフ校長（プーシキン中学校、Гимназия им. А.С.Пушкина）、シェルバコフ校長（馬家溝私立ロシア人実科中学校、Общественное реальное училище Модяговского прихода）、オシポフ校長（合同ロシア人中学校、Объединённая гимназия）、カリヤミン（白系露人事務局の代表者）であった。ГАРФ. Ф.5851. Оп.1. Д.6. Л.10-11 ; Ф.5851. Оп.1. Д.6. Л.10-11 ; ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.150-151. ГАРФ. Ф.5851. Оп.1. Д.6. Л.10-11. ГАРФ. Ф.5851. Оп.1. Д.6. Л.5-6об.

²²² 中学校校長特別会議は毎月 2 回の開会を原則にした。Харбинское время, №270(1750), 6 октября 1936, с.6.

ハルビン市公署教育科の間で新しい学年における休暇日の提案を議論していた²²³。中学校校長特別会議は、白系露人事務局幹部会の協力に期待し、「文教部は学年中における 230 日間の授業日を要求するが、ロシア系学校の校長らはそれを 227 日まで減らすよう請願し」た。なぜならば、満洲国文教部により作成された休暇日・祝日予定表の中に三日間の休日除外されていたからである。校長たちは「その三日間は全て宗教的な祝日であった」、「校長の会議において学年の新期間への移行条件を考え、ロシアの宗教の祝日とロシア風俗の保持問題を配慮していました。それに応じて、校長はロシア系教育施設における国定・宗教休日の表を学事科へ提出しました。本請願書において校長の会議で提出された休日表を変更することなく、それを認定していただけるように貴方様のご協力をお願いいたします」と訴えた²²⁴。

12月16日の白系露人事務局幹部会の会議では、「文教部の要求に従って校長らが作成した休暇日・祝日予定表の中では3日間の休日を削減することにする」と幹部会が独自で決定することになった。1937年1月29日作成の記録書によれば、白系ロシア人学校中学校校長特別会議では、1937学年度の授業料の支払い、プーシキン記念日祭の準備、新しい学年移行期の試験実施問題を中心に検討していた²²⁵。

2.4 在プラハ市白系ロシア人教育家委員会宛の密書

その後、1937年に作成された中学校校長特別会議の記録書について発見されていないが、「新学制」導入関係一次資料として次のものを取り上げたい。それ

²²³ 休暇日の立案を担当していたのは第一ハルビンロシア人実科中学校ベリャエフ校長（Директор 1-го Русского реального училища Б.Д.Беляев）。Харбинское время, №320(1800), 27 ноября 1936, с.6 ; Газета Харбинское время, №325(1805), 2 декабря 1936, с.5 ; Гунбао, №3250, 16 декабря 1936, с.5.

²²⁴ その三日間の休日とは、五月二十二日の聖ニコライの聖骸の移動の記念日、九月十一日先授イオアンの斬首、十一月四日聖生神女カザンのイコンの日であった。ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.207-208.

²²⁵ ГАРФ. Ф.5851. оп.1. Д.6 Л.1.

は、1937年5月14日付けで在プラハ市白系ロシア人教育家委員会宛に送られたある校長の報告書である²²⁶。報告書の中には、「検閲を考慮し、この報告書を上海経由で送付する。この報告書は新聞雑誌に掲載しないことを依頼する」と記されている。いわゆる密書であったと言えよう。

この報告書の中で満洲国における学事状況は次のように評価されていた。

1. 「ハルビン市公署教育科にロシア人職員がいるが、彼は当局の指示にだけ従う実施者であり、いくつかの問題点の相談担当でしかない」。

2. 「白系露人事務局の設立とともに学事科が設置されたが、今までのところ大きな意味は持っていない」。

3. 「学校の統轄及び運営が今後どのような形になるか、今の時点では見通すことができない。なぜなら、全ては間断なく変化しているからである。今日存在していることは明日変わってしまう。この変化の段階は学校とても同じである」。

4. 学年制度の移行に対して「この改革に対していくら抵抗しても文教部の指令に従わざるを得なかった。先鋭的なこの改革をどうにかして緩和するために、中学校校長の会議の設立の許可を得ることができた。この会議は月に二回開催され、学内のほとんど全ての問題を討議し解決している。もちろん、〔筆者：この会議は〕まだ堅固なものではないが、できる限り学校の礎石を支えなければならない」。

5. 「今私たちは学校改革に関する当局からの何らかの新しい施策を待っているが、まだ何も知らされていない。東洋においては生活の支配に関するたくさんの特質がある。外側は完全な不透明であり、そして全ては誰も知らない道を歩んでいる」。

在プラハ市白系ロシア人教育家委員会宛のこの報告書の中では満洲国の教育

²²⁶ ГАРФ. Ф.5851. оп.1. Д.6 Л.17-18.

政策のやり方に対する様々な評価が出されている。しかし、この資料では学年制度の変化以外に白系ロシア人教育の変化については述べられていない。この報告書が作成された1937年5月14日の時点ではハルビンの白系ロシア人学校における教育の変化は学年制度に関するのみに限定されていたものと思われる。また、この報告書の内容を考慮すれば、1937年5月2日に学校教育に関する九諸法令「学校令」が公布された時点で、白系ロシア人学校校長たちはその法令がどのようなものであったかを殆ど分かっていなかったという可能性も残される。

以上、1936～37年前半における白系ロシア人学校への「新学制」導入の動きを検討した。

次に、1938 白系ロシア人職業学校・高等教育学校の実態を検討する。

3. 白系ロシア人の抵抗と満洲国当局側の対応

すでに触れたように、白系ロシア人学校の校長たちは1936年後半から「新学制」の導入に対して抵抗を行った。以下では、その後の動きを補足して、校長たちの抵抗が持っていた意味について考えてみたい。

1937年11月5日に「亡命者の教育施設における学校教育制度に関する定義」が公布され、白系ロシア人学校のカリキュラムが変更されることと、中学校での教授は日本語で行うことが規定されたため、白系ロシア人社会の各方面は混乱した。その混乱の一つの原因は、同紙の記者によれば、「学校における日本語での義務的な教育が実際に如何にして導入されるかについて特に関心を持った」ことである²²⁷。「新学制」導入に関する不明な点、そしてその他の疑問点をすべて明らかにするために、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙の記者は浜江省民生庁文教科後藤春吉科長の元を訪れ、質問をした。後藤の説明は翌11月18日付

²²⁷ Харбинское время, №311 (2144), 18 ноября 1937.

けの「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙に掲載されたが、その中で彼は日本語での義務的教育について「白系ロシア人学校においては来学年度より日本語の習得を最重視する」と述べた。それは、白系ロシア人学校における日本語による教育の実施は、日本語能力の向上を待って、将来的な課題とされたものであろう²²⁸。後藤科長は「予定している改革〔筆者：「新学制」のこと〕が完全に実施された後、現在の白系ロシア人の中学校の四級、五級、六級、七級に相当する高等国民学校において満洲帝国の主要な諸民族の子弟が共に学ぶこととなる。つまり、日本人、ロシア人、満人、モンゴル人及び朝鮮人の子弟は共に学ぶことになる。各民族の子弟のための民族別中学校はその存在の必要性がなくなる」と説明した²²⁹。同年11月26日に日系官吏は、「ロシアのエミгранトは自らを満洲国の客だと考えてはならない〔筆者：«Русская эмиграция не должна рассматривать себя гостем в Маньчжу-Ди-Го»〕、「日本語での教授は望ましいが、義務ではない。できれば、教授は日本語で行うべきである」とアピールした²³⁰。つまり、満洲国の官吏は白系ロシア人が満洲国において一時的な住民ではないと白系ロシア人社会に認識させようとしていたと言える。

このことは、白系ロシア人学校を満洲国在住諸民族すべてに開放することを意味する。すなわち、「新学制」が完全に実施された後、白系ロシア人学校における教育は共通語、すなわち、「国語」とされた日本語で実施しなければならない。

白系ロシア人にとって消滅した帝政ロシアの遺産として存続させたのはロシア式教育であった。教育に関する文化、若い世代にロシア人としてのアイデンティティー、伝統を継承・維持するためには欠くべからざるものであった。当然、

²²⁸ Там же.

²²⁹ Там же.

²³⁰ Харбинское время, №319(2152) 26 ноября 1937.

この遺産を忘れ去ったり、過去の遺物としたりすることは考えられなかった。

「新学制」導入によって白系ロシア人学校におけるロシア式教育の制度や内容が変化させられるだけではなく、近い将来に民族学校として存続できなくなる恐れが強くなった。このため、白系ロシア人社会の混乱は更に深まり、「新学制」導入に対する抵抗を惹起させることとなった。

当局による対応について、本稿では浜江省民生庁文教科科長であった後藤春吉と在ハルビン日本特務機関員であったヤマジという二人の日本人の主張を取り上げる。

まず、後藤春吉は1937年12月6日にハルビン市公署で白系ロシア人学校校長たちを中心に開かれた会議で次のことを述べた²³¹。

ロシア人の一部は学校改革に対する不満を持ち、密かにその実施に抵抗しようとしていることを聞いた。私の意見では、その抵抗の理由は根拠がなく、ただその人たちが持っている古い伝統に関係していると思う。あるいは、改革の概念を理解していないからである。彼らの内の一部は教師としての仕事を失うことを危惧している。また、別の一部、特に私立学校を運営している者たちは尊い教育事業に対して営利目的の立場から考えている。残りの一部は、私たちの国の敵である共産主義者にだまされていることを自分で理解できていない者である。

そして、後藤は、満洲国建国精神と「新学制」導入との密接な関係を説明し、「新学制」に反対する者について「これらの考え〔筆者：この建国精神と「新学制」導入〕に反対する者は、人間道徳の土台を破壊する目的を持つ共産主義者の

²³¹ Харбинское время, №330(2163), 7 декабря 1937.

みである」と強調した²³²。

翌7日に、ハルビン公署で再び開かれた会議（最終会議となった）で日本特務機関員ヤマジは警告を与えた²³³。

昨日の会議において出席した校長たちの中には白系ロシア人学校の改革を理解していない者たちがいることに気が付いた、「白系ロシア人社会のある階層の中で学事問題に関する混乱が生じた。ある白系ロシア人たちはロシア学校改革が強制的に実施され、ロシア文化とロシア正教を第二義的なものとし、ロシア人の民族性までも喪失させるものであると吹聴した。我々〔筆者：日本特務機関〕は、学校改革の実施を中止する、あるいは改革の程度を軽減する色々な理由を書いた白系ロシア人諸団体からの請願書を多数受け取った。我々は、これらの請願書を読み、白系ロシア人は教育改革の主要な目的を理解していないか、またはエミгранトの資格のまま在留し続けたいかのいずれかだということが分かった。」と述べた。続けて、「新しい教育制度に対する反対者はまだ残っているが、彼らの子弟が古い制度の学校を卒業しても、国家の主要な規則を十分に理解できていないため就職ができなくなる

白系ロシア人学校への「新学制」の導入は円滑には実行されず、様々な白系ロシア人社会の階層、特に学校側から執拗な抵抗をもたらしたが、当局はこの抵抗に対して強い態度で臨み、最後通牒を突きつける形となった。そのため、それ以降は、白系ロシア人学校側は抵抗ができなくなってしまった。1938年度学年か

²³² Там же.

²³³ Харбинское время, №331(2164), 8 декабря 1937.

ら当局が指示する通りに教育改革を実施せざるを得なかった。

内山ヴァルーエフによれば、「新学制」を導入することは白系ロシア人学校の運営を満洲国内で維持するための唯一の方法であったから、学校側は支配者層の政策に従ってこれを受け入れざるを得なかったと指摘している。それは、学校改革を実施しなければ、白系ロシア人学校が当局によって閉鎖させられるという意味であろう。その一方、既存の白系ロシア人学校が閉鎖されることになれば、進学を目指す生徒は、「新学制」導入後は当局から運営許可を得た外国人経営学校ないし満洲国の国民学校に入ることも考えられる²³⁴。

1937年11月18日付の「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙の記者が提起した「今回の教育改革は白系ロシア人学校の生徒をハルビンにある外国人経営学校への転校を引き起こすことになるのではないか」という質問に対して、浜江省民生庁文教科科長後藤春吉は次のように答えた²³⁵。

ハルビンにあるすべての学校を三つの種類に区分する。一つ目は、国家の主要民族の子弟が学ぶ学校である。主要民族とは、日本人、満人、ロシア人、朝鮮人、モンゴル人である。これらの学校はすべて共通の学習プログラムが実施される。ハルビンに外国人経営学校がいくつかあるが、そこで学んでいる子弟の殆どまたは圧倒的大多数は白系ロシア人である。この場合、外国人経営の学校も新しい教育規定に従わなければならない。二つ目は、外国籍の子弟のみが学ぶ学校である。

このように、満洲国の官吏は主要民族として五族を取り上げ、その一民族とし

²³⁴ Харбинское время, №311(2144), 18 ноября 1937.

²³⁵ Там же.

て白系ロシア人を組み込み、彼らに五族の一員であることを意識させたことに留意したい。

後藤はこの二つの事例としてソ連が経営する在ハルビンの学校を挙げた²³⁶。

「このソ連の経営する学校は、共産主義的な思想を教えなければ、独自の学習プログラムを実施することができる」。そして、後藤は「三つ目は、孤児院のような特殊な学校である」と答えた。これはすなわち、外国人の子弟がいても、満洲国の保護を受けている白系ロシア人がいる学校はすべて「新学制」導入が求められた。そのことから、ハルビンで運営していたユダヤ人学校、タタル人学校も「新学制」導入を避けることができなかつた。

以上のことから考えると、「新学制」の導入を決めた白系ロシア人校長及び保護者に大きな影響を与えたのは、次の心理的な要因であつたと思われる。

1) 「新学制」を実施しない場合、白系ロシア人学校校長が共産主義の考え方を持つ者として当局から見做され、当局に追及され、学校から追放される危険性が高くなると考えられる²³⁷。2) 白系ロシア人学校が強制的に閉鎖される可能性もあつた。そうなると、教職員は失業に陥り、経済的な損害を受けることにつながる。生徒の場合、ロシア語で学習する学校が減り、教育取得問題が生じる恐れ

²³⁶ Тамже.

²³⁷ ソ連国籍である者は在ハルビン・ソ連総領事館の保護を受けていたが、無国籍の白系ロシア人は満洲国の保護を受けており、共産主義的な考え方は認められていなかった。1930年代半ば、白系ロシア人学校にソ連国籍の教師が入り込むこともあつた。この問題について、在ハルビン日本総領事森島守人は1934年1月末に次のように報告した。「更ニ在留露人ノ大多数ヲ占ムル白系露人經營ニ係ル公私立教育機關多數アリ常ニ反蘇教育行ハレ居ル反面此等白系學校内ニ赤色教師潜在シ居リ秘カニ反日滿赤化ヲ策謀シツマアリタルカ滿洲國官憲ノ爲メ最近積極的彈壓ヲ加ヘラレ漸次肅正ノ域ニ進ミツムアル現況ナリ」。この資料から反日滿的及び共産主義的な考え方を持つ白系ロシア人も、当局から弾圧・追放されることもあつた（外務省記録、昭和九年三月二十九日、『外国學校關係雜件 第一卷』）。中東鉄道売却後、ハルビンにあつた唯一のソ連の経営する中学校は、1935年10月31日に臨時的な私立学校として当局から開校許可を取得し、浜江省民生庁の管理下に置かれた。しかし、1938年5月10日に満洲国民生部からの指令により閉鎖させられた。その理由は、満洲国の新しい学校規則に違反するからというものであつた。同年5月1日にその事情を調査した満洲国民生部及び浜江省民生庁の代表者は、以下の諸点を問題として指摘した。中学校で密かに使われていた教科書は民生部の検定及び認可を受けていなかったものであり、その内容には共産主義的・反日滿的なものが含まれていたこと、学校で使われていた地図には満洲国の存在さえも示されていなかったこと、また校内には共産主義のプロパガンダのポスターが掲示されていたこと、学内において日本と満洲国の国定祝日を全く無視していたことなどである。Харбинское время, №120 (2306), 9 мая 1938, с.3. Харбинское время, №122 (2308), 11 мая 1938, с.5.

があったと考える。これらはすべて学習環境に全体的に大きな悪影響をあたえることになる。3) 満洲国政府は「国民学校」として承認する白系ロシア人学校の教職員に官吏（公務員）の資格を与え、「新学制」実施後にその給与を保証した（「神学」を教えたロシア正教司祭教師以外）。4) 保護者の立場に立てば、「新学制」に従わない学校を卒業しても満洲国内で就職できなくなることと国家の大学への進学ができなくなることを危惧したと考えられる。特に、白系ロシア人高等教育機関が閉鎖された後、進学問題は深刻化した。

浜江省民生庁文教科科長後藤春吉は白系ロシア人の反発について30年余経ってから次のように述べた。「彼らはまず感情的にこの公立経営方式に反発した」、「従来の教育者の多くが老齢で、ロシア式教養のみを唯一のものとしていたので、〔筆者：当局による資格認定〕適用する能力がなく、失業することになり、生活上の点からも猛烈な反対があった」²³⁸。

この「公立経営方式」に対する反発は老齢教員の問題だけではなくと考えられる。満洲国が一般学校での教育費を大幅に下げると報道していた。私立中学校の多くは教育費が高かったため、学校運営は経営者（校長と別）にとっての一つの事業であった。教育費が国家によって統制されるならば、事業として学校運営が成り立たなくなることが反発した理由であろう。学校経営者としては教育費が下げられることによって、建物の維持費、教職員の給料、税金などを賄えなくなる。私立中学校の経営者は教育家というより事業家であり、学校経営のために建物や設備等の出資を行っており、これらの回収もまた重要な目的であったと考える。

以上、「新学制」の導入直前に白系ロシア人側の抵抗と満洲国当局側の対応を明らかにした。次の道德教育を巡る反発を検討する。

²³⁸ 『満洲国 各論』、1245 頁。元満洲国官吏の後藤春吉は第三編民生 第五章「白系露人対策」を作成した。

4. 「新学制」と宗教教育：「神学」科の教授問題

—在満ロシア正教会及び白系ロシア人社会の反発—

ここでは、「新学制」導入の際、白系ロシア人学校における道德教育（倫理観、モラル）はいかに実施すべきか、「神学」科の教授はいかにすべきかをめぐって浜江省民生庁文教科及びハルビン市公署教育科と、白系ロシア人学校長、司祭教師たちの間に生じた論争とその原因および結果を明らかにすることを課題としている。

まず、「新学制」導入の経過を追跡していたロシア語新聞を利用し、1937年に満洲国文教関係の日系官吏により出された「神学」科の教授に対する矛盾した見解、それに対する白系ロシア人司祭教師・学校長たちの反応を検討する。また、日系官吏が白系ロシア人学校での道德教育のあり方についてどのような要望を出したかを検討し、白系露人事務局側の立場を確認する。最後に、白系ロシア人中学校用の「神学」科の学習参考書（Конспект по Закону Божьему）を素材に、「神学」科が教えていた内容を検討する。こうして、満洲国文教関係の日系官吏および白系ロシア人社会を指導しようとした在ハルビン日本特務機関は、いかなる理由に基づき「神学」科を白系ロシア人学校から廃除しようとしていたのか、「神学」科は「新学制」導入後の時期に白系ロシア人学校においてどのような理由で認定されていたかを考えていく。

4.1 道德教育を巡る反発当初

白系ロシア人学習カリキュラムの1科目の変更は、満洲国文教関係の日系官吏とロシア正教の司祭教師の間に激しい論争を巻き起こした。1937年半ばから生じたその論争の存在について先行研究では言及されていないが、当時のハルビン市発行のロシア語新聞を調べると、「新学制」導入の際、学年制度の変更問

題に次いで、二番目に大きな問題点とされたのは学校における宗教の教授問題であった。

1937年5月の「学校令」の公布後、「神学」科が学習カリキュラムから廃除されるという噂が広がったとき、在ハルビンロシア正教管区理事会 Харбинский Епархиальный Совет、「神学」科の教授の監督者ヴィクトロフ長司祭 (Викторов Л.)、ロシア人学校長たちは、ハルビン市公署教育科および満洲国民生部教育司との議論を書簡および会談の形で行っていた。

「神学」科の教授を監督するヴィクトロフ長司祭は、1937年5月末に在ハルビンロシア正教管区理事会へ公式の報告書を提出した²³⁹。

噂によれば、学校における「神学」科は維持されるが、科目時間割からはずされ、別の時間枠に設定される。私は、学校における「神学」科の教授の監督者として、自らロシア人学校の校長らへ特別な報告書〔筆者：神学の授業時間帯の変更〕を送ったが、すでに校長たちは会議で私自身と同じ問題解決の方法を決め、請願書をハルビン市公署へ提出していたことがわかった。次に必要なのは、神学を以前のままだに維持するという問題をメレーティ大主教および正教会管区理事会により当局に提起することである。学生・生徒の養育という性格を持つ重要な基礎科目に入っている「神学」科は、ロシア人学校におけるイデオロギーに密接に関係している。学校における「神学」科教師は、単なる教師ではなく、ロシア人青少年の痛悔を聴く司祭でもある。そして、青少年の養育者でもある。ロシア人亡命者たちは歴史的伝統の守護者として、歴史的なキリスト教の遺産の元で子供たちの養育に関して常に配慮している。

²³⁹ Харбинское время, №143(1976) 1 июня 1937, с.5.

1937年6月1日、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙が掲載した記事によれば、「新学制」導入に従う学内での宗教の教授禁止の噂がハルビンの白系ロシア人社会の中で反響を巻き起こした²⁴⁰。

最近、在ハルビンロシア社会では、満洲国文教部による「神学」科が非義務的な科目として公布され、すべてのロシア系初・中学校における「神学」科の教授の廃止に関する提案が立案されたという噂が流布している。こうした噂が、「神学」科を義務的な科目として保持する必要があると考えるロシア住民、また正教会の聖職者階級、教育家及び親の中で恐慌及び騒動を起こした。

と白系ロシア人記者サブリン（Саблин）は述べている。

同日の「グン・バオ」紙によれば、在ハルビンロシア正教会管区メレーティ大主教（Мелетий）正教会管区理事会、白系ロシア人学校における「神学」科の教授を監督するヴィクトロフ長司祭（Викторов）、白系ロシア中学校校長特別会議、白系露人事務局幹部会は「『神学』科は不可侵かつ主要で重要な科目として保持しておきたい」とハルビン市公署教育科を通じて満洲国文教部に対して請願した²⁴¹。

翌日、在ハルビンロシア正教管区理事会の代表者としてディミトリ主教（Димитрий）は1937年6月2日刊の「ザリャ」紙のインタビューに対し、「神学」科が義務的科目でなければならない理由を次のように述べた²⁴²。

²⁴⁰ Там же.

²⁴¹ Гунбао, №3411 1 июня 1937, с.5.

²⁴² Заря, №144 2 июня 1937, с. 5.

私の教育家としての 35 年間の経験に基づいて言えば、子供たちの関心にまかせるあらゆる選択科目は、学習に対する不真面目な態度を惹起する。その科目の授業を受けていないクラスメートがいるという事実は、その科目の教授に悪影響を与える。いろいろな方面から青少年の自堕落な態度が教会への訴えとして聞こえているが、宗教教育の地位低下は学校に通う青少年の中でより大きな頹廃をもたらすものである。宗教は堅固な基盤である。理性に基づくあらゆる道徳規範の積み重ねは、非現実的なものを含むことがある。特に子供たちは身に付けることが苦手なのである。「神学」科教授の学習量を減少させる議論ではなく、学校における宗教教育を広げる問題を現在は提起しなければならない。

つまり、ヴィクトロフ長司祭とディミトリ主教は、学校における道徳教育は宗教教育を通じてなされなければならないと強調しているのである。

道徳教育に対する白系露人事務局幹部会および同事務局学事部長の立場は、上記の教会関係者の考えと同じものであった。1937 年 6 月 1 日刊の「グン・バオ」紙によれば、正教会大主教、長主教、司祭教師たちおよび白系ロシア人学校長たちが「神学」科を必修科目として学習カリキュラムに残すために当局に請願した際に、上記事務局幹部会も自ら同様の請願を別個に送付した²⁴³。

ハルビン市公署教育科副科長ツシマは 6 月 3 日に白系露人事務局学事科科長及び白系ロシア人中学校校長たちを中心に会合を開き、後日に在ハルビンロシア正教会管区メレーティ大主教を訪ね、教育科による「神学」科の教授の重要性を理解したと説明し、

²⁴³ Гунбао, №3411 1 июня 1937, с.5.

今年中、神学科の教授に変更は行わない。もし、白系ロシア人学校に関係のある変更があるなら、それは早くとも1938年に入ってからである。概して、ロシア人エミгранト学校は独自の性格を保持し、従来通りにロシア精神で子供たちを育成する

と報告し、同年11月までに白系ロシア人社会の中での反発を一時的に和らげた²⁴⁴。

道徳教育に対する白系露人事務局幹部会および同事務局学事部長の立場は、上記の教会関係者の考えと同じものであった。1937年6月1日刊の「グン・バオ」紙によれば、正教会大主教、長主教、司祭教師たちおよび白系ロシア人学校長たちが「神学」科を必修科目として学習カリキュラムに残すために当局に請願した際に、上記事務局幹部会も自ら同様の請願を別個に送付した²⁴⁵。

4.2 道徳教育を巡る反発の再燃

1937年11月5日に満洲国民生部大臣は白系ロシア人の学校に関する「学校教育要綱」という指令を公布した。その内容は11月16日にハルビン市公署で開かれた白系ロシア人学校長たちの会合で浜江省民生庁文教科後藤春吉科長によって紹介された。翌17日、その「学校教育要綱」²⁴⁶と後藤春吉科長によるコメントが「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙に掲載された²⁴⁷。それが、白系ロシア人社会の平穏を破ることになった。

²⁴⁴ Гунбао, №3409 4 июня 1937, с. 5. Гунбао, №3406 6 июня 1937, с.5.

²⁴⁵ Гунбао, №3411 1 июня 1937, с.5.

²⁴⁶ 白系ロシア人の学校に関する「学校教育要綱」は翌年7月にロシア語版の『学校令及学校規程』として公布された。316-318頁。

²⁴⁷ Харбинское время, №310(2143) 17 ноября 1937, с.5.

民生部大臣の指令によれば、「ロシア人の子供の養成と教育方針」は、満洲国民に対する教育と養成の大原則と同じものとして制定された。ここで、その大原則を『学校令及学校規程』の日本語・中国語版より引用する²⁴⁸。

建國精神及訪日宣詔ノ趣旨ニ基キ日滿一徳一心不可分ノ關係及民族協和ノ精神ヲ體認セシメ東方道德特ニ忠孝ノ大義ヲ明ニシテ旺盛ナル國民精神ヲ涵養シ徳性ヲ陶冶スルト共ニ國民生活ノ安定ニ必要ナル實學ヲ基調トシテ知識技能ヲ授ケ身體健康ノ保護増進ヲ以テ忠良ナル國民ヲ養成スルヲ教育ノ方針トス

さらに、白系ロシア人の学校における「神学」科の教授について以下の事項がロシア語版のみ規定された²⁴⁹。

神学科、宗教的な講話および礼拝は授業時間帯以外の別途制定される時間に希望する学生のために行うことを認可する。神学科の教授、宗教的な講話および礼拝、その時間と教案は適当な行政機関により認定されなければならない。

後藤春吉科長は「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙の中で上記の規定による道徳教育の内容を次のように説明した²⁵⁰。

〔筆者：白系ロシア人の〕生徒に東方道德、特に君主への忠誠と親孝行

²⁴⁸ 『学校令及学校規程』、民生部教育司、康德四年、60頁。

²⁴⁹ Газета Харбинское время, №310 (2143) 17 ноября 1937, с.5.

²⁵⁰ Там же.

を身につけさせるべきである。人格を養成するために、熱情的で忠良な臣民の精神と道徳的な性質を身につけさせなければならない。

「神学」科が選択科目にされたことについて後藤春吉科長は、
ロシア人学校の民族的特質の侵害として理解してはいけない。そうではなく、神学科の教授の問題に対して完全な自由が与えられており、この意味であらゆる圧迫はなされない。

と主張した²⁵¹。

1937年12月6日にハルビン市公署で白系ロシア人学校長たちを中心に会合が開かれた時に、後藤春吉科長は満洲国における宗教に対する寛容政策と学校における宗教教育を次のように説明した²⁵²。

あなたたちの中で理解していない人がいるかもしれないが、政府は宗教に関してあなたたちの立場を重視している。すべての民族のために国民教育を施す学校において、宗教の自由は個々人の良心に関係があるため、宗教を一方的に学ばせてはならない。

その一方で、1938年1月26日、後藤春吉科長は次のように「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙へのインタビューで述べた²⁵³。

宗教に圧迫は与えられていない。それゆえ、日本人学校と満洲人学校には

²⁵¹ Там же.

²⁵² Харбинское время, №330 (2163) 7 декабря 1937, с.5.

²⁵³ Харбинское время, №22 (2208) 26 января 1938, с.5.

宗教的な科目が存在していないにも関わらず、白系ロシア人学校においては神学の教授が認可された。

それと同時に「望ましいのは、宗教的科目が学校から切り離されることである」とも述べている²⁵⁴。こうした後藤春吉科長の発言からは、白系ロシア人社会が自由意志で自ら「神学」科を学校から切り離すことを満洲国側として要望していたと考えられる。しかし、ロシア正教徒の考えを変えることは容易なことではなかった。そこで、白系ロシア人学校における宗教の教授方法に対する考え方を少しずつ変えていくための手段が講じられたことが、1936年分の露文紙の記事から読み取ることができる。

1936年1月14日、ハルビン市公署教育科長ツシマはハルビン市内の白系ロシア人学校長たちを集め、「満洲国文教部の学習プログラムによれば、学校における神学の教授は規定されていないが、もちろんこの科目を学習プログラムから除外する根拠はない」と述べたが、その一方で、ロシア人学校における「神学」科の教授を一般の教師に任せることは可能かどうかを白系ロシア人学校長たちに尋ねた²⁵⁵。換言すれば、神学校卒業の司祭教師ではなく、一般人に「神学」科の教授を任せることの是非を問いかけた。

これに対して、この当時ハルビン市公署において白系ロシア人学校の利害を代表していた小学校長ミチューリン（Мичурин С.В.）は、「神学科の教授は昔から司祭たちによって教えられ、彼たちは神学教師であると同時に、生徒たちの痛悔を聴く司祭（ざんげ聴聞司祭—引用者）でもある」と反対した²⁵⁶。

「神学」科の教授は学校側が担当する部門ではなかったが、校長ミチューリン

²⁵⁴ Там же.

²⁵⁵ Харбинское время, №12 (1492) 16 января 1936, с.7.

²⁵⁶ Там же.

のこの回答は、学校における宗教教育の考え方を表明したものである。

同紙によれば、上記の司祭教師の問題は会議で何度も議論されたが、史料不足で議論の内容が確認できない。しかしこの 2 年後、満洲国文教関係者は司祭教師の問題を次のように一方的に解決した。

白系露人事務局は「新学制」実施後も、1939 年 3 月、「神学」科の教授の重要性を在ハルビン日本特務機関長に強調した²⁵⁷。

新しい学校規定によれば、「神学」科の教授は義務的な科目ではないので、その科目を教授する司祭は学校の教員の定員に入っておらず国から報酬をもらっていない。そのため、在ハルビンロシア正教管区理事会の要請により、学校で「神学」科を教える 8 人の司祭に対し総額月 100 国幣の報酬を与えることを請願した。

事務局の意見では、白系ロシア人の子供が通っている学校では「神学」科は必ず教授しなければならず、したがって今までずっと「神学」科を教え続けてきた司祭に対して少ない報酬でも支払わなければならない。

事務局の願いは、同事務局に登録している白系ロシア人からの月会費からその 1%を彼ら司祭に対して報酬として支払うことの許可を頂きたいということである。

在ハルビン日本特務機関長はこれに対し、その請願書に「許可する」とロシア語で返事した。つまり、満洲国当局は「神学」科を教える司祭に報酬を一切払わないことにした。

²⁵⁷ ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.40. Л.70.それは在ハルビンロシア正教管区理事会長フィロロゴフ(Филологов М.)の要請であった。Там же. Л.126.

4.3 日本国民の道德教育の基礎

1936年の「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙の記事によると、満洲国の日系官吏が宗教の教授方法に関する白系ロシア人の考え方を変える手段を模索していたことが判明する。以下にそのいくつかの事例を取り上げる。

同年2月2日発行の「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙に「日本国民の道德教育の基礎」という記事が掲載された。その中に、学校における道德教育で必ず宗教を教えなければならないということはない、と白系ロシア人社会に対する説明がなされていた。その記事の一部は次のとおりである²⁵⁸。

ロシア人の読者は、日本の学校では宗教的な科目が一切教授されていないことを不思議に思うかもしれない。ロシア人学校における生徒たちの道徳的な発達および倫理的な様々な思想の教育は、神学の教授と密接に結びついている。だから、ロシア人の読者は、もし宗教が教えられなければ、日本国民は如何に青少年、臣民を道徳的に育成するだろうかと疑問に思うかもしれない。これは、日本国民は全体的に道徳的な発達が非常に高いレベルにあるため特に不可解に思われる。しかし、日本における学校の学事を理解したら、学校が青年の育成に大きく注意を注いでいることが分かり、こうした疑問が消える。日本の学校の教案では、道徳は別の科目として教えられている。それは1890年（明治23年）に明治天皇が発布した教育勅語（近代天皇制国家を支える臣民〔国民〕道徳の涵養を旨とする勅語—引用者）であった。また、成人の教育に使われていたのは、1882年（明治15年）に発布された、軍隊を「天皇の軍隊」と規定した軍人勅諭であった。

²⁵⁸ Харбинское время, №29(1509) 2 февраля 1936, с.3.

また、その他にも次のような手段が取られた。

4.4 満洲国の王道主義と国民教育

1936年後半から満洲国の国体の真髓および思想を普及させるため満洲国協和会露人部は、学校教育を活用して白系ロシア人の宗教観に影響を与える試みを行った²⁵⁹。例えば、協和会露人部は満洲国建国の理念を唱えるスローガン(лозунги для возвышения иделов основания Маньчжу-Ди-Го)を作成するコンクールの実施や²⁶⁰、「我々白系ロシア人は王道主義に従うことができるのか—道徳に関する王道主義とキリスト教道徳との間の相似点 Можем-ли мы, Русские эмигранты, следовать принципам «Ван-Дао»? Сходные черты «Ван-Дао» и христианства в вопросах морали」というテーマのロシア語作文コンクールの実施であった²⁶¹。

²⁵⁹ 1936年9月18日付の関東軍司令官植田謙吉による声明によれば「協和會ハ滿洲建國ト共ニ生レ國家機構トシテ定メタル團體ニシテ、建國精神ヲ無窮ニ護持シ國民ヲ訓練シ其ノ理想ヲ實現スヘキ唯一ノ思想的・教化的・政治的實踐組織體ナリ」。『協和会の概貌』満洲帝国協和会編。

²⁶⁰ Харбинское время, №235(1715) 1 сентября 1936, с.5. 新聞に掲載された論文によると、ロシア語部門には1817点の応募があったが、4位に入賞し、5国幣を授与されたのみであった。中国語と日本語、朝鮮語、ロシア語部門全部では20195点の応募があった。1位から3位まではそれぞれ、50国幣、30国幣、10国幣が授与された。ロシア語部門で褒賞されたスローガンは次のとおり。1位：«Лишь Ван Дао – сердце Азии Мир страдающий спасет» (アジアの心である王道主義のみが苦しむ世界を救う)、2位：«Ниппон и Маньчжу-Ди-Го – оплот порядка в Восточной Азии» (日本と満洲国は東アジアにおける秩序の基盤)、3位：«Азия – для азиатов» (アジアはアジア人のために)、4位：«Свет Ван Дао – свет Правосудия» (王道主義の光は正義の光)、5位：«Дружба Маньчжу-Ди-Го с Ниппон – залог благоденствия народов его населяющих» (満洲国と日本との友情は住民の幸福な暮らしの礎)。Харбинское время, №238(1718) 4 сентября 1936, с.6.

²⁶¹ Харбинское время, №343(1823) 20 декабря 1936, с.2. 中学校の13~14歳の少年は王道主義・儒教・日本の皇道に関する基礎的な知識をどこから得ていたのであろうか。当時ハルビンのいくつかの白系ロシア人学校では「新学制」導入の前に「東洋学」科が教えられ、その他満洲国建国の事情と地理、王道主義などの東方道徳が教えられていた。そのため、上記の作文はこの青年が独力で書いた可能性が高い。例えば、白系露人事務局作成文書の中に保管されているドストエフスキー中学校卒業証明書のコピーによれば、1933年に「東洋学」が教えられていた。ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.27. Л.70.さらに、同学校の1935年作成の学生証明書兼学習簿の中には成績表欄の他に、「ロシア人の教訓」という欄が設けられていた。ГАРФ. Ф.Р9145. Оп.1. Д.286. Л.10. そこには、知識の自己確認のために次の事項が記されている。「満洲国はいつ、なぜ設立されたのか。その国家体制、自然、人口について話しなさい。王道主義とは何か説明しなさい」。この欄は、白系ロシア人の子弟が自己紹介およびロシア文化などについて聞かれたときに答えられるように作られたものであったと考えられる。「私は満洲国に居住しており、それと同時に我々の正教の教義と礼拝の方式をロシア中学校で学んでいる。故郷〔筆者：ここでは、ロシアのことを示す〕の風習および祭りを守り、故郷の良い遺産を身につけている。母国ロシアの母語、文学、芸術、歴史及び地理を学んでいる。私は、満洲国に対する感謝の気持ちと友好の念を永遠に保持するために上記のことを覚えなければならない」。

1936年12月20日刊の「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙の一面全体に作文の全文が掲載された。同紙によれば、コンクールで受賞した白系ロシア人青年は、白系露人事務局附属中学校の生徒であった。作文では中学校の生徒は支配者層・政権、国家、家族に対する個々人の態度を規律する儒教、王道主義、日本の皇道主義思想を指摘し、それをキリスト教の教義と比較し、その共通点を指摘している。彼は、ロシア正教の教義と満洲国が宣言した王道主義の道義の間に類似点を探し、指摘しているという。

「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙によれば、上記の作文は、数日後に協和会の主催で開催される反共産主義集会に集まる白系ロシア人の大人に対して発表されることが決定されていた。つまり、分かりやすい形で東方道徳と王道主義の理念が白系ロシア人社会へ伝えられるよう工夫されていたのである。

次に、在ハルビン特務機関の対白系ロシア人教育の基本理念を紹介する。1937年12月7日にハルビン市公署において会議が開催された際、日本特務機関長ヤマジはロシア式教育制度に欠陥があると指摘した。しかも、彼が指摘するその欠陥は、一般科目とは関係のないものであった。以下に、特務機関長ヤマジの言葉を引用する²⁶²。

昨日の会合で、参加している校長たちの中にはロシア人学校に対する改革の意味を理解できていない人のいることに私は気付いた。だから、日本特務機関の代表者として、自分の意見および文教関係の当局者の意見を言わせてもらおう。白系ロシア人の諸団体から請願書が届いた。それらの請願書によれば、白系ロシア人の学校に対して学校改革が強行される予定であり、これはロシア文化とロシア正教を侮辱するものである。つまり、ロシア人としての

²⁶² Харбинское время, №331(2164) 8 декабря 1937, с.6.

民族性までも喪失させられるものであると述べられている。このような意見が見られるのは、白系ロシア人が教育改革の主たる目的を理解できていないか、亡命者の資格のまま在留し続けているためであるかのどちらかである。我々は古い既存の教育制度が完全にすばらしいものとは考えていない。白系ロシア人の若者のうち麻薬中毒の者が少なくないし、最近の白系ロシア人社会の道徳の頹廃も無視できない。もし既存のロシア式教育制度が完璧なものであるならば何故ロシア革命の際に白系ロシア人は敗れたのか。私たちの見解ではロシア式教育制度には欠陥があるからである。質問のある者は白系露人事務局か私たち特務機関に直接に問い合わせるように。

つまり、「ロシア革命の際に白系ロシア人が敗れた」ことと「白系ロシア人社会の道徳の頹廃」は、学校での道徳教育の欠陥に原因があると彼が指摘したものと考えることができる。

しかし、数ヶ月前にハルビン市公署教育科長ツシマは、満洲国側はロシア人に対する教育を大きく変えるつもりはないと述べていた。それは1937年9月4日に、科長ツシマが「ザリャ」紙の記者たちとの会合で述べたものである²⁶³。

当局はロシアの教育学（русская педагогика）およびロシアの伝統の特質を勘案しているので、ロシア人の学校は満洲国の他の学校と同じものにはならない。ただロシア人の学校が全国一律の制度に近づくだけである

さらに、次のように発表した²⁶⁴。

²⁶³ Заря, №238 5 сентября 1937, с.8.

²⁶⁴ Там же.

〔筆者：学校教育の〕 変更案作成までにロシア人学校のあり方について詳細に調査・研究し、議論した。その議論に参加したのは特別委員会を構成する満洲国民生部教育司の職員である。

満洲国の日系官吏は在満白系ロシア人にどのような教育を受けさせたいと考えているのかについて、上記の1937年12月7日の会議で浜江省教育庁長官助手オオサカが白系ロシア人学校長たち並びに白系露人事務局長へ次のように説明している²⁶⁵。

現在、教育をどのように行うかということが最も重要な問題である。それは新しい指令および規定で説明されている。新しい規定の目的は、良い国民を育成することである。良い国民を育成するためにはどうすればよいのか。そのためには、国民を民族協和・王道主義の原理および満洲国精神の原理に基づいて教育しなければならない。注意しておきたいのは、その原理は日本の原理と不可分のものでなければならず、国民が実際の生活を送ることができるよう精神道徳の基盤とならなければならないものである。

上記の内容はロシア語版の『学校令及学校規程』に詳細に規定されている。白系ロシア人に対する「国民教育要項」では、

ロシアの亡命者に忠良な国民精神を養成し、将来に対する自信と期待を与え、実際生活を指導しながら、以前の悪い人格や品性を排除し、諸民族の協和と平和の精神を身につけ、民族性を最良のものに発達させ、こうして満

²⁶⁵ Харбинское время, №330(2163) 7 декабря 1937, с.5.

洲国を構成する一つの構成員として義務を果たさせるようにする

と規定されている²⁶⁶。

4.5 「神学」科教授の廃除希望の理由

一体、なぜ、満洲国文教関係者、特に日系官吏は白系ロシア人学校における宗教道徳、いわゆる「神学」科を学校から切り離すことを望んでいたのか。筆者は「神学」科の学習参考書の中身に答えを探してみる。

当時の在満ロシア正教会側とロシア正教徒である白系ロシア人にとって、ロシア正教とその基礎を教えている「神学」はどのような意義を持っていたかについてロシア語新聞や「神学」科の学習参考書を分析した結果、筆者は次のような印象を持つにいたった。「神学」科は、社会道徳の基礎を教える科目ではなく、本格的に宗教的な内容を教える科目であった。つまり、目に見えない神の存在への無条件の信仰と聖書の十戒の保持であった。ロシア正教会は信仰と聖書に基づいた生活様式を白系ロシア人社会に対して求めていたのである。

第2章で述べたように、学校においても信仰と聖書に密接に基づいた生活がなされていた。ここから、満洲国文教関係者が「神学」科の廃除を望んだ理由が、ロシア正教会代表者の宗教教育に対する考え方にあったと筆者は考える。こうした考えに基づく宗教教育は白系ロシア人学校の学生生徒にも施されていた。その事例を取り上げる。

ハルビン市のロシア正教徒が「パスハ Пасха（復活祭）」を祝う日である1936年4月12日に、掌院ワシリイ（Василий）は祝辞などを掲載した「ハルビンスコエ・ヴレーミヤ」紙の特集号で、

²⁶⁶ Законоположения и правила о школах, 1938, с.317.

生活および社会の健全化を推し進めるすべての理論、すなわちマルクス主義・社会主義および連帯理論などは根拠のないものである。なぜならば、それらの理論は人の生活の基盤となる最も重要かつ最も基礎的なもの、つまり神への信仰および進歩の理想である聖神の存在の原則を有していないからである

と述べた²⁶⁷。

1937年6月2日に、在ハルビンロシア正教管区理事会の代表者としてディミトリ主教は「ザリャ」紙へのインタビューに対し次のように述べた²⁶⁸。

社会主義・共産主義などの破壊的な学説は、青少年を中心として活発に宣伝が行われている。この偽学説に対して抵抗しているのは、キリスト教の真理と道德教義である。キリスト教教義の光を通して見ると、現在の理想郷とされているものは内容的に空虚であり、嘘偽りを露見させるのみである。

掌院ワシリイおよびディミトリ主教は非キリスト教の道德思想を認めていない。同じようなことが新聞に発表されただけでなく、白系ロシア人中学校用の『神学の指導教科書』（1936年版）にも書かれていた。

ここで、白系ロシア人中学校用の『神学の指導教科書』の内容の一部を紹介する。1936年版修道院長フィラレト編の『神学補足教科書』第20章に

²⁶⁷ Харбинское время, №97(1577) 12 апреля 1936, с.8.

²⁶⁸ Заря, №144 2 июня 1937, с. 5.

非キリスト教道徳について」によれば、キリスト教が勧める道徳教義以外に、非キリスト教すなわち世俗的な道徳体系が存在している。その道徳体系はキリスト教道徳の教義と類似する点が多くあるが、しかしながらその体系は道徳教義の基盤であるキリスト教の愛の原則を認めることを拒否している。聖書が教える全き愛がその世俗的な道徳体系に脅威を与えるため、その体系はより理解し受け入れやすい原則を探している

と述べられている²⁶⁹。

上記の教会関係者たちの言葉や上記教科書の中に王道主義や東方道徳について明示されていないが、それは王道主義や東方道徳が非キリスト教の道徳体系に入るからである。それらは当然のことながらロシア正教関係者の認めるところとはならなかった。

その一方、日系官吏による「新学制」の導入は、白系ロシア人学校における優先科目として「神学」の基礎ではなく、満洲国民の意識を育成するための国民道徳を教授することを義務づけた。しかし、東方道徳を「神学」科と同時に学校で教授することによって、キリスト教道徳を優先するか東方道徳を優先するかという議論が起こる可能性もあった。この議論を避ける為に、日系官吏は宗教を学校から完全に切り離すことを一番望んでいたのではないだろうか。

そのほか特務機関は、ロシア正教の理念では強靱な人格と綱紀、従順な国民性を形成できないと考えていた。そのために、ロシア革命という破局が生起し、またハルビンにおいて1930年代後半にロシア人麻薬中毒者が増加しつつ

²⁶⁹ Игумен Филарет. Конспект по Закону Божьему (По кн. «Христианская Жизнь» прот. Н. Вознесенского) Издание Обители Милосердия. Харбин. 1936, с.57.

あった点が指摘された。宗教は社会の中で道徳を育成することができないというのが特務機関の立場であった。

ただし、白系ロシア人社会の宗教の教授に対する考え方を变えることは困難であった。しかも、強制的に宗教を学校から切り離してしまうと、白系ロシア人社会の思想に大きな影響力を持っていたロシア正教会に不満を持たせ、ひいては反共・反ソ政策に協力していたロシア正教の敬虔な信徒であるコサックたちの離反につながることを警戒した。白系ロシア人社会の中で宗教教育政策に対する反発が増幅され、エスカレート化しつつあったことは、1937年のロシア語新聞によって証明されている。

他方、ロシア正教会の代表者が「神学」科を選択科目ではなく必修科目として残すことを望んでいた理由は、「神学」科が、帝政ロシア時代の教育を遺産として保持する科目であるだけでなく、在外ロシアにおけるロシア正教の教育活動を継続できたうえ、無神論を標榜していたソ連に対するロシア正教を信奉する白系ロシア人の抵抗手段の一つでもあった。つまり、「神学」科の教授を通じてキリスト教と共産主義を敵対させて白系ロシア人の子供や若者に明確な差異を理解させ、ソ連国籍の取得、ソ連への帰国を防ぐために学校における宗教教育が必要であった。

しかしながら、学校における宗教道徳の教授に対する日系官吏とロシア正教会の代表者との考えは大きく異なるものであった。1937年末から続いていた議論の結果、1938年学年度より「神学」科は選択科目として残されたが、日系官吏にせよロシア正教会の代表者にせよ、「神学」科を選択科目にするということは単なる妥協の産物に過ぎなかった。なぜならば、最終的に前者は1938～39年の間に学校から宗教科目を除外することを望み続けたが、後者は「神学」科を以前と同様に義務的な必修科目として残すことを考えていたから

である。

以上、1936～37年間の「神学」科の教授、すなわちロシア正教会による道徳教育を巡る反発とその結果を検討し、明らかにした。その結果、白系ロシア人社会の中で有力者が明らかになった。白系ロシア人政治団体や白系露人事務局ではなく、ロシア正教会であったことが分かった。

これから、1938～39年における「新学制」の導入の実態を見ていきたい。

3-2. 「新学制」実施の第一段階：一般学校の実態と存続問題（1938～39年）

ここでは、1938年1月からの白系ロシア人教育の変化を確認することにある。

1938～39年の間の時期に焦点をあてて検討する理由は、白系ロシア人学校に対する満洲国による「新学制」導入過程は2つの時期に分けられると考えられるからである。すなわち一つ目は、第二次世界大戦が開始する前の時期、いわゆる戦前期（1936～39年）であり、二つ目は戦中期（1940年代）である。こうした時期区分は満洲国における对白系ロシア人社会政策を指導していた日本特務機関の動向に関係している。満洲国民生部の对白系ロシア人学校教育方針及びカリキュラムは、日本とソ連との関係状態に応じて時期によって日本特務機関の指導下で変えられたからである。

以下は白系ロシア人教育が如何に変えられたかを明確にする。

1. 白系ロシア人学校における教育制度・内容の変化

1.1 「国民道徳」科

1937年11月5日に「亡命者の教育施設における学校教育制度に関する定義」が公布されるまでに、露文紙の中で「新学制」導入関連の記事は非常に少ないが、同年11月後半から12月前半までに特に「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙は

少なくとも 5 回大きな記事を掲載した。

1937 年 11 月 17 日、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙の記者は、浜江省民生庁文教科後藤春吉科長の執務室を尋ね、「新学制」導入の経過について質問した。このインタビューの題名は「日本人、ロシア人、満人、朝鮮人、モンゴル人が同じ学校で席を並べる〔筆者：«Ниппонцы, Русские, Маньчжуры, Корейцы и Монголы – в одних школах»、「満人」はロシア語から直訳〕」であった。後藤は次のように説明した²⁷⁰。

白系ロシア人学校における「新学制」導入はもちろんすぐに一度に実施することはできない。改革は来年の 1 月 1 日から始まるが、四年後に完全に実施する、つまり 1942 年度学年までに実施できる。来年 1 月 1 日からロシア学校を、4 年制の国民学校、2 年制国民優級学校、四年制国民高等学校の 3 区分に移行する。来年から白系ロシア人小学校、つまり国民学校の一級生のみ新しい学習教育カリキュラムに従って学習するが、他の級は以前のカリキュラムに従う。再来年、いわゆる 1939 年から国民学校の一級と二級が新しい学習カリキュラムに従って学習するが、他の級は以前のカリキュラムに従う。1942 年から全ての学校における授業はできれば新しい学習カリキュラムに従って行われる。1942 年、場合によっては少し遅くなるかもしれないが、その時にはすべての白系ロシア人学校は新しい規則に従って自らを改編しなければならない。すべての学校における教授は同じ学習プログラムに従って行わなければならない。

²⁷⁰ 原稿ではハルビンの白系ロシア人学校はロシア学校と記述されているが、本稿では白系ロシア人学校と訳した。
Харбинское время, №311(2144), 18 ноября 1937.

日本語での教育への移行についての質問に対しては、後藤は特に言及せず、ただ次のように述べただけである。「白系ロシア人学校においては来学年度より日本語の習得を最重視する」。それは、白系ロシア人学校における日本語による教育の実施は、日本語能力の向上を待って、将来的な課題とされたものであろう。

同年12月6日、ハルビン市公署で白系ロシア人小・中・高等教育施設への「新学制」導入に関する会議が行われた。当局側から白系ロシア人学校を担当していた浜江省民生庁文教科科長後藤春吉、ハルビン市長と同副市長大迫幸男、ハルビン市公署教育科科長邊樹藩と副科長ツシマ、在ハルビン日本特務機関の代表者ヤマジ、協和会露人部担当者カトウが出席した。また、白系ロシア人側から白系露人事務局局長バクシェエフ（А.П.Бакшеев）、同事務局学事課課長チェルニフ（Л.Л.Черных）、白系ロシア人の全学校（市立小学校・私立中学校を含む）の校長たちが出席した。その会議では、1938年から白系ロシア人学校教育は如何にして実施するかについて通達された。

当局側の代表者それぞれが白系ロシア人学校への「新学制」導入の目的について説明した。その中で、「新学制」実施への段階的な移行について文教科科長後藤は次のように述べた²⁷¹。

新しい学校改革の実施への移行は、小学校の一級からすべての級に段階的に行われる。ただ、移行準備のできていない級に対しては、すぐには改革を執行しない。国としては、実際に実行できないことを強制的にさせることはしない。あなた方は実行できないことがあるならば、当局にその事情を書面で提出し説明しなさい。ただ、当局は法律の許す限りあなた方に対して必要な軽減措置をすでに与えている。まとめて言えば、この学校改革の目的は、

²⁷¹ Харбинское время, №330(2163), 7 декабря 1937, с.5.

国家があなた方〔筆者：白系ロシア人〕を満洲国の構成員の一要素として認めていることである。あなた方の子弟が私たちの国で安心して暮らすこと、就職への道を与えること、そのことによって国家に貢献できる忠良で多民族と平等な国民となることを願う。

上述したところをまとめれば、1938年から学校の種類と修業年限のみ改編されることになった。また、初等教育を施す白系ロシア人向けの四年制の国民学校では1938年度学年から一級のみが『学校令及学校規程』、いわゆる新しい学習カリキュラムに従うことが決定された。その後、1939年度学年から国民学校の一級と二級、1940年度学年から一級から三級まで、そして1941年度学年には国民学校の全級が新しい学習カリキュラムに従うことが決定された。中等教育を施す国民優級学校及び国民高等学校への新しい学習カリキュラムは1942年度学年（1月）から導入されることが決定された。

他に1938年に、以前からの白系ロシア人小・中学校の独自な名前、学校の種類と修業年限が改変された。

満洲国文教関係行政機関は白系ロシア人学校の特質を考慮した上で、段階的に「新学制」の実施を決定した。すなわち、ポタポワが主張している1938年からの「新学制」の完全導入は実際には行われなかったことが明らかになった。また、ポタポワが指摘している国民高等学校への「国民科」（「国民道徳」科と「国語」を含む科目名）、「実業」科という新しい科目の導入は実施されなかったことも明らかになった。

以下に、「国民道徳」科の教授について説明する。

白系ロシア人学校の学習カリキュラムに「国民道徳」科は1941年までに導入されなかったことについては上述の露文紙以外にも証明する資料がある。それ

は浜江省民生庁文教科科長後藤春吉の回顧録と、浜江省公署内編審官室の分室（白系ロシア人学校用の国定教科書編纂）に駐在していた福山夏次による後藤宛の手紙である。

文教科後藤科長はこの手紙の中で福山編審官の仕事について次のように述べていた²⁷²。

昭和十五年一月、現地のロシア人等との連絡や、哈爾濱陸軍特務機関（全満の白系露人の内面指導と統制を担当していた）と協議の必要上、浜江省公署内に設けられた編審官室に駐在して、白系露人学校用の国定教科書編纂という極めて困難な仕事に取り組んだ。が中でも特別に厄介な仕事は、「国民道徳」の編纂であった。

すなわち、1938年から1940年の間に「国民道徳」科の教科書はまだ作成されていなかった。このことから、「国民科」科目が1938～40年時点でカリキュラム上では存在していたとしても、日本語教授以外、満洲国政府が考えた「国民科」（建国精神）が教授されていなかったと考える²⁷³。

白系ロシア人学校において国語としての日本語義務的教育は1938年から如何に実施されていたかについて以下に検討する。

²⁷² 同上。

²⁷³ 白系ロシア人学校用の教科書問題は、1940年に白系露人事務局に取り上げられた。1940年5月4日に同事務局長は在ハルビン日本特務機関宛「ロシアの亡命者の子供向けの教科書の件」を送った。同事務局長は、「ハルビン特務公署行政処教育科長は学校の調査を行い、学校において教科書が不足していること、今使われている教科書の内容が非常に古いことに気が付いた。確かにロシア文学史の教科書は1919年発行であり、代数学の教科書は1896年の発行、化学の教科書は1920年の発行、ロシア史の教科書は1920年発行、世界古代・中世・近代歴史教科書は1919年発行である。さらに人文地理と経済地理の教科書・地図は全く現代の実情に合っていない。新しい教科書の発行は絶対に必要である。教科書の発行は白系露人事務局が担当できる。そのために教科書委員会を設置し、教科書を編集し、民生部の教科書検定に出すことができる」と教科書問題を満洲国行政機関による解決する努力を払うよう特務機関の力を期待し利用しようとした。ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.70. Л.126.

1.2 日本語義務的学習

ポタポワは、1938年から日本語の習得は義務的にされたと述べている²⁷⁴。確かに、『学校令及学校規程』によれば、「国語」の日本語の授業時間数は週6～8時間となっている。「国語」にロシア語も掲載されている。これは、ロシア語話者のみを対象にする事項であるに間違いない。ロシア語の授業時間数と日本語と同様になっている。

その一方、1936～39年時点では、日本語での白系露人事務局が作成した資料を調べると、1939年3月に同事務局長は在ハルビン日本特務機関宛の「日本語の教授の件」によれば、「白系ロシア人の学校において日本語を教授することは制度化されたばかりである。日本語を教授する体制は現在満足な状況とは言えない」ということであった²⁷⁵。ちなみに、日本語は1935年から白系ロシア人学校へ週2時間の選択科目として導入された。いわゆる、1938年から日本語は以前と同様な形で教え続けられたことを推測すれば、その授業時間数が少なかつたため、白系露人事務局局長が日本語の時間数の増加を請願した理由は理解できる。

また、1938年から日本語の授業時間数が変わっていなかったことを証明するもう一つの資料は1940年6月22日に「歴史・地理・ロシア語の教科書発行に関する件」という白系露人事務局局長による在ハルビン日本特務機関宛の請願書である²⁷⁶。それによれば、同事務局局長は国民高等学校におけるロシア語授業時間数を週5時間まで増やすよう依頼している。すなわち、この一次資料はロシア語の授業時間数が『学校令及学校規程』の規定通りではなかったことを示している。

²⁷⁴ Потапова (2010) с. 147.

²⁷⁵ 当時は、日本語教師としては日本語短期コースのみを履修した白系ロシア人の若い教師が多かった。その教師の日本語能力が高くなかったことも考える。ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.40. Л.65.

²⁷⁶ ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.70. Л.159.

まとめると、1938～40年代における日本語とロシア語の教授時間は『規程』通りではなかったことが明らかになった。

次に、『学校令及学校規程』が制定した男女別教育制度は白系ロシア人学校へ導入されたかどうかを見ていきたい。

1.3 男女別教育制度導入

白系ロシア人学校に対する男女別教育別制度の導入に関しては、1938年1月19日にハルビン市公署教育科副科長ツシマによれば、「ハルビン市の特殊な状況を考慮した上で、国民学校および国民優級学校における男女別教育はまだ実行しない。中等教育施設にも一時的に男女別教育制を導入しない」ということであった²⁷⁷。

上記のハルビン市公署教育科ツシマ科長による発表は、1938年から男女別教育制度が導入されたとするポタポワの主張と食い違っている。

たしかに、白系露人事務局附属中学校は1938年度学年から男女別教育制を導入し、男子中学校と女子中学校とに分けた。しかし、それは同事務局附属中学校の判断であり、露文紙によれば、この件は1936年から白系ロシア人学校校長たちと保護者たちによって議論されたが、学生数の一番多い同事務局附属中学校だけが男女別教育制度を導入することができた²⁷⁸。

1.4 「新学制」と宗教教育：「神学」科の教授問題

1937年6月1日、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙が掲載した記事によれ

²⁷⁷ Харбинское время, №15(2201), 19 января 1938, с.5.

²⁷⁸ 他の中学校では男女学生の比率に大きな差があったので、男女別の教育制度を導入すれば、男女学生の移動によって多くの学校は学生不足に陥り、学校を維持できなくなる状況であった。また、学生の移動に反対する保護者がいた。それは保護者の学校に対する選好問題に関係があった。Харбинское время, №81(1561), 26 марта 1936, с.5. ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д. 18. Л.98,129.

ば、「新学制」導入に従う学内での宗教の教授禁止の噂がハルビンの白系ロシア人社会の中で反響を巻き起こした。白系ロシア人記者サブリン（Саблин）は次に述べている²⁷⁹。

最近、在ハルビンロシア社会では、満洲国文教部による「神学」科が非義務的な科目として公布され、すべてのロシア系初・中学校における「神学」科の教授の廃止に関する提案が立案されたという噂が流布している。こうした噂が、「神学」科を義務的な科目として保持する必要があると考えるロシア住民、また正教会の聖職者階級、教育家及び親の中で恐慌及び騒動を起こした。

同日の「グン・バオ」紙によれば、在ハルビンロシア正教会管区メレティイ大主教（Мелетий）正教会管区理事会、白系ロシア人学校における「神学」科の教授を監督するヴィクトロフ長司祭（Викторов）、白系ロシア中学校校長特別会議、白系露人事務局幹部会は「『神学』科は不可侵かつ主要で重要な科目として保持しておきたい」とハルビン市公署教育科を通じて満洲国文教部に対して請願した²⁸⁰。ハルビン市公署教育科副科長ツシマは6月3日に白系露人事務局学事科科長及び白系ロシア人中学校校長たちを中心に会合を開き、後日に在ハルビンロシア正教会管区メレティイ大主教を訪ね、教育科による「神学」科の教授の重要性を理解したと説明し、「今年中、神学科の教授に変更は行わない。もし、白系ロシア人学校に関係のある変更があるなら、それは早くとも1938年に入ってからである。概して、ロシア人エミгранト学校は独自の性格を保持し、従来

²⁷⁹ Харбинское время, №143(1976), 1 июня 1937, с.5.

²⁸⁰ Гунбао, №3411, 1 июня 1937, с.5.

通りにロシア精神で子供たちを育成する」と報告し、同年 11 月までに白系ロシア人社会の中での反発を一時的に和らげた²⁸¹。だが、同年 11 月から 12 月にかけて白系ロシア人社会、特にロシア正教会側と満洲国民政部及び関東軍の間に「神学」科の教授を巡る対立が始まった。その結果、同年 12 月 6 日に学校における宗教、つまり「神学」科の教授については、「学校において宗教を義務的に学習させてはならない」、「ただし、宗教を学習する希望のある学生については、授業時間以外に学習することは認められ、当局はそれに対して反対や規制をしない」とされ、「神学」科の教授が選択科目として許可された²⁸²。これは、宋恩栄、余子侠が強調している白系ロシア人学校内では宗教について絶対話してはいけなかった強調に反論する²⁸³。

このように、1938 年の年初から白系ロシア人学校へ「新学制」が導入されて以降、キリスト教道徳に基づく「神学」科は選択科目に変更されたが、学校から姿を消さなかったことが明らかになった。

「新学制」導入後に白系ロシア人一般教育制度はどう変化したか。まず、11 年制は 10 年制に短縮された。短縮されたの中等教育である。また、国民（女子）高等学校では「実科」が導入され、職業訓練が行われ、卒業後に進学することなく、就職する制度に変えられた。これは職業・専門教育制度の短縮であったと言える。白系ロシア人の教育制度の短縮について先行研究では明らかにされていなかった。

白系ロシア人中学校の「国民高等学校」制度への移行は 1938 から 1944 年 9 月まで続いていた²⁸⁴。その間に、それぞれの白系ロシア人中学校は「専攻別」に

²⁸¹ Гунбао, №3409, 4 июня 1937, с. 5. Гунбао, №3406, 6 июня 1937, с.5.

²⁸² Тамже. Харбинское время, №330(2163), 7 декабря 1937, с.5.

²⁸³ 宋恩栄、余子侠（2016）、399 頁。彼らは新学制が宗教信仰を認めなかったと述べ、「宗教的信仰は必ず『建国精神』の教育に対立し」、「授業では宗教について絶対はなしてはいけなかった」と強調する。

²⁸⁴ Время, №244(4545) 6 сентября 1944, с.5.

分かれていた。ここでは三つの例を挙げる。

1938年に2月、民生部はハルビン第一言語学中学校に「国民高等学校」資格を与えていなかったが、日本語学習を中心にする「商業科」を設置させ、その運営許可を出した²⁸⁵。英語と日本語学習時間は週合計25時間であった。男女共同教育で、修学年限4年（内に1年実習）であった。

1939年1月に白系ロシア人を対象に第1ハルビン実科中学校は白系露人事務局を通じて賓江省民生庁長宛に「測量科」の設置許可を請願した²⁸⁶。

白系露人事務局国民高等学校には1938年1月から「機械科」と「技術科」、「医学科」が設置された。

1938年の年初から白系ロシア人学校教育の中で変化したのは、学校の種類、修業年限、学年制度²⁸⁷、必修科目カリキュラムから廃除された「神学」科の位置づけであった。「神学」科は授業時間外の選択科目として制定されたが、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙によれば、「神学」科は1938年以降も相変わらずに従来の学習内容で教授された²⁸⁸。一方、先行研究で発表されている1938年からの男女別教育制度の導入、必修科目として「国民道徳」科の導入、日本語義務教育の導入は実際には実施されていなかった。このように、教育が内容の変更に関するポタポワの理解については、1938年から白系ロシア人学校へ『学校令及学校規程』通りの新しいカリキュラムの導入、日本語義務的教育の導入及び男女別教育制度導入という点で事実の誤認がある。

換言すれば、1939年末時点では、「新学制」導入は段階的に実施されることが満洲国文教関係の日系官吏に決断されていた。その理由は、教科書編成未完問

²⁸⁵ Харбинское время, №49(2235) 22 февраля 1938, с.7.

²⁸⁶ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.34.Л.6.

²⁸⁷ 露文紙に掲載された受験期及び入学期の広告によれば、ハルビンの白系ロシア人学校の場合、1938年度学年の開始は1月1日にはできず、学校によって2月から3月半ばの間に開始された。Харбинское время, №29 (2215), 2 февраля 1938, с.5.

²⁸⁸ Харбинское время, №29(2215), 16 февраля 1938, с.5.

題、白系ロシア人教師の再教育の必要性などの問題が発生したからと考えられる。その他、白系ロシア人学校教育の特質も「新学制」導入過程に影響を与えていたものと考えられる。

「新学制」の段階的な過程について言えば、満洲国民生部は白系ロシア人社会に段階について次のように発表した。

第一段階は、白系ロシア人学校における教育制度及び学年制度を新しい教育規程に最大限に近づけることを満洲国当局は目的とし、1938年に実施する。そして、第二段階では、白系ロシア人学校における教育の内容、いわゆるカリキュラムも『学校令及学校規程』通りに完全に「新学制」を実施することとし、1942年以降に実施する予定であった。

こうした満洲国当局の構想を示されていたために、ハルビンの白系ロシア人社会は1942年以降の学校改革の完全実施によって、白系ロシア人学校が民族学校として存続できなくなるという脅威を感じ、1937年末の時点で白系ロシア人小・中等教育を巡る執拗な抵抗を繰り返していたものとする。

当局側の対応について言えば、抵抗した白系ロシア人を共産主義者として見做し、彼らに対する保護を一切与えなくなるという選択肢もあり得たであろう²⁸⁹。実際、彼らの子弟には満洲国における将来を保証しないと警告したものと考えられる。

次に、「新学制」実施後に1938～39年における白系ロシア人教育の実態と不満を検討する。

²⁸⁹ 思想が当局に合わないとは判断された者は国外退去処分となったと読み取れる記事が「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙に何度か掲載されていた。

2. 地方の現状：ハルビン郊外中学校問題と不満（満洲里市）

ここでは、「新学制」導入後のハルビン外の白系ロシア人学校の実態を満洲里にある学校の例で確認しよう。以下の内容は外務省記録のものである²⁹⁰。

元満洲里私立白俄中学校（1914年設立）は1932年～37年6月まで北満特区教育庁から年2,640円、北満特区解消後は文教部から同額の補助を受けていた。

「新学制」導入後に満洲国文教部から同じ金額を受けっていた。この私立学校の授業料が高かったため、貧しい白系ロシア人家庭が授業料を負担できず、当局が補助金を出していた。この私立白系ロシア人中学校はロシア式教育制度に基づき、小学校3年制と中学校7年制、合計10年であった。しかし、「新学制」導入後、1938年1月からこの10年制小・中学校は新しい『規程』に従って、国民学校と国民優級学校に改編されたが、元中学校の5～7級は一時的な対策として在学生在が卒業するまでに白系ロシア人中学校（3年制）のまま残された。すなわち、満洲里に国民高等学校が設置されなかった。それは、総人口、また白系ロシア人人口が少なかったためと考えられる（第1章を参考）。総人口が満洲里の3倍である海拉爾に国民高等学校が開設されるにあたり、満洲里の中学校（5～7年）が廃止されることとなった。

その結果、中学校生徒20名が海拉爾での就学を余儀なくされたので、保護者から中学校存続運動が起こった。

外務省記録に日本語訳白系ロシア人陳情書が添付されている。その内容をまとめると、保護者にとっての問題は家庭的事情と学費問題であった（海拉爾就学諸費用）。満洲里市当局は海拉爾国民高等学校へ移転された白系ロシア人私立中学校在学生在に学費を一人当たり5円支給したことに対して保護者側は感謝の意を

²⁹⁰ 外務省外交史料館 外務省記録「在中国及満洲国各国人学校関係雑件 23 白系露人ノ教育機関関係」（アジ歴資料センター JACAR B04012244900）。

表した。しかし、学費以外に滞在費・食費・交通費（鉄道往復）が必要であり、その負担が白系ロシア人家庭になった。また、海拉爾での修学し際して家族ごとの移住の必要や就学生徒が家事上必要な存在であることも反対の理由であった。

1939年29日に保護者と教員（合計21名）は中学校で対策を協議した。満洲里市市政管理処長及び満洲里特務機関長に対し国民優級学校に中学部を併置するよう陳情書を提出した。これに対して、特務機関は「教育問題なので関係がない」として陳情書を受理しなかった。今回、ハルビンから500km以上離れている満洲里の件について特務機関は興味を示さなかったと言える。また、満洲里市市政管理処は学生数が少ないことと、国家が認めない「中学部」を設置するよりも旧制を打破する「新学制」の趣旨に合致する必要があるが、そこまで存続を希望するのであれば、補習科を設置することも考えられる。ということは、国民高等学校卒の資格が得られず、高等教育への進学の道を閉ざすものになると考える。

在満洲里日本領事館の白系ロシア人の運動の理解は、次の通りであった。満洲里の白系ロシア人で反発する者の中には、「上級学校」の廃止は白系ロシア人の文化を潰す当局の策略だと曲解する者もいたと指摘した。在満洲里日本領事館は当局の政策に対する白系ロシア人の不満にソ連側が付け入ることを危惧していた。考えられるのは、ソ連側（在満洲里ソ連国籍者400人以上含）は在満洲里白系ロシア人社会の中に秘密裏に反日満思想を植え付け、満洲里市における治安を悪化させるという懸念を在満洲里日本領事館が持っていたということである。在満洲里日本領事館は在満洲里白系ロシア人に「新学制」の真意を理解・認識してもらえよう努力する満洲里市当局に側面的な援助することを決めた。

満洲里の中学校の件に関する資料は他にまだ見当たらなかったが、上記に資料から次の結論が言える。満洲国中央行政機関から地方行政機関に下達された「新学制」導入の指示は遵守された。在満洲里白系ロシア人による陳情は満洲里

市行政当局のレベルで解決された。在満洲里白系ロシア人にとって「新学制」が白系ロシア人中学校制度にもたらす影響は住居変更問題と金銭的問題であった。

その結果、満洲里市行政当局は「新学制」を一方向的に押し付ける一方、在満洲里白系ロシア人子弟にとって国民高等学校への進学を困難にした。

その一方、在ハルビンの白系ロシア人私立学校の場合、満洲国当局は「国民高等学校」の資格を与えず、そのままで運営を許可したのは、その私立学校への補助金を出していなかったからであったと考える。満洲里白系ロシア人私立中学校の場合、当局は「新学制」実施後、その私立中学校の5～7級に「国民高等学校」の資格を与えず、生徒数関係などで満洲里に白系ロシア人向けの国民高等学校の校舎の設置費用の出捐をしない旨決定したと考える。

ここでは、「新学制」実施後の状況に関し、地方の小都市を取り上げた理由は以下の通りである。白系ロシア人人口密度の大きく異なる満洲里とハルビンを比べた場合、白系ロシア人の不満やその表出（マスコミの存在を含む）の規模が異なるため、白系ロシア人中学校の改編の際、満洲国当局はハルビンを特に気にしたのではないかと考える。

3. 高等教育学校の再編問題と白系ロシア人社会の不満

1938年1～2月に満洲国当局は白系ロシア人に対する職業教育及び高等教育実施の予定を発表した。まず、1月19日に、ハルビン市公署視学官ツシマは、1937年に当局が新聞で発表した職業学校の設置予定について、「ロシア人青年を対象にする技工・技術学校を設置する予定はやめた。なぜならば、国民高等学校に「実科」科目が教授されるようになったからである」²⁹¹。

上記の発表は白系ロシア人社会にとって残念な知らせであった。白系ロシア

²⁹¹ Заря, №15 19 января 1938, с.5.

人教育関係者は 1936～38 年にかけて職業学校・高等教育機関を設立するための許可を申請していたが、無駄に終わった。以下に二つの例を挙げる。

白系ロシア人教育関係者は白系露人事務局を通じて、満洲国当局及び日本特務機関に対し医学系専門学校(Медицинский институт БРЭМ)と教育大学(Педагогический институт)の設立を請願した。この 2 つの学校はロシア語話者を対象にする予定であった。それぞれの設立計画、教案は白系露人事務局フォルドに保存されている。

1932 年にソ連側に設立された看護・婦人科専門学校(Фельдшеро-акушерская школа)(修業年数 3 年)は 1935 年以降に白系ロシア人系学校に改変され、白系露人事務局に登録された。しかし、1937 年の『規程』によれば、医学系学校は修業年限が 5 年に決定されたため、白系ロシア人系看護・婦人科学校は閉校になった。

医学系専門学校の設立を 1936～37 年にかけて請願していた。看護・助産婦を育成する目的であり、修業年限 3 年半、維持方法は独立採算制、入学年齢満 18 歳、定員 30 人であった²⁹²。その請願に対する当局は反応を示さなかった。1938 年 1 月 28 日に、白系露人事務局附属商業大学学長清水三三は、聖ウラジーミル学院及び商業大学両方の教職員総合会議で白系ロシア人に対する医学系教育の必要性について「ロシア人の中に医者は十分にいると考える。当局は医学系教育を満人の間に普及しなければならないと考えている。」と述べた²⁹³。すなわち、近い将来にロシア語話者の医学系専門学校を設立する予定がなかったことを示している。

1940 年にハルビン医学大学(私立)に白系ロシア人が入学した(定員 10 名

²⁹² ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.57-59.

²⁹³ Заря, №24 28января 1938, с.5.

に対して第1期生は8名)。授業料無料であったが、すべての講義は日本語で実施された(1944年から入学試験もすべて日本語で実施²⁹⁴)。入学要件は、国民高等学校卒であった。募集開始年には白系ロシア人向けの国民高等学校の資格を得た学校に限られていたため、入学可能な者も限られていたと考える。修業年限は白系ロシア人の場合、5年であった。そのうちに1年目(予備科)は日本語学習と自然科学科目の復習(1939年中)であった。1944年に第1期生白系ロシア人4人(男性のみ)がハルビン医学大学を卒業した。「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙のインタビューでは、講義はすべて日本語であったため、勉強が難しかったと答えた²⁹⁵。

白系ロシア人の初等・中等教育の教員不足のため教育学校の設立請願が1940年4月4日付に残っている²⁹⁶。白系ロシア人学校は教員人材不足の問題を解決するために白系露人事務局を通じて特務機関長宛に「師道学校設立の件」という請願書を提出した。「満洲国における白系ロシア人の学校では教員が年齢的な理由のため減少している。特に男子教員の不足が著しい」と述べた。しかし、教育大学の設立は実現しなかった。太平洋戦争中、1944年に民生部は白系ロシア人向けに「師道学校及び女子国民高等学校師道科」を設置した²⁹⁷。定員40人。修業年限1年。入学年齢21歳までの国民高等(女子)学校卒。授業料無料。全寮制。奨学金年300国幣。卒業後に2年間民生部指定の学校での勤務が必須条件であった。この1年間の師道学校を卒業した者は、国民学校及び国民優級学校以外では就業できず(国民高等学校や大学等など)、国民高等学校の教員不足を解決するものではなかった。

しかも、この師道学校は初年度の募集は定員を満たさなかった。

²⁹⁴ Харбинское время, №339 13 декабря 1944, с.3.

²⁹⁵ Харбинское время, №255(4556) 17 сентября 1944, с.2.

²⁹⁶ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.245.Л.119.

²⁹⁷ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.117.Л.29.

このように、「新学制」導入前後に白系ロシア人向けの専門職養成学校の設置問題は未解決のままであった。

1938年1月14日、聖ウラジーミル学院の日系顧問ナカムラは「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙のインタビューに対し、聖ウラジーミル学院では何らの改革も予定されていないと発表した（同年現在学生数195名であった）²⁹⁸。この発表は、白系ロシア人学生と保護者、同学院関係者の間に閉校の噂が広がっていたことに関係していた。

しかし、2月25日に満洲国当局は聖ウラジーミル学院を閉鎖し、その工学部と商科大学を再編することによって、新しく設立する北満学院へ移転することを発表した²⁹⁹。

聖ウラジーミル学院東洋学部と神学部は独立採算制になってしまった。満洲国当局は東洋学部が育成していた白系ロシア人日本語通訳者に必要性がないと判断したと考える。日本語学習は北満学院の商業学部と工学部で実施することにした。

満洲国当局は同年東洋学部への募集を停止した。1942年に卒業する予定の在学学生のみが勉強を続けることができたが、満洲国当局は約束を守らなかった。1941年1月1日に東洋学部が閉鎖されたのである。

1938年の年初から満洲国民生部大臣の指示によれば、ハルビンにおける白系ロシア人向けの聖ウラジーミル学院神学部を白系ロシア人高等教育学校から切り離し、ロシア正教会附属学校とした。また、それとは別に神学校(Духовная семинария)を新設した。同年2月末にロシア正教の神学校を開校する際、賓江省民生庁文教科後藤春吉科長は「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙の記者に対し

²⁹⁸ Харбинское время, №10(2196) 14 января 1938, с.5.

²⁹⁹ Заря, №52 25 февраля 1938, с.5.

て神学校の設立について説明した³⁰⁰。そのインタビューの中で後藤春吉科長は、当局の規定によれば、新しい神学校では宗教的な科目しか教えられないこと、「神学校の学生たちは実用教育知識を取得できなくなるため卒業後に聖務執行しかできなくなる」ことを説明し、神学校を卒業した人たちはロシア正教会にしか就職できないことについて入学希望者及びその保護者に注意を促した。

このような手段によって、将来的に白系ロシア人学校から司祭教師を切り離す方法がとられたと考えられる。

1938年7月、ハルビンにあった歯科学校2校は1校で十分であるという理由で、第一歯科学校及び附属看護講座(伝習所)が当局により閉校された。しかし、同年末に第二歯科学校も閉鎖させられた。その歯科学校の設備は哈爾濱医学大学歯科学部により「安い価格」で買い叩かれたと白系露人事務局は特務機関に不満をぶつけた³⁰¹。在學生は卒業するまでに哈爾濱医科大学に設置された臨時ロシア語講座を受けることになった。それ以外には、哈爾濱医学大学はロシア語での学習を一切しなかった。

このような状態で白系ロシア人社会が満洲国当局による教育政策に対する不満を抱くところ、「新学制」実施は第二期に入った。

3-3. 「新学制」実施の第二段階（1940年代）

1939年のノモンハン事件敗北後、1940年から関東軍は白系ロシア人の対ソ情報活動を見直す時期である³⁰²。関東軍はソ連に侵攻した後、極東反共自治政権の樹立を計画した。そのために、行政及び経済機構での在満白系ロシア人の行政的訓練を実施する計画を立てた³⁰³。そうすると、関東軍は白系ロシア人社

³⁰⁰ Харбинское время, №49(2235) 22 февраля 1938, с.7.

³⁰¹ ГАХК. Ф.830.Оп.1.Д.40. Л.190.

³⁰² 竹内桂(1999)、51頁。

³⁰³ 同上、52頁。

会を満洲国国民という理念から切り離されるようにした。その一方、1941年時点では満洲国当局が白系ロシア人社会を満洲国民として位置づけており、関東軍の見解と大きく異なっていた。

白系ロシア人用の国民道徳科の教科書を編集した福山編審官は次のように述べていた³⁰⁴。

言葉は勿論、その他にも民族的な伝統や風俗・習慣・ものの考え方のまったく違うロシア人に満洲国の国民としての道徳をどのようにして説き、どう理解させたらよいのか……彼はほとんど困りはてた。その上に、特務機関との見解の相違があり、それへの抵抗と説得にも大きな勇気と根気を必要とした。

これは、1940年における地方行政機関である浜江省公署内編審官と特務機関との对白系ロシア人政策方針、満洲国社会における白系ロシア人位置づけに対する理解が異なることを証明していることが明らかである。

福山編審官は次のように述べる³⁰⁵。

私が編審官として、一番苦心し、尽力したのは、『国民道徳』四巻で、これに、五年間心血をそそいだといっても過言ではありません。最初はああでもない、こうでもない、とずいぶん悩み、迷いましたが清水先生（ロシア語学者。白系露人の大学である満洲国北満学院初代院長）や、グリバノフスキー氏（省視学。哈爾浜市公署科長）その他の智恵を借り、自分でも

³⁰⁴ 『満洲忘じがたし』、昭和四十七年、245頁。

³⁰⁵ 同上。

実地に調べ、半年の歳月をついやして、どうやら十五年秋〔筆者：1940年秋〕、その要綱案をまとめ上げました。寺田先生に報告説明しましたところ、意外にも、『よく出来た。』といわれ、その後いろいろ便宜をはかっていただき、それから数年間に四巻を書き上げました。その外にも、七・八種の教科書を出しましたが、主として理・数関係のもので、これは日本語・満語からの翻訳で、それぞれ係のロシア人の部員がやりました。

上記の「特務機関との見解の相違」と「それへの抵抗」についてこれ以上述べられていないが、ロシア語版『国民道徳』指導教科書（1941）を分析した結果、筆者は理解した。

1941年に「満洲国のロシア国民高等学校用国民道徳の指導教案」を満洲国政府がロシア語で発行した³⁰⁶。しかし、これは上記の4冊のものではない。これによれば、1937年の「新学制」が規定した国民道徳という科目は1938年から政府が選択科目とした「神学」科と併せて同じ時間に教授することとなった。この指導教案の序章には国民道徳の目的として「『神学』科の授業でキリスト教の教義・倫理観に基づきロシア人青年を育成」するべきであると書かれている。白系ロシア人向けの国民学校や国民優級学校の教員はこの指導教案を元の教えることを薦められた。また、副教材としてキリスト教文学やロシア語版満鉄発行物、協和会発行物を使用することも認められた。国民道徳の授業時間は週2時間とされた。

国民高等学校における国民道徳の授業の内容は以下の通りであった。ここでは、概略を述べる。

³⁰⁶ Программа преподавания гражданской морали для русских высших народных школ в Маньчжу-Дун-Го. Харбин. 1942.

1年目は、「ロシア正教（宗教の意義と教義）、家族、生徒の義務、仲間との付き合い、誠実な態度、自然への愛、健康管理、理想の青年像」である。

2年目は、「人と社会、道徳と習慣、エミгранトの歴史、満洲国におけるロシアのエミгранトの実情、国民と若い世代、教育と教養、秩序と治安、親切な行いと感謝の念、満洲国建国の歴史的意義、満洲国の国家体制、日満不可分の関係、民族協和・王道精神の実現、満洲国の五ヵ年計画の実情、協和会」などである。

3年目は、「国家、日本の政治体制・天皇、日本の歴史的使命（東西文化融合による新文化創出）、東亜新秩序、満洲国建国理念」である。

4年目は、「共産主義批判、世界時事、文化論、将来の世界展望、経済事情、満洲国のロシアのエミгранト生活改善状況、民族伝統・文化の継承」である。

2年後、満洲国当局は白系ロシア人に対する建国精神の養成は不十分であることが学校校長らの会議で発表した。すなわち、1941年以降に関東軍が対白系ロシア人道徳教育・精神教育方針は建国精神の養成を中心ではなかったため、白系ロシア人学校では建国精神教育の状態は良くなかったと当局が判断した。もう一回、満洲国当局は対白系ロシア人教育方針を改善することにした。白系ロシア人国民学校、国民優級学校用の新しい教案が発行された。

1943年に『ロシアエミгранト国民学校、国民優級学校用教案』が白系露人事務局出版所より発行された³⁰⁷。それによれば、1941年に始まった太平洋戦争は満洲国の学校に新たな課題を与えたと書いてある。この課題とは、満洲国諸民族に団結精神を涵養し、日満不可分の意識・満洲国人として国家に対する義務を果たす精神を養成することであった³⁰⁸。この課題は、白系ロシア人学校にも与

³⁰⁷ Учебные программы народных и повышенных народных школ для Российских эмигрантов. Мастросов П.А. Издательство ГБРЭМ, Харбин, 1943.

³⁰⁸ Там же. С.5-6.

えられた。しかも、今まで以上に「神学」科の内容をより徹底し、宗教的精神を強化する方針が書かれている。「神学」科は週 2 時間。

1. 1942 年の満洲国協和会大会と白系ロシア人教育問題

1.1 学校の休暇問題：白系ロシア人の特性

1942 年に開催された「協和会創立十周年記念全国会員大会並康德九年度全国連合協議会」に出席する白系露人事務局の代表者マトコフスキー(Матковский)は白系ロシア人の教育問題について報告した。6 月 1 日付の「ロシア系エミгранトの経済的な福祉と生活改善に関する件」の要望書を取り上げる³⁰⁹。

多年の経験が示したようにロシア人の子供の肉体と精神の天性を考慮に入れば、授業を実施するために最も有益な季節は寒冷な季節である。すなわち、秋と冬である。

暑い季節は子供を疲れさせ、授業に関して悪い成果しか出さず、やる気を起こせず、自分の義務さえも無視するようになってしまう。こうして最も妥当な政策は学年制度を次のように変更することである。

前期：1 月 1 日～6 月 30 日

夏休み：7 月 1 日～8 月 31 日

後期：9 月 1 日～12 月 31 日

冬休み：1 月 10 日～1 月 19 日

つまり、学校の夏休みを 2 ヶ月まで増やす必要があるという内容である。協和会大会の決定は 7 月初旬に出され、白系ロシア人が依頼した通りに変更が認

³⁰⁹ ГАХК. Ф.830.Оп.1. Д.70. Л.157.

められた。こうした対白系ロシア人教育政策の緩和は民族協和と関係がなく、外部要因、すなわち太平洋戦争の影響であった。

1.2 国民道徳の教科書と教員不足問題

1942年の「協和会創立十周年記念全国会員大会並康德九年度全国連合協議会」は「協和会分科委員会」を設置し、そこで白系露人事務局の代表者マトコフスキーは満洲国文教部教育司長木田に報告した³¹⁰。

先づ最初に教科書の編纂問題であります、この点については一年半ばかり前に濱江省に編纂室の分室が出来まして、これを中心にして編纂をやつて居るのであります、其の中で色々と學制改革上必要である所の國民道徳の教科書が現在迄にまだ編纂されて居ないのであります、最近聞く所によればその素案が出来たと云ふことを聞いたのであります、印刷上の問題でガソリンが足りないとか、特定の印刷にやらなければならぬと云ふ問題で非常に遅延して本格的になつて居らない様でありますから、これを至急中央に於いて印刷して頂いて來年あたりでも少しでもよいから配給をして頂きたいと思ひます。又今後も編纂事業が續けて行かれるのであります、現在は人員も三人であります。その中一人は日系であります。その中で非常に澤山の翻譯を要する仕事があるのでありますので、これを充分にこれを整備して頂きたいと思ひます。次は配給方法の徹底化、これは充分徹底して居ない様でありますから中央に於いても地方の組織を整備して頂きたいと思ひます。

その他に二三申上げたいのは、御承知の通り教員養成所は現在ありませ

³¹⁰ 「第三日記録（10月3日）各部分科委員会記録」『協和会創立十周年記念全国会員大会並康德九年度全国連合協議会記録及分科委員会記録（日文）』満洲帝国協和会編、1942年版、123、384、387、390、391頁。

ん、現在國民優級學校の先生は四十才前後の人が多いのであつて、さう云ふ状態では今後の第二國民を養成することが出来ない、ロシヤ人の教員がなくなるからこれを中央で御考慮願ひたいと思ひます。

建國大學あたりから出て行く所の白系ロシヤ人の有望な人達をさう云ふ方向に配置して呉れると云ふ様なことを國家で考へて頂きたいと思ひます。

すなわち、1942年後半において白系ロシア人用の国民道徳科の教科書（日本語版4冊）

はまだ翻訳されておらず、教員も養成されていない状態であつた。

これに対して文教部教育司長木田は次のように答えた³¹¹。

・・・教科書編纂の問題であります、その中の一つが國民道徳の本が印刷に廻つて居る様だが、ガソリンが足りないで印刷が遅れて居ると云ふ様な話が出ましたが、私今確實な話は聞いて居りませんが、大體の話はついた様に聞いて居ります。・・・それから次は教員の養成の問題であります、これも御尤もな意見でありまして、私共非常に汗闊な譯でありまして、教師養成のもんだについてはどうしても考へなければならぬと思ひます。たゞ實際問題としてはこの白系ロシヤ人の學生数が非常に少い關係から仲々まとまつた養成が困難なのではないかと思ひます。現在ロシヤ人學生が全滿に約三千八百位の様であります、従つて教師の數も少いのであります。従つて大量な養成は出来ないのでありまして、何か特別の方法を講じなければならぬと

³¹¹ 同上。

思つて居ります。その點私共考慮致します。

また、文教部教育司長木田は「白系ロシア人の色々な學校の統合整理をやつて居るが、政府ももう少し力を注いで貰ひたい」、「これは先達つても色々施設調査をやつた場合に於いては本部からも人を出しまして、將來特務機關方面とも一緒に施設研究をして居ります」と述べた³¹²。すなわち、白系ロシア人學校に対する統合整理政策が続ける予定であつた。

この日、「協和会分科委員会」では白系露人事務局の代表者マトコフスキーは建国大学在学中の白系ロシア人學生を卒業後に白系ロシア人教育機關の指導者として任命するように依頼した。「建國大學あたりから出て行く所の白系ロシア人の有望な人達をさう云ふ方向に配置して呉れると云ふ様なことを國家で考へて頂きたい」³¹³。マトコフスキーは建国大学卒業者が白系ロシア人教育において人材育成に貢献することを通じ、白系ロシア人社会が五族の代表的な民族として満洲国当局から一定の地位ある扱いを受けることを期待していたと考える。今現在、教育分野を含む白系ロシア人社会が抱える問題の変革ないし改善につながるものと期待していることが伺える。

次の章では、建国大学の白系ロシア人の意義を分析していきたい。

³¹² 同上。

³¹³ 同上。

第4章 「新学制」実施産物の建国大学における白系ロシア人：

—日本語の環境における五族協和の実践場所—

「新学制」の実施は1938年に開始され、同年に満洲国の官吏を育てるために建国大学が設立された。建国大学は満洲国の高等教育機関の中でトップ位を占めた。1938年に建国大学が事業開始し、新入生の中に白系ロシア人がいた。

この章では、建国大学の第1期生の白系ロシア人青年に焦点を当てて、当時の新聞、建国大学教員作成資料、元建国大学卒業生の回想録、白系露人事務局フォンド保管の白系ロシア人合格者の個人ファイルなどを利用し、入学過程、日本語での学習過程と共同生活の特徴、卒業後の進路を検討する。

まず、先行研究の状態をまとめる。

近年、満洲国建国大学の研究が進んでおり、論文には多くの蓄積がある。特に、建国大学の創設過程と教育機関としての特徴、日系・朝鮮系・中国系学生の学内生活と学習、民族協和の概念をめぐる共学とその現実、武道教育、言語教、卒業後の進路、建国大学の崩壊と卒業生たちの戦後の運命、同窓会の活動などについて検討がなされている³¹⁴。特に、宮沢恵理子氏、山根幸夫氏、志々田文明氏は膨大な作業を行い、建国大学に関する研究書を出版した³¹⁵。しかし、先行研究においては建国大学の白系ロシア人学生についてほとんど明らかにされていない。

³¹⁴ 山根幸夫「『満州』建国大学の一考察」『社会科学討究』早稲田大学社会科学研究所、第32巻、第3号、1986年。斉藤利彦「『満洲国』建国大学の創設と展開—「総力戦」下における高等教育の「革新」」『調査研究報告書 No.30 総力戦下における「満洲国」の教育、科学・技術政策の研究』、学習院大学東洋文化研究所、1990年3月。志々田文明「『民族協和』と建国大学の教育」『社会科学討究』早稲田大学社会科学研究所、第39巻、第2号、1993年。志々田文明「『満洲国』建国大学に於ける銃剣道教育」『武道学研究』早稲田大学体育学研究紀要、第32巻、第1号、1999年。田中寛「建国大学における理念と実相—皇道主義教育思想とその言語政策論をめぐって—」『植民地教育の支配責任を問う』植民地教育史研究年報、皓星社、第4号、2001年。裴富吉「経営学者の経営倫理的考察—満洲帝国建国大学と山本安次郎—」『大阪産業大学経営論集』大阪産業大学学会、第3巻、第3号、2002年。志々田文明「『満洲国』建国大学に於ける騎道教育」『武道学研究』早稲田大学体育学研究紀要、第34巻、第3号、2002年。柴田陽一「建国大学における地理学者とその活動—宮川善造を中心に—」『史林』京都大学大学院文学研究科内史学研究会、第94巻、第5号、2011年。

³¹⁵ 宮沢恵理子著『建国大学と民族協和』風間書房、1997年。山根幸夫著『建国大学の研究—日本帝国主義の一断面—』汲古書院、2003年。志々田文明著『武道の教育力—満洲国・建国大学における武道教育—』日本図書センター、2005年。

彼らの存在に触れる程度で論述が終わることが多い³¹⁶。

建国大学の宣伝は白系ロシア人教育制度への「新学制」導入の際どのような役割を果たすべきだったのか。満洲国はどのような目的で建国大学に白系ロシア人を受け入れたのか。建国大学への入学可は白系ロシア人社会にとってどのような意味を持っていたのか。建国大学への入学と卒業は満洲国社会における白系ロシア人の社会的地位を高めたのか。在学中にどのような五族協和・民族協和を体験したのか。卒業後に官吏として任命された職場はどこだったのか。そこで、白系ロシア人卒業生は民族協和社会を実現するために尽くしたのか、あるいは白系ロシア人社会を擁護に努力したのかという問題点は不明である。

この問題を明らかにするためにこの章が書かれている。この章は一般学校における「新学制」導入問題に関係していると考ええる。

4-1. 建国大学への入学

白系ロシア人学校への「新学制」導入準備の最中に、1937年11月28日付の「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙に白系ロシア人が五族の一民族である宣伝はさらに強化された³¹⁷。記事の題名「ロシア人は満洲国の他の民族ともっと緊密に接するべきである。これが『新学制』の主目的である」であった。中には、1939年5月に新京で官吏を養成する「国立大学」、すなわち建国大学の建設について書かれていた。定員は150人になると報道された。満洲国当局はこの建国大学の設立に際して、入学対象民族の中に白系ロシア人を忘れずに含めてくれたと報道された。「この大学に日本、満洲、ロシア、朝鮮、モンゴル各民族、すなわち五族の代表が学ぶ」と白系ロシア人の五族所属を強調していた。「満洲帝国に

³¹⁶ Потапова И.В. Русская школа в Маньчжурии. 1898-1945 годы: монография. Хабаровск «Частная коллекция», 2010. С.155.

³¹⁷ РГВА. Ф.308к.Оп.3.Д.456.Л.212.Харбинское время, №321(2154) 28 ноября 1937, с.8.

におけるロシア系エミгранトの人数は他の民族に比べると、大海の中の一滴にしかすぎないが、政府は大学〔筆者：建国大学〕にロシア人青年 35 人の受け入れが可能である」、「すなわち、(入学定員 150 人の内の) 5 分の 1」になると書かれている。以下に、建国大学と白系ロシア人青年について明らかにする。

2. 建国大学とは

まずは建国大学について簡単に説明しておきたい。

2015 年に刊行された『アジア・太平洋戦争辞典』は、建国大学を次のように紹介している³¹⁸。

一九三八年五月、満洲国経営に役立つ人材の養成を目的として、新京(長春)に開設された文科系大学。民生部所轄の他大学と異なり、満洲国国務院の直轄機関であった。関東参謀長を通じて人事が行われたため、教員には内地から招聘された国家主義的な思想を持つ日本人が多かった。学科教育は前期三年と後期三年(学部に相当、政治・経済・文教の三学科)の計六年。学生と教員がともに寝起きする塾教育や、学費・生活費の学校負担が特色となっていた……多民族が共同で生活し、学ぶことを通じて満洲国の民族協和の実践を目指していた。

すなわち、建国大学は 1938 年に満洲国の最高教育機関として設立された学校であった。

建国大学における 6 年間の学習は、前期 3 年と後期 3 年に分かれていた。前期は高等普通教育を施し、後期は各々専門学科(政治学科、経済学科、文教学科)

³¹⁸ 『アジア・太平洋戦争辞典』吉川弘文館、2015 年、187 頁。

に分かれて、専門教育を行うことになっていた。ただし、第1期生の場合には、建国大学における修業期間は5年1ヶ月（1938年5月～43年6月）で、それに加えて大同学院（実務教育）で3ヶ月間就学することになっていた。

1938年5月に建国大学は新入学者150名を受け入れたが、その中に白系ロシア人学生も5名含まれていた。このときのことを山根氏は次のように書いている³¹⁹。

開学に先立って、一九三八年に第一期の学生募集に当たって、建国大学では優秀な人材を獲得するために、選考方法その他について、慎重な配慮をかさねた。又、民族協和の立場から、学生定員一五〇名の中、半数の七五名を日本人から選び、残りの五〇名を中国人、二五名を朝鮮人、蒙古人、白系ロシア人等に割り振ることに決定した。

建国大学には、ロシア語の専任教員もいた。日本人が2人で、白系ロシア人が1人であった。教授の戸泉憲暎、助教授の井上長、兼務講師のオディネツ V.A.³²⁰。オディネツ（Одинец В.А.）は1937年末まではハルビンにあった白系ロシア人向けのウラジミル学院で日本語の漢字の講義を担当していた³²¹。

山根氏もまた「建国大学は満洲で最も優秀な者を集めた最高の学府である」と述べている³²²。しかし、入学志願者の中から選抜された白系ロシア人学生は、本当に「最も優秀な者」であったのだろうか。彼らはどのような条件で選抜されたのか、以下に検討する。

³¹⁹ 山根（1986）、111頁。

³²⁰ 山根（1986）、106、108、109頁。

³²¹ 1937～41年にウラジミル学院に在学していた白系ロシア人のパシニコフの回想による。Воспоминания И.Н.Пасынкова «Харбинский Восточно-экономический факультет Института Им. Св. Владимира», журнал «Самиздат» от 29 июля 2011. http://samlib.ru/g/gorbunow_g_a/adadadadadada.shtml

³²² 山根（2003）、277頁。

2. 入学募集過程と入学試験

2.1 志願者募集

1937年8月5日に「建国大学令」が公布され、同月10日に「建大第一期生徒募集公告」が公示された³²³。生徒募集公告は日本語と中国語で出された³²⁴。

その中には白系ロシア人募集に関する事項もあった。

山根氏と宮沢氏によれば、日本内地人・朝鮮人・台湾人の志願者とその他の民族（中国人・モンゴル人・白系ロシア人）に対する志願条件や受験時期は多少異なった。例えば、志願条件の場合、満洲国における教育制度を統一する「新学制」が1938年に実施される前は、中国人・モンゴル人・白系ロシア人はそれぞれ独自の教育制度を有していた。すなわち、日本内地人・朝鮮人・台湾人の教育制度と統一されていなかったため、建国大学への入学志願時である1938年には中国人・モンゴル人・白系ロシア人は皆20歳を超えていた。これに対して日本人・朝鮮人・台湾人は彼らよりも若くして入学できたのである（18歳以下でも入学が可能であった）³²⁵。

受験時期の場合、特に第一次試験を見ると、中国人・モンゴル人・白系ロシア人は1937年12月初旬、日本人・朝鮮人・台湾人は同年12月下旬であった³²⁶。この民族別扱いに気付かされる。これは、初旬に受験する民族の中から第一次試験を合格する人数が少なかった場合に、下旬の合格者数を増やすことがあったと考える。

執筆者はロシア語の募集公告を見当たらなかったため、ここでは、『建国大学

³²³ 山根（2003）、82、89頁。この「建国大学令」と「建大第一期生徒募集公告」は建国大学の第2期生の湯治万蔵が編した『建国大学年表』という史料集に掲載されたものである。湯治万蔵編『建国大学年表』建国大学同窓会、1981年。山根氏と宮沢氏も湯治万蔵編の史料集を使用している。

³²⁴ 宮沢（1997）、78頁。しかし、どこで、どのような形で公表されたか、述べられていない。

³²⁵ 山根（2003）、96頁。宮沢（1997）、181頁。

³²⁶ 山根（2003）、94頁。

年表』に掲載された生徒募集公告のうち、白系ロシア人志願者に関連する事項のみを取り上げる³²⁷。その事項は中国人とモンゴル人のための事項と同様である。

白系ロシア人（公告によれば、「露人」）の志願資格は満 21 歳以下、独身で身体強健、1938 年 3 月末までに満洲国の高級中学校卒業見込み者あるいは卒業者で（建国大学への入学時期は 5 月 2 日）、満洲国協和会からの特別推薦を持つ者でなければならなかった。志願手続きの締切日は 9 月末であった。学則では修業年限は 6 年となっていた（前期 3 年間、後期 3 年間、その後大同学院で実務教育を 3 ヶ月）。

選抜方法は以下のとおりである。

まず満洲国建国大学へ入学の必須条件の一つは推薦人であった。志願者は満洲国各省、特別市及び駐日満洲帝国大使館から推薦をもらった³²⁸。推薦する各機関が所定の人員を選抜して建国大学に推薦した。建国大学はそこからさらに選抜をして、彼らに対して第 1 次試験、第 2 次試験を実施し、合格者を決定するようになっていた。

陸軍次官梅津美治郎は内閣書記官長宛の「満洲国建国大学に関する件通報」の「五・各機関別推薦人員割当表」（8 月初旬作成）によれば、1937 年 7 月 22 日時点では、推薦人のいる各民族の入学志願者は全部で 1,561 人いた。その中で白系ロシア人は 64 人であった。彼らを推薦した機関名はこの資料からは不明であるが、関東局からの推薦人を持つ白系ロシア人は 10 人、満洲国各省からの推薦人を持つ者が 34 人、在日満洲国大使館からの推薦人は 10 人、協和会からの推薦人は 10 人であった³²⁹。

志願者は推薦書以外に、出身学校の「作製嚴封の人物考査書」及び学業成績書

³²⁷ 山根（2003）、91-95 頁。

³²⁸ 白系ロシア人の場合、こうした推薦書は白系露人事務局、卒業の学校、各地の協和会で申請することができた。推薦機関の選択は志望者にそれぞれ異なっていた。

³²⁹ 国立文書館 「内閣 満洲国建国大学ニ関スル件」（アジ歴資料センターJACAR：A04018448200）。

を志願票と一緒に志願受付機関へ提出しなければならなかった³³⁰。

第1次試験の時期は12月初め(1日～4日、4日間)に大連、奉天、新京、承德、安東、錦州、ハルビン、齊齊哈爾、延吉、海拉爾、遼源、東京(志願者は希望する場所を自由に選択可)。第2次試験は新京と東京で1938年2月1日～6日の間に実施されることになっていた(1人につき2日間)。合格者は3月中旬に発表される予定であった。

第1次試験は身体検査及び筆記試験であった。身体検査に合格した者は筆記試験を受けることができた。白系ロシア人に対する第1次試験の筆記は、地理(本国地理、世界地理。ただし地理通論を除く)、歴史(国史、日本史、西洋史)、数学(代数、幾何。ただし、対数、立体幾何、三角関数を除く)、日本語、通用語(ロシア語)、通用語(ロシア語で)の作文となっていた。

第2次試験は人物考査(口頭試問)及び第2次身体検査であった。ちなみに大学における講義はすべて日本語で行われることが発表されていた。

上記は、生徒募集公告内容そのものであるが、実際に白系ロシア人への志願者募集と第1次・第2次試験がどのように実施されていたかを、ロシア語資料をもとに見ていこう。

白系ロシア人向けの募集はロシア語の新聞に掲載された。その中に「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙と「ザリャ」紙があった。

ロシア語新聞の記事を分析した結果、1937～38年の建国大学関連の新聞記事には、大学の教育内容や特徴が掲載されていなかったことが分かった。すなわち、白系ロシア人社会、そしてその志願者たちも、ロシア語新聞だけを頼りにしては建国大学の中身を全く知ることができない状態であった。

志願者募集から第2次試験の実施に至るまでは、建国大学は受け入れる白系

³³⁰ 山根(2003)、95頁。

ロシア人学生の人数を新聞などで公表しなかった。

1930年代半ば、中学校を卒業した白系ロシア人（男女含む）は毎年200～300人しかおらず、その中から建国大学への進学志願者が出た場合には、その少ない志願者の中から優秀な人材を選抜しなければならないという、建国大学にとっては選択余地の狭い状況であったと考えられる。

2.2 第1次試験

入学条件を満たした入学志願者の名簿は新京に送付され、その中から書類選抜が行われた。11月14日に書類選抜の結果が新京からそれぞれの志願者へ送付され、第1次試験の実施予定は12月初旬に知らされた。書類選考の結果によれば、30人の白系ロシア人が第1次試験の受験を許可されたが、12月3日に行われた第1次試験に出席したのは24人であった（身体検査を合格したにもかかわらず、5人が受験を放棄した。その理由は不明である。身体検査で落ちた1人は聴力が弱いと診断された）³³¹。

12月1日と2日に白系ロシア人向けの濱江省立第一中学校（1-я Правительственная гимназия、「新学制」実施後1938年から、濱江省立第四国民高等中学校に改名）で身体検査が行われた。

12月2日と3日に第1次試験が開始されたが、すべてロシア語での筆記試験であった。1日目は日本史及び満洲国史と地理、西洋史。2日目は数学、代数学、幾何学と三角関数（募集公告になかったにもかかわらず）、そしてロシア語と日本語。

作文のテーマは「満洲国在住五族の一民族である白系ロシア人住民の義務

³³¹ 「ザリャ」紙には、24人の受験者の氏名が挙げられた（Балакирщиков, Бурдин, Виноградов, Зверев, Корнилов, Котенков, Б.Кузнецов, В.Кузнецов, Кочкин, Кулаков, Малков, Маштаков, Матвеев, Пляченко, Севрюков, Середкин, Осирко, Тялшинский, Хотнянский, Швалов, Шамраев, Цвилов, Чеусов, Ярославцев. Заря № 329 5 декабря 1937, с.12）。

(Долг и обязанности русского населения, составляющего одну из пяти народностей, населяющих Маньчжоу-Го)」であった³³²。

第2次試験は口頭試験で、2月に新京で実行されると新聞が報道した。「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙には、建国大学卒業者は「6年間学修を終えた建国大学の卒業生は、政府機関の適切な職位の官吏として任用される」と書かれた³³³。

1938年1月下旬。第1次試験の結果がハルビンに届いた。白系ロシア人志願者24名の中に第1次試験で合格したのは11人だった。「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙は合格者の人数が少ない理由について1月21日に視学官後藤春吉(1934~38、濱江省署文教科配属)にインタビューで尋ねたが、返答を得られなかった。その一方、視学官後藤は次のようなコメントをした³³⁴。

試験の時に若いロシア人青年が得た低い点数は、将来的に建国大学で教育を受けようと思っているエミгранトの若者が畏怖する必要はありません。比較的低い割合でしか受験者が合格しなかったのは、試験の必要条件を受験生が知らなかったからです。来年度、建国大学は新入生の募集を行います。その募集にロシア人も準備しなければなりません。建国大学の卒業が、若い国家の利益のみならず自分自身の利益のための仕事を保証するということをお忘れはいけません。大学を卒業した者は高級官吏として政府で働くことになります。

「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙の記者は、「日本語の筆記問題が難しかった

³³² Там же.

³³³ Харбинское время, № 309 (2142) 16 ноября 1937, с.5.

³³⁴ Харбинское время, № 18 (2204) 22 января 1938, с.5.

た公算が大きい」と記事の最後で推測した。

1938年1月23日と26日に、第1次試験の合格者11名の氏名が「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙に掲載された。2月に新京で実施する第2次試験に向けて学校科目の準備が必要であると新聞が注意した。合格者はハルビンにあった中・専門学校を1936～37年に卒業する見込みの者か、あるいは大学1年生であるかのどちらかであった。その中の6名（セリョードキン Серёдкин、プリャチェンコ Пляченко、ブルディン Бурдин、ツヴィロフ Цвилов、チェウソフ Чеусов、マトヴェエフ Матвеев）が濱江省立第一中学校の卒業生または卒業見込み者だった。また別の2名（マシタコーフ Маштаков、セヴェリュコーフ Северюков）が白系露人事務局附属中学校（公共学校、Гимназия БРЭМ、「新学制」実施後、男子・女子国民高等中学校に改名）の卒業生、1名（コチェニコフ Котеньков）がドストエフスキー中学校（私立学校、Гимназия им. Достоевского）の卒業生で、工業大学（Политехнический университет）在学中だった。他には、商科学校（Коммерческое училище）在学者が1名（ズヴェーレフ Зверев）、商科大学（Коммерческий институт）在学者が1名（アバザ Абаза）いた³³⁵。

第1次試験における建国大学の選抜方法とは何であったのだろうか。

ハルビンで行われた第1次試験の試験委員の構成は不明であるが、試験場となっていた濱江省立第四国民高等中学校の校長グリバノフスキー（Грибановский П. И.）が試験監督をしていたことが新聞から分かった。

1月23日に校長グリバノフスキーは「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙から第1次試験についてインタビューを受けた³³⁶。彼は感想を述べた。

³³⁵ Харбинское время, № 19 (2205) 23 января 1938, с.9; № 22 (2208) 26 января 1938, с.5; № 33 (2219) 6 февраля 1938, с.7.

³³⁶ Харбинское время, № 19 (2205) 23 января 1938, с.9.

一見したところ、筆記試験を受けた 30 人のロシア青年の内 8 人〔筆者：後に合格者は 11 人だったと発表された〕しか通らなかったことは、おかしいと思われるかもしれません。多くの受験生は中学校成績が非常に良かったから、試験の結果も期待できたのではないかと思います。将来高級官吏として就職する建国大学の学生に対する要求が分からない者はこういうふうに思うでしょう。筆記試験の際、試験委員会は受験生の行為を非常に真剣に見張っていました。試験科目の知識を見るだけでは済まないのです。ある受験生は試験中に動き回りました。吸い取り紙でメモしたり、お互いに見せ合ったり、またこそこそ笑ったりしました。こういう行為はすべて受験生が気付かないように試験監督によって詳細に記載されました。そして、受験生の解答を見て、試験中の行為と解答の結果を併せて評価を行いました。

上記から、受験生に対しては試験の点数以外に規律マナーが重視されたことが明らかになった。

2.3 第 2 次試験

上述の「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙によるインタビューの最後に、グリバノフスキー校長は 2 月に実施される第 2 次試験への準備に関して次のように注意した³³⁷。

口頭試験があります。その時また若者の行動を注視します。すべての受験生が 2 月に新京に集まり、数日間首都に滞在します。その時、受験生一人ひとり自分が気付いていないうちに特別試験委員会によって監視されます。受験

³³⁷ Там же.

生は試験に関係のない他のことについて話をさせられます。ただし、その解答は極めて重要な役割を果たします。若者はどれだけ判断力があるのか、また同輩との接し方、また大学当局との接し方、またいかに清潔であるかを観察されます。各科目の上達した成果を見せるだけでは試験には合格しません。若者は学校を卒業したての男子のように自己を見せようとするのではなく、国の利益のために重要な職で働く若者として自分を見せなければなりません。

1938年2月4日に白系ロシア人11名が特急アジア号で新京に着いた（朝にハルビン駅を出発し、午後2時に新京駅に到着）。彼らの交通費は到着後に建国大学側から返金されると約束された。新京駅では建国大学当局側と日本語通訳に迎えられた。

2月6日に「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙は新京から帰った受験生らにインタビューをした³³⁸。第2次試験について彼らは次のように述べた（具体的に誰が何を言ったかは不明で、インタビューの内容は引用の形で掲載された）。「試験に集まったのは全部で数百人でした。その中に私たちがすぐに仲良くなった15人のモンゴル人がいました。彼らはロシア語ができませんが、日本語が上手でした。」「私たちに対する大学当局側の態度はとても良かった。当局の代表者はいつも私たちができるだけ快適になるように世話をしてくれました。」「私たちはすぐに他の受験生と仲良くなりましたが、ハルビン工業大学に在学中のコチンコフ受験生以外は日本語が少ししかできず、私たち〔筆者：受験生10人のこと〕は話すのが難しかった」。

「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙のインタビューには、試験に関するより詳

³³⁸ Харбинское время, № 33 (2219) 6 февраля 1938, с.7.

しい内容も掲載されていた。以下、それを簡単にまとめる。

夜、晩ご飯を食べた後、受験生は各共同寝室に入った。50人用であった。各人ごとに畳の場所があった。2段ベッドのような作りだった。初日、皆が教科書を調べ、試験の準備をした。2月3日、朝7時に起床した。北満学院学長でロシア語が堪能な試験委員会の清水会長がハルビンから来なかったため、試験が延期になった。白系ロシア人の受験生は、数学と日本語の復習をした。朝・昼・晩のご飯は洋食だった。中国人・朝鮮人・モンゴル人はその日に受験した。2月4日、朝7時に起こされ、朝食後、身体検査のためにバスで軍の病院へ連れて行かれた。受験生たちは体調にかかわらずレントゲン検査を受けた。特に肺の状態が注視された。血液検査もあった。軍の病院から日本語通訳付きで市内旅行に行った。

新京の感想はこう述べられた³³⁹。

ロシア人は皆、新京が気に入りました。建設ラッシュで、しかも通りの清潔さによって、市内の秩序に驚きました〔筆者：通りがきれいなため、市内の秩序が保たれているという意味。彼らの知るハルビンとは大きく異なることに驚きを隠せなかったという意味であろう〕。正午に大学へ戻り、昼食を取りました。そして、試験が始まりました。みんな1つの部屋に集められました。そこから1人ずつ試験委員10人のいる講堂に呼ばれました。試験委員会会長は清水教授でした。試験自体は私たちが思っていたものとは全く違っていました。まず、科目に関する質問は1つもありませんでした。私たちは関係のない質問に答えなければなりませんでした。答えは委員会全員に詳細に記述されました。試験は1人当たり25分でした。試験が終わったらまだ

³³⁹ Харбинское время, № 33 (2219) 6 февраля 1938, с.7.

受けていない受験生に会わないように別の部屋に連れて行かれました。〔筆者：その日に〕私たちは試験委員会の人たちに駅まで送ってもらいました。ロシア人である私たちに対して非常に優しい態度を見せてくれました。

実は委員全員 10 名が白系ロシア人 11 名を駅まで見送ったと述べられている。このことから、試験が終わった後も白系ロシア人受験生が試験委員全員に監視されていたことが推測できる。白系ロシア人はそこまで意識していたであろうか。試験のことをこのインタビューで話した受験生たちは、試験中にどんな質問をされたかについては一言も述べていなかった。

以上から第 2 次試験の特徴を見ると、学校科目の優秀な知識より、個人の行動に試験委員がこだわったことが分かる。

2.4 合格者たち

1938 年 3 月 13 日にハルビンに着いた視学官後藤は合格者名簿をもってきた。彼は第 2 次試験の最終選抜にも参加したと新聞が書いた。第 2 次試験に合格した 5 人は全員入学した。

「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙は 5 名の合格者の名前を掲載した³⁴⁰。それはセヴェリュコフ Северюков Р.А. (1921 年生、17 歳)、セリョードキン Серёдкин С.А. (1919 年生、19 歳)、ツヴィロフ Цвиров Е.В. (1921 年生、17 歳)、チェウソフ Чеусов В.В. (1920 年生、18 歳)、マシタコフ Маштаков С.М. (1921 年生、17 歳) であった。このことから、2 つの大切なことが言える。

1 番目は、コチェニコフ以外の白系ロシア人は日本語が下手であったのに、第 1 次試験と第 2 次試験に合格した。日本語が上手なコチェニコフは第 2 次試験

³⁴⁰ Харбинское время, № 68 (2254) 14 марта 1938, с.5.

に合格しなかった。すなわち、日本語能力は合格するための重要条件ではなかったことが考えられる。

2番目は、合格者の出身学校である。セリョードキン、ツヴィロフ、チェウソフは濱江省立第一中学校（1937年時校名）の卒業生で、マシタコーフ、セヴェリュコーフは白系露人事務局附属中学校（1937年時校名）の卒業生であった。これは偶然ではないかもしれない。その理由は次のように考えられる。

関東軍指導下の白系露人事務局に設立された中学校と、濱江省当局により設立された第一中学校は、「新学制」実施（1938年1月）後「国民高等学校」に改名・改組され、国から助成金が入り、学校の運営状況が改善されるようになった。これに対して、金銭的に困窮していた白系ロシア人系の私立中学校は、「国民高等学校」になるための資格を取得できる水準には達していなかった。にもかかわらず、私立中学校の方が人気あった。そのため、白系露人事務局附属男子・女子国民高等中学校と濱江省立第四国民高等中学校は、1938年以降、生徒募集のために自己の名声を上げなければならなかった。「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙は、両国民高等学校出身者から建国大学合格者が出たことは、両校が模範的な学校であることの証明であり、両校の卒業生には建国大学のドアが開かれると強調した。

合格者の名前が発表されたその日に、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙は北満学院院長清水に厳しい選抜の原因を尋ねた。清水院長は「試験ではなく、身体検査が厳しかった」、「建国大学には肉体的に健康な人しか入れません。他の受験生が落ちたのは、身体検査に通らなかったからです」と答え、さらに合格者は4月半ばに新京に着かなければならないと注意した³⁴¹。

建国大学が白系ロシア人 5 名を受け入れたのは周知の事実であるが、建国大

³⁴¹ Харбинское время, № 68 (2254) 14 марта 1938, с.5.

学が受け入れる白系ロシア人学生の人数は当初は未定であったと考えられる。建国大学関連の史料（「建国大学令」、「建大第一期生徒募集公告」）には、第1期の白系ロシア人の採用人数がどこにも記載されていない。ということは、第1期の合格者の中に適切な人材が多ければ、あるいは少ければ、5名という数字にはこだわらなかったと考えられる。

次に、第1期の白系ロシア人合格者の特徴について検討したい。

白系露人事務局ファンドにある建国大学志願者の個人ファイルには、当事務局作成のアンケート様式・内容が使用目的により異なっているが、質問事項は類似している。例えば、当事務局への登録用のアンケート以外に、「建国大学志願者用」とロシア語で目印の付いているアンケートが入っている人もいる。「建国大学志願者用」のアンケートが入っていない合格者もいる。「建国大学志願者用」のアンケートは建国大学が作成したものではなく、白系露人事務局第3部（登録）作成の一般アンケートである。建国大学の第1期生の白系ロシア人卒業生の個人ファイルも頁数が不足している³⁴²。にもかかわらず、筆者は個人ファイルに残っているすべてのデータに基づいて主要な個人情報収集することができた。

白系露人事務局ファンドの個人ファイルを調べた時点では、ハバロフスク地方国立文書館における資料のデジタル化作業のために建国大学の第1期合格者5人中4人分のアンケートしか閲覧できなかった³⁴³。そのため、ここでは分析しているアンケートの中身は4人分のものとなっている。

その4人とも自筆で回答しており、また当事務局への登録日付は異なっているが、一定数の質問事項に皆が同じ答えを書いていたことに気が付いた。合格者

³⁴² 彼らは日本人と一緒に政治犯用のラーゲリに収容された。『歓喜嶺 建国大学第一期生文集』建国大学第一期生会、平成元年七月五日、64～69頁。

³⁴³ 2016年4月のハバロフスクへの出張中にマシュタコフ個人ファイルは閲覧不可だった。

によるこの同じ回答は、建国大学への合格に繋がったと推測できる。

以下に、4人の個人ファイルに添付されていたアンケートを分析し、同じ質問事項への共通する回答をまとめた³⁴⁴。

宗教：「ロシア正教」、国籍：「エミгранト」、学歴：「中学校卒」、家庭の状況：「未婚」、外国語能力：「中学校で日本語を習ったことがある〔筆者：合格者のうち3人は英語と中国語も習っていた〕」、財産有無：「財産なし」、犯罪歴：「犯罪歴なし」、逮捕歴：「逮捕歴なし」、政治的信念：「君主制主義者」、軍事教育歴：「軍事教育なし」、政治団体所属：「現在政治団体に属していない〔筆者：当時ハルビンに白系ロシア人系政治団体が多数あった〕」、ソ連国籍者との接触：「ソ連国籍者との接触なし」、ソ連に親戚有無：「ソ連に親戚なし〔筆者：合格者2人はソ連に親戚がいたが連絡を取っていないと答えた〕」、なぜソ連国籍者と一緒に帰国しなかったのか〔筆者：1935年3月から5月末までに東鉄道売却後、ソ連国籍職員が帰国した話のこと〕：「エミгранトであるから」、ソ連国籍取得歴：「ソ連国籍取得申請をしたことがない」。

個人ファイルを調べるなかで、セリョードキンによるある質問事項への回答に目が引かれた。「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙によれば、1936年に中学校を卒業したセリョードキンは、1937年から「日露学院」（新聞では **Нишно-русский институт**）の学生であった。これは1920年設立の日露協会学校、後のハルビン学院のことであろう。

しかし、「建国大学志願者用」のアンケート（1937年10月20日記入、当事務局への登録は前日19日）に、セリョードキンは自筆で違うことを書いている。

「1936年7月から1937年3月まで、ハルビンにある日本一流のダンシングクラブ「ミョウジョ〔筆者：明星？〕」のオーケストラで働き、バイオリンを弾い

³⁴⁴ ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.51136 (Швиров), д.43047 (Серёдкин), д.52140а (Чеусов), д.42443 (Северюков).

た」〔筆者：白系ロシア人学校での学年は1938年まで毎年6月に終了〕³⁴⁵。また、1937年3月から10月にかけて無職であったと記入されている。「日露学院」のことは一切書いていない。

なぜ、新聞はダンシングクラブ勤務を隠し、日露学院就学というウソをねつ造したのか。その理由として考えられるのは、白系露人事務局とハルビンの白系ロシア人諸学校は1936年から、ダンシングなどの娯楽施設や阿片喫煙所にたむろする白系ロシア人青年を保護・矯正するためのキャンペーンを展開していたということであった。「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙もそのキャンペーンに参加していた。そのため、ダンシングで働いたことがある白系ロシア人青年が高等官吏を目指し、建国大学への第1次試験にも合格したことを、白系ロシア人社会に知らせることが難しかったのかもしれない。

一方建国大学側は、アンケートなどからセリョードキンのダンシングクラブでの仕事を分かっていたにも関わらず、セリョードキンの書類審査を通し、第1次試験と第2次試験に合格させて、最終的に建国大学に受け入れた。この疑問点への答えは、セリョードキンの出身にあると考える。

白系露人事務局作成のどのアンケートでも「ロシア革命勃発前の所属階層（сословие до революции）」という質問事項があった。これに対して第2次試験合格者の回答が異なっていた。チェウソフは「農民 крестьянин」と書き、ツヴィロフは「町人 мещанин」と書き、セリョードキンは「コザック казак」と手書きした³⁴⁶。なお、セヴェリュコーフのアンケートは情報不足で確認不可能であった。また、セリョードキン以外の者は皆ハルビン生まれであった。

セリョードキンは1919年にチタ市の軍事階級（世襲コザック）の家庭に生ま

³⁴⁵ ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.43047 (Серёдкин), л.7.

³⁴⁶ 「コザック казак」は社会階層の区分ではないが、ここではアンケートに書かれた通りに掲載することにした。

れた。アンケートによると、彼の家族 3 人は 1920 年にセミョーフ隊長の部隊と一緒に満洲へ撤退したという。後になって、第 1 期卒業生となったセリョードキンは建国大学からの誘いで当大学塾頭補佐官として就職した³⁴⁷。ところで執筆者は、建国大学関係の写真によく出てくる白系ロシア人の顔は、このセリョードキンのものであることに気が付いた。顔立ちが整っており、建国大学の学生モデル (PR 写真) として相応しかつたのであろう。セリョードキンは優秀な学生であったのか。軍人である父親の影響も含めて、建国大学にとって適切な人材であったのか。詳細は不明であるが、特務機関が白系露人事務局の局長クラスにコザック出身者のみを任命していたという事実から、関東軍はコザック出身の白系ロシア人にこだわっていたことが分かる。

2.5 合格者たちの志望動機

次に、入学の志望理由を検討したい。第 1 期の合格者の個人ファイルには彼らが建国大学を志望した理由はアンケートに書かれていなかった。入学志望の理由を尋ねる質問事項もなかった。

ここでは、第 1 期卒業生 1 人の回想録を取り上げるとともに、各合格者の経済的状况を確認して、入学の志望理由について考えていきたい。

建国大学第 1 期の卒業生チェウソフは、「建国大学におけるロシア人学生」という題名のロシア語の回想録 (A4、全 9 枚) を 1998 年に書き、建国大学同窓会に寄稿した。

彼は次のように書いた³⁴⁸。

³⁴⁷ 『満洲国史』総論、満洲国史編纂刊行会、1971 年、599 頁。

³⁴⁸ 東洋文庫所蔵。Чеусов В.В. Русские студенты в Кенкоку Дайгаку. 2 мая 1998. ハバロフスク地方国立文書館にもチェウソフの手紙や回想録が保管されているが、建国大学同窓会に寄稿された原稿よりも質・量ともに勝っている。ГАХК. Ф.Р830, оп.3 д.48, л.12 об. Письма Чеусова В.В. «Русские студенты в Кенкоку Дайгаку». 1998.

1937 年末に中学校を卒業したら、私はもちろん勉学を続けたいと思いました。その時、11 月ごろ、最近できた新京にある建国大学での勉強を薦められました。しかも、国からの完全な保障があり、勉強は日本語で行われるといいます。そのころ父は不定期のコンサートや教会の合唱で生計を立てていました。だから私は試験を受けることを決めました。志願者は多かったです。私は第 1 次試験を問題なく通りました。首都で行われる第 2 次試験には 12 人が選ばれた〔筆者：11 人のことか？〕。首都での試験は身体検査とロシア語のできる教授との面接でした。

1938 年末に日本語で書いた作文の中でチェウソフは同じ志望理由を述べた。ところで、この日本語での作文は自由テーマで宿題として白系ロシア人学生が建国大学の日本語教授より全員が書かせられたが、チェウソフだけが建国大学への入学志望理由に触れた（原本のままで記載）³⁴⁹。

私は中學校を卒業した時どんな事もする事が出来なかつたが、建國大學の事を聞いたので、すぐ入學試験を受ける積りに成りました。遂に第二の試験に及第しました。建國大學へ入學して、日本語を良く話す事が出来るやうにとめました。それから滿洲國の政府の官吏に成りたいと思つて居ました。

2005 年にチェウソフはイルクーツクにあるロシア語新聞のインタビューを受けた（チェウソフは 2007 年に 88 歳で永眠）。インタビューの内容はチェウソフが経験したソ連時代のラーゲリの話が中心であるが、建国大学の思い出も含ま

³⁴⁹ 東京大学大学院人文社会系研究科文学部図書室保管。『建国大學授業報告 第一號 露人學生に對する日本語教授の報告』建国大学 康德六年七月十日、43 頁。

れている³⁵⁰。彼はそこで、建大入学理由をもっと詳しく説明し、「当時は北満学院がまだ開校されていなかった〔筆者：1938年に開校〕。聖ウラジミル学院は閉校手続きを開始していた」と語っている。1938年に日本人運営の北満学院が設立されたが、チェウソフが話した1937年には、建国大学以外に進路の選択肢に北満学院を入れることができなかった。

以下はチェウソフが新聞へのインタビューと文書館に寄稿したに回想録をまとめたものである。

チェウソフの父は中東鉄道に勤務していたが、1932年にソ連パスポートの受領を拒否した（中東鉄道で働き続けるために1927年から1931年まではソ連国籍保持者であった）ため、ソ連経営の中東鉄道を解雇された。その際、家族は社員用社宅も追い出された。このときチェウソフの母は肺炎で死亡した。チェウソフは父と弟との3人で非常に貧しい生活を送ることを余儀なくされた。父の収入が非常に不安定であったため、息子たちは2人とも無料の男子養育院／孤児養育院「慈善教養院ルースキー・ドム Приют-училище Русский дом」に入れられた。この養育院の院長は元軍人のポドリスキー（Подольский К.И）で、この養育院の養育課程を陸軍幼年学校の形に変更した。そこでの生活は規律中心で、体育の授業時間も多かった。しかしこの教育施設は、中学校の教育レベルに達していなかったため、1935年にチェウソフは濱江省立第一中学校に入学した。彼は台所付きの部屋を月5国幣で借りて、父と弟と3人で暮らしていた。

彼は次に述べた。「日本語をほとんど知らない、何をどのように習うのか、どこで暮らすのか、全く分からない私たちは、〔筆者：建大に入学したことが〕正しい選択をしたかどうか疑問に思いませんでした」と、チェウソフは1998年に

³⁵⁰ Земля Иркутская, №2(25), 2005, с.59-72. «Три жизни: на воле, в рабстве и крепостничестве». http://irkipedia.ru/content/tri_zhizni_na_vole_v_rabstve_i_krepostnichestve

回想している³⁵¹。彼の場合、「正しい選択」には特別な理由があったと考えられる。実は 1938 年に父がコザック合唱団の一員としてヨーロッパ巡業に行き、最終的にサン・フランシスコに残り満洲国に帰らず、アメリカに移住した。後に父は、息子たちがシンガポール経由でアメリカへ移住するように手続きを取ったが、なぜか失敗に終わった。他の白系ロシア人学生はハルビンに両親がいたが、チェウソフは弟しかいなくなった。これから、チェウソフが自力で生活しなければならなくなった。

チェウソフは慈善教養院で体育を始めとする軍事訓練を受けていたので、建国大学入学後の諸訓練にも違和感なく適応できたのではないかと推測できる。彼は次のように言った。「子供のころの軍事訓練のおかげで、建国大学の身体検査に合格できた」³⁵²。

他の合格者の志望理由は不明であるが、個人ファイルを調べると、1937 年における彼らの経済状況が分かった。

セリョードキンは両親と 3 人で月 15 国幣の貸アパートに住んでいた。元軍人である父は収入が不安定で、月に 15～20 国幣を稼いでいた。母は裁縫で月に 18～20 国幣を稼いでいた。

ツヴィロフは両親と妹と一緒に生活していた。父は日本系の「国際運輸」で働いており、月に 50 国幣の収入があった。

セヴェリュコフのアンケートには情報がない。マシタコーフの個人ファイルは未閲覧である。

上記の経済状況を理解するため、1936 年から 1938 年間のハルビン在住の白系ロシア人の平均的な収入を取り上げる。「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙

³⁵¹ Чеусов (1998), с.4-6.

³⁵² Там же.

によれば、当時のハルビンでの生活に困らない程度の月収は 50 国幣であった。月に 150 国幣の収入のある白系ロシア人もおり、彼らは「満足できる生活」を送っていた。その一方、月収が 15 国幣以下の者もおり、1 人での生活にも困窮する状況であった³⁵³。私立学校の教員は月に 5～22 国幣を得ていたが、彼らの多くも貧困状態であったと、新聞は報じている³⁵⁴。

上記から言えることは、白系ロシア人の合格者は豊かな暮らしをしていなかったということである。したがって、入学希望の動機には、経済的なものがあったと推測できる。または、チェウソフが指摘したように、当時のハルビンには白系ロシア人の入学できる高等教育機関がなかったことも影響していたと結論付けることができる。そして時期的に重なるように、1930 年代半ばから当局は「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙を通じて、白系ロシア人は就職のためには日本語の知識の習得が必要であると宣伝し始めた。

このように、進路の選択肢がない時期に日本語の勉強が無償でできる建国大学への募集が始まったことは、白系ロシア人青年にとって同校の魅力を多に高めることになったと考えられる。

次は建国大学における白系ロシア人学生の学習と共同生活について述べる。

4-2 在学中の共同生活・学習環境

1. 第 1 期生が共同生活と学習環境について

1938 年 4 月半ばに白系ロシア人新入生 5 名が新京に着いた。

入学時の塾名簿によれば、150 名の第 1 期生は 6 つの塾に分けられて、それぞれが 23 ないし 24 名で構成されていた³⁵⁵。白系ロシア人学生は第一塾（塾頭は

³⁵³ Харбинское время, № 151 (1631) 9 июня 1936.

³⁵⁴ Заря, №10 14 января 1938, с.7.

³⁵⁵ 『歎喜嶺 建国大学第一期生文集』建国大学第一期生会、平成元年七月五日、302 頁。

石中広次)と第二塾(塾頭は江原節之助)に入れられた。第一塾は総勢24名(中国系10名、日本人11名)の中に、白系ロシア人は3名(ツヴィロフ、セヴェリュコーフ、マシタコフ)であった。第二塾は23名(中国系10名、日本人11名)の中で白系ロシア人は2名(セリョードキン、チェウソフ)であった。

建国大学の塾で1ヶ月間の生活を送ったところで、白系ロシア人学生3名(ツヴィロフ、セリョードキン、チェウソフ)は自分たちが卒業した濱江省立第一中学校(1938年に「国民高等学校」に改名)の教師クヴァトコフスキー(Квятковский Е.И.)宛に、建大内の生活について手紙を書いた。

その手紙は5月13日付けの「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙に掲載された³⁵⁶。以下はその中身である(制服・寝具の話は省略)。

良い生活を送っています。講師や教授、同級生は対応が良く、それに親切です。最初の1ヶ月間、私たちは何もしていませんでしたが、新しい環境に慣れていきました。食べ物は良いのですが、和食のみです。しかし、ロシア人である私たちには米以外に白パンもくれます。毎日の朝食は次の通りです。大きなお釜で炊いたご飯、豆腐と野菜入りの熱い和風スープ、白パン、無糖の日本茶。昼食は、白いご飯、和風スープ、何かの前菜、塩漬けボラ、白パンとお茶。夕食も同じメニューです。毎日夕食の前になお湯の入ったプールのある銭湯に行きます。体を洗って湯につかり、大きな力が出る冷たいシャワーを浴びます。このような入浴後は気分が良いです。制服は保護色です。……壁沿いに敷いている畳で寝ます。部屋の両側にそれぞれ12人ずつ入ります。……授業は5月4日に始まりました。……5月3日に大学の教授と学生たちが協和会の会員になる入会式がありました。大学の開学式は5月2日

³⁵⁶ Харбинское время, №124(2310) 13 мая 1938, с.4.

に開催され、大学旗の掲揚台の前で植樹式が行われました。張景恵総長が木を植えました。五族の代表者6名が土をかぶせました。ロシア人学生の代表者はセヴェリュコフでした³⁵⁷。……大学の全学生は8グループに分けられました。第1のグループはそのほとんどが日本人で、第2、第3のグループは日本語の良くできる満洲人とモンゴル人、そして残りの4つのグループは日本語の能力別に分けられました。私たちの日本語力はとても低かったので、5人メンバーの第7グループになりました。私たちとの授業は特別です。私たちのグループの授業は次のように行われます。月曜日は精神訓練、地理、日本語、フェンシング³⁵⁸、武術訓練。火曜日、満洲国史、西洋史、日本語、作業訓練。水曜日は日本語、軍事訓練。木曜日は精神訓練、数学、日本語、フェンシング、柔術、武術訓練。金曜日は日本語、作業訓練。土曜日は軍事訓練、作業訓練、フェンシング。私たちは朝5時半に起きます。6時に体操、7時に20分間の間に朝食、8時から12時まで授業、12時に昼食、午後3時に散歩、フェンシングあるいは軍事訓練、夜9時に就寝。散歩は農業や作業の説明を受けている農場と畑です。日曜日と祭日は、朝8時から夜8時まで自由時間です。……私たちの授業の成功についてははっきりとは言えませんが、日本語は週に14時間で、ロシア語のできない日本人の先生3人に教えてもらいます。西洋史、満洲国史、地理、数学は私たちがどのように教えてもらうか分かりません。……日本語以外、作業訓練は次に重要な科目です。畑は大学から3露里（筆者：3km強）離れています。ある日農場からの帰りに恐ろしい暴風に遭い、風でなぎ倒されました。この天気は変わりやすく、

³⁵⁷ 下記の『塾生日誌』で分かったのは、入学直後5名は中学校で習ったカタカナで書いたが、セヴェリュコフだけがひらがなを使った。代表者として選ばれた理由は、他の白系ロシア人学生より日本語が少しうまかったかもしれない。

³⁵⁸ 建大関連一次資料では「フェンシング」と「剣道」という言葉が出ている。写真を見ると、剣道訓練以外にヨーロッパ風のフェンシング訓練もあった。その一方、白系ロシア人学生はロシア語で書く時に「剣道」、「武道」を「フェンシング фехтование」、「武術 военное искусство」と書いていた。

夕方には灰色の砂嵐を起こす恐ろしい暴風が起こり、15 歩先も見えません。
私たちの愛する中学校の校長先生と諸先生方に宜しくお伝えください。

この手紙から言えることは、建国大学で白系ロシア人が送った日常生活や食生活は、すべてが日本風のものであったということだ。本来であればそれぞれの民族の文化を大学内で体験させることが民族協和の育成につながると考えられるが、建国大学ではそのような配慮や実践は第 1 期生の 5 年間の学習の間には見られなかった。その一方、白系ロシア人学生は民族差別を感じなかったようである。

白系ロシア人学生は『塾生日誌抄』で、建国大学の開学式についてその日の夜に次のように書いた（原文表示のまま）³⁵⁹。その『塾生日誌抄』の内容は日本語教授らによって『建国大學授業報告 第一號 露人學生に對する日本語教授の報告』に掲載されている。

康德五年五月二日 月曜 開學式

【學生甲〔筆者：セヴェルコーフ〕】

きよおわかいがくしきがきよこうされました。しよくじゆしきがありました。

【學生乙〔筆者：セレデキン〕】

ケサ六ジニオキマシタ。七ジニソオジヲシマシタ。七ジハンニ食事ヲタベマシタ。一ジニヒルゴハン食ベテカラ大學ノ式ハアリマシタ。タイヘンオモシロイデシタ。五ジハンニバンゴハン食ベマシタ。九ジニネマシタ。

【學生丙〔筆者：チェウソフ〕】

³⁵⁹ 『建国大學授業報告』、47 頁。

ケフシキガアリマシタ。タイヘンオモシロイコトデシタ。ソウリダイジンガ
ミエマシタ。タイヘンウレシイデシタ。

【學生丁〔筆者：ツヴィロフ〕】

ケフ、ハエアルカイガクシキガアリマシタ。マンシユウソウリダイジンガミ
エマシタ。タイヘンオモシロイデシタ。

【學生戊〔筆者：マシタコーフ〕】

ワタクシタチハ六ジニオキマシタ。キヨウハカイガクシキガキヨコウアリ
マシタ。七ジニワタクシタチハアサゴハンヲタベマシタ。ソレカラソウジガ
アリマシタ。十二ジニワタクシタチハベントヲタベマシタ。一ジハンニワタ
クシタチハキヨシツニユキマシタ。ソコノカイガクシキガアリマシタ。ソレ
カラソクジュシキガアリマシタ。七ジワタクシタチハタベマシタ。十ジニネ
マシタ。

上記により、白系ロシア人学生の入学直後の日本語能力が、中学校で習ったレ
ベルであることが分かる。また、普通では会うことのできない満洲国の総理大臣
にこの日会うことができた白系ロシア人学生の嬉しかった気持ちがよく伝わっ
てくる。

この『塾生日誌抄』は1938年5月2日から12月4日までの7ヶ月間にわた
って日本語で書かれていた。これは日本語教授の指示だったのだろうか。この7
ヶ月間で、全部で29日分の日誌がある。月に1～3回の割合で誰かが1人ずつ
書いていたということだ。この『塾生日誌抄』によって、彼らの日本語の上達具
合と、学生生活の内容が確認できる。

六月二日 日曜

【學生戊】

ケサ六ジハンニオキマシタ。アサゴハンヲタベマシタ。ソレカラサンポニユキマシタ。ナンコニユキマシタ。アソコニベントヲタベマシタ。十二ジハンニカエリマシタ。ソレカラワタクシハミチニユキマシタ。(註) ミチはマチの誤であらう。

六月十六日 木曜

【學生甲】

今日は石中先生より數學を習った。それから森下先生と原田先生より日語を習った。午後五時半腸チブスにかゝらないようにする注射

【學生丙】

今日は私達にチブスの予防注射しました。今大變痛みます。

七月一日 金曜 【學生乙】

今日八時から先生の講義は始まりました。十二時に晝御飯を食べました。二時から食堂二階に身體検査はでした。

七月二日 土曜 【學生戊】

今日ゴム長靴で教練をしました。午後七時から裏の草原で四塾と共に茶話會をしました。

七月五日 火曜 【學生甲】

今日は上田先生より西洋史を習った。それに佐藤先生より日語を習った。午後三時に腸チブスにかゝらないようにする注射。

七月九日 土曜 【學生丁】

今日は二時に驛へ行きました。哈爾濱へ八時四十分に着きました。家へ來つて兩親を喜ばせました。(註) 七月十一日より末日まで夏季休暇。

夏休の間に白系ロシア人学生はハルビンに帰っていた。

八月一日 月曜 【學生戊】

今日六時半に起きました。八時から始業式があつて作田副總長からありがたい訓辭がありました。午後一時から身體検査がありました。

八月十日 水曜 【學生丁】

今日一時半に注射をしました。二時半に町へ相撲競争を見るに行きました。中々面白いでした。

八月十六日 火曜 【學生乙】

今日十一時に佳木斯へ着きました。其處には三江省の次長は話をしました。そして佳木斯の忠靈塔へ行きました。二時に汽車に乗つて千振に行きました。千振へ七時に來ました。

八月二十日 土曜 【學生甲】

朝早く起て遙拜をして九時十分哈爾濱に着きました。つるや旅館に朝食を喰いて女子高等中學校に話を聞いて外出に出ました。尹君と一緒に私の家へ行つて中食を食て松花江に行つた。そこで舟に來つて太陽島へ行つた。十一時に新京に着つてバスで學校に歸りました。

八月二十八日 日曜 【學生丙】

今日は午前十時に江原先生のお宅を訪問しました。私は日本人の家は始めてゝすから、中々面白いでした。あそこでお話がありました。

九月八日 木曜 【學生甲】

今日は佐藤先生と原田先生と内海先生から日語を習つた。午後農訓が有つた。六時半から綱引が有つた。第一塾二番目のなつた。第三塾にだけ負けました。それに南湖の橋に行つた。

九月十九日 月曜 【學生丁】

南嶺の戰跡を實地につき川村大尉よりお話をうけたまはる。南嶺の兵營附

近まで行軍。

九月二十五日 日曜 【學生丙】

今日はロシヤ人の大祭日が有りました。だから私は先生にその事が云ひましたと、先生は『もういひです』と答へました。私は教會に行きました。そして百貨店に行きました。中々たくさん買ひました。

十月一日 土曜 【學生丙】

今日は八時に出發して南嶺の射撃場へ行つて射撃の演習をしました。私は十二點を取りましたけれど、之は私は初めてしました。

十月二十六日 水曜 【學生乙】

今日佐藤先生の時間に書取を書きました。原田先生は此の前の時間に書いた作文を直して出しました。

十月二十九日 土曜 【學生丁】

武漢三鎮陷落による忠靈塔での祝賀式に午前十時に行きました。式が終つてから別れまして、私は本を買ひに行きました。午後五時に歸りました。そして晩飯を食べてから〇〇先生のお宅へ行きました。其處では第二塾の學生が集まつて汁粉を食べました。そして歌を歌ひました。

十一月一日 火曜 【學生甲】

今日は滿洲史が二時間有つた。そして植芝先生から流武道を習いました。午後福島先生から柔道と島谷先生から劍道を習つた。點呼が終つてから柔道の練習をしました。

十一月五日 土曜 【學生丙】

今日大學の道場開き武道大會がありました。我が第二塾は劍道の試合で勝ちました。大變嬉しい事でした。そして私は明日歸りますのだから喜びます。

(註) 歸省の意

十一月八日 火曜 【學生丁】

午前十一時に大學へ白系露人事務局長キスリチン大將とハルビン協和會露西亞係長加藤様參りました。大將は私達に演説をしまして新聞者が私達の生活に就て質問をしました。そうして諸に寫眞を寫しまして辭去しました。(註)「諸には」「一諸に」の意味であらう

十一月十三日 日曜 【學生乙】

今日ロシヤ受験生は來たから私とマシタコーフ二時頃驛へ出迎に行きました。しかし此の汽車で二人丈來た。外の六名は次の汽車で來ました。受験生が大學に來で日本語がわからないから私は通譯しました。

十一月十八日 金曜 【學生戊】

まだ胃が痛いです。今日三日間何も食べませんでした。

十二月四日 日曜 【學生甲】

今日は聖母宮入祭ですから私達露人は教會へ行つた。二時に私はシエリヨドキン君と共に學校へ歸つた。中食を喰つてから馬に乗つて散歩しました。

ここでは、『塾生日誌抄』での記入をすべて取り上げた。残念ながら日本語能力の関係であろうが、食べ物詳しい話がなく、行事などの感想では「面白い」などとしか書いていない。また、日本人の塾生についての記述もない。ただ、彼らが日本風の生活や行事を珍しく、そして面白く感じていたことは分かる。

2. チェウソフの建国大学：塾生活・日本語学習などの回想

2.1 塾の雰囲気と共同生活について

第1期生の白系ロシア人の中で建国大学に関する回想録は、チェウソフのも

のしか発見できなかった。以下は彼の回想を述べる³⁶⁰。

私たちに〔筆者：在学生と自分のことを「私たち」と表現した〕とってすべては目新しく馴染みのないもので、いろいろな意味で難解なものでした。しかし、塾生活の雰囲気は驚くほど快適でした。日本人学生は日本語学習を親切に手伝ってくれたり、アドバイスしてくれたり、訓練の際に説明してくれたり、やり方を教えてくれたりしました。私たちは中国人ととても仲が良かったです。中国語を思い出しながら、日本語を混ぜて彼らと話をしました。モンゴル人は少しロシア語ができたので親しみやすかったです。……少しずつ徐々に知り合いができ、家庭から遠く離れた生活にも慣れてきました。そして、「アララト・カフェ」にかわいいウェイトレスが働いていたので、私たちは常連としてよくそこへ行きました。

つまり、チェウソフの回想によれば、白系ロシア人学生は異民族の違和感なく仲良く共同生活を送っていた。

3年生の時（1940年のこと）、大学の倉庫に大きなオーケストラ用の吹奏楽器があることを知って、自分が中学校の時に吹奏楽部で楽器を演奏していたため、学内で演奏できる者（ロシア人8名、日本人2名）を集めてオーケストラグループを作った。そのオーケストラのレパートリーは、満洲国歌、日本国歌、日本風の行進曲、ロシアのマーチやワルツなどであった。大学で行われたパレードや運動会などの行事もこの10人のオーケストラが演奏し、好評であったという。

前期が終了する直前の1940年11月に、白系ロシア人学生が日本への修学旅行に行くことになった。ルートは、新京→釜山→下関→大阪→奈良→京都→横浜

³⁶⁰ Чеусов (1998), с.6.

→東京→新潟→清州→新京であった。チェウソフはこの修学旅行の感想について何も書いていない。

他に、塾生活について以下のように述べている。

学生は 30 人収容の塾に住んでいました。その塾は 1 階建てで大きな部屋が 2 つありました。それは寝室と勉強部屋です。勉強部屋には 1 人ずつの独立した机があり、椅子、本棚、ランプがありました。2 つの大きな部屋の間にはさほど大きくはない部屋が 4 つありました。助教授の部屋、トイレ、乾燥室、更衣室です。食事は和食と中華、ときどきロシア風のスープが出ました。筆記用具、教科書、鞆は支給されました。それに加えて、毎月小遣いとして 5 国幣が支給されました。

中学校の頃、父と弟と三人で月家賃 5 国幣の一部屋で暮らしていたチェウソフにとってこの小遣いは大きな額であったと推測できる。

私たちはすべて用意された環境に置かれました。勉強やそれに関連する必要なもの、食事、衣服、運動、肉体と精神を完璧にするための諸活動などです。それは、将来私たちがこの若い国の指導者となるため、また、この学内で生まれた友情を国内の諸民族の間で育て上げていくためです。

日本語学修・諸訓練・勤労奉仕作業についてチェウソフは次に述べた。

私たちの同級生の日本人と中国人は、前期で講義や討論会で孔子や老子について勉強しました。彼らは建国の原理を探していましたが、私たちにはど

うしてもできないことでした。

最初の3年間、私たちは一生懸命日本語を勉強しました。中学校の知識を復習しました。それは、4年生からの3年間に、日本語で科学文献を自由に読み、講義を聴くためです。

1941年に入り、私たちは大学の構内で授業を受けることになりました。学部の勉強が始まりました。いくつかの科目はロシア人だけで授業を行いました。一般の講義は大教室で他の学生と一緒に行われました。授業中にノートを取っていた日本人の友達がその日の夜に授業内容を復習するときに、私たちの復習を手伝ってくれました。

昼食まで私たちは座学を受けました。その後、さまざまな実用的な活動をしました。柔道、合気道、フェンシング剣道、乗馬、グライダー、軍事訓練、農作業を習いました。一言で言うと、すべてを知り、すべてができるこの国の将来の指導者を私たちの中から育て上げようとしていました。・・・この年〔筆者：1939年のこと〕、私たちは乗馬を修得しました。また、グライダーで地上から5mの高さまで上昇できるようになりました。

第1期生の3人は武術の中で柔道が最も上達した、とチェウソフは回想している。

最初の3年間、毎夏、第1期生全員が勤労奉仕作業に参加しました。2、3週間、自動車道路の敷設、ダムの強化、建設予定地の準備、緑化作業をしました。他に、夏には防衛や攻撃のための軍事訓練を行いました。2、3日間、射撃なしで武器を持ち歩いて行軍しました。ガスマスクも使いました。

在学2年目〔筆者：前期のこと〕、生活がもっと安定しました。すべての

授業はスケジュール通りでした。私たちは授業と訓練をうまく修得しましたが、世界で将来的な激変の雷が鳴っていました。5月にハサン湖事件が起こり、ヨーロッパで戦争が燃え上がりました。一番覚えているのは、7月、私たちの全学年はヘイ川〔筆者：黒河のことか〕へ勤労奉仕作業に3週間行った時のことです。私たちは道路の一部を建設しました。その場所はちょうどブラゴヴェシチェンスク市の真ん前にありました。そのとき私は初めて先祖の地を見ました〔筆者：当時のソ連領土のこと〕³⁶¹。

チェウソフは建国大学のイメージについて次のようにまとめた。「大学の主な特徴は、塾生活、また違う民族・学生の共同生活、これに尽きます。大学としてもこのことを最も重要視しました」、「形の上では建国大学は軍の学校でした」。つまり、彼は学内生活における民族協和・五族協和の実現のために環境が用意されていたと述べている。しかし、白系ロシア人学生の場合、日本語能力の関係で訓練時間数が日本語での講義時間数よりが多かったため、建国大学は軍事訓練を重視する学校でもあったという印象をチェウソフが受けたことがわかる。

共同生活について日本人教授が次のように記した。以下の引用は建国大学の塾生活・学修・訓練が日本風にされた理由の説明の1つになるのではないかと考える。

故に片假名や平假名を用ひて單語單文を教示し、説には英語を用ひたり。假名遣は歴史的假名遣に従ひたり。平易普通の漢字は常用の單語單文に於て教示せり。學生はよく勤めよく學びて教授の進度に追隨ひ來れり。

先づ漢、蒙、露人に對する日本語教授の方針としては日本語の正確なる理

³⁶¹ Чейсов (1998), с.4 - 6.

解、自由なる使用を得しむるを主とし、なほ立學の精神に則り、實用的習得に止らず、その學習を通じて日本文化の理解、日本精神の把握に至らしむるを以て目的とし、更に教授事項として購讀、語法、作文、會話、書取を課することゝせり。

つまり、白系ロシア人を含む非日系学生が日本語習得のために、日本への留学の形ではなく、大陸環境の中で日本風の学内環境を作り、日本事情に没頭させる方法が決められたことが分かった。建大の中の日本風の生活スタイルは日本人学生にとっては自然な環境であったが、白系ロシア人学生などへの日本語学習を向上させるためであった。

2.2 官吏になる天命

チェウソフは、回想録で書いた「将来私たちがこの若い国の指導者となる」という運命を、実際に信じていた³⁶²。1938年12月に白系ロシア人学生5名が日本語で作文を書く課題を与えられた。作文のテーマは自由で、5名とも違うテーマにした。内4名は日常のものについて作文を書いた。セヴェリュコフは「滿洲の冬」、セリョードキンは「復活祭」、ツヴィロフ「冬の豫定」、マシタコフは「雀の話」というテーマにしたが、チェウソフが選んだテーマは特に目立つ。彼は「私の將來の希望」というテーマにし、滿洲国の政府の官吏になりたいとはっきりと書いた。彼らの作文は『建国大學授業報告』に掲載されている。

それから滿洲國の政府の官吏に成りたいと思つて居ましたが、私の別の仕事ははつきり解りませんでした。先日、先生が露西亞人達の將來の仕事に就

³⁶² Там же.

て話されました。そこで私はその話からと自分の思つてゐる事とから自分の目的を定めました。満洲帝國の政府は心から國內の人民の生活を向上さし、幸福にさせたいと思つて、政治をやつてゐます。その人民の中にはロシヤ人も入つてゐるのですから私は將來の仕事として、大學を卒業して官吏になり、満洲國の政府とロシヤ人其他滿洲に住んでゐる人達との間の仲介人になりたいと思つて居ます³⁶³。

この短い作文からいくつかの大切なことが分かる。

1. 入学七ヶ月がたった後、建大卒業後にどのような仕事をするかまだはつきりわからなかったこと。
2. 官吏になりたいと思つたきっかけは日本人の先生との話であつたこと。
3. チェウソフの理解では、將來の「白系ロシヤ人」学生の仕事とは、他の「白系ロシヤ人」と政府と、またはその他の民族と「白系ロシヤ人」との間の「仲介者」になること。

数十年後チェウソフは、満洲国における民族協和の実現のためにどうすればよいのかという課題が授業で提起されたことを回想録で思い出した。彼はこの課題を悩んでいたことを回想録に以下に記している。

〔筆者：入学後〕これから前に進まなければならない、協和、さらに、民族の和合と調和への道を探さなければならなかつた。それをいかに達成するか、すべての時代とすべての民族の有名な哲学者、建国大学の教授たちさえも分からなかつたのだから、学生である私たちに分かるはずはなかつた。

³⁶³ 『建国大學授業報告』、43 頁。

上記のチェウソフの回想をまとめると、建国大学内に用意された環境に置かれた彼は五族協和・民族協和の実践がうまくいったことを意味していると考え、しかし、

卒業後に、多民族社会の現実、建設中の新国家の現実に戻されたチェウソフは困ったことが伝わる。建国大学の授業で彼が勉強していた民族協和論を学外で実践するのを難しく感じたと考え。それは、自らが困ることなく学内で生活しており、教授らや上級官吏から白系ロシア人学生を含む在學生に対して丁寧な扱いを受けたからである。

また、太平洋戦争勃発後、1940年代頭に白系ロシア人が中国人と日本人に比べると民族差別を感じるようになり（第1章で述べた全国移動自由制限、毎年移動回数決定、食品支給差別など）、チェウソフによる民族協和の宣伝が時期的に不適當なものであったと考える。

次に日本語教授問題を検討する。満洲国当局や日系企業者は生活向上・就職・進学のために白系ロシア人に日本語学習の必要性を宣伝していた。建国大学の白系ロシア人は日本語を「ゼロレベル」から学習し始め、学内環境は日本語の世界であった。こうして、在学5年間で日本語学習はどのように進んでいたかを見ていく。

3. 日本語教授と塾頭が見た白系ロシア人学生：日本語学習

3.1 入学直後の日本語能力

第1期生が建大に入学した8ヶ月後、白系ロシア人に日本語を教えた3人の日本人教授が「露人學生に對する日本語教授の報告」を作成した。それによれば、白系ロシア人」学生の入学前後の日本語学習・日本語能力の状況は次のようなものであった。

原田種臣教授の報告を取り上げる。

〔筆者：白系ロシア人学生は〕授業開始當時に於いては、日本語の學力極めて幼稚なりき。片假名の五十音圖、不正確ながらも書す。平假名は全く不十分、故に之が矯正教示に二時間を用ひたり。成績良好。日本語の發表能力言語、極く普通の單語單文を辛うじて語る。文字、殆んど漢字を知らず。文章、不能。特に敬語の習得に困難せるが如し。

さらに佐藤教授は、各白系ロシア人学生が中学校で習った日本語レベルをもっと詳しく述べた。それによると、セヴェルコーフは「日本の中學を卒へたる露人に半年、露語を解する日本人に三ヶ月日本語を習ふ」。セレデキンは「嘗て日本の領事館に勤務せる露人につきて三ヶ月日本語を習ふ」。チエウソフとツヴィロフは「日本人につきて二ヶ月日本語、露語の相互教授を行ふ」。マシタコーフだけが「入學前日本語を習ひたることなし」であった。

佐藤喜代治教授は「前期學生の日本語學力は試問の結果、何れも既に不十分乍ら片假名、平假名を心得、文部省編國語讀本卷一、二は讀み得るなれど、日本語による會話は殆ど不可能なることを知れり」、「始め一部露語のよる教授を豫定したれども、都合によりて實現を見るに至らず。學習の狀況につきてみるに、露人學生は性、概して快活純眞、唯氣魄においてやゝかくる所あるやうなり」と書いている。

しかし、建国大学の日本人教授はロシア語が全くできなかつた。建国大学には日本語を初級者に教えるロシア語系の教員は1人もいながつた。「擔任教官はすべて日本人にして、専任の者の外、概ね語學を専門とする者、教授には日本語を以てせり。」「當時開學匆々にして、教官も大陸の諸民族に對する日本語教授の經

験なく、いかにして教育を始むべきかにつきては頗る思慮を要せり」と書かれている。このような状態である白系ロシア人学生に、どのような日本語教授方法が採用されたのか。

3.2 白系ロシア人学生と日本語学習

白系ロシア人学生に日本語を教えていたのは、佐藤喜代治教授、原田種臣教授、森下辰夫教授であった。

1年目は白系ロシア人のみの学習グループになっていた。日本語授業は週に合計11時間であった。その時間は次のように割り当てられた³⁶⁴。

表 1. 日本語授業時間数

授業名	時間数	教科書名
講一	4 時間	標準日本語讀本 上・下
講二	3 時間	小學國語讀本 (文部省三～八)
講三	2 時間	新選日本語讀本 一、二、三
語法・作文	2 時間	プリント
會話		土居光知著『基礎日本語』 (執筆者：(有名な日本の英文学者))

1年目には日本語能力の低い白系ロシア人学生は日本語での教授された授業をすぐに受けることができなかった。

2年目は日本語の授業は同じように週に11時間であった。白系ロシア人学生は「基礎日本語ハ簡易ナル章句ヲ修得、暗記セシメ會話ノ上達ニ資ス」るようになり、日本語での教授された授業が入った³⁶⁵。日本の有名な小説家・文筆家、国語学者のものを読むことになった。

³⁶⁴ 外務省外交史料館「満州ニ於ケル日本語教育ニ就テ (支那視察報告第七号) 自昭和十四年十一月」(アジ歴資料センターJACAR: B05016095000)。

³⁶⁵ 同上。

表 2. 教科書

授業名	時間数	教科書名
講一	3 時間	小學國語讀本 七、八 (文部省)
講二	2 時間	里見淳 『文章ノ話』
語法・作文	2 時間	山田孝雄『中學用日本文法教科書』
日文	4 時間	山本有三選

1939 年 11 月 10 日に日本外務省文化事業部は、建国大学の白系ロシア人の日本語学修状況について「満州及北支ニ於ケル日本語教育ニ就テ」の中で次のように報告した³⁶⁶。

〔筆者：中学校卒業の〕白系露人ハ大体日語二三ヶ月修得ノモノハ又ハ始メテノモノナリ。

露人ハ異語系ナルト多クテ日語素養二三ヶ月ノモノ多ク困難ナルモ性純眞シテ新シキ語學ヘノ興味ヲモチ自國語音ハアクセント弱キタメ發音ハ滿人學生ヨリ容易ナリ一年後ニハ小學校四年生程度ニハ進歩ス。

また、「日語教育上寮生活ヲ榮ミ日常語ヲ主トシテ日本語ヲ用フルコトハ進歩ノ上ニ資スルモノ大ナリ」と述べている。

すなわち、白系ロシア人は言語体系が違う上に、日本語を 2～3 ヶ月しか勉強していない者も多いので、日本語がとても難しいが、性格が純真で新しい語学への興味を持ち、またロシア語の発音はアクセントが弱いので、彼らの発音は滿人学生より発音しやすいと結論づけられた。白系ロシア人の日本語学習やその上達に期待していたことが推測できる。

佐藤教授は、白系ロシア人学生が特別なグループに分けられた理由も述べた。

³⁶⁶ 同上。

「然れども露人學生の程度低く、他の漢、蒙人と同一に扱ふべからざるを以て、露人のみを以て特別の班を編成して、教授を開始し、特に購讀、作文、會話を課することとせり。毎週の授業十四時間の豫定、以後大差なし」。

教材の選択と内容について日本語教授は次に述べた。

漢民族のために實用を主として編纂せられたるものにして、振り假名附、表音的假名遣、なほ漢語の譯文を併記す。小學國語讀本は言語醇正、内容平易にして、適宜の入門書と認められたるを以て使用せり。『文章の話』は純粹なる口語の文章に習熟せしむる意味を以て選擇せり。『基礎日本語』は之によりて簡易なる章句を習得、暗記せしめ、會話の上達に資せんとしたるなり。

換言すれば、白系ロシア人向けの日本語教材、すなわちロシア語解説付きの教材は使用されておらず、その編集の必要性がなかったようである。

建国大学風の日本語教授の結果を確認しよう。

日本語学習開始1年目について原田種臣教授は次のように感想を述べた。

七月初（夏休暇迄）に於ける成績は進歩顯著なり。是實に一方には塾生活に於て日系學生の間に在りて習得至便なる故なり。ここに興味ある現象は彼等の使用する言葉は、日系學生間相互に使用する所謂ゾンザイなる言語にあらずして、すべて國定教科書に見るが如き上品なるものなることなり。

森下辰夫教授は、「假名程度の智識の者、年末には小學校四年程度の日人と殆

ど大差なき作文を作るに至れり」と書いた³⁶⁷。

佐藤教授は他の民族と比較しながら、白系ロシア人学生の日本語学習能力を次のように報告した³⁶⁸。

而も長期に亘りて勉學の困難に堪へたるは感ずべし。勿論、訓練及び學科は各民族共學の故に教授用語は日本語に限り、又各民族同一の塾に起居し、日本語によるにあらざれば生活する能はざるが如き環境と共にその民族的自覺に基きて日本の實情、日本の思想を究明せんとする熱意が彼等を發憤せしめ、その學習を助長したることを考慮せざるべからず。就中漢字の習得に對して特に興味と熱意とを示したるは注意を要す。發音は漢人の如き、字音の類似のため却つて自己の習癖を脱し難きに比して、その缺點少し。主として日本語を用ゐて教授に當たるため、教授者も説明に窮すること一再ならず、學生も學習に苦しみ、漸次和露辭典を以て補助となすに至れり。辭書は漢、蒙、露人に對してすべて新村出編『辭苑』を與へたるも、露人は未だ之を活用するに至らず、自習においては、復習に専らにして、豫習にはその時間と能力とを缺きたる模様なり。第二學期後半に及び、進歩著しきを感じしむ。日常簡易なる會話はさほど不自由を覺えず、更に進んで文法の教授、日本新聞の購讀、日本歴史の研究などを希望するに至れり。

原田教授は「本學年度末には一般の講義の筆記も可能なるべし」と結論したが、佐藤教授の報告を読むと、彼は違うことを心配していたことが分かった。それは、一般の講義の筆記よりも講義内容の理解の問題であった。彼は「然れども他の學

³⁶⁷ 同上。

³⁶⁸ 同上。

科の講義はなほ理解困難にして、従つて、その成績も見ろべきものなく、漢、蒙人學生と同一に取扱ふことも未だ不可能なる現状なり」と書いた。

上記を読むと、学内教授用語は日本語に限るといふ日本語学習方法は良い結果を出したのではないかと考える。短期間で白系ロシア人は、日常の日本語会話ができるようになり、日本語新聞もある程度までに読めるようになったが、やはり日本語上達には限界があつたと日本人教授が結論づけた。日本語学習の8ヶ月で学科の講義をまだ理解できない状態であつた。

2年目からの日本語教授の特徴について森下教授は、白系ロシア人學生が特に土居光知氏著『基礎日本語』の教科書の学習進度が「概して速し」と報告したが、「但し常に此の進度を持続するは不可能ならん」と結論づけた。彼は、その理由をこのように説明した。「語學は程度の高度と進度とは反比例するを普通とす」³⁶⁹。つまり、外国語を勉強すればするほど難しくなるので、進み方が遅くなるということの意味した。

日本語学習進度を早くするために以下の学習方法を薦めた。

1. 環境（日本語の必要度、日人學生との共同生活）
2. 好奇心（全く異なりたる語脈に對して）
3. 露語は日本語と同じく、アクセント弱き言語に屬し、此の點滿人學生より容易なり。教科書は、假名つきのものの方宜し。讀み得る事は既に向學心を鼓舞するものにして、最初より、讀方、書方、意味の三重的負擔を課するは過重と思惟さる。此の向學心を刺戟する事は振假名なき教材にて遅々と進むより全體的に一段と強化せしむるに有効なりと思惟す。且つ、或程度迄進みたる上は一週に一度は自由作文を課し訂正の上返還したり。之亦有効なりき。

³⁶⁹ 同上。

3.3 塾における諸民族との生活・塾の日本語使用・塾内行為

上記は日本語の授業における白系ロシア人による日本語学習問題、上達結果、これからの課題を日本語教授3名が報告したものである。

以下は、塾における日本語と白系ロシア人学生の生活について塾頭江原節之助助教授による報告を紹介する。

江原塾頭は白系ロシア人学生の塾への配置を説明した。

建國大學設立の趣旨に鑑み塾編成に當りては民族共塾制を取り六箇の塾各々各民族の混成を以て組織せり。而して白露人塾生は五名あり。依つて一塾一名ずつ五箇の塾に編入せんとせしも、中三名の者は日語の知識殆んど無く、纔かに『お早う』『有難う』程度の會話を能くするのみにして不便を感じざる事大なるを以て、一箇の塾に二名、次の塾に三名と分割集團制を取れり。而してその二名中の一名、及び三名中の一名は若干日語會話をなし得るを以て是をして通譯の役をなさしめたり。

この通譯者は学生のセヴェリュコーフだったのではないかと推測できる。彼は、入学前に合計で91ヶ月日本語を習っていたからである。

しかし、

入塾後一ヶ月位經過して、日語の授業の漸次進展すると共に、彼等も日語習得の熱意愈々旺盛となり、同塾日人につきて日語會話の練習をなす一方、常に和露辭典を携帶して未修の單語に遭へば必ず辭典につきて之を質し、以て自己の知識となす等相當努力を繼續し來れり

ということにかわった。すなわち、通訳者の必要性は徐々に減っていった³⁷⁰。

入塾後の白系ロシア人は、環境の変化になじめず仲間内ではロシア語で会話をしていたため、厄介者を見なされるようになった。

入塾当初は塾頭の注意訓話等は勿論日常起居の指示に至る迄、先づ其の通訳者が了解せるや否やを確めて而る後に他の露人塾生に通譯せしめて辛うじて用を便じたり。他民族の塾生とは談話する事困難なるに加へて、人数は少く、生活状態は急變し、萬事他民族に比して最悪条件の下に置かれたるを以て、五名共寂寥の感を抱き暇あれば五名必ず相寄り露語による談笑に耽りて喧騒を極め、作業（農業、掃除等）中も百米位隔つる位置にありて尙大聲同民族に呼びかけて頻りに談話をなし、遂には擅に作業を休止して相集りて團樂をなす等、訓育上最も厄介者視せられたり。

すなわち、第1学期における白系ロシア人学生は「5名のサークル」を作ったことによって、諸民族間コミュニケーションが導くべき民族協和の実現に適応しなかったであろう。

第二學期（自八月）に入りてより漸次建國大學の使命民族協和の問題につきて漸次指導を始めたが、大體に於て其の大本を理解し得る程度に達しあり。茲に塾生活と日語習得とが單に生活上外面的のみならず、思想上内面的に密接不離の關係を生じ、他塾生との交渉も活潑となり、同時に諸訓練も逐次第一學期の態度を改めて眞面目の活動を開始し來れり。十二月下旬、余は露人塾生二名を率ゐて三河（海拉爾の北方）地方の露人村落の視察に赴きた

³⁷⁰ 同上。

るが、二名は余の通譯をなし、大體その目的を達する事を得たり。露人塾生は今日の日語の程度に於ては尙塾生活の上に多大の不便あることは否む能はざる所なれども、過去一ケ年の実績に徴して其の將來は大いに期待して可なりと信ず。

第 2 学期に入ると、日本語が上達すればするほど白系ロシア人学生は自らの「5名のサークル」から出ていき、他民族の学生とコミュニケーションを取るようになった。このように、民族協和への道は日本語学習にあると建国大学は考えていたことが分かった。

4-3. 建国大学卒業・大同学院進学・進路

1. 卒業論文・建国大学第 1 回卒業式

第 1 期の学生は後期 3 年目に卒業論文の作成に入った。山根は次のように述べている。

「建国大学で学生たちがちゃんと論文を提出したのは、この第 1 期のみであった。1943 年秋の学徒出陣に伴い、日本人学生の大部分は入隊し、朝鮮族学生も志願して入隊した。後に残ったのは非日系学生と若い日系学生ばかりで、卒業論文の提出を強制することはなかったのかもしれない。……経済学科の場合には、具体性をもった実証的な論文が比較的によく提出されたようである」³⁷¹。

この文章から考えると、第 1 期の白系ロシア人卒業生の特徴は卒業論文の提出であったと言える。第 1 期の全卒業生は全部で 106 名であった。その内に白系ロシア人は 3 名（セリョードキン、チェウソフ、セヴェリュコフ）だった。1938 年に 5 名だった入学者は 1943 年に卒業時には 2 名減少してしまった。そ

³⁷¹ 山本 (2003)、285 頁。

の 2 名はどうして皆と卒業しなかったのか。学生ツヴィロフの個人ファイルに日本語の履歴書が添付されている。それによれば、彼は 1942 年に「病氣ニ依リ一ヶ年間休學」と記載されている。彼が建国大学政治学科を卒業したのは、第 2 期生と一緒に 1944 年 6 月 19 日であった。学生マシタコフの名前は 1943 年以降、ロシア語のマスコミから消えた。回想録を書いたチェウソフはマシタコフについて一言も書かなかった。中退したのか。

白系ロシア人学生は 1943 年初頭に卒業論文の作成に入った。卒業論文のテーマは自由であった。彼らの卒業論文の題目は次のようであった³⁷²。基礎学科所属のセヴェリュコフは「協和会論」、経済学科所属のセリョードキンは「ロシアの農業と協同組合」、経済学科所属のチェウソフは「東支鉄道と北満農業」であった。

チェウソフは自分の卒業論文について次のように回想している³⁷³。

1943 年初頭、私たちは卒業論文を自由テーマで書くために 3 ヶ月間与えられました。私は経済学科を卒業見込みだったので、『地方の発展における中東鉄道の役割』というテーマに決めました〔筆者：中東鉄道売却前の時期がテーマである〕。卒論を書くためにハルビンにある元管理局附属資料館に行きました。ソ連が鉄道を売却後、鉄道の役人はすべての資料を放置したままでした。資料館で私が見つけた資料で論文をいくつか書けたと思います。だから私の卒業論文は高い評価を得ました。

1943 年 6 月 12 日、第 1 期卒業式が挙行された。満洲国皇帝もこれに親臨し

³⁷² 同上、279、283、285 頁。

³⁷³ Земля Иркутская, 2005, с.59-72.

て、学生の演武を天覧した上、卒業証書授与式に出御した。卒業生は張総長より高等官試補辞令が授与された³⁷⁴。この日もまた卒業生は普通には会うことのできない皇帝に彼らを会わせることによって、白系ロシア人卒業生を含む卒業生が今後の国家の重責を担うことを意識させた。

2. 大同学院と任命

ここで、大同学院における特別課程とその卒業後の進路、満洲国の官吏となった第1期の白系ロシア人卒業生の1945年終戦までの活動を確認する。

セヴェリユコフ、チェウソフとセリョードキンの3人は、建国大学を卒業してすぐに国務院総務庁高等官試補に任命され、1943年7月に大同学院に入学した。同年10月16日、彼らは入学から3ヶ月で卒業した。

建国大学を卒業した時の「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙へのインタビューで、

私たちは何回もいろいろな村への研修旅行をしました。学内では自分の畑で働いて農作業を実践的に学習できました。また、農民の労働を直接体験しました。私たちの大学では、肉体訓練、特に精神訓練にとっても重要視されています。武道の数々、剣道、乗馬、グライダー、軍事訓練、それ自身興味深いですが、それと同時に私たちの『スパルタ教育』の教養において重要な要素でした。

と3人が発言した³⁷⁵。

³⁷⁴ 同上、278頁。

³⁷⁵ 白系露人事務局フォンド保管の個人ファイルに新聞の記事の切り取りが残り、新聞発行年月日は不明である。
ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.43047.

チェウソフは、建国大学における5年間の学修を「幸せな青年の頃だった」とまとめて評価した。「私たちは自由に暮らし、勉強し、遊んでいました」³⁷⁶。

3. 進路

セリョードキンは経済学科を卒業したが、任命されたのは建国大学塾頭補佐官であった。「塾生活の体験者であるだけに塾教育の長所、短所をよく理解しているので、塾教育の改善に大いに役立った」と『満洲国史』総論で述べられている³⁷⁷。セリョードキンは、1944年8月に初めてハルビンで実施された建大入試第1次試験の監督に入った。同年10月に建大の「白系ロシア人」学生を三河地方の研修旅行に引率した³⁷⁸。

セヴェリュコフとチェウソフは経済学科を卒業したが、経済関係の仕事ではなく、協和会濱江省本部に配属された³⁷⁹。

彼ら卒業生は全員で毎月の報酬は150国幣であった。当時は生活に困らない金額が50国幣であったので、彼らの報酬はとても高いものであったと考える。情報不足のためセヴェリュコフについてこれ以上確認することができなかった。

チェウソフは次のように回想している³⁸⁰。

私はハルビンにある協和会露部に配属されました。そこで1年間研修のために働き、それと同時に日本語を教授しました。1945年初頭に、ハイラル

³⁷⁶ Земля Иркутская, 2005, с.59-72.

³⁷⁷ 『満洲国史』総論、1971年、599頁。

³⁷⁸ Рубеж, № 33 (802) 10 ноября 1943.

³⁷⁹ 白系露人事務局フォンドに保管されている個人ファイルの中身は1940年代後半に何回か整理され、中身が取りぬかれたが、第一期生のツヴィロフの個人ファイルに日本語での履歴書（北満学院に講師として任命されるまでに）が残っている。ГАХК Ф.Р830 оп.3 д.51136.

³⁸⁰ Земля Иркутская, 2005, с.59-72.

市にある協和会露部に転属されました。『赤系ペスト（筆者：ソ連のこと）』とソ連で始まった農業の集団化から満洲へ逃れたザバイカル・コザックが定住した三河地方をすべて巡り、彼らに新しい国の政策を説明し、当局へ渡すために彼らの希望と要望を集めました。国の主要な原理を実現する協和会という組織の主な事業は、前述のようなものでした。

ところで、彼は官吏としてどのような人物であったのだろうか。彼の個人ファイルには、彼が卒業した中学校の元校長グリバノフスキー（1940年代にハルビン市署文教科視学官）が1944年2月4日に書いた、チェウソフに対する推薦書が含まれている。その中にはチェウソフに対する評価が次のように書かれている。「彼のことを昔から知っている。職員としては普通。性格は普通。全体的な感想は中レベル。不埒な行為をした記録もない。人間としては悪くない。推薦できる人物だ」。この評価によると、建国大学を卒業した優秀な人材とは思えない内容となっている³⁸¹。

この章の内容をまとめる。

建国大学の日本語学習方法は効率的で良い結果を出した。白系ロシア人から日本語通訳者を育てることに成功したと言える。彼ら白系ロシア人にとって建国大学はあくまでも日本語学修のための大学であった。国家官吏になった第1期の白系ロシア人学生は、白系ロシア人社会から引き抜かれて建国大学に学び、卒業後は再び白系ロシア人社会との仲介者として入れられるという形であった。彼ら卒業生は建国大学で教授された思考を持ち、満洲国にとって好ましい若い白系ロシア人の人材となったが、民族協和の実現に工夫したという印象が残る。

ただし、白系ロシア人入学志願者の選抜方法、は能力よりもソ連との接近度の

³⁸¹ ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.52140а, л.14.

有無に片寄ってしまい、官吏として適性の無い人材も大学に受け入れたことがあったと考えられる。これは「建国大学志願者用」のアンケートの回答の分析から推測する。

セリョードキンは建国大学に残り、ハルビンに住む白系ロシア人社会との接近頻度は低く、在学中の白系ロシア人学生に限った。チェウソフは、聞き取り調査以外に日露翻訳者（当局による資料など）や通訳者を務めており、特に官吏としては目立たなかったという印象が筆者に残った。

白系ロシア人学生の人生において、建国大学はどのような役割を果たしたのであろうか。建国大学卒業後に短い間ではあるが就職や生活が安定してうまくいった³⁸²。

満洲国はどのような目的で建国大学に白系ロシア人を受け入れたのか。建国大学への白系ロシア人の受入れの目的は多民族国家満洲国の国民であることを白系ロシア人社会に意識させることにあったと考える。当局は特に「新学制」導入が起こした白系ロシア人社会による反発・満洲国政策に対する不満の時期に建国大学への受け入れは白系ロシア人が五族の一民族であることを証明することにつながった。白系ロシア人は満洲国社会における建国大学でも入学ができ、官吏になり、白系ロシア人社会を満洲国社会における平等な扱いを受けている、満洲国民として認められていることを見せるためであった。そこから、白系ロシア人は満洲国の統治に従うようになるだろうという推測が満洲国当局にあったと考える。さらに、一般学校への「新学制」導入、白系ロシア人高等教育学校の

³⁸² 終戦後の運命。1945年10月、チェウソフはソ連軍内のスパイ取締りの特務機関に建国大学の第1期と第2期の卒業生全6人は逮捕後、囚人列車でラーゲリに送られた。チェウソフが回想の中で特に不満を表したのが、1945年8月時点で建国大学に在学していた白系ロシア人学生11人が逮捕されることなく、逆にソ連国境警備隊、内務省、および国家保安委員会日本人抑留者の日本語通訳となり、その後もソ連で出世していったことである。セリョードキンとチェウソフはさらにラーゲリからの釈放後も、ソ連社会で差別を受けた。服役歴があったためソ連社会には受け入れられず、就職も難しかった。1990年代に建国大学の日本人卒業生の日本での同窓会に誘われたセリョードキンは、来日しなかった。ちなみにチェウソフは何度も同窓会のために来日している。セリョードキンとチェウソフの名誉回復は1956年であった。2人とも2007年に永眠した。

整理がよりスムーズに実施できるよう、社会不満を和らげるようのものであったと推測できる。

追加の目的は存在していたと考える。1) 民族は一般的に自己のグループで集まる傾向にあるため、建国大学に国際的な環境を作って異文化を学ばせて諸民族の学生をふれあわせるためであった。建大に在学する日本人や中国人らが、白系ロシア人学生と親密な接触をすることにより、各々が民族の文化的・心理的な違いを体験できた。もしこの共同生活における体験がうまくできなかった場合には、問題点そして解決策をその時その場で検討することができたと考えられる。2) 建国大学に在学する非ロシア語系の学生にとって、ロシア語を外国語として選択し、学習の場のみならず日常生活の至るところで、白系ロシア人学生とロシア語の練習ができたと考えられる。3) 当時は日本語教育を大陸で普及させる政策が実施されていた時代であった。日本語教育普及に関する研究が多く行われていた。白系ロシア人学生の日本語学修の問題と結果を建国大学内部で研究ができたと考えられる。

建国大学への入学可は白系ロシア人社会にとってどのような意味を持っていたのか。

エリート大学を卒業した好日的な政治観を持つ白系ロシア人第1期生は満洲国の官吏になった。建国大学の設立までに白系ロシア人は官吏になれる道は他になかったのか。いや、そのようなことはなく、第1章で述べたように建国直後に中央・地方行政機関、協和会に白系ロシア人が採用されていた。1943年12月に白系露人事務局が満洲国総務庁に所属されるようになり、中央行政機関の補助機関となったが、ステータスが変った白系露人事務局に建国大学卒業生が任命されていなかった。建国大学卒業生は白系露人事務局から離された印象が残る。

5年間にわたる建国大学での学修中に、白系ロシア人学生は白系ロシア人社会が実際に抱える問題を体験しなかった。卒業後自分たちの生活は安定化したが、白系ロシア人社会に対し満洲国の官吏として貢献するような資料も見当たらなかった。

白系ロシア人卒業生の場合、建国大学卒業によって白系ロシア人社会の実態を改善することがなかった。その理由は、任命された立場は白系ロシア人社会問題を解決・担当する立場ではなかったことにあった。満洲国当局の対白系ロシア人政策に影響を与えるものではなかった。建国大学への入学と卒業は満洲国社会における白系ロシア人の社会的地位を高めたかというとそのことはないと考ええる。白系ロシア人社会全体にとって建国大学での修学は何ら影響を与えるものではなかった。

白系ロシア人学生の5年間在学の間、白系ロシア人社会が教育取得問題で悩んでいた。満洲国当局は白系ロシア人社会のために1938年からロシア語での技術教育取得の道を開いた。この技術教育について次の章で検討する。

第5章 「新学制」実施産物の技術者養成教育機関と白系ロシア人：

—ロシア語による技術教育—

1937年10月28日、満洲国民生部大臣は聖ウラジーミル学院を視察した際、白系ロシア人学生と教職員に向けスピーチした³⁸³。

満洲国政府は共産主義者以外、帝国在住のすべての民族青年を援助する義務を有している。帝国の産業発展のためには熟練した技術労働者となるべき青年は注目に値するものである。

すなわち、満洲国当局は白系ロシア人青年にロシア語での教育を施すのであれば、技術教育を中心に学校を設置することを計画していたと考える。換言すれば、満洲国における白系ロシア人青年の多くは技術教育の軌道を敷かれた。このようにして、この章で扱う2校の技術教育の学校が設立された契機となった。それは高等教育機関とされた北満学院と職業教育機関である哈爾賓鉱工技術工養成所であった。

5-1. 満洲国産業開発五ヶ年計画と技術教育の計画

ここでは、満洲国産業開発五ヶ年計画について説明する。以下の内容は、原正敏の論文を元にしてまとめたものである³⁸⁴。

満洲国の経済開発が関東軍の軍事的必要を第一義として推進された。そのた

³⁸³ Харбинское время, №291(2124) 28 октября 1937, с.5.

³⁸⁴ 原正敏「満洲国」の技術員・技術工養成をめぐる若干の考察『技術教育学研究』、v.10, 1996、1～17頁。

め、関東軍と満洲国政府による作成された「満洲産業開発計画」1937年から実行し始まった³⁸⁵。

1937年6月、機械・技術員・資金は日本より援助することが決定され、大量の上・下級技術員、熟練工の早急な調達方策が提案された³⁸⁶。最初は、満洲での養成計画はほとんどなく、日本からの上下技術員学校卒業生を満洲へ供給することが決定されたが、1938年度に日本内地・外地（満洲・台湾・朝鮮）への日本人の大学・中等学校卒業生の供給問題が発生し、特に満洲・関東州には人材が不足していたため、1938年8月関東軍参謀長から陸軍に対する「満洲国技術員養成に関する指導者派遣方」を要請し³⁸⁷、1938年11月に「満洲国」における技術要員養成の基本方針が決定された。満洲国産業部によると、1942年に整備すべく総労働力量のうち技術要員が占める割合は次のようだった。

表 1. 技術要員割合

技術要員	高級技術員	大学卒業程度・ 専門学校卒業程度： 新京工鉦技術院 奉天工鉦技術院 哈爾浜工業大学 日本の大学 日本の専門学校	0.43% 0.87%	技術的訓練 2年以上 98%日本内地人	計 1.30%
	普通技術員	各工場・事業場に附属 する自家養成機関 南満洲鉄道株式会社の 養成所： 工作工養成所、南満洲 工業学校、撫順工業実	3.00%	技術的实际訓練 半～1年以上 90%日本内地人 10%中国人その 他民族	48.07%

³⁸⁵ 藤原彰・今井清一『五十年戦争史 日中戦争』、1988、155頁。

³⁸⁶ 南満洲鉄道株式会社『満洲五箇年計画概要』1937年、29～39頁。

³⁸⁷ 『満洲日日新聞』1938年9月4日。

		習所、本溪湖工業実習所その他			
	技術工	各種の技術を修得する多能工＝熟練工、単一の技術を修得する分業工、その他平職工の者 白系ロシア人向けの哈爾濱鉍工技術工養成所	42.40%	80%中国人 18%日本人 その他の民族 (朝鮮人、白系ロシア人など)	
不熟練労働者					51.93%

満洲産業開発五ヶ年計画によれば、必要な工業人は高級技術員 7,000 名、普通技術員 20,000 名だった。

表 2. 技能種類別割合

技能の種類別	機械	電気	採鉍	冶金	応化	土木	建築	その他	一般工
高級技術員	28.4%	17.7%	16.3%	7.9%	18.4%	5.5%	3.8%	2.0%	—
普通技術員	34.1%	22.6%	14.6%	4.2%	9.1%	4.9%	3.2%	7.3%	—
技術工	23.0%	7.3%	4.5%	2.9%	3.0%	2.1%	1.2%	7.7%	48.3%

1938 年 12 月、満洲国の「国家代行機関」として満洲鉍工技術員協会が設立された後、安東養成所、奉天養成所、旅順工科大学附属技術員養成所、哈爾濱鉍工技術工養成所の設立計画が建てられた。学科は、鉍山、機械、電気、応用化学の 4 科で、養成期間は 1 カ年、全寮制で、授業料その他学費は無料であった。

養成所の機構は、機械・電気・鉍山（採鉍）の 3 科に分れ、修業年限は 1 ヶ年とされた（哈爾濱鉍工技術工養成所の場合 2 ヶ年）。所生は学寮（寄宿会）に収容し、食事、被服、教材を支給され、学習手当も給与された。

白系ロシア人の場合、普通技術員は北満学院工業部にて育成されることになった。以下に北満学院問題について述べたい。

5-2. 北満学院

1. 設立経緯、教育内容、進路：(商学部、工学部)

1937年12月30日に「ハルビンにロシア人のための大学が建設予定。満洲国政府によりロシア青年に対する配慮」という題名で記事が「ザリヤ」紙に出た³⁸⁸。公式な設立は1938年2月末であった。入学可能年齢30歳まで。商学部3年制。工学部4年制。工学部は「電気・機械科 Электро-механическое отделение」と「工学・建築科 Инженерно-строительное отделение」があった。「必要があれば、他の学部も設置される」と当局が述べたが、これは実現しなかった³⁸⁹。日本語学習は商学部が週17時間、工学部が週14時間。授業料年70国幣³⁹⁰。北満学院の院長は哈爾浜学院教授を務めた経験を持つロシア語通で白系ロシア人向けの旧商科大学学長であった清水三三が就任した³⁹¹。ハルビン工業大学に残留していた白系ロシア人学生は北満学院工学部に収容された。教職員は白系ロシア人19名、日本人11名、その他3名の合計33名。1941年時点では学生総数は311人であった。この大学について詳しく述べたのは、中嶋毅である(2006)³⁹²。中嶋によれば、北満学院商学部卒業者の就職先には教育機関や官公署、金融機関などが多く、工業学部卒業者の就職先はハルビン鉄道局やさまざまな工場であった。ここでは、北満学院の歴史・沿革について述べるものではなく、五族協和の実態に焦点を当てて満洲国当局及び日本特務機関の対白系ロシア人教育

³⁸⁸ Заря, №354 30 декабря 1937.

³⁸⁹ Харбинское время, №52(2238) 25 февраля 1938, с.5.

³⁹⁰ Харбинское время, №54(2240) 27 февраля 1938, с.11.

³⁹¹ 中嶋 (2004)、72頁。

³⁹² 中嶋毅「満洲国北満学院の歴史 一九三八-一九四五年」『ロシア史研究』 Vol. 79 (2006)、42-60頁。

政策の方針について北満学院を事例にして取り上げたい。

2. 北満学院に対する白系ロシア人の不満

「新学制」実施後、白系ロシア人社会では中学校以上の進学問題が生じ、白系露人事務局に対する不満を表明することが多くなった。その結果、白系露人事務局局長キスリーツィン(Кислицин)は在ハルビン日本特務機関宛に1939年6月28日付で「ロシアのエミгранトの高等教育の実態」という題名で嘆願書を提出した³⁹³。その内容は白系ロシア人の職業教育と高等教育の場所問題を取り上げた。ポタポワはこの嘆願書に言及してはいるが、内容の分析を行っていない。本稿では、その内容を分析する。

嘆願書の内容は同事務局長及び職員のイニシアチブにより作成されたものではなかった。白系ロシア人社会を代表する機関としての白系露人事務局は自らの有力や社会内におけるステータスを保持するためにこうしたクレームや苦情に反応しなければならなかった。それは行政機関としての白系露人事務局の義務であった。白系露人事務局はこの嘆願書を特務機関宛に作成したことは、1939年時点では特務機関が白系ロシア人教育政策への直接的に影響があったことを証明している。白系ロシア人は同事務局を通じて特務機関による影響下で満洲国当局が对白系ロシア人教育政策を考え直すことを期待していたに違いない。

白系露人事務局が1937年～38年にかけて閉鎖された白系ロシア人向けの高等教育機関について「閉鎖は大きな誤りである」、「北満学院以外に進学する場所がない」と指摘した³⁹⁴。他に、齒科学校の閉鎖、東洋学部の予定より1年早い閉鎖を批判した。東洋学部は白系ロシア人日本語通訳者を企業や行政機関へ提

³⁹³ ГАХК. Ф.830.Оп.1.Д.40. Л.189-194.

³⁹⁴ Там же. Л.189, 192.

供していたにも関わらず、閉鎖により日口通訳者が不足することを報告した。さらに、「手遅れになる前、すなわち 1939 年 8 月 1 日までになすべき改善策」を提示した³⁹⁵。1) 東洋学部の閉鎖決定を取り消し、運営の継続を許可。2) 東洋学部を高等教育機関の地位に改編。3) 北満学院での学習課程を改善。4) 師範学部の新設。特に「第一の誤りは、満洲国における唯一の高等教育機関として白系ロシア人向けの北満学院の設立」であると批判した。以下に、嘆願書の内容をまとめていく。

問題 1. 日本語教授問題の未解決

北満学院はロシア語で公式に「北満大学 Северо-маньчжурский университет」と名付けられた。北満学院を作るために 2 つの白系ロシア人向けの高等教育学校、すなわち 1937 年設立の商科大学（日系幹部）と 1934 年設立の聖ウラジーミル学院（白系ロシア人幹部に日系顧問付）が満洲国当局により 1938 年 2 月に閉鎖された。商科大学の商業科と聖ウラジーミル学院工業部の在学学生のみが北満学院に編入された。大学の幹部は日本人のみとなった。満洲国当局は聖ウラジーミル学院工業部卒の学生は日本語能力が低いと指摘し、北満学院を設立する必要性を強調した。同学院における日本語教授環境を改善することによって、卒業生がロシア語での専門知識と同時に日本語能力と日本語での専門知識を得ることができると指摘した³⁹⁶。しかし、1939 年 6 月時点、北満学院における日本語教授問題は改善されておらず、在学中の学生の日本語能力は向上せず、聖ウラジーミル学院と同じ状態であったと白系露人事務局が報告した³⁹⁷。商学部の科目の一部は日本語の教授が導入されたが、日本語能力の不十

³⁹⁵ Там же. Л.193.

³⁹⁶ Там же. Л.192.

³⁹⁷ Там же.

分な学生はむしろ学習できない状態になってしまった³⁹⁸。

問題 2. 資金の供給問題

当局は北満学院を「国立」にせず、「法人」とし、直接民生部の管理下に置いた。白系露人事務局長とロシア正教会主教は運営費の管理人として任命されたが、北満学院の運営に関与ができない状態であった。白系ロシア人側は教育課程の管理から完全に切り離された。1939年度の満洲国当局による補助金は北満学院工学部のみに与えられた³⁹⁹。しかし、工学部は技術実習所や設備が整備されておらず、哈爾濱工業大学の実習所を使用することを当局に指示された。それにもまして北満学院はの自らの校舎を持っておらず、工業部と商業部は学舎が別々であった。工学部は元聖ウラジーミル学院の校舎を使用し、商業部は旧商科大学の校舎を1938年5月まで使用し、その後別の建物を借りていた。その結果、白系ロシア人にとって北満学院は大学として認められるような存在ではないと白系露人事務局長が強調した。閉鎖された2校の校舎のままで北満学院に使用され、「神学部」は聖ウラジーミル学院の建物から追い出された。旧聖ウラジーミル学院院長であったロシア正教会主教メレーティは白系ロシア人社会の中で有力者であったため、飾り物として残された考える。

白系ロシア人の高等教育を指導する幹部を入れ替えることが北満学院の設立の意義であったと筆者は考える。

問題 3. 授業時間帯問題

従来の白系ロシア人高等教育機関は授業料で運営が成り立っていた。その結果、「新学制」導入までの授業時間帯は夜間で、昼間に働く学生と企業などで働

³⁹⁸ Там же. Л.190-191.

³⁹⁹ Там же. Л.194.

く教授（特に技師）の都合に時間を合わせたものであった⁴⁰⁰。北満学院は朝から授業を実施していたため、日中仕事をする青年は北満学院への入学が困難であったと白系露人事務局が報告した。1937年～39年の中学校卒業生は家族の生計を立てるために卒業後すぐ働きだした⁴⁰¹。これが「北満学院の人气が低く、入学志望者が少ない」原因の一つであった⁴⁰²。白系露人事務局の統計によれば、1938年までに存在していた5つの高等教育機関は進学の実績がなかったため、入学者はもっと多かったと報告された。

しかし、この嘆願書への1939年6月29日付の返事が白系露人事務局長宛にきた。特務機関はこの嘆願書に対して厳しい返信をした⁴⁰³。

特務機関は事務局の意見を完全に否定する。この報告書をもっと注意深く読めば、内容に反日満的な態度が読み取れることを注意しなければならない。白系露人事務局は北満学院と他の大学の実態についてどのような情報源に基づいているのか。事務局は極東における新秩序に関する理解は全くなく、満洲国の新しい民衆の生活改善のために新国家当局との協働に対する努力や意欲がない。

すなわち、特務機関長前田は即日この嘆願書の運命を決めた。白系露人事務局及び白系ロシア人に対して教育政策の改善を一切しないと断った。白系露人事務局長は第2部（情報部、学校部）の部長宛てに「このような報告書は二度と提出しないように」と筆記で伝えた⁴⁰⁴。この事実は白系露人事務局による対

⁴⁰⁰ Там же.

⁴⁰¹ Там же. Л.191.

⁴⁰² Там же. Л.191.

⁴⁰³ Там же. Л.194об.

⁴⁰⁴ Там же.

白系ロシア人社会の利害を擁護する力が弱かったことを証明した。白系ロシア人社会の意見と不満は特務機関による反日満的な立場として理解されたので、これ以上公式に不満を表明することをやめた方がいいと白系露人事務局が判断した。1939年時点では、白系露人事務局は白系ロシア人社会内部の活動を整理する一方、満洲国当局に対する利害を代表する立場は弱かった。

この嘆願書に対して日本特務機関長は、白系ロシア人は反日満的に捉えると同時に、満洲国の住民の生活改善及び新政権に対して努力をしていない旨警告をした。満洲国の教育政策を理解できていないと述べ、こんな内容の嘆願書を再び送ることのないよう注意を促した。そして、何も変わらないまま北満学院は存続し続けた。

先行研究は北満学院工学部と哈爾濱鉦工技術工養成所との密接な関係を見落としていていると考える。実は、北満学院工学部は普通技術員を育成するところであり、ロシア語話者の技術者を手伝える技術工を育成したのは哈爾濱鉦工技術工養成所であった。

また、1940年代から北満学院工学部在學生は哈爾濱鉦工技術工養成所の実習所の設備を使用することになった。また夏季実習も2校の學生は同じ実習先で訓練が行われた。その一つに、穆稜炭坑であった。

以下に、哈爾濱鉦工技術工養成所について詳しく検討する。同養成所を巡って発生した諸問題は満洲国五族協和社会の実態の一面を明らかにしたと考える。

5-3. 哈爾濱鉦工技術工養成所 —満洲国の技術者教育政策の朝礼暮改—

哈爾濱鉦工技術工養成所（Русский Техникум）に関する先行研究は乏しい。満洲国の技術工養成所を中心に研究していた原正敏氏（1990）と原正敏氏・隈

部智雄氏共著（1994～95）は『鑛工満洲』・『満洲鑛工年鑑』という定期発行物を使用している。その他、哈爾賓鑛工技術工養成所の日系職員に1988年に聞き取り調査を行った。この研究は現在までのところ最も詳細な論述である⁴⁰⁵。原氏と隈部氏は哈爾賓鑛工技術工養成所が白系ロシア人子弟を対象にしており、その設立は「白系ロシア人対策の一環」であったことを指摘した。この研究が明らかにしたのは：1) 哈爾濱養成所の設立過程、それに関わった機関や人物と2) 運営過程、科目や教員などである、3) 日本語で養成所の概要を掲載。

こうした分析を通して次のことが明確になった。在職白系ロシア人教員がロシア語で教授・実習を指導したこと。在職日本人教員は日本語で教授・実習したこと。日本の大学や在満の養成所を卒業したばかり日本人教員が実習所で指導任命されたこと。日本職員が定期的に入れ替わったこと。1941年8月から年哈爾賓養成所の経営の合理化を図るために外部から委託を受け、物品の加工制作を行い始めたこと。初期に哈爾賓養成所の施設の規模を増やす対策、初期定員数を約2倍増やす対策であったこと。

しかし、養成所の職員・教員の民族的割合（日本人・白系ロシア人）、ロシア語学科卒業の日本人職員のロシア語能力、在学白系ロシア人青年の日本語理解力に触れていない。また白系ロシア人、白系ロシア人社会そのものについては考察が到っていない。

原氏と隈部氏は哈爾賓養成所が毎年白系ロシア人を受け入れたこと、その一方、白系ロシア人のみを対象とした養成所の生徒数は定員より大幅下回っていたことが指摘された。しかし、こうした定員割れの問題が養成所の人気率の低下のせいなのか、白系ロシア人人口の減少なのか、白系ロシア人入学者を増やす改

⁴⁰⁵ 原正敏共著「戦時下、旧満洲における技術員・技術工養成」（原正敏・槻木瑞生・斉藤利彦編著 『調査研究報告書 No.30 総力戦下における「満洲国」の教育、科学・技術政策の研究』、学習院大学東洋文化研究所）、1990年3月、30頁。原正敏・隈部智雄「満洲国における技術員・技術工養成（I）→満洲鑛工技術員協会と「鑛工技術者養成令」」（『千葉大学教育学部研究紀要』第42巻第2部）、1994年2月、208～212頁。

善策があったのか、ということについては、考察も検証もまったく行われていない。養成所の卒業後の進路も不明である。一体、こうした技術教育は意義があったのかどうかを明らかにされていない。

在満白系ロシア人教育問題を検討したポタポワ氏（2010）は、養成所の問題に関わっては、設立の経緯と運営について簡単な紹介がなされている⁴⁰⁶。その中でポタポワは、入学者数が少なかったことに触れ、養成所の設立に懸けられた費用は無駄であったと結論づけている。しかし、ポタポワは、一時は多くの白系ロシア人受験者が集まり定員が満たされていた事実、そしてその後に生徒数が急減していた事実を見落としており、こうした動きの背景についても考察がなされていない。この点についてはすでに紹介した原、原・隈部についても同様である。

ここでは、こうした先行研究の不十分性を意識して、生徒数の減少の原因や卒業後の就職先、白系ロシア人による哈爾濱鉦工技術工養成所の評判・評価、彼らにとって養成所の存在意義まで明確にする課題とする。また、スキデルスキー関係の発行資料集の中に哈爾濱鉦工技術工養成所に関する記述は見あたらないが、筆者は新たに発見した白系露人事務局fond保管哈爾濱養成所関係資料によって、この問題に対するスキデルスキーの関わりを検証した。

ここでは、哈爾濱鉦工技術工養成所の設立から終焉までに哈爾濱養成所の運営過程、教育の質、在学中青年の間の評判と人気率、白系ロシア人社会による評価を確認し、哈爾濱養成所の設立意義と効率を始めて実証的に明確する。そのために、先行研究論文を参考しながら、『鑛工満洲』と『満洲鑛工年鑑』（日語）、同養成所作成文書（日・露語）、そこ勤務中の白系ロシア人教員作成文書（露語）という一次資料、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙という二次資料を使用する。

⁴⁰⁶ Потапова (2010). С.156-157.

1. 哈爾濱鉍工技術養成所の設立と意義

1.1 設立経緯、学科（機械科、電気科、採鉍科）、教育内容

1939年に満洲鉍工技術員協会直営・補助下で4つの技術養成所が設立した。中国人と日本人向けの安東養成所、奉天養成所、旅順工科大学附属技術員養成所と白系ロシア人向けの哈爾濱鉍工技術工養成所であった。

1939年春、関東軍司令部と哈爾濱特務機関と打合せした。そして、5月16日、満洲鉍工技術員協会養成部長と哈爾濱特務機関、哈爾濱工業大学、白系露人事務局との打合せを行った。その結果、哈爾濱鉍工技術工養成所の運営費は満洲鉍工技術員協会の負担で、同養成所の事務所を哈爾濱工業大学で設置されることになった。

5月23日、白系露人事務局とロシア語話者教授らと会議をし、同養成所の学科と教育内容などを確定した。修業年限は1939～41年度が2年であったが、1942年度から戦時のため、技術工養成期間が短縮され、1年制になった。収容人員は1939～43年度に白系ロシア人のみで100名であったが、1943年度から中国人の募集が開始された。学科は3科があった。機械科（製図家、仕上工、旋盤工、トラクター工、熔接工）。定員50名（1939～44年度）。電気科（電気工、電気伝導）。定員25名（1939～44年度）。採鉍科（採鉍工、採鉍）。定員25名（1939～44年度、1944学年度の募集中止）⁴⁰⁷。

校舎は旧哈爾濱日本人中学校の敷地及び建物が買収されたものになった。その一部は増設と既存建物の大改築が行われた（教室、各学科用実習場、寄宿舍、浴室、自習室、食堂、炊事場など）。教授、助教授、指導員は全部16人で、その中に、日本人（所長1名、副所長2名、教員）、白系ロシア人（教授3名、指導

⁴⁰⁷ ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.230. Положение о Техникуме. 『鑛工満洲』第一卷 第一號。

員、主事)、事務員(日本人や白系ロシア人)がいた。機械と電気の実習は1939～42年までにロシア語話者指導員が行っていたが、それ以降日系指導員(斉藤忠志、村田某)に変えられた。

各学科の科長は白系ロシア人であった(1939～45年)。採鉱科科長は元哈爾濱工業大学教授オシポフ(Осипов)であった。電気科科長は元哈爾濱工業大学教授ガネーヴィチ(Ганевич)であった。

機械科科長は元哈爾濱工業大学教授ベロブロードフ(Белобродов、1941年2月病死)で、現地では名声のある学者兼技師であった⁴⁰⁸。

哈爾濱鉱工技術工養成所は全寮制で、手当制もあった。食費(学生がもらわない、運営費の一部として計算)は1人当たり日80銭(計月24円、1944年まで)であったが、1945年度から全寮制が廃止され、学内食事もなくなった。学生に食費として1人当たり月18円になり、非常に少なかったと言える。当時の白系ロシア人養育院(Русский дом)の食費は1当たり日1円(月30円)であった。食費以外に寮生は手当額をもらっていた。1人当たり月10円(1943年まで)であった。1944年度から月7円50銭になった⁴⁰⁹。

1939年7月に新聞に生徒募集広告が報道された⁴¹⁰。8月末に選抜試験後計84名の入所を決定された。設立初期の入試内容は不明である。1944年に1月入試:筆記試験(日本語・算数)、口頭試験(面接・日本語会話)1940年以降、入試期間は1月中だった⁴¹¹。1945年1月入試:口頭試験のみ⁴¹²。

1939年9月2日に開所式および所生入所式を挙行了した。

⁴⁰⁸ ГАХК. Ф.830. Оп.3. Д.3697.

⁴⁰⁹ ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.230.

⁴¹⁰ 『鑛工満洲』第一巻 第一號、42～45頁。

⁴¹¹ ГАХК. Ф.830. Оп.1.Д.177. Положение о шестом приёме слушателей в Харбинский русский техникум по подготовке технического персонала для фабрично-заводских предприятий.

⁴¹² Там же.

同養成所の科目は表 1 で紹介されている⁴¹³。

表 1. 実習科目

科別	教習事項	学 科		実 習 (実習教員 1939～42 年白系 ロシア人実習教員 (実務経験 者)、授業はロシア語で実施。 1942 年からロシア語能力のな い日本人教員導入)
		専 修 学 科 (白系ロシア人担当)	共通学科 (白系ロシア人 と 日本人担当)	
機 械 科	材料強弱、工業材料、機素設計、工作法、機械通論、電気通論、原動機大意、工場要項、製図、応用力学		国 民 道 徳 育	機械製図、旋盤其他、工作機械の取扱、手仕上及機械組立、自動車類の修理組立
電 気 科	工作法、材料強弱学、電気磁気、電気磁気測定、電気機械、発電電所、電力配給、電気用品、工場要項、製図		日 本 語 中 国 語 英 語	屋内、屋外配線工事、電気機器の運転及修理
採 鋳 科	無機化学、採鋳学通論、鋳物学及実習、鋳山土木、吹管分析、鋳山電気、製図、採炭学、地質及鋳床、鋳山測量、工業分析、試金、選鋳学、機械工学、火薬学、鋳山査定		算 術 代 数 幾 何 三 角 物 理	採鋳、採炭法、鋳山測量、地質調査測量並に製図法

日本語学修に関しては、週に 12 (1 年目) 時間～8 時間 (2 年目) であった⁴¹⁴。

白系ロシア人が哈爾賓鋳工技術工養成所に対して魅力を感じた。その一方、批判もあった。その原因について以下に検討する。

1.2 白系ロシア人の対養成所の評判

⁴¹³ 原正敏・隈部智雄 (1994)、210 頁。

⁴¹⁴ ГАРК. Ф.830. Оп.1. Д.230. Л.21.

哈爾濱鉦工技術工養成所の特徴は他の養成所と異なり、日本人・中国人・朝鮮人青年ではなく、初期から白系ロシア人のみを対象とした⁴¹⁵。生徒の間の共通語はロシア語であり、授業が実施されるのはロシア語であった。教育はすべて日本語で実行されるものではなかった。学内・寄宿舍内に同じ白系ロシア人が務めており、精神的に安心することができ、生徒と日系職員の間には異文化の摩擦が生じる場合白系ロシア人寮監によって解決できた（1942年）。白系ロシア人教員の存在は日本系教育機関の雰囲気緩和していたと考える。

卒業後、満洲鉦工技術員協会の指定による満洲国内の企業・工場などで3年間の仕事が義務付けられた（1944年1月から2年間）。このように卒業後の就職が保証されていた。場合によっては、卒業後の就職先の指定は哈爾濱養成所入学前の所在地（実家）に近い所であった。卒業者は21歳前後で、未婚で実家に帰って、近くに就職できた。「金銭的に家庭に助かるからありがたい」という声も多かった。

哈爾濱鉦工技術工養成所は毎年、それぞれの企業から卒業見込みの白系ロシア人技術工を申し込んでいた。その中に、ロシア語系技術工を中心にする露部のある同和自動車工業株式会社、映画撮影機工場、満鉄以外に北満鉄道（哈爾濱鉄道局）、鉄道修理工場、炭坑、林野租借地（日本系近藤林野租借地）があった。就職先でロシア語が使用される。白系ロシア人技術工、特にロシア語系技術工に需要があったことが明らかである。

哈爾濱鉦工技術工養成所の実習所は機械・設備が様々で、「豊富である」という評判は白系ロシア人教育関係者の間で盛り上がり続けた。その一方、実習所の全くない北満学院の学生は同養成所の実習所を利用することになった。

⁴¹⁵「エミгранト」資格のある白系ロシア人及び白系ロシア人と中国人との混血の青年（ロシア語能力有）が入学した。白系ロシア人はロシア人に限らず、「エミгранト」系のタタル人やアルメニア人などがいた。（哈爾濱養成所の入学者名簿を参考。ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.261. Списки принятых в Харбинский русский Техникум, 1942）。

哈爾賓養成所は全寮制で、授業料その他学費（被服、教材、食事、日常生活品など）は支給されることも魅力の一つであった。しかも、学習手当も給与された。

全寮制の場合、食事の質は大きく評判に影響するものであると考える。食事はロシア料理で、作ったのは白系ロシア人（1942年まで）の女性であった。

哈爾賓鉱工技術工養成所の生徒が穆稜炭坑における夏季実習中、苦力のように指示を受け、肉体労働をするのではなく、坑内ガスの濃度や圧力を計測するなどの重要業務も合わせてできる能力を見せているので、実習をしながら炭鉱会社から給料が出ていた。そこから、哈爾賓養成所の採鉱科の教育レベルが高かったことが明らかになった。北満学院の学生と一緒に実習していた。

上記の魅力のある新設の哈爾賓鉱工技術工養成所は白系ロシア人青年、各家庭、教育関係者の間に「絶対に必要な教育機関」として高い評価を得た。

しかし、この状況は設立初期の2～3年間しか続かなかった。1942年から、このような評判の良い養成所に入学希望者数と在學生数が減少し始めた。

2. 哈爾賓鉱工技術養成所の存続問題：運営問題

2.1 問題発生：入所生の減少と解決案

1941～43年の間に哈爾賓鉱工技術工の教育課程、寮内の生活指導に変化が始まった。

機械科科长ベロブロードフは「満洲国白系露人技師会」の会員で、技師界における有力者であったが、彼の死が契機となったと考える。

まず、機械科の実習室の白系ロシア人担当者はロシア語能力のない日本人にかわった。機械科の実習室1941年8月からの物品の加工制作を開始した。しかし、その成果について述べられていない。実は、物品の加工制作は同養成所の運営費を自ら捻出するためのものであったと白系ロシア人教職員が述べた。実習

の日本人指導者はロシア語能力がないため、加工制作の指導は失敗で終わり、養成所は損害をうけたと明らかになった。実習の時、日本人の指導員は身振り手振りで説明することもあり、実習が危険を及ぼしたと述べられている⁴¹⁶。購入された材料が再使用不可になってしまい、同養成所の幹部は加工制作の失敗と損失のため、その後一度も外部からの注文を受けなかった。その後、解雇された白系ロシア人の指導する実習員を戻してほしいという声が高まった。しかし、それは実現しなかった。

寮の生活指導に関しては、寮の管理人は設立直後から日本人が任命されたが、1942 までに白系ロシア人が寮監（（宿舎の指導員）であった。その後、日本人寮監 2 名に変えられた。

寮母（食事かかり）は 1942 年から日本人に変わった。

1943 年から秋田日満技術工養成所や酒田日満技術工養成所卒の日本人が免職された白系ロシア人実習教員に代わりに任命された。

このように、白系ロシア人教員・指導者は同養成所から解雇される傾向が明らかになった。教員以外に、宿舎の指導員や食事の担当者も 1942 年から日本人に入れ替えられたことが明らかになった。その結果、入学希望者数と在學生数の減少の契機になった（表 2）⁴¹⁷。

表 2. 入学希望者数と在學生数の減少

	入学者	卒業者	留年者 (病気、休学、除籍、 逃亡！(人数調査中) その他の理由)	入寮者 (収容量 200 名)
1939 年 第一期	81			81
1940 年 第二期	78	64	17	95

⁴¹⁶ ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.230. Л.21

⁴¹⁷ Там же. Л.25.

			(その中の2名は 不正行為のため除籍)	
1941年 第三期	77	58	37	114
1942年 第四期	63	! 44	! 70	133
1943年 第五期	76	! 47	! 86	162
1944年 第六期	! 36	84	78	114
1945年 第七期	37	—		
合計	411	297		

上記の表2で数字前の「!」は入学時と卒業時の人数の大きな隔たりを示す。1939年度の入学者数は81人であったが、それは哈爾賓鉍工技術工養成所の場合に限らず、同年に設立された安東養成所も同じ状況であり、定員200名に対して第1期入学者は84人しかいなかった。

「学内状況が悪化」という噂が白系ロシア人の間に広がるにつれて、哈爾賓鉍工技術工養成所の人気が落ちていた。それに同養成所内部と外部の要因が存在した。以下に、内部の要因について哈爾賓鉍工技術工養成所の教職員作成した1944年付の報告書に基づき検討する。

要因1。養成所はどんどん日本式の運営管理になり、白系ロシア人教員や指導者が減った。「すべてがロシア風ではなくなった」と証言があり、日本文化に馴染みのない白系ロシア人学生にとって学習環境だけでなく寮内での生活も受け入れにくかった⁴¹⁸。上記教職員作成の報告書によれば、同和自動車工場の露部係は白系ロシア人で、管理者も白系ロシア人なので、作業がうまく行われており、同養成所の白系ロシア人教職員割合を増やした方が良いという意見もあった。それは、白系ロシア人職員は同じ白系ロシア人の特徴が理解できし、利害を守れるからと証言されている。

要因2。同養成所によれば、在学生在が逃亡した理由の一つは食事の問題であ

⁴¹⁸ Тамже. Л.22.

った。白系ロシア人食事係の解雇により、日本人食事係が採用され、白系ロシア人にとっての食事環境が悪化した。ロシア風の料理が作られたが、ジャガイモが泥付きや皮付きなど、ロシア式調理法とは全く異なる形で提供されたため、生徒には受け入れられず、不評であった。食事拒否のケースも増えた⁴¹⁹。戦時、食事の量が減った上に、白系ロシア人学生に配給されたパンを日本人食事係などが無断で持ち帰るなど栄養状態が悪化した。その結果、生徒は親からの食品配送を依頼することが増えた。食料不足の問題は学生の逃亡に繋がり、同養成所への入学希望者数が減っていた。

要因 3。修学年限は 1943 年度から 1 年まで短縮された（1942 年まで 2 年制）。専攻科目の講座より実習が中心となった⁴²⁰。実習のために 1 年間の同養成所の在学は意味がないという声まで上がった。白系ロシア人青年は学校卒業後に哈爾賓鉦工技術工養成所へ進学するのではなく、修理工場などで働き、給料をもらいながら現場で技術を修得する傾向が強まった。

要因 4。同養成所の実習科目は白系ロシア人指導者から日本人指導者に替わり、ロシア語のできない教員が教えており、授業内容がうまく伝わらないことも多かった⁴²¹。寮監は日本人になってから、異文化の問題が表面化した。寮内の白系ロシア人学生への指導が日本式となり、指導という名の下に先輩が後輩を折檻することが横行し、その結果生徒同士の殴り合い、新入生いじめが発生した。これもまた逃亡する原因の一つになった。

2.2 電気科・鉦学科の廃止問題

1943 学年度から採鉦科への白系ロシア人の募集が中止された。「入試に合格

⁴¹⁹ Там же. Л.15, 20, 22.

⁴²⁰ Там же. Л.20, 25.

⁴²¹ Там же. Л.20-22.

しても日本人試験家督に「性格悪し」を理由にして合格者の受け入れを断った何人かがいた」と白系ロシア人教員が白系露人事務局に書き、戦時に鉱山の開発拡張の宣伝している満州国側は「言うこと」と「実際にすること」が理解できないと述べた⁴²²。鉱業科の実習は白系ロシア人指導下で炭坑（札來諾爾炭坑、穆稜炭坑で行われた⁴²³。

採鉱科卒業生の就職先は主に穆稜炭鉱株式会社の鉱山であった⁴²⁴。鉱山は毎年養成所の卒業生 10 人乃至 15 人を採用していた。1944 年から採鉱科の廃止のため鉱山は技術工の人材不足に陥る恐れが発生した。スキデルスキーが作成した養成所採鉱科の存続願の資料がそれを証明している⁴²⁵。

また、「満洲国露人技師会」の会長は北満学院工学部を卒業する技師と哈爾賓養成所を卒業する技師の助手である普通技術工の人数バランスが崩れる恐れがあると述べた⁴²⁶。

学内の改革を希望した白系ロシア人教員は白系露人事務局、スキデルスキー炭坑株式会社、満洲国露人技師協会を仲介者として利用し、哈爾賓養成所の副所長や満洲鉱工技術工協会、関東軍に対する 1943 年 5 月から 1944 年 11 月末にかけて請願していたが、採鉱科への募集問題は未解決で終わった。11 月 30 日に最終会議で白系ロシア人側の哈爾賓養成所の改革案が拒否された。

最終会議で出席したのは、哈爾賓養成所所長、哈爾賓工業大学学長、満洲国露人技師協会会長、チューリン株式会社社長、白系露人事務局の代表者ら、協和会露人部会会長、「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」出版社社長、哈爾賓特務機関の代表者であった。穆稜炭鉱株式会社スキデルスキーは欠席。哈爾賓養成

⁴²² Там же. Л.20-21

⁴²³ Там же.

⁴²⁴ Время, №275 9 октября 1944.

⁴²⁵ ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.230.Л29.

⁴²⁶ Время, №313 16 ноября 1944.

所所長はスキデルスキーが技術工に需要がある場合、会社の全額負担で養成所に学習のために派遣すればどうかという結論した⁴²⁷。

1944年から哈爾賓養成所は採鉱科や電気科へ白系ロシア人の募集はなかった。1945年から白系ロシア人のための全寮制を廃止し、寮を中国人用にし、中国人定員を100名、白系ロシア人定員を35名に変更。1945学年度から白系ロシア人を職種別（仕上工、旋盤工、トラクター工、熔接工、電気工）の教育を開始した。

本研究では、哈爾賓養成所の学内問題と採鉱科の廃止問題が蓄積していた時期はスキデルスキーと満洲国および関東軍との間の関係が悪化した時期に重なったことが明らかになった。哈爾賓養成所の採鉱科と電気科の廃止問題は直接にスキデルスキーにかかわっていたと考える。

1945年1月から電気科・採鉱科が白系ロシア人を受け入れ中止されたため、白系ロシア人科長2名と各学科の白系ロシア人の教授・助教授・指導員が解雇された⁴²⁸。

3. 穆稜炭鉱株式会社と満洲国当局、関東軍

3.1 穆稜炭鉱株式会社について

ここでは、穆稜炭坑の規模を描き、満洲国にとってその魅力を説明する⁴²⁹。また、1940年代頭を中心にスキデルスキーと満洲国との関係を明確にする。そのために、在ハルビン日本総領事館・南満州鉄道株式会社作成資料、1946～49年間のスキデルスキーの証言記録を使用する⁴³⁰。

⁴²⁷ Время, №332 6 декабря 1944, с.3. ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.213.

⁴²⁸ ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.230.

⁴²⁹ 「穆稜炭鉱公司」、「穆稜炭鉱会社」、「ムーリン炭坑」の書き方もあった。

⁴³⁰ Черепица В.Н. «От Волковыска до Харбина. Торгово-промышленная династия Скидельских (конец 19 – середина 20 вв.) в документах и материалах» - Гродно, ГрГУ, 2011.

北満洲にある炭坑の中に最も有名な産炭地（石炭の埋蔵量は豊富）が4か所にあった。札來諾爾炭坑（1922～35年：スキデルスキーは中東鉄道から賃貸した）、甘河炭坑、穆稜炭坑（スキデルスキー経営）、東寧炭坑であった⁴³¹。

穆稜炭坑は大企業（高質石炭を採鉱）であった。炭坑村に3,000人が生活、その中の大多数は労働者（中国人・日本人を含む）。村には病院、国民学校、教会などがあつた。さらに、電気発電所が2カ所あつた（哈爾賓養成所電気科卒業生雇用）⁴³²。

穆稜炭鉱株式会社はスキデルスキー兄弟により1924年に設立された。吉林省とスキデルスキーの共同経営で、ハルビンに本社、吉林に支社、採掘地に事務所を置いていた。スキデルスキーはロシア極東に数十年鉱山を経営していたユダヤ系の著名な実業家であつた。1924年代初頭、ソ連によりスキデルスキー鉱山が国有化されたため、満洲へ亡命した（1910年代から満洲において事業をし、資金が大きかつた）。その後ソ連国籍更新の手続きをせずに「エミгранト」資格を取り、林業と鉱業の利権を取得した。露支合併穆稜炭坑会社の設立以来、日本総領事館と満鉄はスキデルスキー鉱山の鉱山の収益性を計るため詳しい調査を行つていた。ルカシヨオ（九節泡）、ウイサへ（葦沙河） タイマコ（檀馬溝）、サイリンへー（細鱗河）の四つの林区も所有していた。

1933年に穆稜炭鉱が開発していた炭田の規模が白系ロシア人の有名なアーネートー博士（満鉄研究所と協力）発表された。当時のスキデルスキーが開発していた独立している3か所（炭坑）以外、つながっていない10か所もあると（合計：13か所）⁴³³。1930年代スキデルスキーは4つ目の開発に取り組んだ。1940

⁴³¹ 防衛省防衛研究所 陸軍省調査班「北満洲の鉱業に就きて」（アジ歴資料センター JACAR C15120474500）。

⁴³² 『時報（特3）穆稜炭鉱』満鉄哈爾賓事務所調査課、昭和二年、10～15頁。

⁴³³ Вестник Маньчжурин, №14-15, 1933, с.48.中東鉄道経済課の月刊。

年代にスキデルスキーは新しい炭坑の開発を図っていたため技術工が必要であった（炭坑のガス量の測定・爆発予防作業など）。事業を拡大する計画を立てていたが、1943年から採鉱科の問題のため鉱山は技術工の人材不足に陥る恐れが発生した。

3.2 スキデルスキーと満洲国当局、関東軍

スキデルスキーと満洲国との関係は円滑ではなかった。1935年に林業のための賃借地を満洲国に国有化された。スキデルスキーは中東鉄道と穆稜炭鉱鉱山を結ぶ軌道（穆稜駅から炭坑まで63km）を1924年に敷設していたが、1938年、全軌道と所有していた全車輛を満洲国に接収されてしまった⁴³⁴。だが、この時点では、スキデルスキー鉱山を国営化までに踏み切ることができなかった。1937年の時点では、穆稜炭鉱会社に日系社員も入っていた⁴³⁵。それは1930年代後半、スキデルスキーが関東軍と仲が良かったからである⁴³⁶。

しかし、その「信用関係」には金銭的な根拠があったとスキデルスキーが証言した。相互利害関係も働いた。関東軍の関心は石炭だけではなく、ソ連国境に近接する地域にある炭鉱で白系ロシア人青年部隊を集め、「技術教育」という理由づけにひそかに軍事訓練を行っていたという話はスキデルスキーが証言した。

炭坑の経営を継続するためにスキデルスキーが「信用関係」を維持していた。1938年から日本特務機関は戦争費用の名目でスキデルスキーに金品を要求し、しかも年を追うごとにその金額が上がっていった（金額は当初5万国幣であつ

⁴³⁴ Вестник Маньчжурии (1933), с.48.

⁴³⁵ 外務省外交史料館 外務省「外国鉱山及鉱業関係雑件／満洲国ノ部」（アジ歴資料センターJACAR B09041969900）。

⁴³⁶ 外務省外交史料館 外務省「2. 吉林省／4）唐家歳子炭坑」（アジ歴資料センターJACAR B09041967000）。
「スキデルスキー」其の者ハ我カ軍部及哈爾賓総領事館ニ相当信用アル者ナル」と在ハルビン日本総領事が述べた。

た)。石炭を多量で採鉱しているスキデルスキー炭坑に白系ロシア人技術者が必要のため、哈爾濱養成所の鉱業科はスキデルスキー炭坑への人材調達の目的で設立されたと考える。彼の要請書によれば、技術工の調達に関しては、毎年の哈爾濱養成所の卒業生の他に、調達の道がなかった⁴³⁷。報告者は関東軍による養成所の鉱業科の設立に対する協力を考えられる。

1940年頭からスキデルスキーは関東軍を信用しなくなり、関東軍の部隊に攻撃された後、日本人に対して悪い評判を言い出した。1943年までにスキデルスキーから「寄付金」を受け取っていた日本特務機関はスキデルスキーと関係が冷たくなった。1943年まで鉱山の石炭の大部分は「鉄道のため」（南満鉄・北満鉄のことでしょう）という原因で関東軍に納めていた（軍隊は炭坑から直接に貨物車に石炭を回収）。石炭の残りはスキデルスキーが満洲国に指定された個人や企業にしか販売できなかった。1943年から満洲国側の指令により「日満ジョジディ」にしか販売できなくなった。

その一方、スキデルスキーと満洲国との関係も冷却化していた。法的な接收の試みがあったが満洲国が失敗したとスキデルスキーが証言している。すなわち、坑道の崩落事故が起こったが、その目的はスキデルスキーによる鉱山の運営に損失を与えるものであり、それを理由として彼の鉱山を法的にかつ正式に接收しようとするものであった。しかしながら、スキデルスキーはその事故は妨害工作であったことを証明ができ、経営を続けることができた。

1943年満洲国側はスキデルスキーに事業買収の提案を行った。だが、当時の「満洲国幣」の為替レートが低かったためスキデルスキーは断った。その後満洲国は鉱山自体の買収を試みていたが実現できなかった⁴³⁸。

⁴³⁷ ГАРК. Ф.830. Оп.1. Д.230.

⁴³⁸ 1945年8月9日、スキデルスキーは関東軍により逮捕されたが、関東軍や日本人官僚の撤退により逮捕から4日後に解放された。9月7日にソ連軍により拘束され、ソ連国内へ連行され、ソ連特務機関による2～3年間の取り調べ調査中に病死。

満洲国当局は哈爾賓鉱工技術工養成所の採鉱科を閉鎖した原因はスキデルスキーの経営の炭坑にあったと考える。

以上、哈爾賓鉱工技術工養成所の意義を明らかにした上、学内外問題を分析にすることによって、満洲国の五族協和の実態を実証的に明確にした。

まず、満洲国の技術教育政策と白系ロシア人との関わりについて。

本研究はポタポワの結論に対比し、哈爾賓鉱工技術工養成所の設立は無駄ではなかったことを明らかにした。初期に白系ロシア人に高く評価され、その原因とその時期の哈爾賓養成所の特徴が明確になった。また、卒業後の就職先も明確に。その一方、設立初期に白系ロシア人に提供された教育状況と条件は途中で徐々に変更されたこと、白系ロシア人の意見が無視されたことが分り、生徒の募集の意図的な中止を明らかにすることによって、先行研究では指摘された定員割れの原因は明らかになった。とはいえ、白系ロシア人にとって養成所の存在意義は大きかったと証明できた。

現実には、満洲国の都合によるその教育政策のゆがみによって白系ロシア人の期待は裏切られ、満洲国は白色ロシア人からの「信用」を失った入学希望者の採鉱科の廃止によって、採鉱科で技術工を目指した白系ロシア人は就職先のところか、技術教育チャンスが奪われた。満洲国は技術教育の必要性を宣伝しながら、こうした教育を与えないことにした。「戦時だった。そういう時代だった。」という理由は十分な答えにならないと考える。同時に「いうこと」と「すること」は一致していなかったからである。採鉱科に白系ロシア人の代わりに中国人を受け入れたことから、技術工に需要があったことが分かる。

哈爾賓鉱工技術工養成所とスキデルスキー穆稜炭鉱との関わりについて。

スキデルスキーにとって哈爾賓養成所で養成した技術工を採用することは人材取得のための唯一の道であった。しかも、養成所の教育レベルが良く、在学中

白系ロシア人は炭坑で実習中に高い能力を見せた。穆稜炭坑での採炭規模を拡大する予定のあるスキデルスキーは白系ロシア人普通技術工に対する要求が増えていたが、満洲国との間の利害関係の影響で、養成所の卒業生調達が中断されたことが明らかになった。

満洲国とスキデルスキー穆稜炭鉱との関係について

先行研究はスキデルスキーと満洲国、関東軍との間に複雑な関係を意識していなかった。1930年代末に、満洲国は鉱業の開発に力を入れており、採炭量を増やすためにスキデルスキーの指導下にある穆稜炭坑の円滑な事業活動に関心があったため、炭坑に必要な技術工の育成・調達を目的として哈爾賓養成所の設立過程で採鉱科を設置したと考える。また、1942年春に安東鉱工技術員養成所の鉱山科を廃止してその実習施設の一部を哈爾賓養成所に移管し、採鉱科に白系ロシア人の募集を続けた。つまり、スキデルスキーの炭坑への技術工を調達し続けていたことになる。だが、満洲国とスキデルスキーと関係は悪化しつつあり、後になって採鉱科へ白系ロシア人募集の中止の原因になったと考える。満洲鉱工技術工協会はスキデルスキー炭坑用の人材を育成するために費用は出さないことを決定したと言える。

以上で、白系露人事務局、スキデルスキー、白系ロシア人青年とその家族は満洲国における安定生活の期待が裏切られたと感じたことを本研究が明らかにした。技術教育取得チャンス、卒業後の就職によって生活の安定化を白系ロシア人に対して宣伝していた満洲国は哈爾賓養成所の白系ロシア人定員を減らし、国民の構成員とした白系ロシア人を配慮しなくなった。それは満洲国の対白系ロシア人技術教育政策の実態であった。

終章 結論と今度の課題

満洲国は白系ロシア人を国民として宣伝し、国民としての義務を課し、将来に対する期待を与えた一方、白系ロシア人に対する国家の責務が種々のことを理由として年々に弱まっていった。このように五族協和社会におけるダブルスタンダードが存在していたことが明らかになった。この二重性とは、宣伝される五族協和と実際にある五族協和のことである。

多民族国家満洲国における東洋文化と西洋文化が交錯した舞台は教育分野であった。満洲国と白系ロシア人の間の対立は後者にとって宗教倫理的・アイデンティティ的には勝利であったが、経済的には敗北の連続であった。それは、白系ロシア人教育機関は満洲国当局に制度的・金銭的に依存していたからである。

本研究を行った結果、序章で取り上げた課題を如何に明らかになった。

1) 1930年代半ばにおける白系ロシア人学校の実態を検討した結果、学校関連データ、カリキュラム、ロシア式教育の特徴、白系ロシア人の道德教育、職業教育、高等教育の実態を実証的に明らかにした。また、白系ロシア人教育機関は満洲国に経済的に依存していたことを理由にし、満洲国当局が白系ロシア人学校に対して財政的な統制を始めたことを明確にした。

2) 白系ロシア人による対「新学制」導入の動きとは、宗教倫理的、経済的な理由があったからこそ反発や抵抗が起こったことを明らかにした。それに、道德教育を巡る反発は白系ロシア人社会の中で有力者として、白系露人事務局ではなく、ロシア正教会側であったことが明らかになった。その一方、「新学制」導入によって、満洲国は白系ロシア人教育制度に干渉・介入することに成功した。それにより、職業・高等教育への当局の影響が強まり、白系ロシア人の不満や反発を満洲国当局が真摯に取り合わない状態であった。白系ロシア人は現状を甘受するしかなかった。「新学制」導入は満洲国当局が新政体・治安を維持する目的

であり、それが「新学制」導入の本当の意義であったと考える。「国民精神」・「建国精神」の養成は新体制を維持する目的であった。

3) 満洲国は時代の要求に応じて白系ロシア人の生活を安定化させるためにまず技術教育を薦めた。その一方、満洲国当局・関東軍は白系ロシア人に対する技術教育を存続させるか否かを決めることにした。

現実には、満洲国の都合によるその教育政策のゆがみによって白系ロシア人の期待は裏切られ、満洲国は白系ロシア人からの「信用」を失うことに繋がった。それは太平洋戦争時に、白系ロシア人社会の中に満洲国と日本の对在満白系ロシア人政策に不満が強まり、反日満の気持ちや好ソ連的な政治観が生まれる契機に繋がったと考える。白系ロシア人は1943～44年から満洲国における自らの将来が見えにくくなってきた。

満洲国五族協和社会の本質について言えば、白系ロシア人社会が体験していた五族協和社会は次のものであった。1) 多民族国家満洲国を指導する関東軍司令部、日系官吏及び一般日本人（事業家、開拓団など、また朝鮮人も含む）、すなわち五族の代表者としての日本人社会がその本源である。満洲国の政策は、教育政策も含めて日系官吏主導で在満洲国日本人が暮らしやすい社会制度を建設するためになされたものであった。また、日本語が国語と決定された2) 他の民族に比べると人口比率の圧倒的に高い満人（中国人も含む）が国家の土台であり、外観上国を代表する民族であった。日系官吏や満系官吏は他の少数民族に比べると満人により優先的な政策を取った。中国語（「満語」、「満洲国文」）は国語と決定された3) 五族の構成者として宣伝された少数民族の白系ロシア人は、その人口が少ないことに比してその異文化の特殊性、その異文化の強固な主張が顕著であり、満洲国当局にとってうるさい存在であった。日本語学習が重視された「新学制」導入を巡る白系ロシア人と満洲国当局の間の一連の対立は、その典型

である。

多民族国家満洲国は五族協和・民族協和を實踐する社会として全世界に宣伝していた。しかし、こうした五族協和社会に「協和」が存在していたかという点、白系ロシア人社会の場合には、五族協和・民族協和の実態は宣伝の言葉に過ぎなかったと明らかになった。満洲国五族協和論で扱われるこの 2 つの宣伝用語は「」に入れるのが適当であろう。満洲国社会は、特に少数白系ロシア人にとって「協和」の社会ではなかった。満洲国は白系ロシア人にとって何だったのか。それは教育分野の場合に見ると、王道政治の国であったが、楽土の国であったとは言いがたい。教育政策は右往左往なもので、場合によって朝礼暮改という形であった。

筆者は今後の課題として満洲国社会における白系ロシア人に対する宣伝政策の特徴を深めて研究していきたい。

参考史料・文献

一次資料

- ・『民政部第二次統計年報』満洲帝国民政部總務司資料科 康德三年。
- ・『民政部調査月報』民政部總務司資料科 康德四年。
- ・『民政部調査月報』民政部總務司資料科 康德二年。
- ・防衛省防衛研究所「哈爾濱特別市全図 康德二年一」
(アジア歴史資料センターJACAR C14021108800)。
- ・防衛省防衛研究所 陸軍省調査班「北満洲の鉱業に就きて」
(アジア歴史資料センター JACAR C15120474500)。
- ・防衛省防衛研究所 陸軍省大日記「満洲国協和会主催白系露人三河カザツク協和青年団
訪日視察ニ関スル件」昭和十四年十月十九日
(アジア歴史資料センターJACAR C01003529800)。
- ・防衛省防衛研究所 陸軍省大日記「北支極東学院白系露人学生団見学ニ関スル件」昭和
十五年四月(アジア歴史資料センターJACAR C01004838800)。
- ・『時報(特3) 穆稜炭鉱』満鉄哈爾濱事務所調査課、昭和二年。
- ・『満洲國概覽』國務院總務廳情報處、新京、康德元年十月一日。
- ・『三河事情』、新京、満洲事情案内所、康德八年七月
- ・外務省外交史料館 外務省「外国鉱山及鉱業関係雑件／満洲国ノ部」
(アジア歴史資料センターJACAR B09041969900)。
- ・外務省外交史料館 外務省「2. 吉林省／4) 唐家歳子炭坑」
(アジア歴史資料センターJACAR B09041967000)。
- ・外務省外交資料館 外務省記録「在哈赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二十
九日(アジア歴史資料センター JACAR B04012196300)。
- ・外務省外交史料館 外務省記録「哈爾濱基督教青年会学校部日本見学団引率者ニ対スル
視察手当補給ニ関スル高裁案」昭和十五年七月『7. 哈爾濱キリスト教育青年学校生徒』
(アジア歴史資料センターJACAR B05015775400)。
- ・外務省記録、昭和九年三月二十九日、『外国學校關係雑件 第一巻』
- ・外務省外交史料館「満洲ニ於ケル日本語教育ニ就テ(支那視察報告第七号) 自昭和十
四年十一月」(アジア歴史資料センターJACAR : B05016095000)。
- ・外務省外交資料館 外務省記録「在哈赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二十
九日「16. 満洲国(7) 在哈赤白教育機関状況」『外国學校關係雑件 第一巻』(アジア歴史資料セ
ンターJACAR B04012196300)。
- ・外務省外交史料館 外務省記録「在中国及満洲国各人学校關係雑件 23 白系露人ノ教育
機関關係」(アジア歴史資料センター JACAR B04012244900)
- ・外務省外交史料館「在哈赤、白教育機関状況に関する件」昭和九年三月二十九日。(アジア歴
史資料センター JACAR B04012196300)
- ・国立文書館「内閣 満洲国建国大学ニ関スル件」(アジア歴史資料センター
- ・国立公文書館「満洲国建国大学日本訓練旅行団一向ニ対シ便宜供与方依頼ノ件」昭和十
五年十一月『公文雜纂・昭和十五年・第四十三巻・宮内省・宮内省、枢密院・枢密院、外
務省一・外務省一』(アジア歴史資料センターJACAR A04018562500)。
- ・東洋文庫所蔵。Чеусов В.В. Русские студенты в Кенкоку Дайгаку. 2 мая 1998.
- ・東京大学大学院人文社会系研究科文学部図書室保管。『建国大學授業報告 第一號 露

人學生に對する日本語教授の報告』建国大学 康德六年七月十日、43 頁。

・『鑛工満洲』第一卷 第一

・『協和会創立十周年記念全国會員大会並康德九年度全国連合協議会記録及分科委員会記録 (日文)』満洲帝国協和会編、1942 年版

・南満州鉄道株式会社『満洲五箇年計画概要』1937 年。

・ Законоположения и правила о школах.- Харбин: Министерство Народного Благополучия, 1938.

・ Игумен Филарет. Конспект по Закону Божьему (По кн. «Христианская Жизнь» прот. Н. Вознесенского) Издание Обители Милосердия. Харбин. 1936, с.57.

・ Программа преподавания гражданской морали для русских высших народных школ в Маньчжу-Ди-Го. Харбин. 1942.

・ Учебные программы народных и повышенных народных школ для Российских эмигрантов. Мастросов П.А. Издательство ГБРЭМ, Харбин, 1943.

ハバロフスク州国家文書館所蔵資料

ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.34.Л.6.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.187.

ГАХК. Ф.830.Оп.2. Д.16. Л.207-208.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.150-151.

ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.40. Л.70. Л.126.

ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.27. Л.70.

ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.70. Л.126.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д. 18. Л.98,129.

ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.40. Л.65.

ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.70. Л.159.

ГАХК Ф.Р830, оп.1, д.1.

ГАХК Ф.830.Оп 2. Д.16.Л.117-117об.

ГАХК Ф.830.Оп 2. Д.18.Л.3.

ГАХК Ф.830.Оп.3. Д.22881.

ГАХК Ф.830.Оп.3. Д.43047.

ГАХК Ф.830 Оп.2 Д.11 Л.97.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.15.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.8-13.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.104.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.131.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.11.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.172.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.11. Л.23-24.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.18. Л.150-151.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.11. Л.102.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.157-160.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.15.

ГАХК. Ф.830. Оп.2. Д.16. Л.20-21.

ГАХК Ф.830 Оп.1 Д.27 Л.70.

ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.70. Л.126.

ГАХК.Ф.830.Оп.2.Д.11.Л.77.

ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.143-144.

ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.222.
ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.221об.
ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.222.
ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.51136, д.43047, д.52140а, д.42443.
ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.43047 (Серёдкин), л.7.
ГАХК. Ф.Р830, оп.3 д.48, л.12 об.
ГАХК Ф.Р830 оп.3 д.51136.
ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.52140а, л.14.
ГАХК. Ф.830.Оп.1.Д.40. Л.194об.
ГАХК Ф.Р830, оп.3, д.43047.
ГАХК. Ф.830.Оп.1. Д.70. Л.157.
ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.57-59.
ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.245.Л.119.
ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.117.Л.29.
ГАХК. Ф.830.Оп.1.Д.40. Л.190.
ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.230. Положение о Техникуме
ГАХК. Ф.830. Оп.3. Д.3697.
ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.230.
ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.213.
ГАХК. Ф.830. Оп.1.Д.177. Положение о шестом приёме слушателей в Харбинский русский техникум по подготовке технического персонала для фабрично-заводских предприятий.
ГАХК. Ф.830. Оп.1. Д.261. Списки принятых в Харбинский русский Техникум, 1942)

ロシア連邦国家文書館所蔵資料

ГАРФ. Ф.5851. оп.1. Д.6 Л.1.
ГАРФ. Ф.5851. оп.1. Д.6 Л.17-18.
ГАРФ. Ф.5851. Оп.1. Д.6. Л.10-11
ГАРФ. Ф.5851. Оп.1. Д.6. Л.5-6об.
ГАРФ.Ф.9145.Оп.1.Д.270.Л.6.
ГАРФ. Ф.5851. оп.1. Д.6 Л.17об.

ロシア軍事国家文書館所蔵資料

РГВА. Ф.308к.Оп.3.Д.456.Л.212.
РГВА.Ф308к.Оп.19.Д.47.Л.111-112.

二次資料：新聞・雑誌（ハバロフスク州国家文書館及び附属科学図書館所蔵、ロシア連邦国家文書館所蔵、ロシア軍事国家文書館所蔵、神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」）

Заря, №328 4 декабря 1937, с.5.

Заря, №129 18 мая 1938, с.5.

Заря, №129 18 мая 1938, с.5.

Заря, №129 18 мая 1938, с.5.

Заря, №52 25 февраля 1938, с.5.

Заря, №24 28 января 1938, с.5

Заря, №10 14 января 1938, с.7.

Заря № 329 5 декабря 1937, с.12

Заря, 21 октября 1937, №284.

Заря, №144 2 июня 1937, с. 5.

Заря, №144 2 июня 1937, с. 5.

Заря, №238 5 сентября 1937, с.8.

Заря, №15 19 января 1938, с.5.

Заря, №354 30 декабря 1937.

Заря, 21 октября 1937, №284.

Гунбао, №3319 1 марта 1937, с.6.

Гунбао, №3323 6 марта 1937, с.5.

Гунбао, №3411 1 июня 1937, с.5.

Гунбао, №3409 4 июня 1937, с. 5.

Гунбао, №3406 6 июня 1937, с.5.

Гунбао, №3411 1 июня 1937, с.5.

Гунбао, №3250, 16 декабря 1936, с.5.

Гунбао, №3411 1 июня 1937, с.5.

Гунбао, №3411, 1 июня 1937, с.5.

Гунбао, №3409, 4 июня 1937, с. 5. Гунбао, №3406, 6 июня 1937, с.5.

Гунбао, №3300, 10 февраля 1937, с.5.

Харбинское время, №311(2144), 18 ноября 1937.

Харбинское время, №330(2163), 7 декабря 1937, с.5.

Харбинское время, №270(1750), 6 октября 1936, с.6.

Харбинское время, №320(1800), 27 ноября 1936, с.6

Харбинское время, № 330 (2163), 7 декабря 1937.

Харбинское время, №325(1805), 2 декабря 1936, с.5 ;

Харбинское время, №311 (2144), 18 ноября 1937.

Харбинское время, №319(2152) 26 ноября 1937.

Харбинское время, №330(2163), 7 декабря 1937

Харбинское время, №331(2164), 8 декабря 1937.

Харбинское время, №311(2144), 18 ноября 1937.

Харбинское время, 3 марта 1936, №71(1551), с.4.

Харбинское время, №342(1822) 19 декабря 1936, с.5.

Харбинское время, №79(2265) 25 марта 1938, с.4.

Харбинское время, №63(1543) 8 марта 1936, с.11.

Харбинское время, №144(1624) 2 июня 1936, с.5.

Харбинское время, №77(1557) 22 марта 1936, с.13.

Харбинское время, №47(1527) 20 февраля1936, с.5.

Харбинское время, №1(2787) 1 января 1938, с.7.

Харбинское время, №122(1602) 10 мая 1936, с.9.
Харбинское время, №275(2108) 12 октября 1937, с.2.
Харбинское время, №267(1747) 3 октября 1936, с.5.
Харбинское время, №52(2238) 25 февраля 1938, с.5.
Харбинское время, №54(2240) 27 февраля 1938, с.11.
Харбинское время, № 68 (2254) 14 марта 1938, с.5.
Харбинское время, №10(2196) 14 января 1938, с.5.
Харбинское время, №49(2235) 22 февраля 1938, с.7.
Харбинское время, №143(1976) 1 июня 1937, с.5.
Харбинское время, №310(2143) 17 ноября 1937, с.5.
Харбинское время, №310 (2143) 17 ноября 1937, с.5.
Харбинское время, №330 (2163) 7 декабря 1937, с.5.
Харбинское время, №22 (2208) 26 января 1938, с.5.
Харбинское время, №12 (1492) 16 января 1936, с.7.
Харбинское время, №120 (2306), 9 мая 1938, с.3.
Харбинское время, №122 (2308), 11 мая 1938, с.5.
Харбинское время, №280(2113), 17 октября 1937, с.5
Харбинское время, №29(1509) 2 февраля 1936, с.3.
Харбинское время, №238(1718) 4 сентября 1936, с.6.
Харбинское время, №343(1823) 20 декабря 1936, с.2.
Харбинское время, №331(2164) 8 декабря 1937, с.6.
Харбинское время, №330(2163) 7 декабря 1937, с.5.
Харбинское время, №97(1577) 12 апреля 1936, с.8.
Харбинское время, №15(2201), 19 января 1938, с.5.
Харбинское время, №81(1561), 26 марта 1936, с.5.
Харбинское время, №143(1976), 1 июня 1937, с.5.
Харбинское время, №330(2163), 7 декабря 1937, с.5.
Харбинское время, №49(2235) 22 февраля 1938, с.7.
Харбинское время, №29 (2215), 2 февраля 1938, с.5.
Харбинское время, №29(2215), 16 февраля 1938, с.5.
Харбинское время, №339 13 декабря 1944, с.3.
Харбинское время, №255(4556) 17 сентября 1944, с.2.
Харбинское время, №291(2124) 28 октября 1937, с.5.
Харбинское время, № 151 (1631) 9 июня 1936.
Харбинское время, №124(2310) 13 мая 1938, с.4.
Харбинское время, №321(2154) 28 ноября 1937, с.8.

Харбинское время, № 309 (2142) 16 ноября 1937, с.5.
 Харбинское время, № 18 (2204) 22 января 1938, с.5.
 Харбинское время, № 19 (2205) 23 января 1938, с.9;
 Харбинское время, № 22 (2208) 26 января 1938, с.5;
 Харбинское время, № 33 (2219) 6 февраля 1938, с.7.
 Харбинское время, № 19 (2205) 23 января 1938, с.9.
 Харбинское время, № 33 (2219) 6 февраля 1938, с.7.
 Харбинское время, № 33 (2219) 6 февраля 1938, с.7.
 Харбинское время, № 68 (2254) 14 марта 1938, с.5.
 Время, №275 9 октября 1944.
 Время, №313 16 ноября 1944.
 Время, №332 6 декабря 1944, с.3.
 Время, №244(4545) 6 сентября 1944, с.5.
 Вестник Маньчжурии, 1933, № 11(14-15), с.157-163.
 Рубеж 1938, №1.
 Рубеж, 1934, № 31.
 Рубеж, № 33 (802) 10 ноября 1943.
 『満洲日日新聞』 1938.9.4。
 『大阪時事新報』 1934.6.23。
 『満州日報』 1935.3.25-1935.3.31。

参考文献

- ・鈴木健一（1981）「満洲国における教育政策の展開」『中嶋敏先生古稀記念論集下』汲古書院。
- ・豊田国夫（1964）「満洲国の国語政策」『民族と言語の問題 ―言語政策の課題とその考察―』錦正社。
- ・佐藤広美（2002）『「植民地教育支配と天皇制」について―指定討論者として発言から―』『「文明化」による植民地支配植民地教育史研究年報 2002 年』皓星社。
- ・野村章（1994）『「満洲・満洲国」教育史研究序説』エムティ出版。
- ・大森直樹・金美花・張亜東（1994）「中国人が語る『満洲国』』教育の実態―元吉林師道大学学生：王野平氏へのインタビュー記録―『東京学芸大学 教育科学』第 1 部第 45 号（1994 年 3 月）。
- ・張華峰、駒込武（1999 年）『「満洲国」統治下における中国東北地域の教育―本溪县におけるインタビュー調査を中心にして―』『お茶の水女子大学 人間発達研究』第 22 号（1999 年）。
- ・斉紅深編・竹中憲一訳（2004 年）『「満洲」オーラルヒストリー〈奴隷化教育〉に抗して』皓星社。
- ・姜念東、伊文成、解学詩、呂元明、張輔麟『偽満洲国史』[長春]：吉林人民出版社、1980 年。

- ・同諸著『偽満洲国史』大連：大連出版社、1991。
- ・『満洲国史 各論』満洲国史編纂刊行会、1971年。
- ・『満洲国史 総論』満洲国史編纂刊行会、1970年。
- ・『アジア・太平洋戦争辞典』吉川弘文館、2015年。
- ・『満洲忘じがたし』、満洲教育専門学校同窓会・陵南会、昭和四十七年。
- ・生田美智子「日本統治下ハルビンにおける「二つのロシア」：ソビエトロシアと亡命ロシア」『言語文化研究. 35』、2009-03。
- ・生田美智子「白系露人事務局：ハルビンにおける活動を中心に」『セーヴェル』2011年3月。
- ・中嶋毅「満洲国北満学院の歴史 一九三八-一九四五年」『ロシア史研究』 Vol. 79 (2006)。
- ・中嶋毅「満洲国白系露人事務局—1934～35年」『ロシアと日本』成文社、2010年。
- ・韓玲玲「北村謙次郎文学における白系ロシア人イメージ —「苦杯」を中心に—」『総研大文化科学研究』 (11), 2015-03。
- ・内山ヴァルーエフ紀子「哈爾濱のロシア人学校—初等・中等教育編—」『セーヴェル』第9号、1999年。
- ・嶋田道彌『満洲国教育史』文教社、大連、1935年12月。
- ・藤原彰・今井清一『五十年戦争史 日中戦争』、1988。
- ・原正敏「戦時下、旧満洲における技術員・技術工養成」（原正敏・槻木瑞生・斉藤利彦編著『調査研究報告書 No.30 総力戦下における「満洲国」の教育、科学・技術政策の研究』、学習院大学東洋文化研究所）、1990年3月。
- ・原正敏・隈部智雄「“満洲国”における技術員・技術工養成（I）—満洲鉦工技術員協会と「鉦工技術者養成令」—」（『千葉大学教育学部研究紀要』第42巻第2部）、1994年2月。
- ・原正敏「満洲国」の技術員・技術工養成をめぐる若干の考察『技術教育学研究』、v.10, 1996。
- ・宋恩栄、余子侠主編『日本の中国侵略植民地教育史 第一巻 一東北編』2016年。
- ・山根幸夫『満洲』建国大学の一考察『社会科学討究』早稲田大学社会科学研究所、第32巻、第3号、1986年。
- ・斉藤利彦「満洲国」建国大学の創設と展開—「総力戦」下における高等教育の「革新」『調査研究報告書 No.30 総力戦下における「満洲国」の教育、科学・技術政策の研究』、学習院大学東洋文化研究所、1990年3月。
- ・志々田文明「『民族協和』と建国大学の教育」『社会科学討究』早稲田大学社会科学研究所、第39巻、第2号、1993年。
- ・志々田文明「『満洲国』建国大学に於ける銃剣道教育」『武道学研究』早稲田大学体育学研究紀要、第32巻、第1号、1999年。田中寛「建国大学における理念と実相—皇道主義教育思想とその言語政策論をめぐって—」『植民地教育の支配責任を問う』植民地教育史研究年報、皓星社、第4号、2001年。
- ・志々田文明「『満洲国』建国大学に於ける騎道教育」『武道学研究』早稲田大学体育学研究紀要、第34巻、第3号、2002年。
- ・志々田文明著『武道の教育力—満洲国・建国大学における武道教育—』日本図書センター、

2005年。

・裴富吉「経営学者の経営倫理的考察—満州帝国建国大学と山本安次郎—」『大阪産業大学経営論集』大阪産業大学学会、第3巻、第3号、2002年。

・柴田陽一「建国大学における地理学者とその活動—宮川善造を中心に—」『史林』京都大学大学院文学研究科内史学研究会、第94巻、第5号、2011年。

・宮沢恵理子著『建国大学と民族協和』風間書房、1997年。

・山根幸夫著『建国大学の研究—日本帝国主義の一断面—』汲古書院、2003年。

・西原『全記録ハルビン特務機関』、1980。

・石剛（1993）『植民地支配と日本語』三元社。

・解学詩（1995）『偽満洲国史新編』北京：人民出版社 1995年。

・小沢有作（2001）「植民地教育認識再考—日本教育問題としての植民地教育問題」『「大東亜戦争」期における日本植民地・占領地教育の総合的研究』平成10・11・12年度科学研究費補助金研究成果報告書（平成13年3月）。

・渡部宗助・竹内憲一編『教育における民族的相克 日本植民地教育史論 I』東方書店 2000年。

・于逢春（2001）『「満洲国」の蒙古族に対する日本語教育に関する考察』『広島大学大学院教育学研究科紀要。第三部，教育人間科学関連領域』第3部第50号（2001年）。

・多仁安代（2006）『日本語教育と近代日本』岩田書院。

・ Печерица В. Ф. Духовная культура русской эмиграции в Китае. ДВГУ. Владивосток, 1999.

・ Потапова И. В. Российская эмиграция в Маньчжу-Ди-Го: военно-патриотическое воспитание молодежи.//Дальний Восток: наука, образование. XXI век. IV Крушановские чтения. КНАГПУ. Комсомольск-на -Амуре, 2005.

・ Потапова И. В. Русская система образования в Маньчжурии. 1898-1945 гг. Хабаровск, 2010.

・ Потапова И.В. Русская школа в Маньчжурии. 1898-1945 годы: монография. Хабаровск «Частная коллекция», 2010.

・ Потапова И.В. Церковь и русская школа в Маньчжурии в 20-40-е гг. XX в. Актуальные проблемы исследования истории КВЖД и российской эмиграции в Китае. -Хабаровск ДВГГУ, 2008.

・ Чапыгин И.В. Русские на территории Маньчжурии и в полосе КВЖД (XVII – начало XX века). «Преподаватель XXI век», 2014, №1.

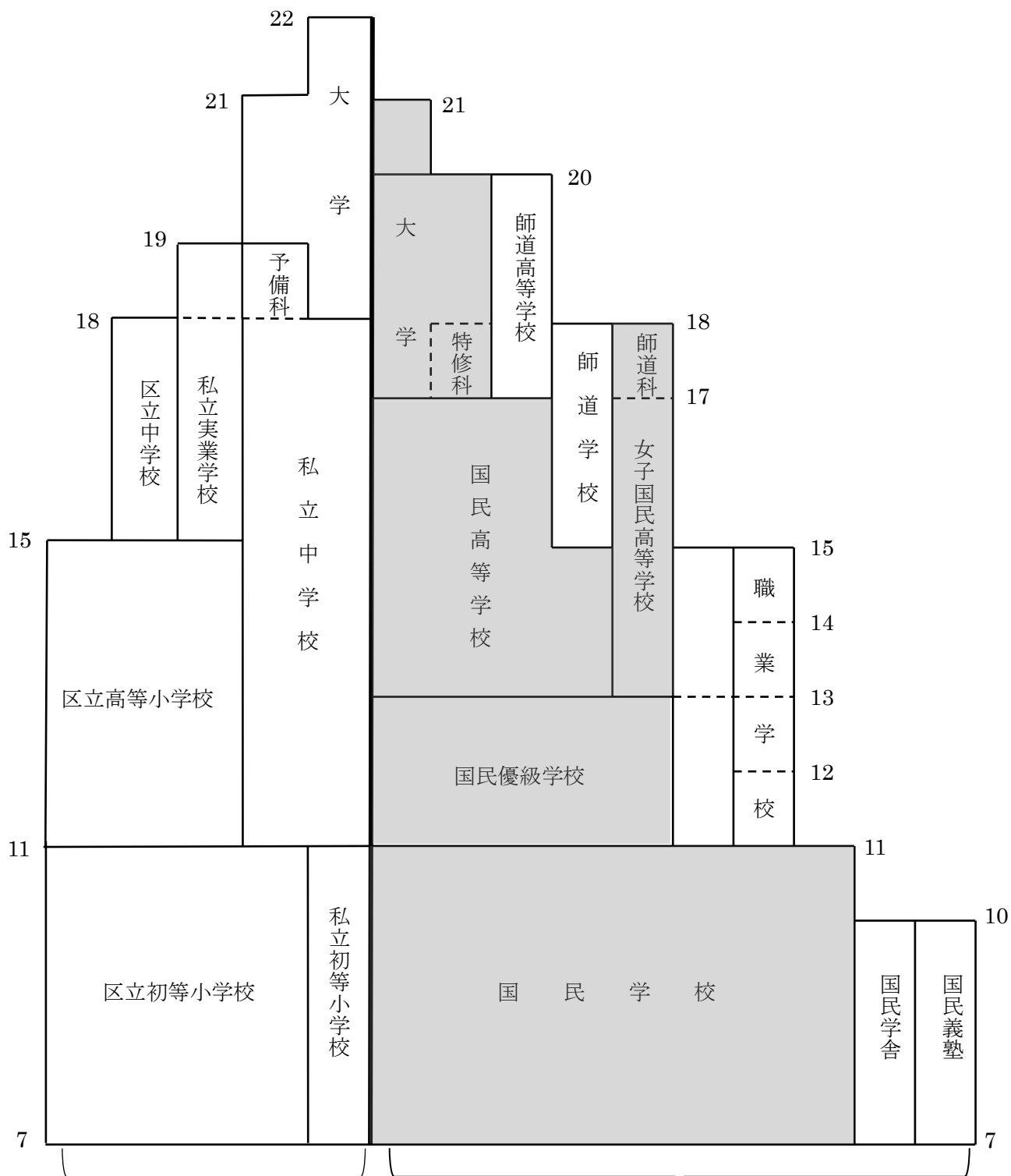
・ Аблова Н.Е. КВЖД и российская эмиграция в Китае. Международные и политические аспекты в истории (первая половина XX века). Москва, Русская панорама, 2005. С.66.

・ Косинова О. А. Национальная идея в содержании образования и воспитания российского зарубежья в Китае первой половины XX века.//Знание. Понимание.

Умение. №1. 2008.

- Говердовская Л. Ф. Образовательная и научная деятельность русской эмиграции в Китае 20-40-е гг. // Россия и АТР. №3. 2006.
- Еропкина О. Русские и китайские школы на КВЖД. 20-е гг. // Проблемы Дальнего Востока. №3. 2001.
- Мелихов Г.В. Российская эмиграция в международных отношениях на Дальнем Востоке. 1925-1932. М., 2007.
- Черепица В.Н. «От Волковыска до Харбина. Торгово-промышленная династия Скидельских (конец 19 – середина 20 вв.) в документах и материалах» - Гродно, ГрГУ, 2011.
- Аурилене Е.Е., Потапова И.В. Русские в Маньчжу-Ди-Го: «Эмигрантское правительство», Хабаровск, 2004.
- Дубаев М.Л. Бюро по делам российских эмигрантов в Маньчжурии. «Восточный архив» 2001, №6-7.
- Ульянова Г.Н. Образование и просвещение. Печать. Монография. М., 2002.
- Энциклопедический словарь Брокгауза Ф.А. и Ефрона И.А., С.-Пб. Т. 12. 1894 года издания. Статья Барсова Н.
- Гизей Ю.Ю. Законодательное регулирование деятельности церковных школ в России в 1884-1917 гг. // Право и образование, 1/2006.

図1 新学制学校体系表（数字は年齢） （注）色付き部分は、白系ロシア人が進むこととなった学校体系



「新学制」導入前の
白系ロシア人学校体系

「新学制」導入後の満州国の学校体系